

令和元年5月28日 開会

令和元年6月25日 閉会

令和元年6月定例会

美作市議会会議録

令和元年5月28日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和元年第3回美作市議会6月定例会)

令和元年5月28日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 特別支援学校調査研究特別委員会委員長の間接報告について
日程第6 議会改革特別委員会委員長の間接報告について
日程第7 議案第45号訂正の件
日程第8 報告第2号 平成30年度美作市一般会計繰越明許費繰越計算書
日程第9 議案第46号 小形除雪車購入契約の締結について
議案第47号 高規格救急自動車購入契約の締結について
議案第48号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第10 議案第49号 美作市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第50号 美作市事業用発電パネル税条例の制定について
議案第51号 美作市森林環境基金条例の制定について
議案第52号 美作市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第53号 美作市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第54号 作東バレンタインホテルの設置及び管理運営に関する条例及び大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
議案第55号 令和元年度美作市一般会計補正予算(第2号)

2. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	青 山 慶	2番	和 田 広 宣
3番	岩 崎 清 治	4番	岡 野 鉄 舟
5番	中 山 忠 明	6番	倉 地 重 夫
7番	重 平 直 樹	8番	安 藤 功
9番	金 谷 のり子	10番	山 本 雅 彦
11番	萬 代 師 一	12番	山 本 重 行
13番	尾 高 誉 久	14番	鈴 木 悦 子
15番	岩 江 正 行	16番	日 笠 一 成
17番	内 海 健 次	18番	岡 本 泰 介

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

10番	山 本 雅 彦	11番	萬 代 師 一
-----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市長	萩原誠司	副市長	荒木利明
教育長	大川泰栄	政策審議監	春名利亮
総務部長	岡本和之	危機管理監	高山宏明
市民部長	景山二男	教育次長	山名浩二
環境部長	森元浩之	経済部長	遠藤宏一
保健福祉部長	江見勉	建設部長	春名隆広
消防長	皆木佳久	企画振興部長心得	平田幸春
企画振興部長心得	春名信明	農村整備課長	安東栄作
社会福祉課長	大佛裕彦		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会議務局長	尾崎功三
係長	金谷裕子
主任	青木志保

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第 8 条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止されております。

今定例会中、報道機関より取材のため録音及び撮影をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたしております。なお、携帯電話、その他電子機器の電源はお切りください。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

定刻が参りましたので、ただいまより令和元年第 3 回 6 月定例市議会定例会を開会いたします。

山本会計管理者が病气療養中のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今定例会に説明員が随時出席いたしますので、これを許可しております。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（岡本 泰介君）

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により 10 番山本雅彦議員、11 番萬代師一議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（岡本 泰介君）

日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。

先般本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長報告を受けます。

岩崎委員長。

3 番（岩崎 清治君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

それでは、これより議会運営委員会委員長報告をいたします。

去る 5 月 20 日及び本日 28 日、議員控室におきまして、議長、委員及び市長以下、関係職員出席のもと、議会運営委員会を開催し、6 月定例会の運営について協議いたしましたので、御報告をいたします。

市長から送付されました議案は、議案第 45 号の訂正 1 件、報告 1 件、契約の締結 2 件、条例の制定、改正案 7 件、補正予算 1 件の計 12 件でございます。

会期につきましては、本日 5 月 28 日から 6 月 25 日までの 29 日間とし、会議日程は、既にお手元に配付のとおりでございます。

本日 1 日目は、諸般の報告として、1 月、2 月、3 月の定例出納検査及び平成 30 年度定期監査第 2 次の結果報告、組合議会の報告が 5 組合、行政報告、特別支援学校調査研究特別委員会及び議会改革特別委員会からの中間報告、議案の一括上程の後、提案説明を受け、即決案件のみ委員会付託を省略し、質疑、討論、採

決を行います。

なお、一部事務組合の報告につきましては、開催日以降に議会の構成がえを行っているため、口頭での説明は行わず、書面のみ報告といたします。

続いて、6月3日から7日までの5日間に一般質問及び議案質疑を予定し、議案質疑終了後、各議案を委員会付託いたします。

一般質問につきましては、通告順に発言し、質問回数は1通告事項で3回までとし、質問時間は45分といたしています。

議案質疑につきましては、6月3日午後5時を通告期限といたしていますが、通告する際は所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いをいたします。質問回数は3回までとし、一括質疑といたします。通告しない者の質疑につきましては、通告者の後に行い、1議案につき1件といたします。

最終日は6月25日とし、委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決を行います。

休会日は5月29日から31日、6月10日から13日、6月20日、21日、24日としております。

請願・陳情につきましては、3月定例会以降の受理はございません。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

会期についてお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日28日から6月25日までの29日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日28日から6月25日までの29日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（岡本 泰介君）

日程第3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告書、平成30年度定期監査（第2次）結果報告は、お手元に配付をしております資料をもって報告にかえます。

次に、一部事務組合議会については、前任期満了の4月23日以前に開催されておりますので、お手元に配付しております資料をもって報告にかえさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付をしておりますので、ごらんください。

日程第4 行政報告

議長（岡本 泰介君）

日程第4、「行政報告」を行います。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

皆さん改めておはようございます。

令和元年の最初ですが、通算3回目、6月定例会にお集まりいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

恒例に基づきまして美作市の行政の状況について報告を申し上げます。

去る5月1日、御案内のとおり新しい天皇陛下が御即位をなされ、30年余り続きました平成が終わり、新たな時代である令和の幕があげました。今年のゴールデンウィークはその影響で10連休となりましたが、元号が改められました5月1日には何と10件もの婚姻届が出されましたし、そのうち2件は午前0時ジャストという届け出でありました。そして、6日までの連休の期間中に14件の婚姻届が出されまして、新聞等でもございますけれども、各地でこの婚姻届の増加が見られたわけですが、当市においても同じような状況でございました。ちなみにこの十数件といえますのは、平年度の約2カ月分が1週間で出てきたと、こういう感じでございます。

ことしから実施をいたしております新婚さんいらっしやい給付金の状況でございますけれども、5月24日現在で申請は3件となっております。このほかにも問い合わせを数件いただいております。

また、出産祝い金の平成30年度の実績でございますけれども、第1子が61人、第2子が44人、そして第3子以降が29人の合計134名の方々への給付を実施いたしました。新たな時代も引き続き、若い方々の定住促進、次の世代を担う子どもたちの支援を初め、各種の施策を積極的に実施をして、地域の活性化に努めてまいりたい、そう考えております。

長年の懸案事項でございました大原保育園につきましては、新築移転に向け、4月25日にプロポーザル方式での設計監理事業者の選定審査を行い、最優秀事業者を決定をいたしてございます。今後旧クアガーデン跡地において新園舎の建築を行うための詳細設計に向け、関係者と協議を行い、令和2年度末の完成を目指していきたいと考えております。

また、学校給食における調理、配送、洗浄等の業務委託につきましては、5月30日にプロポーザル方式での事業者選定を実施いたします。学校給食におきましては、4年前に初めて業務の民間委託を行いましたところ、民間事業者としての徹底した管理によって子どもたちに衛生的で安全・安心な給食の提供を行うことができてございまして、今後におきましても同様に行っていきたいと考えております。

なお、美作市スポーツ医療看護専門学校日本語学科の開設につきましては、法務省広島入国管理局からことしの10月開設認可の事前連絡がございまして、学生募集の手続を行っていくとの旨、同専門学校から当市に連絡がございましたことを報告いたします。これによって日本語学科から介護や看護への進学者の増加が期待されるということでございます。

さて、ことしの10月には消費税率の10%への引き上げが予定をされてございますが、令和元年度の住民税非課税の方やゼロから2歳の乳幼児のいる子育て世帯の世帯主の方に対して税率引き上げ直後に生じる負担増による消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的としてプレミアム付商品券事業が国の音頭のもとに実施をされることになってございます。

当市におきましては、7月から住民税非課税の方々を対象にいたしまして、購入引きかえ券で交付申請を開始をいたします。また、商品券の販売につきましては、9月下旬を予定をしております、使用範囲につきましても、購入対象者の利便性を考えて、具体的に検討をしておるところでございます。

次に、東京2020年オリンピックの開催まであと400日余りとなりまして、先日5月9日でございます。

が、オリンピック観戦チケット抽せん申し込み受け付けが開始をされております。当市におけるオリンピックに関連する事業といたしましては、去る4月11日から16日の6日間の日程で、スペインの女子7人制ラグビー代表のワールドラグビー事前キャンプが実施をされ、スペインラグビー連盟から充実したキャンプが実施できたとのお礼のレターを頂戴をいたしております。今後はスペインのラグビー連盟、代表チームと話し合いを行い、この夏にはオリンピックに向けた事前キャンプ地の協定等が締結できるように話を進めてまいりたいと考えております。

また、ベトナムサッカー連盟とも連絡を継続的にとってございまして、本年度も女子代表チームのキャンプの実施に向けた取り組みを行い、これらを通じてオリンピックムーブメントの機運を高めていきたいと考えております。

次に、平成30年度は休会をしておりました美作の国観光連盟についてでございますけれども、5月20日に開催された第71回通常総会から復会をし、事務局も津山市から美作市に移ることになりました。美作の国観光連盟の事業としては、本年度から事業一新をして、各自治体が持つ地域の特性や観光素材等を活用して、官民が連携した提案型による広域型連携事業を推進することになっております。

次に、ふるさと納税でございますけれども、平成30年度の寄附実績は1,809件、金額で申し上げますと、4,453万円になりまして、前年度と比較して金額ベースで57.7%の増加となりました。本年度につきましては、新たな寄附受付窓口としてポータルサイトさとふるを活用し、寄附の受け入れの窓口を広げるとともに、美作市をPRできる返礼品開発に努め、昨年度を上回る寄附金額を確保していきたいと考えております。

昨年は災害の年でございます。記憶に新しい方々も数多くおられると思います。本年も間もなく梅雨の季節を迎えることとなりまして、局地的な大雨や集中豪雨の発生が懸念されるところであります。改めて防災・減災の取り組みについて気を引き締めて取り組んでまいりたいと考えております。

避難所につきましては、昨年の行政懇談会などを通じて多くの御意見を伺っております。これら課題となった点を整理し、万が一の際に備えて円滑な設置運営の準備を進めております。一例を申し上げますと、避難所特殊公衆電話、これは発信専用の無料電話なのですが、これの設置や、段ボール製のベッドの調達に関する協定を民間事業者の方々と締結をし、今年度より活用が可能となっております。

この際、昨年の災害復旧の状況につきまして御報告をいたします。

公共土木災害につきましては、地すべり調査を継続中の道路災害1カ所を除き、97カ所、内訳を申し上げますと、河川が34カ所、そして道路が63カ所の合計の97カ所でございますが、既に発注が済んでおります。5月末時点の見込みで50カ所が完了もするということとなりますが、この50カ所の完了というのは、河川につきましては17、つまり34カ所のうちの半分、道路については33カ所、63カ所のうちの5割強で、これが完成したということでございます。

また、農地農林業施設災害につきましては、120カ所、このうち農地が98カ所、農業施設が19カ所、林業施設が3カ所でございますが、全てが発注完了してございまして、5月末時点の見込みでは、完了が45カ所、うち農地が30、農業施設が13、林業施設が2となっております。

未完了の箇所の中には収穫後に着工となる箇所もございまして、引き続き早期完了を目指して鋭意取り組んでいきたいと考えております。

高齢者によるアクセルとブレーキペダルの踏み間違いによる事故を防止するため本年度自動車急発進防止装置整備費補助金制度が創設されてございますけれども、当初予算に5件分の計上でございました。5月の連休明けから受け付けを開始をいたしてございまして、昨日までに既に5件の申請があり、そのほか

多数の問い合わせが入っております。4月に痛ましい事故があった影響もあるかと思っておりますけれども、今後も申請が増えることが見込まれることから、今回15件分の補正予算を計上させていただいております。

次に、市民の健康を守るため6月3日から各地域で総合健診を開始をいたします。昨年度に引き続き日曜健診も計画をしております、今年度は6月9日の日曜日を予定しております。あわせて胃がん検診では新たに内視鏡検査を導入いたしましたので、胃カメラを選択していただけますし、今年度も多くの方々に受診をいただくことによりまして健康の保持増進に役立てていただきますように心からお願いし、また御案内申し上げます。

また、風疹対策として一定年齢の男性の皆さん方に対する抗体検査及び予防接種につきまして、4月初旬に無料クーポン券を御送付申し上げますところ、対象になっておられる方々の積極的な受診をぜひよろしくお願い申し上げます。

次に、3月の議会でも報告をいたしましたけれども、NHK、FMラジオ、クラシック音楽番組の公開録音が6月2日の日曜日ですが、美作文化センターで開催をされることになっております。市内はもとより全国から932通と、とても多くの御応募を頂戴いたしました。既に厳正なる抽せんが行われて、北は岩手県、南は沖縄県までの当選された皆様に入場券が返送されております。市民の方々の中にも当選された方々がたくさんおられますので、ぜひともふだんのコンサートホールとは違う音楽公演をお楽しみいただければと思っております。

なお、今回の公開収録には市外、県内からお越しの方々も多いため美作市の魅力をしっかりとPRできるよい機会であるとともに、地域への経済波及効果という意味でもある程度の期待を持っているところでございます。いずれにいたしましても、美作市当市を訪れてくださった皆さんがまた来たいと笑顔で帰っていただけるようNHKと協議を行いながら準備を進めておるところでございます。

市内各所で大規模な太陽光発電事業の実施や計画がなされておまして、プラスの側面がある一方でさまざまな課題もあることから、当議会でもたびたび太陽光発電については議論がなされてまいったところであります。市民の方々には土地の形態の変化による災害、特に土砂災害や洪水、鳥獣被害の拡大などの御懸念や、売電事業完了後の土地の荒廃等を危惧される方々が数多くおられます。このことを踏まえ、安全・安心な環境保全と防災対策及び市民生活環境の維持向上に資することを目的に、太陽光発電設備、特にパネルの面積ですが、これを念頭に置いて法定外目的税として賦課する事業用発電パネル税を、全国に先駆けることになるんですけれども、創設をいたしたく、今議会に条例案を提出をしておりますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上、行政の一端を申し上げます、議会の皆様方の議案御審議、そして市民の皆さんの市政に対する御理解の増進にと思ふ次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

行政報告を終わります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

行政報告が終わりました。

日程第5 特別支援学校調査研究特別委員会委員長の中間報告について

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第5、「特別支援学校調査研究特別委員会委員長の中間報告について」を議題といたします。

特別支援学校調査研究特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。
お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、特別支援学校調査研究特別委員会委員長の中間報告を受けることに決定しました。

山本重行委員長。

12番（山本 重行君）〔登壇〕

おはようございます。

それでは、これより特別支援学校調査研究特別委員会の委員長報告をいたします。

去る5月15日、議会改革特別委員会終了後、議員控室におきまして、委員1名欠席で17名の出席のもと、前回の特別委員会で配付した基礎的な対象者の調査結果をもとに協議を行いました。

協議の結果、対象者の人数等について、以前に執行部から出された人数と相当の相違があるので詳しく聞きたい、また岡山県との協議の進捗状況についても聞きたい、そういった意見があり、執行部から説明を求めたいとの意見をまとめまして、次回特別委員会に執行部の出席を求めることといたしました。

以上のことから議会閉会中に引き続き調査を行うことにつきまして御承認をいただきますようお願いをいたします。

以上、特別支援学校調査特別委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中間報告が終わりました。

ただいまの特別支援学校調査研究特別委員会委員長報告において、委員会で調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第6 議会改革特別委員会委員長の中間報告について

議長（岡本 泰介君）

日程第6、「議会改革特別委員会委員長の中間報告について」を議題といたします。

議会改革特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会委員長の中間報告を受けることに決定しました。
日笠委員長。

16番（日笠 一成君）〔登壇〕

皆さんに改めておはようございます。

議長に発言の許可をいただきましたので、これより議会改革特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る5月15日午前9時より、議員控室におきまして、委員1名欠席で17名の出席のもと、3月定例会で閉会中の継続審査となっておりました陳情第2号「議会だよりの発行と議会報告会の開催を求める陳情」、陳情第3号「美作市議会の臨時議会及び全委員会のテレビ等中継を求める陳情書」の2件について審査を行いました。

まず、陳情第2号について、議会だよりに関しては、特別委員会として既に発行に向けて体制や内容など細部を決めていくことで協議を進めている、議会報告会については、特別委員会として協議を続けている、特別委員会で既に協議している内容であり、まずは特別委員会として今後も十分な協議が必要であるなどの意見があり、全員賛成で継続審査といたしました。

次に、陳情第3号については、臨時会の中継放送は既に行っている、委員会の放送は既に協議している内容であり、特別委員会として調査研究など、協議を続けていく必要があるなどの意見があり、全員賛成で継続審査といたしました。

以上、議会改革特別委員会委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

以上で議会改革特別委員会委員長の中間報告を終わります。

日程第7 議案第45号訂正の件

議長（岡本 泰介君）

日程第7、「議案第45号訂正の件」についてを議題といたします。

この件につきましては、5月23日付で市長より議案の訂正請求書が提出されております。

お手元に配付しておりますので、御確認ください。

それでは、「議案第45号訂正の件」について、訂正理由の説明を求めます。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、「議案第45号訂正の件」について提案理由の説明をいたします。

4月23日に提出をいたしました議案第45号「美作市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、施設の移転につきまして、さらに準備期間が必要であるということのため、附則中の施行日が当時は平成31年6月1日になってございましたが、年号も改めて、令和元年7月1日にこの部分を訂正する必要がありますので、美作市議会会議規則第19条の規定により本請求を行うものでございます。

以上、訂正理由の説明といたします。よろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

訂正理由の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑はないようでございますので、質疑を終結します。

お諮りします。

「議案第45号訂正の件について」、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、「議案第45号訂正の件について」は、承認することに決定いたしました。

本議案は既に文教厚生委員会に付託され、現在継続審査中ですので、今後の文教厚生委員会におかれましては、訂正後の内容で審査をしていただきますようお願いいたします。

- 日程第 8 報告第 2 号「平成 3 0 年度美作市一般会計繰越明許費繰越計算書」
- 日程第 9 議案第 4 6 号「小形除雪車購入契約の締結について」
議案第 4 7 号「高規格救急自動車購入契約の締結について」
議案第 4 8 号「岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山県市町村総合事務組合同約の変更について」
- 日程第 1 0 議案第 4 9 号「美作市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第 5 0 号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」
議案第 5 1 号「美作市森林環境基金条例の制定について」
議案第 5 2 号「美作市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第 5 3 号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」
議案第 5 4 号「作東バレンタインホテルの設置及び管理運営に関する条例及び大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」
議案第 5 5 号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第 2 号）」

議長（岡本 泰介君）

日程第 8、報告 1 件、日程第 9、議案 3 件、日程第 10、議案 7 件、報告 2 号、議案第 46 号から議案第 55 号を一括議題といたします。

なお、日程第 8、第 9 につきましては、即決案件としてお諮りする予定でございます。

初めに、日程第8、報告第2号「平成30年度美作市一般会計繰越明許費繰越計算書」について、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第2号「平成30年度美作市一般会計繰越明許費繰越計算書」を御報告申し上げます。

平成30年度美作市一般会計補正予算（第6号）及び（第7号）において、繰越明許費として3月定例会において可決、承認いただきました農地耕作条件改善事業、ジビエ倍増モデル整備事業、防災・安全交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、辺地対策道路整備事業、過疎対策道路整備事業、小学校空調機整備事業、農地災害復旧事業、現年公共土木施設補助災害復旧事業など、14事業につきまして地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づいて繰越明許費の報告を行うもので、繰越額の総額は、10億6,788万960円でございます。

以上、報告させていただきます。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

平成30年度美作市一般会計繰越明許費の繰越計算書について質問をさせていただきます。

5点質問させていただきますが、そのうち4点はジビエ関連、1点は教育委員会関係の繰り越しについてでございます。

まず、大きい1つ目のジビエ関連でございます。本件は昨年7月の臨時議会におきまして補正予算として出されたものでございますが、動議により減額修正案が出されました。私はその場において動議の説明をさせていただきましたが、質疑に入る前にその一端をもう一度思い起こしていただきたいので、皆さんに紹介をさせていただきますと、本事業が国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業に沿ったものかということで、構成団体の連絡とか、そういうものがあったんですが、これが不十分ではないかと、そして2つ目は、予算の仕組みが非常にコンプレックスと申しますか、複雑で、確実だろうかということがございます。そして3つ目は、費用対効果分析が十分にできていないんじゃないかと、そして4つ目は、整備後の財産権の帰属が非常に曖昧であると、そして5つ目は、一番大事なことだったんですが、議会の審議が十分にできていないと、こういう動議を出させていただきましたが、残念ながら僅差で修正案が否決されたことになっております。

さて、1つ目の質問でございますが、1ページをごらんいただきたいと思います。

ジビエ倍増モデル整備事業で令和元年度への繰越額が1億3,694万8,960円の未収入特定財源となっておりますが、その他の内訳につきましては、事項別明細にございますが、ジビエ倍増モデル整備事業貸付金収入、コンソーシアムからの7,617万5,000円、そして指定管理者である大黒天物産からの負担金として6,770万3,960円でございます。

さて、最初の質問でございますが、このうちの大黒天物産からの6,770万3,960円は、今未収特定でございますが、事業を行う上でいづろ財源収入をされるかという見通しについてお聞きしたいと思います。

質問の2つ目でございます。

同じく1ページでございますが、未収入特定財源のうちの国庫支出金についてでございますが、7,617万5,000円についてですが、まず1点は、収入見込み時期です。2つ目は、非常にこれが曖昧模糊としておるんですが、改めて質問いたします。収入する団体はどこか、つまり国庫支出金の交付先はどこかということでございます。

3番目の質問でございます。

現時点でのコンソーシアム構成団体名はどのようになっているか。昨年の段階では非常に入ってるところ、脱退してるところ、そういった議論があったと思います。

そして、質問の4番目でございます。

コンソーシアムに係る平成30年度の活動内容、決算が少しはあると思うんですが、内容と決算についてお聞きをしたいと思います。

そして、教育委員会関係でございますが、6ページの繰越事業費1億1,482万9,000円、これはエアコン関係でございますが、本年度の執行見込みはどうかということでございます。私は昨年の9月議会に議案質疑の中で、やはり繰り越しをしないように、生徒たちが梅雨の時期には間に合うように、そういったことから提案をしたところでございますが、12月議会の補正となりました。私が思ってたとおりに繰越明許をせざるを得なくなったんですが、話が長くなりますが、令和元年度の執行見込みについてお尋ねをいたします。

以上5点をよろしく答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、事項別明細にあります4ページの雑入にありますジビエ倍増モデル整備事業負担金でございますが、こちらについては、5月中に納付をしたいという申し出を現在受けておりまして、早急に覚書を交わす準備をして、収入を受けたいということで準備を進めております。

それから、この予算では貸付金収入となっております7,617万5,000円でございますが、こちらについては、減容化施設の整備事業の完成を9月中の完成を見込んでおりますので、その後補助金の交付申請ということになりますが、収入するのはあくまでもコンソーシアムで収入することになります。

そして、3番目の構成団体でございますが、3月議会でも申し上げましたが、構成員は変わっておりません。美作市、真庭市、美作市猟友会、真庭市猟友会、岡山県、日本ジビエ振興協議会でございます。

そして、平成30年度の事業でございますが、ソフト事業で推進事業ということで、ジビエ関係の研修事業を行っております。そして、ハード事業では、真庭市ではジビエカーの導入と、美作市においては減容化施設につきまして設計業務と資材保管庫の整備をいたしております。

議長（岡本 泰介君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

私からは、6ページの工事請負費の執行見込みということでございます。

おかげをもちまして4月上旬から4月末にかけて各小学校工事のほうは終了したということで、もう完了したということでございます。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をさせていただきます。

第1点は、私の質問が悪かったと思うんですが、部長、このコンソーシアムが成立するためには国からの交付金がなければ、この仕組みは崩れてしまうんです。だから、この構想自体が、この予算自体がもう何をしてたんだと、こうなるんですが、私が聞きたかったのは、国庫支出金、つまり国からコンソーシアムに入ってくるお金は見込みはどうかと、当然農政局との繰越明許をする段階での調整が必要だったと思うんですが、これがどうかということでございます。

そして、2つ目でございますが、私は今なお腑に落ちないというか、はっきりしないところなんですが、コンソーシアムに入ってくると、こういう答弁があったと思います。今私が2回目の質問を尋ねたときの国庫支出金ですよ、コンソーシアムに入ってくるのでは非常におかしいことになりませんかということなんですが、これからお話をいたします。コンソーシアムが事業実施をするために美作市からの貸付金、ほぼ同数なんですが、貸し付けする前にコンソーシアムに貸している貸付金元利収入となり、予算の組み立てがおかしいでしょうという、遠藤部長、財政課長されてるから非常にわかると思うんですが、私はそここのところがなおかつ理解できません。その2点を2回目の質問とさせていただきます。美作市であるというならば、事務局をしてるんなら、これは何となく理屈がつくんですが、それはまたかえて質問をいたしますが、まずコンソーシアムとおっしゃられたんで、そここのところを今私が質問したことに対してお答えいただきたい。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、国庫支出金につきましては、農政局のほうで繰り越しの承認をいただいております。

それから、貸付金ということでございますが、コンソーシアムのほうで国庫支出金の収入を得るまでの間資金が必要になることから、そのことにつきましては美作市、または真庭の事業につきましては真庭市のほうがコンソーシアムのほうへ貸付金を行いまして、コンソーシアムが国庫支出金の収入を得た後にそれぞれの美作市なり真庭市のほうへ貸付金を返済するという形で予算をさせていただいております。コンソーシアムが金融機関等で借入れをするのではなくて、構成団体の一部であります美作市、または真庭市のほうで資金を調達することによって円滑に事業を進めようとしているものでございます。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

それ部長おかしいですよ。5ページの歳出予算書を見ていただいたらもう明らかだろうと思うんですが、総事業費が1億3,694万8,960円であって、その内訳がジビエ倍増モデル事業のコンソーシアムへの負担金、つまり支出ですね、それともう一つは貸付金なんですが、要はその貸付金をする場合の財源が何かということですよ。昨年の7月の段階では一般財源が組まれとるわけじゃありませんよ。だから、私は動議を提出するときに非常におかしいですよと言って、同僚議員の方々も、どうもわからんと、こういう質疑をしたわけでございます。なおかつ今部長が答弁されたのは、コンソーシアムに国の国庫支出金が入ってくるという、そここのところが農政局への説明と私ども議会に説明されたところが違うんかもしれませんが、非常に財源の流れの組み立てが非常におかしいと思いますが、そう思われませんか。

3回目の、最後の質問です。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

なかなか御理解を得られなくて、どう説明しようかと思っておるんですけど……。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

おかしいかどうかはちょっと置きますが、この資金の流れはめったにない流れであることは間違いありません。次に、この資金の流れにするかどうかを我々が選択できるかどうかというと、それはほとんどできないと。コンソーシアムというものをやったらいいだろうということを農林水産省がお考えになって、そのお考えのもとでこういう資金の流れができています。簡単に言うと、コンソーシアムという形をやりたいたいけれども、実態はこれ構成市町村が本当はやってるんですね。したがって、資金の流れをその実態に近づければ、市が助成を受けるべきなんです、コンソーシアムというものがやはりやった形をつくりたいという強い意向が働いて、今議員おっしゃったようなやや理解しにくい形をとらざるを得なかった。もう一度申し上げますと、そのことは私どもが選択をしたものではないということを改めて申し上げます。

以上です。

〔4番岡野鉄舟君「総括できないからね。今市長の答弁おかしいですよ。3回目でもうデッドラインですから仕方ないですけど」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

以上で報告第2号を終わります。

続きまして、日程第9、議案第46号「小形除雪車購入契約の締結について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）

それでは、ただいま上程されました議案第46号「小形除雪車購入契約の締結について」を御説明申し上げます。

令和元年5月16日、小形除雪車購入に係る一般競争入札を行い、改札の結果、津山市下田邑2266番地21、津山重機工業株式会社が税込みの2,863万円で落札したものでございます。

本除雪車は、除雪の効率化及び迅速化を図るため拡幅除雪が可能な小形除雪車、ロータリー車のことで、を1台当たりの除雪稼働率が高い東栗倉地区に導入するものです。

契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第8号並びに美作市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

以上、議案につきまして御説明申し上げます。

御審議のほどをよろしく願いまして、提案説明とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

この機械、一遍雪ずつとのけようるやつを見たことあるのかな、これ。これ割合詰まって向こうへ飛ばんのじゃ、雪が。歩道のとこへずつと子どもらを通るとこ、朝早うのけようりますわい。割合煙突に詰まって向こうへ飛ばんのじゃけど、そういうな一遍試験やこうはどんなかな。これで十分効率化、効率化という言葉ようるけど、効率じゃなしに機械屋だけがもうけさしてしもうて、雪がまともに向こうへ飛びやあええけど、前に大原も買うとったんよ、これ。飛ばんのじゃ、これ。機能せんじゃ、割合。これについてはどがいなんかな。十分発揮できりやあええんじゃけどな。これについては皆さん、去年の雪が降ったときは一遍そういうな雪のけようるところへ行つて、これを視察して、これはえんじゃぞという形の中で購入しとんだつたらええけども、買うたわ、またこれ、前に大原も買うたことあるん、これ。割と飛ばんのじゃ、雪がな煙突詰まって。これについてはどんなにか、ちょっと聞かせてください。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

御心配ありがとうございます。まさにそういうことがかつてありまして、雪の性質でただ水分がどこまであるかなんかのことによって詰まったりする。そういうことがあって、この型式については一時若干下火になったんですが、その後煙突というか、飛ばすルートのところの改良、その他があって、割合堅調に動いているというようなことで購入を決めたという背景がございます。もちろんその全ての雪質かどうかは若干疑問がありますけれども、今までよりも幅広い雪質で対応できるようになっているという了解のもとで検討させていただいた経緯がございますので、よろしくお願いたします。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

今これ津山重機ということになつとんじゃけども、こういうな機械をつくつとると何が何社ぐらいを見積もりとって、どこの会社が一番えかったというような、そういうなあれもしとんじゃな、これ。ここが一番えかったということは、それで決めたんか、これ。価格だけで決めたんか。

〔「議長、見積もりじゃなかるうが。見積もりじゃないけん質問ちゃんとせいやあ」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）

購入に当たりましては数社から見積もりをとっておりますが、一般入札ということで入札をかけております。一般競争入札ということで入札をかけて、落札業者が決まるとということでございます。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

一般競争入札でもプロポーザルでも見積もりでもえんじゃけども、どこの機械が一番ええか悪いかというような、そういうなあれは確認はしたんですかということを問いよんじゃがな。そがな見ずに一般競争入札

してこういうな機械を買いたいんじゃない、歩道のとこの除雪する機械を買いたいんじゃないという形の中で一般競争入札したんですかということを開いようわけじゃから、能力発揮するんかせんのかということを開いよんじゃ、これ。どこのやつが一番えかったんですかということを開いよん。そういうな見とるんか見てないんか、見ずにやったんですか、どうですかということを開いよんじゃがな。

議長（岡本 泰介君）

副市長。

副市長（荒木 利明君）

済みません。

今回の機器の購入、車の購入に当たりまして、この形、この車種が最も適しているということで、機種を選定した上で価格の競争になります一般競争入札という制度を活用して落札者を決定しております。ですので、その前段階ではこの車両が最もうちが望む機械として適切だというふうな判断をしております。

議長（岡本 泰介君）

ほかに質疑はございますか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定しました。

これより討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第46号「小形除雪車購入契約の締結について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

これより10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

議案第47号「高規格救急自動車購入契約の締結について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）

それでは、ただいま上程されました議案第47号「高規格救急自動車購入契約の締結について」を御説明申し上げます。

令和元年5月16日、高規格救急自動車購入に係る一般競争入札を行い、改札の結果、岡山市北区大供3丁目2番12号岡山トヨタ自動車株式会社が税込みの3,287万円で落札したものでございます。

更新予定の救急自動車は平成18年に寄贈を受け、配備した車両であり、13年が経過し、走行距離も22万キロを超えております。また、車両の老朽化も進んでおり、エンジン及び車体にふぐあいも認められ、出動に支障を来す可能性があることから更新するものです。

契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第8号並びに美作市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案につきまして御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

質疑がないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定しました。

これより討論を行います。

まず、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第47号「高規格救急自動車購入契約の締結について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成でございます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第48号「岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）

それでは、ただいま上程されました議案第48号「岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について」を御説明申し上げます。

平成31年3月31日をもって岡山市町村総合事務組合から東備農業共済事務組合、勝英農業共済事務組合、倉敷地区農業共済事務組合及び津山地区農業共済事務組合が解散により脱退すること、令和元年10月1日から八ヶ郷合同水利組合が加入すること、並びに岡山市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、議案につきまして御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願ひいたしまして、提案説明とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了します。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定しました。

これより討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第48号「岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成でございます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第49号から議案第55号について、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）

それでは、ただいま上程されました議案第49号から議案第55号について御説明申し上げます。

まず、議案第49号「美作市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、長時間労働是正のための措置として働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行され、労働基準法及び人事院規則が改正されたことを踏まえ、職員の長時間労働の是正及び健康管理の観点から、美作市においても超過勤務命令を行うことができる時間の上限を定める改正を行おうとするものです。

次に、議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」でございますが、地方税法第5条第7項の規定に基づき、美作市独自の法定外目的税として、太陽光発電事業に対して事業用発電パネル税として新たな課税に向けて必要となる条例を制定しようとするものです。

現状といたしまして、美作市及び美作市民が長年にわたり維持してきた環境がここ数年市内各地において太陽光発電設備が整備され、市民の生活環境において少なからず影響や不安を与えることとなっております。立地開発に伴う土地形態の変化による土砂災害、河川洪水、鳥獣被害のほか、事業者による太陽光発電の事業終了後の土地の荒廃等が危惧され、これまでも議会からも御意見を伺っていた状況です。

課税の概要ですが、事業用発電パネル税の概要は、太陽光パネル設置のために架台を土地に設置し、10キロワット以上の発電規模で太陽光発電事業を行う者に対して、設置した太陽光パネル1平方メートルにつき50円の税率で課税するものです。

目的といたしまして、この課税による収入は安心・安全な環境の保全を目的とする防災・減災対策、生活環境対策及び自然環境対策のための施策に要する費用に充てるもので、法定外目的税として新設するものです。

今後につきましては、新税の創設に向けまして議会の議決をいただきました後、速やかに総務省と協議を行い、国の同意を得た以降において初めて事業用発電パネル税の課税が可能となるものです。日本一のパネル面積を有するメガソーラーが建設中であるなど、美作市各地に太陽光発電設備の設置が進み、住民の不安が増している状況に対応するため、美作市独自の税となる事業用発電パネル税を全国に先駆けて事業者に課税することを目指して、提案させていただいております。

次に、議案第51号「美作市森林環境基金条例の制定について」でございますが、森林整備がなされていない人工林の間伐等の施業を行うとともに、人材育成、担い手対策、木材利用の促進、普及啓発等の森林整備及びその促進のために必要な事業の財源として充当するため、本年度から美作市に譲与される森林環境譲与税の受け皿として、同じく森林整備を目的としている美作市広葉樹の森基金条例の全部を改正し、美作市森林

環境基金を創設しようとするものです。

次に、議案第52号「美作市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、災害援護資金について、被災者のニーズに応じた貸し付けを実施できるよう市町村の政策判断に基づき、低い利率で貸し付けを行おうとするため昨年6月27日に災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、また保証人がいない場合でも市町村の判断により貸し付けを可能とするなどの所要の改正を行った同法施行令が本年1月30日に公布され、4月1日から施行されています。これに伴い、美作市においても法改正の趣旨を勘案し、より活用しやすい制度となるよう美作市災害弔慰金の支給等に関する条例について所要の改正を行おうとするものです。

次に、議案第53号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」でございますが、消費税の引き上げにより低所得者の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を強化し、実施するため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年3月29日に公布され、4月1日から施行されております。これに伴い、令和元年度の介護保険料の軽減を適用するため美作市介護保険条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第54号「作東バレンタインホテルの設置及び管理運営に関する条例及び大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」でございますが、作東バレンタインホテルについては、平成25年4月から指定管理者により管理運営されています。合併以来消費税の影響額のほかには使用料を変更していないため入館者数の減少により売上高は減少傾向にあり、収益の確保が課題となっております。収益を増加させ、健全な運営にするためゴールデンウィーク、夏休み期間、年末年始、土日祝日等の期間は3,240円までの範囲内において増額することができるよう改正しようとするものです。

なお、10月1日の消費税増税以降は3,300円としたいと考えております。

次に、議案第55号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第2号）」を御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ5,830万7,000円を追加し、予算総額を208億8,330万7,000円とするもので、地方債の追加1件を行っております。

歳出における追加補正の主なものは、総務費ではコミュニティ助成事業補助金120万円、民生費では自動車急発進防止装置整備費補助金150万円、農林水産業費では担い手確保経営強化支援事業補助金2,985万5,000円、森林経営管理事業390万2,000円、商工費では湯郷ポケットパーク事業173万円、消防費では災害備蓄品整備事業15万2,000円、教育費では学校給食配送車整備事業764万円、諸支出金では美作市森林環境基金積立金1,515万円などとなっております。

なお、今回の補正予算の財源は、森林環境譲与税2,170万円、農林水産費県補助金3,066万2,000円、過疎対策事業債600万円などとなっております。

以上、議案につきまして御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願いたします。提案説明とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

再開は、6月3日午前10時からです。

午前11時25分 散会

令和元年6月3日

(第 2 号)

1. 議事日程(2日目)

(令和元年第3回美作市議会6月定例会)

令和元年6月3日

午前10時開議

於議場

日程第1 議案第53号訂正の件

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一		12番	山	本	重	行
13番	尾	高	誉	久		14番	鈴	木	悦	子
15番	岩	江	正	行		16番	日	笠	一	成
17番	内	海	健	次		18番	岡	本	泰	介

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	荒	木	利	明											
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	審	議	監	春	名	利	亮								
総	務	部	長	岡	本	和	之	市	民	部	長	景	山	二	男								
危	機	管	理	監	高	山	宏	明	経	済	部	長	遠	藤	宏	一							
環	境	部	長	森	元	浩	之	建	設	部	長	春	名	隆	広								
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	消	防	長	皆	木	佳	久								
教	育	次	長	山	名	浩	二	会	計	管	理	者	山	本	和	毅							
企	画	振	興	部	長	心	得	春	名	信	明	企	画	振	興	部	長	心	得	平	田	幸	春
代	表	監	査	委	員	東	内	義	典	監	査	事	務	局	長	神	原	秀	哲				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
係	長	金	谷	裕	子				
主	任	青	木	志	保				

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。御確認ください。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

それでは、5月28日に引き続き会議を開きます。

全員の出席でございます。

定数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

岩崎委員長。

3番（岩崎 清治君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

これより議会運営委員会委員長報告をいたします。

本日、議員控室におきまして、議長、委員及び関係職員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告をいたします。

まず、議案第53号について、市長より5月29日付で訂正請求がございましたので、本日一般質問の前に日程に追加をいたします。

次に、継続審査となっております議案第45号について、5月31日に開催された文教厚生委員会において、審査が終了したとの御報告がございました。今週予定しております議案質疑の後、日程に追加し、委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会委員長報告をいたしました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、議案第53号訂正の件についてを本日の日程に追加し、文教厚生委員会の議案第45号の審査結果報告については、今週予定しております議案質疑の後、日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

日程第1 議案第53号訂正の件

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「議案第53号訂正の件」について、議題といたします。

この件につきましては、5月29日付で市長より議案の訂正請求書が提出されております。お手元に配付しておりますので御確認ください。

それでは、「議案第53号訂正の件」について、訂正理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、「議案第53号訂正の件」について、御説明申し上げます。

5月28日に提出させていただきました「議案第53号美作市介護保険条例の一部を改正する条例」につきまして、改正前の欄及び改正後の欄中の第4条第1項において、「(1)から(2)」とあるものを「(1)から(9)」

に、あわせて改正後の欄中、第4条第3項及び第4項において、「2万7,670円」とあるものを「2万7,675円」に訂正させていただきたいので、美作市議会会議規則第19条の規定により請求するものです。

以上、訂正理由の説明とさせていただきます。

なお、提出した議案の訂正が重なりましたことを、この場をおかりしておわび申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

訂正理由の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第53号訂正の件」について承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、「議案第53号訂正の件」については承認することに決定いたしました。

休憩中に議案の差しかえを行います。

なお、議案第52号の資料についても訂正の申し出があり、あわせて差しかえを行いますので、机の上に準備しておいていただきますようよろしくお願いいたします。

日程第2 一般質問

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第2、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合わせにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回まで、質問時間は45分とすることになっておりますので御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号5番中山忠明議員の発言を許可いたします。

中山議員。

5番（中山 忠明君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、令和元年6月議会の一般質問トップバッターで質問をさせていただきます。

当市はスポーツ文化の地ということで、我々もそのことを強く認識しております。2020年東京オリンピック、これなども当市においてラグビーの合宿とかいろいろとあることは、我々にとってはささやかな誇りでもあります。つきまして、このオリンピックに関してということでは言うんではないんですけども、私は常々そのスポーツ、広い意味でのスポーツ、特に流行に敏感なほうなので、現在よくテレビなどで拝見したり、活躍されております選手の方々たくさんおられますが、とりわけボルダリング、いわゆるスポーツクライミングという部門に、オリンピックの公式になっておりますので、当市でもこのボルダリングということを念頭に置きまして本日は5項目することにしておりますが、順次質問をしていきますが、3番の林野公民館については質問は一切いたしません。それはまた後ほど申し上げます。

2番に、美作市内における人口増加をどうしていくのか。

続きまして、4番の民家の解体整備について、だんだんと家屋が老朽化していく中で、危険家屋がいろいろな各地で見られます。我々生活していくのにやっぱり近隣とのおつき合い、町内とのおつき合い、さまざまなおつき合いがありますが、家が老朽化していくというのは、もうそこには現在住まれておりません、そういう状況の中だからこそ、家が本当に傷んでいきます。そういう中で、市民の方々が安心して生活ができるように、私が議員になってからでも執行部のトップを初め、関係者の方はそれを取り除いていただいておりますのは重々承知しておりますし、市民の方々が安心して生活がしていけるものだと思います。この解体がたくさん増えていっている状況はさておいて、この民家の危険家屋について、これをちょっと簡単にでございしますが、質問したいと思います。

それから、昨年の岡山県の豪雨災害被害において、当市も甚大な被害を受けました。このことについて、特に県南では人的被害も出ました。当市は人的被害こそはありませんでしたが、道路の崩壊、崖の崩壊、はたまた田畑の流出、さまざまな被害が出ております。しかし、これも当市の関係者各位が日夜努力されて、何とか解決していただられるようでございます。あと数%ぐらいは残っておるようでございますが、しかし、間もなくそれも解決していくことだと私は確信しております。

まず、1項目めのスポーツクライミングのボルダリング、リード、スピード、スケードボード、これについて担当者に説明をしていただきたいと思います。簡単で結構でございます。これを説明をして、受けた上で次の質問に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

改めましておはようございます。

2020東京オリンピックの御質問をいただいております。

まず最初に、もう新聞等で御存じのことと思っておりますけれども、去る6月1日に公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会のほうから、美作市が聖火リレーのルートになるという発表を受けております。今後詳細につきましては、これから岡山県とか関係自治体、組織委員会、そちらのほうと検討してまいりますことをまず報告させていただきます。

では、御質問のほうに答弁させていただきます。

2020東京オリンピックの正式種目でありますスポーツクライミングは、人工的につくられた壁をホールドと呼ばれる突起物をつかんで己の体のみで登るスポーツでございます。ボルダリング、リードクライミング、スピードクライミングの3種目があり、競技性を持たせ、スポーツ的要素に重点を置いた新しいジャンルのスポーツとして人気が高まっております。ボルダリングは、高さ3から5メートルの壁に固定されたホールドをロープを使わずに制限時間内に幾つの壁を登れるかを競います。リードクライミングは、ロープなどの安全器具を装着し、制限時間6分内に高さ15メートル以上の壁をどこまで登れるかを競います。スピードクライミングは、世界共通のルートが設定された高さ15メートルの壁を登る速さを競います。

岡山県山岳スポーツクライミング連盟に確認したところでは、岡山市に4カ所、倉敷市に4カ所、真庭市に1カ所、西大寺、井原市、津山市に1カ所、県内11カ所の施設がございます。公的機関が運営している施設といたしましては、真庭市にある湯原クライミングセンター1施設で、残りは民間が行っております。競技人口は、100名程度とお聞きしております。

次に、真庭市の湯原クライミングセンターについてでございます。

真庭市クライミングセンターにつきましては、ボルダリングとリードクライミングを実施できる施設で、年間約1万人程度の方が利用されております。なお、常駐のスタッフがいないため、常連の方が初心者の方などに教えており、事故が起こった場合の責任の所在など施設の管理運営に課題があると思っております。

次に、ボルダリング、スケートボードの公認競技場のことについてでございます。

ボルダリング施設につきましては、他の自治体では廃校となった学校の体育館に設置している事例が見受けられます。整備費用につきましては、真庭市の施設は平成14年度に約2億3,000万円で整備しております。スケートボードにつきましては、奈義町が整備しており、平成18年度に新設時で約1,760万円、平成30年度改修時で約2,230万円となっております。

なお、公認競技場につきましては、各統括団体に確認いたしましたが、どちらも国内での公認基準はないとのことです。ボルダリングの場合、国体で実施されておまして、国体での実施基準は定められております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

丁寧な説明でございました。

しかし、説明だけに終わらずに、これを当市もどこかいい場所があればつくっていただきたいと、かように思うわけでございます。つくる場所はいろいろとございましょうが、あえてきょうはこのボルダリングの質問は終わって、次に行きたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

では、2項目めに移ってください。

5番（中山 忠明君）

美作市内における人口増加をどうしていくのか、どうして当市は人口が増えていかないのかなどというつまらない質問は、行政に対して大変に失礼だし、質問者の私もやっぱりあほじゃなと思われるんが落ちでございますので、1点だけ質問させていただきます。

どうすれば美作市の人口が増えていくのか、何をすれば当市以外から来ていただけるのか、思いつくこと、考えられることを答えていただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

答えはこういうことだと思っているんです。私どもの町が国民、市民にとって、他の町よりも魅力が高いということを具体的に示していくことだと思います。それをあえていろいろな角度から分析して申し上げますと、例えば税金がありますが、例えば税金がえらい安いとか、水道料金がえらい安いとか、あるいは給付でいいですと、子どもたちへのさまざまな給付があります。医療費でありますとか、あるいは交通費でありますとか、住居費でありますとか、そういう給付がほかのところよりもよいと。さらに、現金じゃないところでいいですと、医療機関がしっかりしているので安心ができるとか、大学まで行けるのでいいなとか、そういうところもあるんですが、その辺はなかなかすぐ簡単にできる話でもないもので、今全国で見とりますと、やはり何らかの形で財源をつかって給付の水準を上げる、あるいは税、その他の料金を少し下げていて住みやすさを拡大をしていくと。

それをどうやってやっていくかについては、2つ重要な点があるんですが、1つは財源をどう確保する

か。一旦やり始めて1年で終わったということにならないですからね、これはやっぱり継続してやる必要があるので、そういう計画的な安定財源をどう確保していくかということでみんな苦心をされているわけであります。

もう一つは、今度はいずれにしても財源は限定されているので、どういう方々に魅力を上げるかと、望むらくは全ての方々に魅力を上げればいいんですが、全国で動きを見ておきますと、やはり結婚するぐらいの方とか、あるいはちょっとその前の方、若い世代が魅力を感じてくれるようなところに力点を置いて給付を上げていくということがいいんじゃないかというふうになってる。一方で問題があるのは何かというと、みんながそれをしちゃいますと奪い合いになってくるんですね、これ。その奪い合いに勝つというのがなかなか難しい。で、原点に戻って、お金がどこまで潤沢にあるのかといったところに戻っていくということになります。

当市もそういうことを念頭に置いていろんな施策を今まで展開をしてきておりますけども、筆頭典型でいうと里山公園の面積の中で生じてくるところの交付税の増加分をいろんな形で給付に回すということが行われているということですが、できればこれをもう少し、少しずつ、余り急激ではちょっと目立ちますけれども、少しずつ増やす中でしっかりと、いろんな人が見てうちの町はいいなというふうにしたいと思うんです。

現状を分析しますと、いいなっていうところまでいってなかったスタートがあります。例えば、子ども関係でいいますと病児・病後児保育は奈義町ではできてるけども、うちではできないなあとか、そういうところがいっぱいあったわけですが、大体その穴の部分は潰れて、つまり悪くはないねというところまで来ていて、発達障がいのあるところという、ちょっとこのあたりではいいなというのが響いていて、勝央町の方々がこっちに越してこられたというようなどころにはなっていますけども、それが人口減少を食い止めるほどの増加にはまだ至っていないということであります。

以上、お答えに一部にはなっているとと思いますが、よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

そうですね、お金だけで人が集まるものではありませんし、やはりいろんな地域の人間の温かさとか、いろんな思いやり、そして一番に住みやすい、生活しやすいということが人を集めてくるんだと思いますが、なかなか本当に人口増加というのは、今のこの人口構成というんですか、なかなか難しいところがあるのは私もよく存じております。今後これらをしっかりと大きな胸で受けとめていただき、少しでもこの当市に住んでいただける、当市に小学校、中学、高校、大学という、そういう住みやすい、そして医療関係も充実しているということを切に希望して、この人口問題2項目めを終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、3項目めでよろしいですか。

5番（中山 忠明君）

3項目めは、冒頭質問はいたしませんと申しましたが、質問ではなく、ある意味では感謝という気持ちをお伝えできれば、この議会を通じて地区の皆さんに一丸となって考えていただければと、また行政、執行部の方々のバックアップをよろしくという意味で少しちょっとしゃべらせていただきます。

林野公民館建設については、既に市長から適切な御返事をいただいております、今回は、3番目においては質問はいたしません。公民館建設に当たっては、現在地区において場所の選定に会合を積み重ねており、間も

なく地区の総意で決まるものと確信しているところでございます。執行部のほうへは、とてもよい報告ができるものと思います。

ちなみに車の駐車場が、当林野地区においては場所的にも少ないことがありまして、旧林野小学校跡地で現在は某会社が持っております土地と考えております。公民館の駐車場に適切、適当だと思っており、もともと林野地区は地形的に大雨災害時には車を避難させ、それも低いところではなく、高いところに持っていく。避難をさせ場所がなく、車道に車があふれることとなり、災害時に災害を生むことも考えられ、または救急車等が行き交うのに通行不能になることも考えられます。ぜひ駐車場の確保は絶対の急務と考えているところでございます。市長を初め、執行部各位におかれましては、よろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

それでは、4項目めに行ってください。

5番（中山 忠明君）

項目の中には民家の解体整備と書いてありますが、危険家屋、先ほども申してまいりましたが、危険家屋を解体するにはどのような手続をしなければならないのか、これをまず1点目、質問、お願いします。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。議会での一般質問が初めてでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、民家の解体整備でございます。

行政で危険家屋の撤去をするにはどのような手続がというようなことですが、まずは空き家の定義について御説明をさせていただきます。

空き家については、建築物またはこれに附属する工作物であつて、居住その他使用がされていないことが常態であることを言います。平成26年11月27日付、空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されまして、空き家等について情報収集、空き家等の所有者を把握するために固定資産情報の内部利用等が可能となりました。空き家の所有が可能となったことによって所有者が特定できるようになりまして、この特定空き家に対しましては、除却、修繕、立木竹の伐採の措置、助言、指導、勧告、命令が行えるようになりまして、要件が明確にされ、行政代執行が可能となりました。

美作市が特定空き家等を除却できる手続としましては、この行政代執行がでございます。行政代執行までの手続の流れでございます。立入調査の事前通知、立入調査、特措法第14条に係る助言、指導、勧告、命令に係る事前通知、命令告示、戒告、代執行令書の発令により最終的に行政代執行ができるような形になってまいります。

なお、行政代執行での解体は、再三にわたり所有者に対し改善等を求めましたが改善がされない場合に限り、市が所有者にかわり市が撤去を行うことができます。市が主体的に解体するというものではありませんので、あくまでも家屋については、所有者が適切な管理をすることが原則でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員、2回目です。

5番（中山 忠明君）

今の御説明で大体のことは理解できたように思います。

この中で1点お聞きしますが、行政が解体処理をした費用はどうなるのか、これをちょっと説明していた

だきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。2回目の御質問の撤去費用はどこが払うのかということでございます。

撤去に係る費用につきましては、市が行政代執行によりまして実施いたしますので、市が一時的に立てかえて撤去費用を支払いいたします。その後、撤去に係る費用の全額を所有者に請求をさせていただきます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

若干補足しますと、所有者に請求するのは法的手続の中で当然なんですけれども、請求された所有者の方が払っていただけるかどうかはわからないんですね。財産が潤沢にある方であればそもそも行政からお願いをしたり、あるいは命令を発したときに自主的に撤去されて、その中で今自主的撤去の場合には国庫の補助金がありますんで、それを頂戴をしてくまくいくことがほとんどなんですけど、代執行に至る場合には大体そういう条件が整ってないことが多いわけです。したがって、とどのつまり我々市が市民の方々の税、その他の一般的財源がございまして、そこの中で払うことになってしまうと。一個課題がありまして、そういった場合に国が持っている補助制度、これは行政代執行をした場合には適用がないんです。そこをちょっと改善してほしいなあというようなことを、細かい話でございまして、私ども今考えさせていただきます。

なぜ行政代執行をしたときに補助金がないかといいますと、これは典型的な都市型発想なんですけれども、例えば東京でそういうことがありましたと、資産はその人にはもうなくなってるんで払えないんだけど、撤去したらきれいな空き地ができましたと、それを差し押さえて競売にかけて売ったら、いわゆるしっかりとした地域であれば、当然100坪であれば2,000万円とかそんな話になるわけですね、撤去費が600万円で、行政としてはそれで全部回収して、残りを持ち主にお返しするといったことができるんですが。したがって国もそういうことがあるから補助は要らないだろうと思ってる節があるんですけども、一方で、このあたりでそういうことをいたしましたときに、本当に例えば100坪の土地があったとして、100坪が600万円で売れるかと、なかなかそうもいかないということで、私どもの場合には恐らく市民負担が生じるだろうなということがあって、それは全国的に見て不公平じゃないかといったことも拝見しながら、今細かい点ですけども議論をさせていただいているという状況でございます。

一方で、これは場所によりますけれども、その危険の度合いが著しいといった場合に、市民の負担があるかもしれないからやらないっていう判断じゃなくて、それは市民の方々の強い要望を踏まえて、安全性の確保のために最後は多少我々の負担があることも腹に置いた上で積極的、果敢に代執行に挑んでいくということが今後は必要だろうというふう考えていることも追加をさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員、3回目です。

5番（中山 忠明君）

それでは、次の項目に移りたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

はい、それでは、5項目めですね。

5番（中山 忠明君）

ポンプの訓練、これでは意味がわからないのですが、排水のためのポンプとお考えいただければ結構でございます。

昨年7月の豪雨災害は、岡山県史始まって以来の被害をもたらしました。当市は人的な被害はなかったとはいえ、道路、河川、農地、山林、そして家屋の浸水などなど甚大な被害を受けたことはいまだに記憶の中に残っており、復帰、修復もあらかた済んだとはいえ、まだまだ爪跡が残っておる状態でございます。そういう場所もございます。災害時以降、当然といえば当然なんですけども、美作市の職員の方々、特に建設部門の方々には日夜担当部署が全力で復旧作業に当たり、頑張ってくれました。おかげで、間もなく全ての工事が終わろうとしているようでございます。これは余談ですけど、前任者の建設部長も余りの忙しさと激務のため、やり残した仕事が残心残りではなかったかと思いますが、新しい建設部長に少し、しかししっかりと期待をしておりますので、前任者の建設部長だった方には安心して次のステップに行っていただきたいと思っております。

さて、豪雨災害を受けまして、対策の一つとしていろんな方法があるんですが、このたび移動式ポンプの購入をするということで、先日湯郷の河川敷にて消防署、消防団、英田方面隊、美作方面隊、そして被害を受けられました各地区の区長さん、そして議員の方々も来られて、そのポンプの能力を拝見させていただきました。その結果はどうであるにせよ、そういう努力をされておられるということは大変結構なことでございます。じゃあ、そのポンプがあったから被害が出なかったかといえば、それは必ずしも正しい言い方ではありません。いろんな災害が形を変えて、次から次へと襲ってくるのが今の現状でございます。

しかし、この皆さんが努力をされて、本当に少しでもやっていかれる、少なくともしようという気持ちのことは、我々議員としても理解しておりますし、それから地域の区長さん数名の方も見てよかったなど、少しぐらいは、このくらいぐらいはちょっと胸をなでおろしたのではないかと思います。これをどのように使われるんか、どのように活用されて災害時に役立てるんかということをお聞きしたいと思います。まず1つ目、このポンプをどう使っていくのかの説明。そして、誰がいつどの段階で、どの段階ですよ、災害体制に入りました、どの段階で設置していくのか。ちょっとこの順番が、一番最後に聞きたいものをちょっと後回しにしまして、どこに何台ぐらい使っていくのか。林野地区、つかるところは2カ所、3カ所、4カ所。地区、入田が1カ所、ここら辺だけでももう4カ所です。湯郷、英田、湯郷も二、三カ所上ってましたね。何か聞くとところによると5台、かけ持ちで使うんですか。やっぱり一つでも能力的に、ちょっと不安があるのをどういうふうに使っていくのかということをお聞きしたい。まず一点。

それから、操作中に急に水が増えたと、そうなると思うんです。そのときの対応のことはどういうふうなされとんか、シミュレーションを既に頭の中に描いておられると思いますが、人命にかかわることですから、そこら辺のところの命令系統、そしてそのことを指揮されるのはどこがされるのか、とりあえずこの5点ですか、重複しるところがあります。そのことをちょっと答えていただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

危機管理監。

危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕

失礼します。中山議員のポンプに関する御質問に対して御答弁をさせていただきます。

現在の状況ですが、排水ポンプの購入に当たりましては、消防総務課のほうが所管となり進めているとこ

るでございます。

設置場所等につきましては、現在危機管理室、建設部、環境部、消防本部で現地の確認を行う等、要は団員の安全が守れて、浸水が想定される箇所を確認、協議をしております。今後は自治会、消防団の方に意見を伺いながら、設定場所につきましては決めていきたいと思っております。

それと、設置台数につきましては、現在購入の段階でございます。購入台数によりまして、設置箇所、それから災害の想定される場所、例えば吉野川水系にたくさん大量の雨が降って吉野川水系があふれそうだというのであれば吉野川水系のほうに、当然可搬式ポンプということなんで、そちらのほうに機動力をもって配置するというようなことを考えております。

その配置するタイミングにつきましては、避難準備・高齢者等避難というタイミングがあると思っておりますが、その時点ぐらいには配備のほうをやっておきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

危機管理監が答えられてない分がようけあるんじゃないけど、ええですかね。

消防長。

消防長（皆木 佳久君）〔登壇〕

それでは、排水ポンプの運用についての御答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、誰が操作をするのかということで、これにつきましては、まず消防団のほうにお願いをしようかなというふうに考えておまして、4月の消防団本部の会議におきまして一応打診はしておまして、わかりましたというふうな回答はいただいております。また、災害規模にもよるんですが、各部単位での対応というものが難しくなるのではないかというふうに思っております。方面隊の対応、全体での対応になってくるのではないかというふうに思っております。

さらには、その操作における訓練につきましては、複数回の訓練は当然必要だと思っております。例えば、非常呼集なんかで消防団がお集まりになったときにあわせて取り扱いの訓練を行う、当然これは消防職員を派遣いたしまして訓練をさせないといけないというふうに考えております。

先ほども高山危機管理監のほうで配備先について説明がございましたが、昨年の7月豪雨を念頭に置きまして美作方面隊、英田方面隊を、まずその浸水地域をカバーしていこうかというふうに思っています。

台数につきましては、当初予算で予算組みをしております。その中で、許される範囲内で台数のほうも、当初5台と言っておりましたが、それは仕様によって若干変わってきますので、できるだけ細かな配備ができるように、コンパクトで活動しやすいものをというふうに考えております。

先ほども中山議員のほうで説明がありました5月30日にデモ機を湯郷の河川敷のほうで運用しまして、市民の方々も大勢の方に参加していただきましたし、地域の方も参加していただいた中でいい意見も聞いておりますので、それを参考にしていきたいというふうに思っております。どの段階でということも高山危機管理監のほうで言われましたので、そのような運用になっていくんじゃないかなと思います。

ただ最後に、要するに操作中に、要するに水位が増加したとか、実の危険を感じた、特にこの避難の基準というものになってこようかと思っております。本年5月26日の山陽新聞にも載っておりました、国土交通省がアンケート調査を行いまして、要するに消防団が危険な場所から離脱する基準はあるのかというふうな記事が、回答がございました。ないと答えられたのが34%、基準はあるけど満たしてない、35%でしたか、合わせて70%近くが満足のいく基準ができてない。当市におきましても、またその離脱に対する安全基準というマニュアルはできておりません。今その準備に取りかかっているところでございます。特に50センチ、膝ぐらいに水位が上がってきますと、これはもうドアをあげようにもなかなかあくことができません。そういつ

た基準もしっかりと網羅して、団員さんの身の安全を第一に考えて活動できる体制づくりをしていこうかというふうに思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員、2回目です。

5番（中山 忠明君）

ということは、あと2回残つるということですね。

議長（岡本 泰介君）

そうですね、2、3と残り。

5番（中山 忠明君）

これを入れてね。

議長（岡本 泰介君）

はい。

5番（中山 忠明君）

危機管理監の高山管理監にちょっとお尋ねをしますが、マニュアルどおりといえばマニュアルどおりじゃし、ただここが言い方がおかしいとかというようなことを言えば重箱の隅をほじくるようなことになっていけないので、あえて言いません。言いませんが、もう少し、よく考えとられるなということを聞いたかったです、そんなもんかもわかりません、私にしたら不服ですけどね。

安全面についても、じゃあそれは私がいつも言つとるように水害、増水するときにも人間というのは、膝から足首までですわ、動けるのは、もう膝まで来ると全くもう動きがとれません、正直言うて。その中で、この間のデモ機については工夫と改良が要ると思います。ここでそれを言つてもちょっと難しいんで、また電話でも結構ですから、どういうふうにしたらいいんかぐらいのことはちょっと聞いてください。現場でも言つたと思うんですけど、やはりただ買うだけというようなことでは大変市民の方に失礼なし、税金の無駄遣いと言われてもこれはしょうがない、ないよりはましかというようなことでは実際困ります。

これ1点聞きます。

先ほど団員の方の、もちろん市民ですから生命は大事なんです。だけど、ちょっと言葉が足らなんだと思うんです。周りの一般の方々が避難が完了して、その上で見届けてから操作をやめるべきで、私きついことを言うんじゃないんですよ、ちょっと言い方がね、心構えとして危なかったからやめたとかというんじゃないし、それは確かに現状を見ながらするべきだと思うんですけども、その安全性をこの間のデモ機の時にもちょっと申し上げたんですけども、そのところ、今もう一度どの時点で消防団の方が現場を退去するのか、もう一遍ちょっと言うてみてください。

議長（岡本 泰介君）

消防長。

消防長（皆木 佳久君）〔登壇〕

現場からの消防団の活動をどのようにとるか、または中止するかという判断でございしますが、非常に難しい部分があるというのは承知しております。どういったことで排水ポンプを動かす活動をしているのかというところをしっかりと消防団にも示していかないと、当然市民の方々の避難が確実にできる、またはもう終わりそうだと、そういったところをしっかりと我々当然対策本部が立ち上がってきます。その中で指示を出さなければいけない、そういった指示、命令もしっかりとした中で、まず現場の状況をこちらの対策本部のほうにもいただかなければいけないというふうに思っております。そういった中で、しっかりとまず市民の

避難、それに対して今の活動がどのようになっているか、身の危険が迫っているのであれば、そこでじゃあ離脱していこうというふうな検討も、指示も出していかなければいけないというように思う。まずは市民の方々の避難を第一に考える中で、消防団の安全も確認していくというようなことになっていこうかというふうに思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

若干補足いたしますけど、そのポンプの活用の中で、議員も御案内かと思っておりますけども、例えば林野地区であれば、あの辺だって大体わかりますよね。わかりますよね、これ。そういたしますと建設部の話になるんですが、事前に一定の箇所にピットを掘っという、その近くにポンプ設置の架台を設置すれば、そこが非常に安全なわけですよね。そういった工夫ができる場所がございます、かつ浸水の可能性が高いところがあるんで、そういう工夫をいたしますと、先ほどいろんな議論があった安全性の確保や何やかんやが大分見えてくるんですね。一方で、もうこねえなところが浸水したんかみたいなのところがずらっと来るときには、これは無理です。もうあそこがやあと、安養寺が浸水したとと言われるときには、これは無理でございます。

だから、今までの想定でいうと、平成30年ですかね、去年の災害想定を念頭に置いて、こことここが浸水したなあと、大きいところについてはそこにピットを設定をして、そして架台も邪魔にならなければ設定をしなきゃいけないということ。英田については、土手を越えて排水するというならどうするかということも事前にこれはもう決めておかないと、そこで慌てて、おい、どねえするんならということ言うちゃいけないので、その辺で工作物が必要なら工作物も事前に準備しておくというようなことが今後必要になってくるというふうに思っておりますので、補足を申し上げさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員、3回目です。

5番（中山 忠明君）

的を得た答弁をいただきました。ここの当市の首長であるがために言える言葉であると、またそういうことができる方だとは思っております。しっかりと部下の指導をお願いして、この美作市、安全を守っていただきたいと思っております。

最後にもう一つだけ、なぜこのポンプ、鶴見のポンプでなければいけないのかをちょっと説明してください。いや、いろんな意見があるんですよ。こまかろうがな、大きかろうがな、ほかにあろうがなという中で、買われた、このポンプに決められた、ここがいいんだと、ここがすばらしいんだということをちょっと最後の1点をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

消防長。

消防長（皆木 佳久君）〔登壇〕

ポンプの種類については、まだ申しわけないんですけど、入札が終わっておりません。鶴見ポンプに限らず、いいものを今後しっかりと吟味いたしまして、納入に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。まだ鶴見ポンプに決まったというわけではございません。〔降壇〕

〔5番中山忠明君「総括」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員、総括です。

5 番（中山 忠明君）

質問が、私がちょっと悪かったようでございます。これはまた反省して、次はしっかりときちっと答えられるように質問をしたいと思っております。私も勉強をしながら2年を経過しました。こういうことをしながら一つ一つ勉強をしていきたいと思っております。令和に一番に質問させていただきまして、まことにありがとうございました。しっかりとよろしくお願いたします。

それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番1番、議席番号5番中山忠明議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続きまして会議を開きます。

一般質問を継続します。

通告順番2番、議席番号4番岡野鉄舟議員の発言を許可いたします。

4 番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

本議会におきまして、私は5項目質問させていただきます。第1番目は、大阪滋慶学園の看護学校建設に係る施設整備補助金約1億5,000万円と、及び当校の直近の状況についてでございます。2つ目は、クアガーデン武蔵の里跡地の新大原保育園（仮称）の建設と武蔵の里の振興についてでございます。3つ目は、随意契約についてでございます。4つ目は、美作クリーンセンターに係る契約について、そして最後の5番目は、人口動態とこれに関連するデータ、施策の見直しについてでございます。

まず最初は、滋慶学園に関連の質問でございます。

ちょっと話がそれますが、街角に出て10人の人にお話をする機会があったとしますと、そのうち5人の方は、岡野さん、滋慶学園の1億5,000万円の補助金は一体どうなっとならと、次に3人の方は新大原保育園の建設はいったいどうなってるんだと、そして残りの2人の方は議会改革は一体どうなっとならと、非常に厳しい質問をいただくところでございます。

さて、第1番目の大阪滋慶学園の看護学校建設に係る施設整備の1億5,000万円及び直近の状況なんですが、傍聴されている方、そしてテレビを見ていらっしゃる方は、1億5,000万円ということは聞いていらっしゃるんですが、どういったことかと簡単に申し上げますと、滋慶学園に対して美作市が補助金を出しております。その財源を合併特例債という、たしか償還期限は12年間ぐらいだったと思っておりますが、据え置きを除いて、その財源に求めてると。今回の問題は、その補助金を出しているうちに約1億5,000万円が起債対象になってると、これを本来は控除してすべきだったと、交付すべきではなかったという問題でございますが、質問を7項目についていたします。

平成28年6月22日に岡山県と協議がなされておるわけでございますが、2つ中身を問います。誰が協議をしたか、市、学園及び県。そして、協議内容はこういったもので、岡山県から具体的にどういう答えが返ってきたかということをお聞きしたいと思います。

同様に、3つの時点の質問をさせていただきます。平成28年8月4日の岡山県との協議についてでございます。そして、3つ目でございますが、平成28年10月5日に岡山県へ補助金の再要望をしておりますが、同じ観点から2点についてお答えをいただきたいと思っております。

質問の4点目は、施設整備補助金1億5,000万円を控除をしなかった理由は何かということでございます。

質問の5つ目は、補助金交付事務における裁量権の濫用または逸脱があったのではないかとという質問でございます。

6つ目の質問は、日本語学科の開設状況を、現時点のことをお聞きいたします。

最後の7番目でございますが、学科ごとの生徒数をお聞かせいただきたいと思っております。

1つは、平成30年度、入学している現時点での在籍者数でございます。そして、本年度31年度に、31年度といえますか、令和元年度に入学している生徒の数について、まずお答えをいただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

失礼します。岡野議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず、平成28年6月22日の岡山県との協議の状況でございます。

岡山県と協議を行いました本市の職員は、当時の肩書になりますけれども、池田企画振興部長、学校等設立準備室の高尾室長、安室係長の3名でございます。相手方は岡山県医療推進課の担当で、看護師の養成所に係る施設整備の補助金の協議を行い、県の担当より平成26年度に国の直接補助から基金事業へ補助制度が変わったとの説明を受け、本市の事業も補助対象となるよう要望をいたしております。

次に、平成28年8月4日の岡山県との協議の状況でございます。こちらにつきましても、池田部長、高尾室長、安室係長の3名が岡山県医療推進課の担当と基金事業の補助金交付について協議を行い、県の担当より看護師養成所に係る施設整備の補助金については、従来の国庫補助事業の基準に基づいて補助金を交付するとの返事をいただきましたが、施設整備の交付を受けるに当たっては、工期を平成28年度から29年度へ延期する必要があるとの指摘を受けております。

次に、平成28年10月5日の岡山県との協議の状況でございます。

こちらにつきましては、高尾室長、安室係長の2名が岡山県医療推進課の担当と基金事業の補助金について協議を行い、指令前着工を認めていただけるよう要望を行っております。そのときには回答はありませんでした。

それから次に、4番目の施設整備費補助金1.5億円を控除しなかった理由でございます。

こちらにつきましては、これまでも議会等で答弁させていただいておりますことの繰り返しになりますが、美作市スポーツ医療看護専門学校建設費補助金交付要綱に基づきまして、補助金の交付をいたしております。同要綱第4条で補助金の交付限度額の総額を10億円とし、大阪滋慶学園が国及び県から交付金等がある場合はその金額を控除するとしております。看護師養成所に係る施設整備の補助が受けられなかったことから、減額をせずに補助金を交付いたしております。

次に、5番目の質問でございます。

補助金交付事務の裁量権の濫用または逸脱があったのではないかとこの御質問ですが、美作市スポーツ医療看護専門学校の施設整備に対する補助金の交付事務につきましては、美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱に基づいて議決いただいた予算の範囲内で行っております。

補助金の確定作業におきましては、学校法人大阪滋慶学園に補助事業等実績報告書や関係書類の提出を求め、審査を行っております。また、開校後10年以内に営業を休止または廃業した場合は補助金の交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じるとしております。このように補助金を交付した後においても補助金の適正化を担保する制度を講じておりますので、補助金交付事務の裁量権の濫用または逸脱はなかったものと思っております。

なお、国におきましては行政裁量があります。行政裁量には法規裁量と自由裁量がございます。法規裁量は司法審査が可能なものとされ、通常人の日常的な経験に基づき判断し得る裁量、何が法規かといった裁量でございます。それから、行政庁が裁量を誤った場合には、裁判所で違法の判断を下すことが可能となっております。自由裁量は司法審査ができないものとされており、行政庁の高度の専門技術的判断や政策的判断を伴った裁量事項でございます。仮に行政庁が裁量を誤ったときでも原則不当の問題にとどまるため違法とはならず、司法審査の対象とされないとしております。

次に、6番目の日本語学科の開設状況でございます。

本年10月に開設を目指して申請を行っております日本語学科の正式な認可に当たる告示は8月中旬から下旬になると聞いておりましたが、行政報告で市長が申し上げましたとおり、法務省広島入国管理局から美作市スポーツ医療看護専門学校の方へ正式に告示するとの事前連絡があり、学生募集の手続きを行っていると聞いております。

次に、7番目の学科ごとの生徒数でございます。

まず、平成30年度の入学者につきましては、現在の在籍者は、看護学科が28名、柔道整復トレーナー学科が6名で、合計34名となっております。次に、平成31年度の入学者につきましては、看護学科が24名、柔道整復スポーツトレーナー学科が3名、介護福祉学科が6名、合計33名となっております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問でございます。

答弁漏れがございましたので、新たな項目は学園からは誰が行っていらっしゃるかということなんですが、ちょっとその前に申し上げますと、私は昨年の暮れと大みそかのちょっと前ですが、同僚議員と県の担当と担当の上司と話をしております。そして、年明けにも同じ担当と担当の上司とも話をしております。そして、3回目は私一人ですが、担当と話をしております。その上での質問でございますから、その辺をお含みいただきたいと思っております。

質問の2つ目でございますが、いずれも3つの時点で学園が行っていらっしゃるということは私は承知をしてるんですが、その辺をお答えいただきたいと思っております。

2つ目の2回目の質問の1項目ですが、施設整備の補助金の可能性に対して、県は平成28年6月22日ですよ、担当が私に言われたのは、平成28年度秋の着工はだめですよと、こういうふうに言っておられます。それに対して池田部長が回答をしておられるんですが、同じ行政の中で市長も当然御存じだと思いますが、どのように県に対して回答されたかということでございます。

次に、8月4日の岡山県との協議において、池田部長がどう回答されたかということをお聞きですが、岡山県はこう言っております。補助金の交付を受けるためには、工期を平成28年から29年度へ延期する必要があるということに対して、池田元部長はどう答えられたかということでございます。

3つ目の時点の平成28年10月4日、とはいいいながらも岡山県へ一縷の望みをかけて再要望をされているん

ですが、そのときに担当はどういったことを市の職員の方に言われたかということでございます。

続きまして、補助金の控除をしなかった理由についての再質問でございますが、平成30年3月議会において、たしか萬代議員の質問であったと思いますが、こう答弁をされております。学園は建設事業費も当初からかなり削減をされていると、努力をしていると、市長と協議の上やむを得ないものと判断をしたと、こうありますが。で、お聞きしたいのは、市長とどういう協議をしたのかということと、何がやむを得ないものかということでございます。

最後に、補助金交付事務の裁量に関する問題でございますが、当不当の問題は司法権の対象にならないとおっしゃられましたが、これは間違いですね。行政裁量について答えられましたが、これはある意味やぶ蛇というものではないかなと私なりに思いますが、住民監査請求というのを御存じだろうと思います。241条に、これはその市民の人が一人でもするわけですが、違法または不当の財務会計についてするわけなんです。これに対して不服がある場合は住民訴訟を提起することができます、これは242条の2でございますが、これは地方裁判所が最初の入り口でございますので、不当の問題であっても司法審査の対象となりますよ。

そこで、質問でございますが、前置きが長くなりましたが、羈束裁量と自由裁量で違法または不当とはどのような状態を指すとお考えられますかということでございます。

以上、多くの項目を2番目の質問でいたしました。順次お答えいただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

失礼します。2回目の質問に対して答弁させていただきます。

まず最初、答弁漏れがありまして申しわけございません。

まず、大阪滋慶学園のほうの担当のほうの出席でございますけれども、当時大原支所に設置しておりました学園の準備室の職員、次長とか、そういった方が県と一緒にっております。

それから平成28年、まず6月22日の協議の内容でございますけれども、県のほうからは、先ほど言いましたように平成26年度で基金事業になつるとということでお聞きしておりました、そのときに補助金の額についても当時の基準というような話もしております。それからまた、県のほうから他の事業との関連があり、全額交付することが非常に難しいかもわからんといったようなことも言われとるようですけども、それについては市としても全額要望するようお伝えはしております。

それから、当時といたしましては、新しい基金事業の地域医療介護総合確保基金が創設されておりました、その事業に看護師等養成所施設整備事業が記載されてなかったのも、それに記載するよう強く要望したということでございます。

それから、今度は次に8月4日の協議の内容でございます。こちらにつきましても、補助金のことについて協議を行っております。協議の内容で、基準額については当時の、今は廃止されておりますけれども、岡山県補助金交付要綱、施設整備の補助金交付要綱、国の基準、そういったものから算定したもので、施設整備については1億4,772万円となるということで、そちらのほうを要望いたしております。

ただし、そういった中で先ほども岡野議員が言われましたけれども、補助金の交付決定後に事業着手するのが原則でということも指摘を受けております。で、平成28年度から平成29年度へとするように受けております。その当時としても、市として指令前着工を認めていただきたい、それから補助金を全額いただきたいと、そういったことを要望いたしております。

それから、補助金を控除しなかった理由でございます。こちらは先ほども答弁いたしましたように、補助金交付要綱に基づいて補助金を交付しております、そちらのほうで補助金をいただけなかったということがございまして、補助金は控除いたしておりません。

それから、平成30年3月議会の議会答弁の関係でございますが、こちらのほうにつきましては、ちょっと内容が私のほうも把握できておりませんので、ちょっと答弁はこの場では控えさせていただきたいと思っております。

〔4番岡野鉄舟君「それ、そんな答弁にはならないでしょう」と呼ぶ〕

そちらにつきましては、市長のほうからでございます。答弁をいただくようにしたいと思います。

〔4番岡野鉄舟君「それから、心得への質問、答弁できる、要するに羈束裁量か、違法または不法とはどういう状態かという質問しとりますよ」と呼ぶ〕

はい。一応先ほど説明させてもらったのが、国の一つの事例としてさせていただいております市の裁量につきましては、まず原則は市長の判断で事業を進めますが、あくまで予算につきましては議会の議決をいただかないと執行できないので、そういった部分では裁量があるような、ないような形で、自由でもないということをお私思っております。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「答弁になってない」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

若干記憶に頼る部分もございますけども、その中でお答えをさせていただきますが、滋慶学園との補助金関係については、2つのたしか議論があったように思っております。その議論というのは、一つは今の流れの中の総額をどうするんだという話であります。もう一つは、補助対象の中でぎりぎり、体育館の支出だったと思っておりますけども、どうするんだという話があって、私のところに相談へ来られたときには、基本的には本件については補助金の交付要綱に従うことが重要であって、それを足したり引いたりするっていうのはぜひ避けるようにという指示を出して、その協議の結論としたというような記憶でございます。

それから、自由裁量、羈束裁量でいいますと、基本的に市の場合には自由裁量でできることはないというふうに一般的には考えて行動すべきだというふうに思っています。何らかの判断の場合に根拠を求め、そしてその根拠があるということは、その判断の方向性がその根拠の中にほぼ示されているのであるから、その方向性に忠実に従っていくということが基本であります。

したがって、羈束裁量におけるその判断根拠っていうのは、大まかに言うとその羈束裁量の現点になっているそのさまざまな法規との関連性で、その違法性、その他の判断がなされるものというふう認識をしてるところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

答弁漏れについて、ちょっと。

私のメモなんですけど、10月5日の要望に対して、担当はどう答えたのかというところが全然なかったということがあります。

それから、やむを得ないという理由は何ならという問いもあったと思うんで、その辺の答えはどうか。

〔企画振興部長心得平田幸春君「市長に」と呼ぶ〕

市長の御答弁でいいですか。ほんなら、先ほどの10月5日じゃったか、県はどう答えたんか。

〔企画振興部長心得平田幸春君「（聴取不能）」と呼ぶ〕

いや、そしたら、そう言わないけん。

平田心得、正確に言わんと、漏れたように思われるよ。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

失礼します。答弁漏れがございました、申しわけありません。

28年10月5日の協議の内容でございますが、1回目の質問で協議させていただいたように、指令前着工について要望を行ったのが中心でございます。それにつきましては、県のほうからは明確な回答はよこされておられません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員、3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

時間が無制限にあればやりとりをするんですが、私なりに答えを申し上げますと、6月22日の岡山県との協議では、池田元部長はこう答えておられます。工事をおくらせるかどうかは学園の判断であると、6月22日はね。そして8月4日は、池田部長はこう答えてあるんじゃ、学園は着工延期をしないと。つまりどういったことかといいますと、指令前着工はだめであるということをして市の方は御承知であるので、補助金が交付されないということは事実上市は了承しているということになります。そして、10月5日は、これも私は直接担当から私に説明があったことでございますが、28年11月25日の着工であるので補助金交付は無理であると、こう断言をしてるわけです。

以上、私が回答を申し上げましたが、3回目の質問に入らせていただきます。2つございます。

まず、平田心得に質問をさせていただきます。

市長は、先ほど市の業務については自由裁量はないと言われましたが、そんなことはありませんよ。補助金交付決定は国であろうと、市町村であろうと、ちゃんと裁量をしなきゃいけない、それがために242条では住民監査請求というのもあり、それを受けて住民訴訟というシステムがあるわけでございます。

それでは、質問をいたしますが、補助金交付要綱第4条は羈束裁量でしょうか、自由裁量でしょうかという質問でございます。つまりどういったことかといいますと、るる一般質問の中で受けた補助金がある場合には、その補助金を控除するというふうは何回も質問口上をされているんですが、そのあたりのことを勘案していただいて、なぜ自由裁量になるのか、羈束裁量になるかということ。

2つ目の3回目の質問は、市長に質問をいたします。

今私は答弁を補足して私なりに答えましたが、6月22日、そして8月4日、10月5日の私の質問なり、答えを聞いておわかりいただけたと思うんですが、事前着工は滋慶学園への補助金が出ないということが明らかなわけです。で、問題なんです、28年12月議会で森分元総合戦略監がこうに答弁をされております。補助金の原資は国の補助金、合併特例債を使うんですよと、それから補助金は平成29年度申請予定なんですと、それから設置計画については年明けに提出予定をすると、こう言っていらっしゃるわけでございます。

つまり、県とのやりとりの中で補助金が出ないということがわかっておりながら、行政側としては出るんですよという答弁をされている、このことについて市長に質問いたしますが、そういった答弁をしてこられた市長を含む職員の方々の責任と、そして1億5,000万円です、一人頭で言えば1億5,000万円ですから約8,500円です、人口1人当たり。介護保険を300円安くした、国保料を安くしたという比ではありません。この補助金に、今私が申し上げたようなことの中で心得が答弁されると思いますが、補助金交付要綱の4条の

理解の中では、私は非常に裁量を誤ったと私なりに思っておりますが、3回目の質問は最初心得のほうから、それから2回目は市長のほうからお答えいただきたいと、まあどちらが先でもいいです。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、交付要綱には相当高い規則性があるというふうに認識しております。その規則性が最も明確にあらわれる場面というのは、補助金が得られた場合にそれを控除した額を市から出す、合計は同じなんですけどね、国、県、その他の市以外の主体からお金が出た場合にはそれを控除するんだと、ここの部分については高い規則性があるというふうに思っています。そのことの反射的な効果として、それが出ない場合には、今度は市がその10億円という限度の中で出すものは出すというところになるというふうに考えておりますので、本件につきましてははかなり規則性の高い、要するに縛りの強い交付要綱ができてるということを認識をしたいというふうに考えております。

続きまして、その岡野さんがお調べになったことがどこまで真実かという、私どもは内部の資料がありませんのではっきりいたしませんけども、森分戦略監の答弁は、森分戦略監が正しいと信じていたことに基づいておるはずであります。したがって、森分戦略監の頭の中には、これは国やあるいは県との協議の中で、29年度申請が可能であるし、それに道があるんだという認識のもとに答弁をしているというふうに考えております。そういたしますと、決まっていたんじゃないかとおっしゃることが決まらなかった可能性があるというふうに認識をいたしております。〔降壇〕

〔4番岡野鉄舟君「心得の答弁は」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

失礼します。3回目の質問に対して答弁させていただきます。

補助金交付要綱第4条の規定でございますが、こちらにつきましては、先ほど市長が申し上げたとおり、裁量は羈束裁量だと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

3回目です。ごめんなさい、総括、ごめんなさい。

4番（岡野 鉄舟君）

総括、いや、もう一回させていただきますか。

議長（岡本 泰介君）

いやいや、総括です、済いません、間違えました。

4番（岡野 鉄舟君）

羈束裁量という捉え方をされてるんで安心してはるんですが、ならば、これは要するに私は裁量権の濫用か、逸脱か、不当かという議論はちょっと時間がないので割愛をいたしますが、補助金交付要綱にはこう書いてありますね。補助対象者が申請を行う（聴取不能）ある場合には控除したと、この辺が羈束裁量なんです。市長が定める額とすると、こういった意味で羈束裁量というのは私もそう思うんですが、要は本件に関しては、今市長はこう言われました。あなたの言うことは全て信じるわけにはいかんということで、なおさらこの本件に関しては、平成30年度の決算認定に際しては多くの議員の判断のもと不認定となったところでございます。

私は、市長がそう言われれば言われるこそ、さらなる事実解明がなされることが二元代表制としての議会の役割であると考えます。それにも増して、私は公の場でこうやって答弁をしているわけです。県がどう言ったかということも答弁をいたしました。だからこそ、事実解明がなされるべきだろうと思っております。総括にかえたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

それでは、ここで昼休みにしたいと思います。1時再開にいたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

岡野議員、2番、2項目めからお願いします。

4番（岡野 鉄舟君）

2項目めの質問をさせていただきます。

クアガーデン武蔵の里跡地の新大原保育園の建設と武蔵の里の振興についてでございます。

冒頭申し上げましたように、10人の方から質問を受けると、その3人の方が大原保育園はどうなっとならという質問を受けます。その質問をさせていただきます。

各論の質問に入る前に、私なりの素朴なといいますか、感じを言わせていただきますと、どうして反対の立て看板が立ってるところにその大原保育園を建設しよるのかなと、これはもう寝ても冷めても私の脳裏から離れません。私はこれまでる何回か議案質疑なんかでも申し上げてきましたが、反対というよりも地域振興を考えたいという方々と、それから保護者会の方々とる話を聞いてまいりました。

質問の第1点なんですが、平成28年6月議会の市長答弁についてでございます。手元に私、新聞切り抜きありますが、平成28年6月の、これは13日でしょうか、大きな見出しです。安全確保へ早期移転、断層帯立地の大原保育園、美作市議会、市長が方針ということでございます。

1番目の質問の内容ですが、移転候補地をそのときに大原小の隣接として決めた理由、そして交渉内容、どういったことを話をされたかということと、今から考えますとその前にそこになってないんで、当該地を断念した理由でございます。

それから、質問の2つ目でございますが、設計監理委託のプロポーザルの結果はどうなっているのかということでございます。

それから、質問の3番目は、建設場所について、保護者会、保護者の方々にどのような思いがあると思うかということでございます。

4番目は、今後武蔵の里の振興をどのように図っていくのかということでございます。

順次御答弁をいただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。議員御質問の平成28年6月の市長答弁について、またプロポーザルの結果はどうなっているのか、また保護者の思いはどうかということの3項目について私のほうからお答えをいたします。

大原保育園の建てかえにつきましては、先ほど議員御指摘のとおり、大原小学校南側に隣接する場所で話を進めておりました。理由といたしましては、議員の当時の御質問にも市長も答弁いたしておりますが、大原小学校運動場の一部が利用できるということも考えて、そちらの場所に決めているということでございます。しかしながら、交渉の経緯の中で圃場整備問題が整理できていないのに用地の提供はできないという理由で断られたということをお聞きしております。また、あそこでは広さが足りないから小学校の隣接地はだめとの議場での御発言も聞いております。

次に、設計監理業務委託に関するプロポーザルの結果につきましてでございますが、3社から参加表明がございまして、審査委員による慎重な審査の結果、宮崎建築設計事務所を最優秀事業者として決定をいたしております。

保護者の思いでございますが、昨年から大原、大吉両保育園の後援会、保護者会の方々、皆様に両園合わせて8回の説明会を開催し、さまざまな御意見をいただいております。その中では、既存の施設に対し、大原断層を震源とする大地震の発生や洪水に対して安全面を早く確保したいこと、また施設の老朽化、駐車場が足りないため不自由を感じていることなどを聞いております。ほかにも新しい施設で安全確保や保育士の多忙化を案じているということも聞かせていただいております。いずれにしても、安全面で心配のない施設、設備、そして保育ともに内容が充実した保育園を早急に整備してほしいという思いが一番大きいものと考えて、現状を進めている次第でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

今後武蔵の里の振興をどのように図っていくのかということでございます。

武蔵の里には、武蔵の生家、青年期武蔵像、武蔵の墓、武蔵神社、武蔵資料館など宮本武蔵にまつわる場所がたくさんございます。剣豪宮本武蔵の生誕地として、国内外の剣道関係者を中心に誘客に努めたいというふうに考えております。

また、武蔵の里では観光協会や商工会、自治振興協議会などがイベントを行っております。5月5日には武蔵の里鎌坂峠ツツジ園で、第12回つつじまつりが開催されまして、勝田清流太鼓などのステージがあるなど天候にも恵まれまして、にぎわいが創出されたところでございます。また、夏祭りin武蔵、それから武蔵祭りなど武蔵の名を冠したイベントが開催されております。こういったイベントの支援も行い、武蔵の生誕地として引き続き振興を図ってまいります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問を何点かさせていただきます。

まず、市長答弁の関係でございますが、今教育長は圃場整備問題の整理とおっしゃられましたが、私が聞いておりますのは、その圃場整備の問題というのは中学校の統合のときの問題であると私は地域の方から聞いております。したがって、今御答弁をされたことの直接の理由にはならないと思います。

気にかかりますのは、今教育長が答弁されたのは一部も利用できるということをおっしゃられました。じゃあ、そのものの意味するところは、その隣接地の、いわゆる今は水田ですが、あそこのあたりになると思うんですが、教育長も御承知のように、今は地権者6人の方、7筆の方々が申し出があれば協力をしてもいいと、しかも今答弁をされた中のその当時の状況というのはもう解決されてるわけです。それはもう私が仄聞する

ことによれば、西側と東側の問題とありまして、西側のところというのはその問題はないと、教育ゾーンとしてよい場所だと私は思います。

そこで質問なんですが、冒頭申し上げましたように、なぜ立て看板があるところに建てるかということとも関連しますが、るる再々質問をいたしますが、大原小学校の跡地のところに変更すべきではないかというのが市長答弁に関連する2回目の質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

小学校の跡地じゃない、おかしい。

〔「おかしいよ、それ」と呼ぶ者あり〕

大原小学校の跡地じゃない、隣接地の間違いでしょう。

4番（岡野 鉄舟君）

小学校の隣接、跡地ではございません。興奮しておりまして、ごめんなさい。

隣接地です。年をとりますと、最近ちょっと困惑しましてから、失礼をしました。

2つ目は、設計監理委託契約のプロポーザルの結果についてなんですが、3点質問をします。

プロポーザルの実施要領をつくっていらっしゃいますが、参加資格は県内に主たる事務所を持つと、こうなっておりますが、いつどういう方法で公募をされたかというのが1点目です。

2つ目でございますが、プロポーザル方式、つまり随意契約がとれるとした判断は何でしょうかということでございます。つまり施行令の中に、その性質またはその目的が競争入札に適しないという場合に随契ができるんですが、それをなぜそうできると判断をされたかということでございます。

それから、3つ目でございます。けさもインターネットを見たんですが、公表がないものでわからないんですが、プロポーザルの実施要領によれば、4点のあれがあったと思います。事務所の能力、担当チームの能力、そして担当チームの対応ですか、それから4つ目が設計監理の設計監理料、3社あったと言われたんですが、この3社はそれぞれの項目についてどういう評価点であったかということでございます。

それから、質問の3番目の建設場所について、保護者会の思いにどんなことがあるかということなんですが、最近では御承知のように、特に園児、児童・生徒が安全対策をしていても想定外の悲惨な事故が後を絶っておりません。今教育長は、先ほど安全面で心配のないということを強調されましたが、私はまずは場所であらうと思います。

質問なんですが、その剣道大会をやれば車の往来も多い、それから武蔵祭りに来る人がおれば人の往来も多い、車も多い、そういった往来が多い、ややもすれば心配のある観光地の中心に場所を選択するのかということでございます。

それから、担当部長は今答えられましたが、私は美作市においては、行政は縦割りではなく横の連携をとられていると思います。そう期待をしておるわけでございますが、本件に関して、もしあそこに、クアガーデン跡に保育園を建てた場合に、担当部長としてその武蔵の里の振興につながるとお考えかということなんです。私は、遠藤部長にお聞きしたいのは、御答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。隣接地についていろいろ御質問でございますが、なぜ看板があるようなところということでございますが、教育委員会といたしまして、議会の議決を受けましてあその場所にすると、クアガーデン跡地を活用してということで保護者にも御説明をし、そのときには看板はなかったという理解でござい

ます。

そして、このプロポーザルにつきましての御質問でございますが、この設計といいますのは、前回実は湯郷こども園に関しましてはプロポーザルを実施しております。つまり、ただ単に金額面だけのみではなくて、やはりしっかりとした設計、そして我々の考えを入れていただける、また先ほど能力というふうにおっしゃいましたけれども、能力や対応もすぐれていると、そのような面も評価に入れて考えるという面でプロポーザルを実施をさせていただきました。

なお、これにつきましては、実施要領等は1月31日に市のホームページで発表し、そして応募を受け付け、そして現在は決まったということもホームページにおいて公表しております。

また、能力等、そしてまた金額等の評価点でございますが、こうしたことを全部含めまして、それぞれの部分、例えば能力であれば1級建築設計士を何人抱えている、したがって業務に異論はない、また今までにそういう幼稚園、保育園関係の設計を多数こなしている、そうした実績、そのような面から能力、対応を図らせていただきました。金額についても、この評価点の中に組み込みまして、総合的な評価の中で最優秀事業者を決めたものでございます。

安全面で観光地はということでございますが、まずは湯郷こども園の際にも、これは本当に湯郷の温泉街、ホテルのある通りのところに面してございます。しかしながら、あそこにあるからくり時計、これも多くの観光客の方がときには車をとめて見入っていらっしゃいますけれども、そうした中で子どもたちの元気な声が響いている、また美しい看板も皆様の御協力のおかげをもちまして、湯郷こども園というかわいらしい看板も立て、そして安全面におきましてはフェンス、防球ネット等も備えております。そうした中で、そうした観光客とのトラブルというのは聞いておりません。むしろ観光客の方が湯郷の子どもたちは挨拶をしてくれたり、おじぎをしてくれたり、とてもかわいいですねというお声はいただいております。したがって、現状さまざまな安全面での事件、事故、相次いでおりますが、それはしっかりと対策を考えるということで、逆に多くの人の目があるということはむしろ安全面にもつながる部分もあるというふうに判断をして、してございます。

また、五輪坊につきましては、皆さん御存じのとおり、あそこには今現在も讃甘保育園の跡地でございますけれども、保育園とそうした五輪坊とが共存していた時期もあるということで、皆様の御理解がいただけるものというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

武蔵の里に保育園を整備した場合、観光振興につながるのかという御質問だと思いますが、保育園ができることで、それが直接観光振興につながったりすることはないというふうに思います。

ただ、子どもたちの元気な声が聞こえる場所ができるということで、地域振興につながるものというふうに思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

部長、議事録にちゃんと残りますからね、よくかみしめといてくださいよ。どうして保育園ができることが地域振興につながるんです。直接関係ありゃあせんじゃねえですか。想定外の質問だから、苦慮した答弁だったんだろうと思います。それは口が裂けても、それは私はだめだと思いますとあなたの口からは言えれま

せんわ。嫌な質問をしたわけですから、あえて。

さて、質問を3つ目、2つします。これは市長が答えられたほうがいいのかと思います。

まずは、大原小学校の隣接地での建設とクアガーデン武蔵の里跡地の建設の場合の費用対効果といいますか、比較考慮です。

まず1点は費用面、解体と建設。その教育委員会のプロポーザルには、解体と建設で6億3,500万円と公募のときに書いてあります。その点を踏まえられまして、費用面で大原小の隣接地と、それからクアガーデン武蔵とどちらがいいか。

2つ目の質問は、安全面です。どちらが丸でどちらがペケかと、あるいは三角があるかしらん。

3つ目は、保護者の利便性です。これも丸、三角、四角があるかもしれませんが、それから最後の武蔵の里の振興です。この4点について、それぞれ今申し上げましたように、大原小の南側にするのがいいのか、したほうがどうかと、それからクアガーデンの跡にしたほうがいいのかというあたりをお聞きします。

それから、もう一度これは2つ目の質問ですが、私は行政懇談会へ行きました。市長は、29年度で私も行きまして、地域の方がこう言われました。温泉は一体どねんしてくれるんなど、こういうことを、意見が出たと思います。今後、担当部長は遠藤部長のところにはなるんですが、やはりあそこは今の五輪坊の温泉だけじゃなくて、振興には温泉が欠かせないと思うんですが、このお考えがどこにあるかと、どういう思いを持っていらっしゃるかということをお聞きします。

それから、もう一点追加で、質問して思い出したんで教育長にお聞きしますが、こう言われましたね。議会の議決の後で保護者会の了解も得てるので、逆説的に言えば変えれない、クアガーデン跡地にするということだろうと私はそうとるんですが、議会の議決を得たとしても、今の（聴取不能）ほうがいいのかということであれば、契約規則にのっとって、今の契約の当事者と——変えるわけにはいきませんが——契約変更、契約規則でできるわけです。工事の今回の解体の予算は出ておりませんが、できるだけ早いうちに契約変更をする場合は、そうすれば契約の宮崎設計さんも非常にいいと思いますので、こういった話をお考えはないかということです。

以上、3点をお聞きします。

議長（岡本 泰介君）

3点じゃねえ、6点。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

多岐にわたっておりますが、どちら、比較をすることが妥当かどうかというところもあるんですけども、あえてその比較の前提のところを申し上げますと、1に安全面というので、一番大きい安全面は何でしょうかというところをこれから、私がお尋ねするのも変ですけども、一番の安全面というのは地震のことなんです、実は。そもそも地震のことを出発点として、なるべく早く地震が届かないところへ行こうじゃないかと、こういうことなんです、これ。その28年の記事にもありましたように、随分時間がたってましたけども、これはやっぱり当時岩江議員も早うせえというて質問されましたけれども、そのとおりだと。そのとき、たしか熊本地震の直後だったんですよね。地震の断層帯から幅50メートルといたらどないもならないことが明らかになる、その中でどうしようかという議論があって、そのときにとりあえず小学校の隣接地がいいかなあつて聞いてみたわけですけども。

ところで、その安全面というのは、今申し上げたように時間の係数でもあるんですね、明日起こったら——これ両方だめですけども——3年後に起こった、4年後に起こったってなると、そこでできていたか、で

きていなかったかで、子どもたちの犠牲は全く違うわけです。それをある意味ちつとも、安全面と言いながら、質問の中にまぜていただけないのはとても残念至極であります。だから、都市型の安全のことをおっしゃるんだけど、地震の安全のことについて一言も今まで議員はお触れになっていない、これは一体どういうことかと。ですから、私もその大原の地域でうろろしますと、5人ぐらいの方が言います、早うしてくれえと、早く今の方向で保育園の完成をしてくれえという声が一番たくさん出てまいります。次に滋慶学園、少し増えたけどまだまだ増やさなきゃいけないぞという声が出てまいるということでもあります。

原点は、この安全ということが一番大きい、この安全は、何からの安全からというと、山崎断層、大原断層の地震がそのうち来るかもしれない、それに対して子どもたちの身を守らなければならない、ここにあるわけです。議員、御理解しておられますか、どうもしておらないと思うんです、さっきから発言聞いてると。そこをまず抑えていただきたい。

したがいまして、議会で議決をいただいて、今肅々、しゃくしゃくと動いているわけですが、これ一旦停止して、また用買から始めたら何年後になるやらわからん。そこに大きなリスクが伴うこととなります。そこをまず安全という意味では抑えさせていただきたい。そのほか、さまざまな偶発的事故による安全については、我々としても湯郷保育園並みの最低限管理体制をとることになるでありましょうし、場合によっては土地の形状において、あれ崖のようなことになってますんで、そこをちゃんとふたをすると進入が非常に難しくなってくるというのがクアの跡地の特性であります。

それから、小学校の横につきましては、小学校と一体管理をすることによって安全性が高まる部分と、一方でその小学校への来客と混同するということが、議員がおっしゃる観光客の問題も含めて、要するにあそこにたくさん人がいるということは、これはしょうがない。それからもう一個の問題点は、上からの進入というのが、上に道がありまして、そこへの防御をどうするかという新たな課題があつて、いずれにしても我々はつくるときにはそういったその地、その地における、安全面における利害と特質を考えた上で最善の手を講ずるつもりではございます。したがいまして、日々の安全についてはどちらがいい、どちらが悪いとは申し上げることができないということになろうかと思えます。

次に、コストでございますが、コストにつきましては、これはいろんな議論があり得ると思えます。見かけ上でいいますと、小学校横のほうが安く上がります。なぜかといいますと、1に取り壊しの必要がないという部分がきいてくるんですが、一方でこの取り壊しについては、金利が非常に高ければきいてくるんですが、金利が非常に安い状況ですと、いずれ全ての施設はどっかで取り壊しする必要があるんで、そのことの関係で、余り今は差が出てこない。次に、用地の取得及び用地の造成に関しては、大原の場合に面積的にどれぐらいかということですが、あそこは1反強の隣接地がありましたんで、それ全部変えればぎりぎりできるかなあと思ったんでございますけども、土地に段差があります、あそこは。段差の造成、その他がプラス要因で乗ってくることになるわけでありまして、それはこれを差し引いたときにどこがどうなるかについては、必ずしも今ここで質問に対して、こっちが高い、安いということを算定できるほどの頭もございませんので、そういうふうな利害、特質、コストの上がり下がりの可能性についてだけは申し上げておきますが、それを総合的に評価した場合にどちらがどうかについてはお答えを申し上げることができないわけでございます。

それから、利便性については、どこから来るか等の問題になりますけれども、今のところで申し上げますと、クアのところについて割合潤沢に駐車場がとれるということ、それから既に道が整備をされてございます。しっかりとした市道網が構築をされてございます。したがいまして、これについては余り大きな問題はないんですが、一方で大原小のときには、もともとと考えておったんですが、もともとの考えの中でも下手に

延びる市道を拡幅せないかなだろうなあと、拡幅だけじゃなく、段差がありますんで、結構その辺の道のつけ方のところ等は議論をする必要があろうかなあとは思っておったということは申し上げさせていただきたいと思うんです。

一方で、小学校と隣接すれば、それなりに保護者の方が両方、1年生がいて3歳児がいるとかというて、両方こう見て回ることができるんで、そういう面ではとてもいい効果があることは当然当初から想定をいたしておったわけでありまして、したがいまして、その利便性についてもそれぞれ一長一短があることから、そう簡単にあつちがこうだというようなことにはならないと思っておりますし、それがゆえに、例えば古町あたりで聞いてみましても讚甘ということで、少し遠くはなるんだけれども、なるんだけれども早くこれをやってくれという声のほうは圧倒的に大きいということになっているのではなからうかと。したがいまして、利便性ということについて言うと、車でスムーズに運べる場所というものがあの地域、我々の地域、田舎においての利便性の一番大きな柱かなあと私なりには思っているところでございます。

それから、温泉について、私は前の議会、いつかのときに答弁しましたが、クアのところがやめになって、あれはその設計で非常にコストが高い温泉だったもんですから、泉源はあるので、それを活用しながら、前の讚甘保育園——八角、六角、何角、八角園舎だったかな——があるんで、それを使いながら温浴施設をやったらいいだろうということは答弁をいたしておりますが、その後の地元のさまざまな意見の中に、推していただける意見とちょっと待てという意見が両方出てきたもんですから正直弱ったなあと、みんなが一丸となってやろうととっていただければこれはもうやろうということになってたんですが、推す意見と引く意見が両方出てきたもんですから、ちょっと足を私なりにとめてみると、こういうような状況でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

あるかな、変更の考えはないか。

ないということ、変更の考えのことでしょう。

〔4番岡野鉄舟君「え、大は小を兼ねるんですか、教育長の答弁。教育長、答弁されるつもりでおってじゃないですか」と呼ぶ〕

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

今ほとんど市長がお答えになったんですけども、契約変更ができるんじゃないかということでございますが、昨年12月の議会で議決をいただきましたときに、クアガーデン跡地をとということでの議決でいただいておりますので、議会の議決を無視することは私は難しいと考えております。

なお、保護者と、それから議会のお話でございますが、少し議員が勘違いなさっているようなので、昨年3月末には保護者の方からクアガーデン跡地で早くつくってくださいという要望をいただきまして、そこから動いたということでございますので、そのところは正しく御理解していただきますようお願いいたします。

いずれにしても、この設計監理といいますのは、クアガーデン跡地ということでの設計監理でございますので、それで進めていきたい。

〔「誘導しとんじゃねえんじやろう、教育委員会が」と呼ぶ者あり〕

そしてまた……。

議長（岡本 泰介君）

ちょっと。

教育長（大川 泰栄君）

傍聴席が。

議長（岡本 泰介君）

ちょっと傍聴者は黙ってください。

教育長（大川 泰栄君）

そういうふうになっておりますので、しっかりと議会の議決を踏まえながら進めていきたいというふうを考えております。どうぞ御理解賜りますようお願いいたします。

また、保護者からは本当に、いろいろ議会でもあるようですけれども、早く安全なところにつくってくださいという切実なお声をいただいておりますので、地元の皆様にも御理解を賜りますように改めてお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員、総括です。

4番（岡野 鉄舟君）

時間の制約があるんで要点だけ申し上げますと、議会の議決を経ているのもう変更できないと、いや、そんなことはありません。その状況が変わったわけですから、もちろん議会に相談はしていただかないといけませんけど、それは早くそういうふうに変更のほうがよいことに決まっております。

それから、保護者の思いですが、これは私も保護者会、地域の方等聞いておりますが、大原の保護者会からの要望が出てるということは私も承知しております。その後、大吉の保護者会の方を踏まえての一緒での要望というんじゃなくて、私は質問の場所に保護者の思いと私が申し上げてたのは、つまりとにかく早くつくってほしいという思いと、そうじゃなくて、え、もしあそこが、大原小学校ができるんならば——教育長、後ろへ話さずに聞いてください、雑談をするんじゃなくて——ちゃんとその思いが、できるんなら仕方ないなという思い、そういう思いと、それから、もう全然事情がわからないなという思いですよ。だから、早くしてほしいというのは私もそう思いますし、時期的な問題であれば大原小の南側のほうが早くできます。解体して、やれ建設をするよりも、時期も問題を言うのであればですよ。

ともあれ、私は今なお保護者会の方々の話をいろいろと聞いてまいっておりますが、事実とそごがあり過ぎます。それは、実際保護者会の役員から聞いているわけです、私は何もうそを申し上げてるわけありません。ただ、批判するばかりでいけませんので、ただ一つだけ褒めさせていただけると、プロポーザル契約の中に学識経験者を入れてるとするのは当然のことではあるんですが、一つ感心しております。そういったことで、この問題はこれで終わります。

議長（岡本 泰介君）

それじゃあ、3項目めで。

4番（岡野 鉄舟君）

これも契約の問題ですが、随意契約について質問いたします。

平成29年度及び平成30年度の締結状況で、件数と見積もりを徴収した件数。

それから、質問の2つ目は、平成30年度の第2次定期監査指摘について、2つありますが、代表監査委員にお尋ねしますが、締結理由に希薄なものが散見されたとあるが、具体的にはどんな事例だったでしょうか。

そして2つ目は、指摘に対する措置内容はどうかでございます。よろしく願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼いたします。随意契約につきまして、まず29、30年度の締結状況ということでございますが、まずこの随意契約につきましては、各部署でおのおのに行っておりますので、改めてこのたび調査をさせていただきました。全ての随意契約につきまして調べますと膨大な件数になってまいりますので、このたびは契約金額が10万円以上のものについて絞ってまとめさせていただきました。

まず、平成29年度の10万円以上の随意契約の件数でございますが1,307件で、そのうち見積もりを徴収したものが1,290件ございました。そして、平成30年度では契約件数が1,498件、そして見積もりを徴収したものが1,486件という状況でございました。

なお、見積もりをとっていないものというのは、主なものとしましては施設の管理委託などで、各自治会のほうにお願いしたり、個人等にお願いしているようなものが主なものということでございました。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

代表監査委員。

代表監査委員（東内 義典君）〔登壇〕

岡野議員からの御質問でございますけれども、随意契約については私よりも岡野議員のほうが詳しいと思えますけれども、契約の種類には競争による契約と随意契約があるわけですが、この随意契約はこの競争契約になじまない場合、一つとしまして契約の性質、また目的が競争を許さない場合、2つ目が緊急の必要性による契約の場合、3つ目が競争に付すことが不利と認められる場合、それから4つ目が少額の金額の契約の場合というふうになっていると思います。こういった場合に随意契約が締結できるということを前置きに説明させていただきます。

随意契約をする場合には、我々も監査の場合によく見るんですけども、その随意契約の内容を十分記載していただいて、どうしてもこの随意契約にそぐわなきゃいけないという観点で監査をさせていただいております。

ただ、この中で、その記載事項の中で十分な契約の内容の説明がない、ただ単に昨年と同様の保守契約であるのでこの業者に決めましたとか、それから見積もり合わせをすることもなく、ほかに業者が見当たらないといった理由とか、それから美作市の契約規則に載ってるから随意契約をしましたと、そういった単純な理由がございました。これについては随時監査のときに指摘をしておりますので、徐々に改善はされておりますが、やはりまだ少し希薄なものという、こういった希薄なものが理由として散見されたという項目を上げました。これは31年3月28日に2次の監査の報告をしておりますので、まだその後の記載に当たっては監査をしておりますけれども、今後改善されるというふうにご期待をしております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問、2点ほどさせていただきます。

代表監査委員、私も期待をいたしております。

総務部長に2点質問いたします。

1点は、先ほど代表監査委員のほうから随意契約についての答弁があったわけですが、この代表監査委員の指摘について、担当総括部長としてどのように考えられて、どういうふうに対処をされますかということ

が質問の第1点。

それから、随意契約の項目については9つあるということではありましたが、質問したいのは、そのこの167条の2第1項の第3号、どれかというのは御承知と思うんですが、読み上げますと、地域活動支援センター、小規模作業所、シルバー人材センターなどから自治体の規則で定める手続により物品を買い入れ、またはその役務の提供を受ける契約というのがあるんですが、この事例があるかないか、その2つをお聞きします。

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼します。岡野議員の2回目の指摘に対する、どのような取り組みをするかという御質問でございますけれども、先ほど代表監査委員のほうより希薄なものについての随意契約として具体的な理由がないと、不明確であるというふうな答弁がございました。そのことを踏まえまして、現在随意契約での、例えば工事請負の場合でしたら予定価格が100万円未満は決裁権者を課長級、そして500万円未満の場合は部長級といたしております。今後、十分なチェックと丁寧な説明——理由説明ですね——を徹底するために、決裁権者を対象として確認すべきポイント等につきまして、通知あるいは研修等により周知徹底してまいりたいというふうに考えております。

また、加えて決裁基準の見直し、例えば100万円以上を部長決裁と今はしてあるわけでございますけれども、もう少し基準を下げるというふうな見直しも考えまして、さまざまなことを検討して指摘事項の改善ということに努めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、シルバー人材センター等に委託をしていることがあるかということではございますけれども、ちょっと申しわけございません、細かいものは今思いついてはございませんけれども、以前からシルバー人材センターのほうには、例えば剪定であるとか、草刈りであるとか、この庁舎の周囲の木の剪定等はシルバーのほうにお願いしていただいているというところでございます。

〔4番岡野鉄舟君「物品の買い入れ、役務の提供というのはないですね」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

わからなかったら調べて。

総務部長（岡本 和之君）

物品の購入につきましては、私の知る限りでは今はないとは思っております。

議長（岡本 泰介君）

もう一つ何じゃったかな。

総務部長（岡本 和之君）

たびたび申しわけございません。今確認をいたしましたら、まきストーブで使っております木材等は、障がい者施設のほうからの買い入れということでさせていただいております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員、3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

部長、立ったり座ったり申しわけないんですが、おられるときにしてもいいんですけど、ちょっとそれはルールに反するんでね、3回目の質問です。

ならば、施行令167の2の第1項第3号があるときには、美作市の契約規則では、51条の2で公表することとなっているんですが、いつ公表をされましたか。

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

議員からの公表してるのかという御質問でございますが、私実際この目では確認を、申しわけございませんがしておりません。しかしながら、管財課のほうに確認をしましたところ、シルバー人材センターの委託については公表しているというふうに申しておりました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

総括ですね。

4番（岡野 鉄舟君）

重箱の隅をほじくったような質問で申しわけなかったんですが、性分上どうもミスできないということで御容赦願いたいんですが、随意契約はあくまで例外です。一般競争入札が原則であります。大変だっと思えます、この調査は。ただ、便利な反面、恣意的に流れれば、代表監査委員が言われましたが、理由づけのところが曖昧模糊として、それがマンネリ化しちゃいますと、その問題もありますし、これから、その後クリーンセンターの質問をいたしますが、大きい額の場合は、これは本当に慎重にやらないと、本当にもう法令違反になるということだと思っております。そういうことで、この問題はこれで終わります。

時間が過ぎました、どうでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

どうします、50分ですから、休憩しましょうか。

4番（岡野 鉄舟君）

いやいや、僕はいいです。

議長（岡本 泰介君）

いいですか。

じゃあ、続けて4番に入ってください。

4番（岡野 鉄舟君）

続きまして、美作クリーンセンターの契約について質問をさせていただきます。

質問の1番目ですが、建設時に提案されました20年間の維持管理費数値、第7号様式の1及び2なんですが、これが情報公開されない理由は何でしょうかと。

2つ目でございますが、美作クリーンセンターの長期包括運営業務委託契約について、これについて2つありますが、プロポーザル方式、随契ができると判断した根拠は何でしょうかと。

それから、審査委員会に学識経験者を入れなかった理由は何でありますかということでございます。答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

失礼いたします。4項目目の美作クリーンセンターに関する契約についてということで、まず第1問目の質問でございますが、契約時に提案された20年間の維持管理費数値が情報公開されない理由についてでございますが、一部非公開としております部分につきましては、企業から提出された技術提案に関するものであ

りまして、これは美作市情報公開条例第9条第3号の規定にあります法人（国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報でありまして、公開することにより当該法人等または当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当するため、非公開といたしております。

また、質問2の美作クリーンセンター長期包括運營業務委託契約について、プロポーザル方式ができると判断した根拠は何かということですが、美作クリーンセンターの管理運營業務につきましては、技術的な面及び施設の特質性として継続安定した稼働をさせることが非常に重要であることから、単純な価格競争である一般競争入札やある程度汎用化された技術や実績等で比較する総合評価競争入札方式の採用は適切でなく、技術提案も含めたプロポーザル方式が適当と判断し、採用したものであります。

また、質問2の②ですが、審査委員会に学識経験者を入れなかった理由は何かということですが、美作クリーンセンター長期包括運營業務委託につきましては、プロポーザル方式による随意契約により実施しているものでありまして、法第234条第3項によらず、施行令第167条の10の2による総合評価一般競争入札とは法律上の根拠が異なるものでございます。したがって、施行令第167条の10の2第4項の規定によります学識経験者の意見聴取の適用は当てはまらないものでございます。

また、美作市一般廃棄物処理施設審査委員会規則第3条の第2項には、委員会の委員に学識経験を有する者（2名以上）とありますが、この美作市一般廃棄物処理施設審査委員会一般廃棄物処理施設整備工事に係る総合評価落札方式またはプロポーザルの実施の際に審査、評価等を行うものでありまして、美作クリーンセンターの建設工事の請負業者を選定するプロポーザルについては該当いたしますが、長期包括運營業務の委託業者を選定するプロポーザルには該当しないものであります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をさせていただきます。

情報公開は私がいたしました。膨大な資料で、職員の方々は大変だったと思います。A4の縦ですから、A4の紙がもうほとんど真っ黒です。もう顔を横にしながらい項目を見て推測をするということです。この様式は20年という年月で、私は素人でわかりませんが、恐らく費用と便益が一致するのが20年だろうと僕は素人なりに思うんですが、法人であれば特許とかノウハウというものであれば、それは情報公開条例でカバーはできると思いますよ。ところが、これは結果の数値なんです。しかも、審査講評に反映されて公表をされている、審査講評にされてるんです。こういった意味で再度お尋ねいたしますが、私は公表されたとしても、企業の方は怒らんとしますよ。講評を文書として自信を持って公表されたらいいと思いますが、いかがでしょうかというのが1つ目の質問でございます。

2つ目の質問ですが、プロポーザル方式、つまり随契であります。プロポーザルですから、随契であったとしても複数からの提案があってこそ意義があると思います。今回どうしてその建設時の業務委託をしてるエスエヌ環境テクノロジーさんですか、同じ1社だけがエントリーしたとあるんですが、どうして再度その公募をされなかったんですかというのが2つ目の質問です。

そして、3つ目でございますが、答弁を聞いてて思いますのは、総合評価一般競争入札では学識経験者がありますよ、プロポーザルではそれは違うんで入れないんですよと、いかにもそのとおりの答弁なんです。私は逆にプロポーザルというほど、つまり提案を入れて、価格とプラス提案を入れてこそやるというものだから、余計に素人判断はできんと思います。余計に総合評価一般競争入札よりも学識経験者を入れな

ればいけないと思いますが、そこで質問です。

その一般競争入札の廃棄物の運営規則ですが、これは規則を変えたらいいじゃないですか、例えばそういうことを踏まえて。規則改正の必要があると私は思いますが、どう考えられますかということでございます。

以上、3点質問をいたします。

議長（岡本 泰介君）

環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

まず最初の企業のほうからの意見ということでございましたけども、まず美作市情報公開条例の趣旨でございますが、法人等の事業活動の自由、財産権、その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、公開することにより事業を行うものの適正な競争秩序が阻害されるような情報について非公開とすることを定めた条文であります。今回情報公開していない部分につきましては、企業から提出された技術提案書の一部でありまして、技術提案書そのものが各企業の長年の実績、経験、開発等を通じ、得られたあらゆる情報の集積に基づいて作成されたものでありまして、各企業におけるノウハウの集大成とも言えるもので、その企業にとって事業運営上最重要機密に属されるものであると思われまます。このような企業にとりまして固有の技術、営業資産を損失すると同時に、競合他社に対して各企業が有している正当な競争上の優位性を失うことにつながり、企業として甚大な不利益、損失をこうむることになると考えられることにより、一部非公開といたしております。なお、この件につきましては、技術提案のありました企業からも公開を控えていただきたいという意見書が届いております。

また、プロポーザルの複数でなぜということでございますが、今回のプロポーザルを行うに当たりまして、プロポーザルの実施要綱を定めております。その中で、第7条だったと思っておりますが、その中で募集された業者が1社でありましても引き続き審査を行うということをやっておりますので、その実施要綱に基づいて実施しております。

また、学識経験者につきましては、今回の業務委託につきましては、特別な技術を持って新しいものをつくったり、建設したりするような業務ではありません。したがって、他の自治体でも焼却施設を備えておりまして、同じような焼却施設の運転管理について、機械は当然新しいものになっておりますけども、運転管理そのものは他の自治体とも同じような状態でありまして、特別な提案を求めるものではありませんので、したがって、自治法上の随意契約に基づいて学識経験者は必要ではないと判断しております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員、3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

森元部長、情報公開は目的ですか、それとも手段ですか、どう思われますかというのが3回目の第1点の質問です。

次に、もうないだろうと思って安心をされてる岡本部長に質問をいたしますが、それは、理由はこれからいたします。今お聞きになられたように、教育委員会は役務の提供に対する契約であっても学識経験者を入れてるんです、ただ1点教育委員会は、私はこれは感心するというふうに称賛をしてきてるわけですが、ところが一方で、その森元部長のクリーンセンターについては、もうやたら形式的に地方自治法施行令の中の総合評価一般競争入札に当たらないから、つまりプロポーザルだからしてないと、こういうふうに

言ってるんです。

そこで、一つ提案的な質問なんですが、やはり入り口論のところ、これは副市長に尋ねたほうがよかつたんかもしれませんけど、総務部長、行きがかり上答えてください。要するに入り口のところ公平さ、透明さを全庁的に契約について保っていかないと、もう恣意的に流れるというふうに、私だけじゃなくて市民の人も思いますよ、今回の契約について。そういうふうな全庁的なプロポーザル契約審査委員会、そこには学識経験者は誰を入れるかということも審査をする、契約がいいか悪いかも、これもやっていかないといけないとは思いますが、ここのお考えを即席でいいですからお答えいただきたい。

議長（岡本 泰介君）

森元環境部長、目的か手段か。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

情報公開条例について、目的か手段かということでございますが、一部どちらにも言えると思いますけども、市民にとっての目的だと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

岡野議員のプロポーザルに関する御質問でございますけども、今回のクリーンセンター長期包括の委託ということにつきましては、審査するに当たりましてコンサルタントに委託をさせていただいて、いろいろと審査をいたしております。専門的な知識を持つ業者でございますので、そちらが入っております、特別に学識経験者は入れていないというものでございますので、御理解のほどをよろしく願いたします。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員、総括です。

4番（岡野 鉄舟君）

総括ね、時間をうまく使わなきゃいけませんね。

私は、目的ではなくて手段だと思います。じゃあ、目的は何かといいますと、簡単に言えば情報公開に耐えられる仕事をしてもらわなきゃいけない、してもらおうということが目的なんです、情報公開の。その点を考えたときに、やみくもに情報公開条例のその企業の利益だということじゃなくて、視点が変わるといいますよ。目的じゃありません、あくまで手段です。

それから、総務部長はコンサルに頼んだと、こう言われますけど、コンサルは要するにこちらから契約の相手側じゃないですか。そうじゃなくて、客観的に見れる学識経験者というのが必要なんです。したがって、今後そういう観点から検討をしていただきたいと思います。

それで、私なぜこの契約にしつこくこだわるかといいますのは、1点簡単に申し上げますと、津山広域が人口1人当たり約3,200円なんです、1人当たりが。美作市は32億円から28億円になっても、なおかつ3倍の9,000円弱なんです。ここがおかしいじゃないですかという思いがあるから、私はる細かい質問をいたしたということでございます。

あと残り、次の質問に行きたいと思いますが。

議長（岡本 泰介君）

休憩します。

4番（岡野 鉄舟君）

休憩ですか。

議長（岡本 泰介君）

10分休憩します。

午後2時03分 休憩

午後2時14分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議を再開します。

一般質問を続行します。

4番（岡野 鉄舟君）

5番目の最後の質問をさせていただきます。

人口動態で、これに関するデータ、施策の見直しについてでございますが、質問の第1点目は、2018年の人口動態報告、総務省発表が出ておりますが、2点あります。

美作市の日本人及び外国人の推移、2016から18年はどういう数値になっているかということと、それからこの推移をどのように分析をされているかということでございます。

それから、質問の2番目は、美作市人口ビジョンを平成27年8月作成について、3点ありますが、1つは実績数値との乖離をどう分析をしているかということでございます。

それから、2番目は昨年発表された社人研の数値に合わせ、この人口ビジョンを見直しする必要があるのではないかということ。

3つ目は、総合戦略の見直しの必要性があるのではないかということでございます。答弁をお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、岡野議員の質問1について、市民部からお答えさせていただきます。

2018年人口動態報告、総務省発表についてでございます。

美作市の日本人及び外国人の推移、2016年から2018年まででございます。人口動態のうち、自然動態の推移につきましては、まず日本人は、2016年は332人の減、2017年は374人の減、2018年は346人の減となっております。外国人は、2016年、2017年が増減なしでございます。2018年は2人の増加となっております。

次に、社会動態の推移でございますが、日本人は、2016年は172人の減、2017年は137人の減、2018年は208人の減となっております。外国人は、2016年は21人の増、2017年は72人の増、2018年は73人の増となっております。

次に、この推移をどのように分析しているかについてでございます。

美作市の住民基本台帳への登録状況から見ますと、総人口の推移に大きな影響を与えているのは自然動態でございます。出生数が死亡数を大きく下回る状態が続いており、2016年から2018年の1年当たり約350人の減少となっております。社会動態につきましては、転出超過が依然として多く、1年当たり約170人の減となっております。

なお、2017年の社会動態につきましては、3年間の平均値を下回り、137人の減少にとどまりました。これは、社会動態の減少に歯どめをかけるべく、定住促進住宅の整備や若者定住、子育て支援などの取り組み

をした効果だと考えております。

美作市の2018年の総人口における対前年の減少率は3.2%で、県の減少率は0.8%、全国の減少率0.4%で、美作市はそれを大きく上回っている状況でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、質問の2の美作市人口ビジョンについてでございます。

まず、実績数値との乖離をどう分析するのかについてでございますが、平成31年3月末現在の人口につきましては、外国人383名を含め、2万7,604名で、美作市人口ビジョン目標値2万7,513名を91名、社人研の推計値2万6,759名を845名上回っております。平成31年3月末現在の人口が目標値と推計値ともに上回っていることは、本市の地方創生の取り組みの効果があらわれているものと考えております。

次に、昨年発表されました社人研数値に合わせ、この人口ビジョンを見直しする必要があるのではないかにつきましては、美作市人口ビジョンは、美作市まち・ひと・しごと総合戦略とあわせて平成27年8月に策定されたものであります。その目標としましては、合計特殊出生率を2020年までに1.80、2025年までに2.10としまして、2040年の人口を2万5,000人以上にすることとしております。

平成27年度から令和元年度、本年度までの5年を対象期間としました期間で、美作市まち・ひと・しごと総合戦略の終了にあわせ、今後総合戦略推進会議におきまして議論がなされていきますが、国が示す出生率は1.8から変更をしておらず、今後慎重に検討していきたいと考えております。

次に、総合戦略の見直しの必要性があるのではないかにつきましては、美作市まち・ひと・しごと総合戦略につきましては、今年度対象期間である最終年の5年目を迎えております。国におきましては、本年6月ごろに、今月ですが、まち・ひと・しごと創生基本方針2019、12月ごろには第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されるスケジュールとお聞きしております。

今後も国の動向を注視しつつ、人口減少の克服などの美作市における地方創生を進めるため、総合戦略推進会議におきまして、次期美作市まち・ひと・しごと総合戦略の策定に向け、事業の検証や分析などの議論がなされていくものと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問を市民部長にお尋ねすることになるんですかね、もう一つは春名心得に質問をいたします。

まず1点目ですが、日本人の社会動態についての質問でございます。2017では137人の転出にとどまったということですが、2017から2018年にかけて、先ほどの説明だと転出の137人が208人と、つまり71人の転出超過というその社会動態の結果がありますが、これをどういうふうに分析をなさっているかということでございます。

それから、2つ目の市民部長に対する質問でございますが、自然動態の中で2016から2018、3年間のそれぞれについて、出生の異動、日本人と外国人を合わせたものなんですが、その推移はどのようになっているかということでございます。

それから、春名心得について、かいつまんだ質問にはなりますが、総合戦略、地方創生の目的は一体何でしょうかという質問でございます。

質問の3つ目の前座の質問でございますが、それをお答えいただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、岡野議員の2回目の質問にお答えいたします。

2017年の社会動態についてでございます。

この社会動態につきましては137人ということでございますが、この中で特に定住促進住宅のお話を先ほど答弁させていただきましたが、平成29年に真加部の団地と北山の団地を取得いたしました。その中で、最初真加部の団地につきましては、3世帯11人の入居でございました。それが、その後28世帯54人まで増えております。それから、外国人もゼロ人だったものが6人入られてますし、それから北山の団地につきましては、こちらのほうは最初中に住居、おられました、28世帯81人の方がおられまして、その後35世帯94人の方が入られております。外国人もゼロ人から8人入られたという状況でございまして、定住促進住宅の部分で、社会動態の部分で増えておりますし、その中で市内から市内へ移動した方もおられますし、市外から市内に、こちらのほうにいられた方もおられるというように聞いております。

続きまして、2番目の出生の推移でございます。2016年ですが、市の出生の人数が168名、2017年が142名でございます。2018が156名でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

総合戦略の目的とはというお尋ねかと思いますが、総合戦略の目的につきましては、人口減少が続く本市において、人口減少の克服と、それによる地方創生を目指すということが目的かと思っております。今後人口の減少を食い止める、あるいは維持し、増加させるためには、若者世代や子育て世代の社会動態を改善していくというような具体的な方策を用いまして、その目的を達成していきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員、3回目です。

4番（岡野 鉄舟君）

私は、その地方創生の目的は、簡単に言えば2つだろうと思います。1点今心得が答えられましたが、1つはやはり合計特殊出生率を上げていくという、これは私も同感であります。

もう一つは、これはやはり非正規の労働形態にある人をできるだけ正規の雇用に持っていくということが、行政がなかなか難しい面もありますが、それをつくっていくということだと思います。その観点から考えた場合に、いろいろイベント的な行政があつてにぎやかさが出てるんですが、それは地方創生とは言わないと思います。私が言ってるんじゃないで、私は先般片山先生の講演を聞きに行ったときに、あの先生が言っておられるので、それを受け継いでお話をさせていただいております。

そこで、その質問ですが、5年目ですが、過去4年間を振り返ってみて、今私が申し上げました地方創生の目的というのが達成できるとお考えですかというのが心得に対する質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

市長が答えたほうがえんじゃない。

〔市長萩原誠司君「やろうか」と呼ぶ〕

うん、そりゃ市長の返事でしょう。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

片山善博さんが言っていることを念頭に置きながらお答えすると、まず国全体としては地方創生の動きが少しずつ来てきたなとか、的が外れてきたなあという思いを片山先輩は持っておられるというふうに思います。

実は、私ども市長会等で話をするんですが、市長会の意向としては、地方創生の定めた目標は正しいと。これはどういうことかという、東京ブラックホール論というのがありますように、東京に人口が集中することによって、日本人が究極的に活力を失っていくことは絶対阻止したいと、そういう意味で地方がなるたけ踏ん張るんだという、こういう趣旨でありまして、この目標は断固として正しいんだと。したがって、我々としては、市長会としては国が緩もうが、何しようが、この目標に向かってそれぞれの自治体が頑張っていこうと、できれば国も、我々の意図をそんたくして、しっかりそんたくして正しい方向にかじをとってほしい。

方向性として、私ども思っているのは、地方創生の動きというのがまち・ひと・しごと創生本部っていう内閣府の中の一角だけの話じゃあやっぱりなくなってるなあ、創生の交付金の額も一定程度限界があります、それから大臣がかわるごとに使い方に工夫がされるというのがいい言い方で、工夫というか、趣味が出てきて、その趣味に応じてえらいきらきらししたことをやらないと通らないとかというようなことになってくると、これ本当に使いづらいですね。しかし、そこは本体に戻って、地味だけど効果があるものをやりゃあいいんでというようなことを通していきたいし、一方でほかの役所、特に総務省が実はその制度に対しては結構理解を持っていますんで、地方交付税交付金の問題でありますとか、私どもで言いますと過疎法の改正という時期になってますんで、次の過疎法が我々創生を目指す自治体にとって使いやすいものに今はしておく必要があるというふうなことになります。

そして、当市における地方創生の成否でいいますと、成績というか、人口動態論のときの問題で言うとまだまだこれは達成が必要であるという、これから頑張らにやいかんところが多い。ただ、とりあえず目標値の関係でそれなりに（聴取不能）をしてるんで、ある意味では効果があったけども、十分では……。

議長（岡本 泰介君）

ちょっと静かにしてください。日笠議員、静かにしてください。

市長（萩原 誠司君）

よろしゅうございますか。

投資的に判断をすると、効果はあったのは間違いないんですが、数量的に言うともっともっと効果というか、人口への影響が出てほしいなあという思いであります。

それから、もう一つの効果としてとても重要なことは、私が市長にならせていただいたときに、一番最初に人口動態のことを幹部会で聞いたら、誰も答えられなかったし、関心持ってなかった。しかし、今や議会の方々を含め、市民の方々も含めて職員も人口動態っていうのが我々の行政の成績、通知表だというような思いで一生懸命頑張るようになったという、そういうマインドセットがしっかりできたことはとても大きな成果だろうというふうに思う次第であります。

議員におかれましても、そうやって御関心を持って御議論されておりますが、それも一つの効果かなと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岡野議員、総括をお願いします。

4番（岡野 鉄舟君）

人口動態については、今市民部長がお答えになられたとおりです。社会動態については転出超過が増えていくと、自然動態については1年平均で約340人から50人ぐらいが毎年減っているということでございます。

私は、その地方創生は、子育て支援とかそういう特殊出生率を上げるということも大事なんですけど、非正規雇用をどうやって行政として、民間企業と連携をとりながらやっていくかということにあるんじゃないかなと思います。社会動態では転出超過があるんですけど、転出超過の原因もいろいろありましょ。会社が変わったから変わる場合もありますが、私が懸念しますのは、若い人が要するに正規雇用を求めて東京方面へ出ていくということが多分にあるんじゃないかなと、つまり美作市に労働市場がないんじゃないんです、あるんだけど、正規でないから正規のところを求めて出ていくことがあるんじゃないかなと、私はそう思っております。

であるならば、今後この6月の閣議決定では、国も人口ビジョンの改定をし、次のまち・ひと・しごと創生のあれも出してくるでしょう。当市は総合管理計画もまだできておりません。やはり人口動態は全ての施策の原点であると思います。こここのところを本当にシビアな見方をして、それに合わせて行政事業をつかっていくということが大事だろうと思います。お金がたくさんあるわけではありません。貯金がたくさんあるわけではありません。刹那的にやったらだめです。やはり施設をどういうふうにしていくかというその考えの中で、どれだけの財源不足が出るかということを見ながら長期的なことをやっていくということが、まさにこれからの人口減少を踏まえた27市町村の、当然美作市も同じことだと思うんですが、大事なことだろうと思います。終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番2番、議席番号4番岡野鉄舟議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番3番、議席番号16番日笠一成議員の発言を許可します。

16番（日笠 一成君）〔質問席〕

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、これから一般質問を始めさせていただきます。

今回は、2項目を通告させていただいております。1項目めは作東中央公民館の建てかえ計画の取り組み状況について、2項目めは農林水産業、観光業、旅行業等の活性化対策についてでございます。

項目1の作東中央公民館の建てかえ計画の取り組み状況について、質問の要旨は、予算計上状況と検討、実施体制についてでございます。

当公民館は、市内で一番古い建物とのことです。この施設は、作東地域の社会教育の拠点であり、多くの方が活用されておりますが、老朽度が著しく、使い勝手が悪い。あわせて、当地域の被害、土砂災害の指定緊急避難場所として指定されておりますが、心もとなく思います。建てかえの必要性は認めていただいておりますが、その具現化の取り組み状況をお知らせください。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。作東公民館の建てかえ計画の取り組みについて御答弁申し上げます。

3月議会でも御答弁いたしましたように、作東公民館は昭和48年竣工、築年数45年の市内で最も古い公民館でございます。老朽化が進み、地域住民、利用者からは不便を感じる声をお聞きしており、建てかえの要望に対しては真摯に検討しているところです。

建てかえに当たりましては、老朽度もさることながら、被害対策等の安全な避難場所としての機能や新た

な時代の社会問題、ニーズに対応した施設整備が必要となります。当然作東地域における生涯学習の拠点施設としての整備も重要です。また、敷地内に隣接する商工会作東支所の取り扱いなども重要課題の一つであり、教育委員会だけでは対応が困難でございます。そのため、各部局を横断をした整備検討委員会を発足し、水害等に対応する河川管理や避難計画、有利な財源の活用等多角的な方面からの検討を始めております。同時に次年度以降の具体的な整備、設計を目指し、作東公民館改築に伴う基本計画策定委託料といたしまして、本議会において補正予算の計上をお願いしているところでございます。

基本計画策定に当たり、いま一度利用者のニーズ、地域住民の要望を取りまとめ、必要規模や諸施設の設定等改築方針についての基本構想、基本計画を煮詰めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

当区域のランドデザインを描くことは大切です。そのためにも、整備検討委員会を発足しましたとのこと、心強く思います。スピード感を持って、慎重かつ丁寧に検討をし、本年度中には改築についての基本構想、基本計画を取りまとめて、来年度には改築していただけることが期待できる御答弁を担当部署からいただきました。予算の調製、編成権のある市長のお考えをお知らせください。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

作東公民館の改築を中心とした事業につきましては、作東町の中心部である江見地区の長い懸案であり、また、今や作東町だけでなく、恐らく全市の社会教育活動にも資するものでもあります。したがって、我々としては公民館活動を盛り上げる観点からも、これはぜひ推進をしたいというふうに思っています。

その関係で若干申し上げておきたいことが追加的にあるんですが、1つは江見の地域でいうと、21災の後始末が完全には終わっていないという問題がある、大還井堰の問題がある、大還橋の問題もあるということで、大還橋については、岡山県に強力にお願いをした結果、地元説明がもう行われて橋の改修という議論を迎えつつあるんですが、大還橋井堰についても、私のほうから建設部にお願いをいたしまして、早急に事業手法を決めて、早急に着手するよというふうなことであります。それでよって、その公民館の完成時に両方がうまくかみ合って、より安全性の高い地域になるというふうなことを目指しているわけでありまして、そういう観点からもぜひこれは地域の熱望に応えるためにいいものをつくっていかうと思います。

そして、その際どういう施設にするかについては、先ほど教育長からも答弁がありましたように、公民館単体かどうかについて幾つかのオプションがありまして、それは恐らくオプションを含んだ図面や概略、構想図というものができてきて、A案、B案、場合によってはC案ぐらいあるのかもしれませんが。そういったものを地元の例えば自治振との関係で協議をさせていただいて、皆さんの意見を取り入れて、この方向でいかうじゃないかというようなことでやっていければと思っております。その準備を先ほど申し上げた検討チームにおいてやっていこうというふうに思っております。

きょうは公民館の御質問が、午前中にも中山議員からもありましたように、公民館活動はとにかく地元に着したものでございますので、地元の御意見というものをなるべく深く反映するという手続を本件についてもしっかり踏んでいきたいと決意をいたしておりますので、地元の代表である議員の方々におかれましても、よろしく御支援、御協力をお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員、3回目です。

16番（日笠 一成君）

利活用される予定者、地域住民等の意向を尊重した施設整備事業を早期に実施していただけることを期待して、この項の質問は終わります。

議長（岡本 泰介君）

それじゃあ、2項目めに移ってください。

16番（日笠 一成君）

項目2では、農林水産業、観光業、旅行業等の活性化対策について。質問の要旨は、農林水産業者、観光業者、旅行者等とのマッチングによる地域の活性化対策についてです。

我が地に来てくださる旅行者等は、美作市の観光資源等の観賞、見物を含め、事前に旅行の満足度を高めるための情報収集はされておられると思います。そのためにも、農林水産業者、観光業者、旅行者等との連携を強靱化して、地域活性化を図る必要があると思いますが、いかがですか。現在の取り組み状況をお知らせください。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

農林水産業と観光、旅行業などの連携による活性化策ということでございますが、農業分野では、年に一回ですが、湯郷地域で市内の若手農家が直接新鮮な野菜や果物を販売するマルシェというものを開催しております。また、集客に貢献をしております。また、美作市観光振興協議会が一定の条件を満たせば周遊バスツアー補助金というものを交付しております。また、農林水産物の直売施設である道の駅彩葉茶屋には、平成30年度においてバス18台、うち宿泊利用が10台ございましたが、人数にして463名のお客様にお立ち寄りをいただいております。

旅行会社による収穫体験バスツアーでは、美作市内にイチゴ狩り、ブドウ狩り、黒大豆枝豆狩り、トウモロコシ狩りなどにお越しをいただいております。しかし、日帰りツアーが多く、市内での宿泊や食事に結びつけるため、ほかの施設との連携が課題となっているところでございます。市内で可能な体験事業はこのほかにもあると思われますので、生産者団体等を通じて掘り起こしを行い、着地型観光を広げていきたいというふうを考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

我が市の魅力アップを図るためにも、行政、農林水産業者、観光業者、旅行者等との緊密な連携が必要です。そのためには、関係者が一堂に参集しての情報、意見等の交換を行う機会が必要としますので、その現状をお知らせください。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

行政と各事業者の連携の現状ということでございますが、農業後継者団体による湯郷地域での農産物の販売、先ほど申し上げましたマルシェというものでございますが、ことしは7月28日曜日に予定をしております。湯郷温泉観光協会、湯郷温泉旅館組合の後援を受けており、市内の各宿泊施設や観光施設において、

周知に努めてまいります。

そして、このマルシェを定期的な行事として育てていって、農業者の出店を増やしていきたいというふう
に思っております。また、ほかのイベントへの出店を促すことや、収穫体験ができる場所や機会が増えるよ
うに取り組んでいくことで、農林業振興につなげていきたいというふうと考えております。

また、美作市観光振興協議会が、行政を初め、市内6地域の観光協会や観光ボランティアガイドの会など
で組織をされております。市内への観光誘客策や特産物情報などについての意見交換を行っており、農林業
と連携して美作市の魅力を発信する機会を増やしてまいります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

日笠議員、3回目です。

16番（日笠 一成君）

我が市の基幹産業である農林水産業の振興により生まれるその生産物が、地域の宝、観光資源につなが
ると思っておりますので、美作市観光振興協議会で話題にしてでもいただければ幸いです。行政としては、農林水産
業の振興策を図っていただけることを期待して、この項の質問も終わります。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番3番、議席番号16番日笠一成議員の一般質問を終了いたします。

これより10分間休憩いたします。

午後2時51分 休憩

午後3時01分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議を再開します。

一般質問を続行します。

続きまして、通告順番4番、議席番号11番萬代師一議員の一般質問を許可いたします。

11番（萬代 師一君）〔質問席〕

それでは、議長の許可をいただきましたので、本6月定例議会一般質問に入らせていただきます。

私は、今回は内水対策について、2項目めといたしまして市内416カ所ありますため池の管理について、
3項目めといたしましては美作市スポーツ医療看護等専門学校についての3項目についての質問に入らせて
いただきます。

まず、1項目めの内水対策についてでございます。このことにつきましては、昨年の12月の定例に引き続
きましての質問ということになります。

昨年7月に発生いたしました西日本豪雨災害から11カ月を迎えようとしております。また、本年の梅雨入
りにつきましては、今週の金曜日ごろという予想がされ、いよいよ梅雨時期の到来となります。先般の県の
発表によりますと、民間の住宅を借り上げるみなし仮設住宅へ2,793戸に7,411人、また建設をいたしました
仮設住宅に280戸、653人、合わせまして8,064人もの方がいまだに仮設住宅での生活を余儀なくされてい
るとのことでございます。

本市におきましても、河川の氾濫等によりましての公共土木災害、また農林災害が発生し、それぞれの復
旧工事が着実に進んでいるところでございます。本流河川の増水等により、堤防内の水位上昇による浸水被
害も多く発生となりました。本年度の当初予算におきましては、早々に排水用可搬ポンプ購入を計上をさ
れ、浸水時間の短縮、そして浸水被害の軽減に取り組まれているところでございます。

そこで、1点目といたしまして、排水用可搬ポンプの運転操作についてお尋ねをいたします。この項目につきましては、5番議員も朝一番の質問の中でされておりましたけれども、重複することがあるかと思いますが、通告をしておりますので御答弁のほうをよろしくお尋ねをいたします。

ポンプ運転操作につきましては、災害となり得る異常気象のさなか、警戒水位まで増水した河川の近くで、そして、時には暗闇の中など大変厳しい、そして危険な状態のもとでの運転操作が想定をされております。まずは身の安全を最優先にしなければなりません。

そこで、誰が運転操作をするのか、どの場所に排水ポンプを設置するのか、どのような安全対策が必要となるのか、それらを検証するためにも、平時での訓練が必須と考えます。これらの取り組みについて、状況をお尋ねをいたします。

次に、2点目といたしまして、このたび配備される排水用可搬ポンプは、1分間に3トンの排水能力とのことです。先ほど申しました浸水時間の短縮にはつながるものではありませんが、本格的な内水対策としては、取水または給水池とポンプ室を必要とするポンプ場方式、用排水路に集まった雨水を強制的に河川に排水する、1分間に16トンから360トンまでの能力を要するポンプつきゲート方式、そして浸水箇所へ自走し、1分間に30トンから60トンの配水能力を有する移動ポンプ車方式等が必要と考えます。本格的な内水対策の現在の美作市の取り組み状況を尋ね、1回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

危機管理監。

危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕

失礼します。萬代議員の排水用可搬式ポンプの運転操作等についての御質問について御答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、災害が起きる環境が厳しい状態の中で運用になると想像しております。

まず、配備につきましては、まず操作員の安全が確保される場所、例えば退路の確保、垂直避難等ができる場所で、なおかつ浸水が想定される場所へタイムラインに基づいて配備を考えております。

タイムラインと申しますのは、主たる災害、例えば台風、大雨の災害による被害発生の時点を定め、この時間をゼロアワー、ゼロとします。そして、この時間をさかのぼって、前日とか2日前とかという時間をさかのぼって、いつ誰がどこで何をやるかなどの計画を立てるものでございます。この計画の中で、排水ポンプ設置のタイミングをはかり、タイミングといたしましては、先日避難勧告等に関するガイドラインが改正され、警報レベル5段階を付して避難勧告を発表することとなっておりますが、警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始の段階での配備を考えております。

配備場所につきましては、災害により、機動力があるポンプでございますので、浸水が想定される場所へ考えながら決めていきたいと考えております。

その配置場所ですが、先ほど中山議員の質問に答弁いたしました、下水道課、消防本部、建設課、危機管理室で浸水が想定される場所の現地確認を行うなど、協議をしているところでございます。今後は自治会、地元消防団の御意見も伺いながら進めてまいりたいと、そのように進んでいる状況でございます。

また、安全対策ということですが、現場での夜間での照明の確保、個人装備といたしましては救命胴衣、安全ベルトなど、安全を確保できることを最優先と考えております。

そして、ポンプ操作につきましては、先ほど中山議員のところでも消防長が答弁いたしました、消防団にお願いしようと調整しているところでございます。

平時の訓練につきましては、最初は納入業者により、操作に対して消防職員が講習を受け、講習を受けた

職員が消防団を対象として、最初は消防本部で訓練を実施し、定期的な訓練を、操作確認を含め、例えば非常呼集のときに行うという考えで進めております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

消防長。

消防長（皆木 佳久君）〔登壇〕

それでは、排水用可搬ポンプについて御答弁をさせていただきます。答弁につきましては、午前中の中山議員と、それから高山危機管理監との答弁と重複するところがございますが、消防長としての答弁をさせていただきます。

排水ポンプを配備するのは誰かということなのですが、まず消防団が運用をしていくと、それで各部署での運用というのがなかなか難しいということがございますので、方面隊で考えていかなければいけないというふうに思っております。

配備先につきましては、昨年の7月豪雨の災害で浸水地域を主眼といたしまして英田地域、美作地域に配備をすることと考えております。

操作の安全対策でございますが、これをしとったら全てオーケーかというわけにはいきません。危機管理監のほうからも言われましたが、まず最低限でも救命胴衣、そして安全ベルトでございますが、お互いが命綱等でおのおのの命を守っていこうとするもの、それから当然夜間における活動について夜間照明と、こういったものが最低限でも必要になってくるんじゃないかなというように思います。ですから、これをしたからといってじゃあ安全かということについては言えませんが、できるだけ身の安全を確保できるものをしてこうというふうに思っております。

それから、消防団の訓練でございますが、非常呼集等複数回の訓練が当然必要になってくるかと思えます。それに、要は国道等の道路を横断する場合がございますので、そういったことにも注意を払う訓練も必要になってくるんじゃないかというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

本格的な内水対策の取り組みについてということでございますが、内水対策の取り組みにつきましては、昭和51年、公共下水道事業によりまして美作雨水排水区の認可を受けた湯郷、林野地区につきまして、過去に雨水排水整備を実施した経緯がございますが、美作雨水排水区域以外におきましても、近年増加しております集中豪雨によりまして内水対策の需要が一層高まっているところでございます。このような状況を踏まえまして、下水道事業による雨水公共下水道事業制度で国庫補助事業として採択を受けるため、美作市公共下水道全体計画の見直し、下水道法変更認可、都市計画法変更認可事務の事業計画の変更の手続について、現在岡山県のほうへ出向いて協議しているところでございます。

整備手法につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおりでございますが、いろんなポンプ場方式、ポンプゲート方式、可搬式ポンプ方式などの整備手法がございますが、整備の可能性をそれぞれ検証するとともに、過去の浸水箇所を精査した上で優先地区を決定し、他部局とも調整を図りながら、地域の実情に合わせて経済的、迅速に浸水被害を最小化する取り組みを検討したいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

まず、内水対策といたしまして、私は大きく排水用可搬ポンプと、それから本格的な内水対策ということで、この回質問をさせていただいております。

排水用可搬ポンプにつきましては、危機管理監のほうタイムラインに沿ってということで、タイムラインにつきましても詳しく説明をしていただき、またこの可搬式排水ポンプの設置については避難準備の段階に合わせての指令になるだろうなというふうな言い方もされました。このあたり5月29日に大雨洪水警報5段階というものが気象庁のほうから発表されましたね。これについても再度どの段階で、大雨洪水警報5段階の区分の中で、気象庁の分ですよ、どの段階で配備するかというのを再度お尋ねをさせていただきます。

それから、可搬式排水ポンプについてですけれども、消防団員のほうにお願いをするということもございますけども、大体この操作、運転に伴う人員はどのくらいの方を考えているのか、ただ単に動かすだけじゃなくて、安全確認という人員も当然張りつける必要があろうかと思っておりますので、そこについて再度お尋ねをいたします。

それから、この5月30日でしたか、急なファクスがありまして、ポンプメーカーによるデモを予定しとるという内容でございまして、私は当日はちょっと予定を既に入れておりましたので、ぜひ参加したいな思っただけなんですけど、できなかったわけなんですけども、こちらについて納入業者を予定しとる、まだ業者が決定していないというような表現をされてましたので、え、おかしいなあと、当初予算で予算計上で可決されたものがまだそういう段階かなというように思ったりしたら、また5番議員の質問でも機種がまだ決まっていんだという答弁をされてました。なぜ、現在に至ってまだその状態にあるのか、なぜおいておけるのか、その理由。

それと、見込みでよろしいんですけども、いつごろまでには配備ができますよと、やはり住民の方も、市長、早々に当初予算に計上をして考えてくれとんだなあと期待をしたところが、現在まだ整備されていないようなことでは非常に困りますので、市民の方への説明責任も兼ねて、よろしくお願いをいたします。

それから、これと内水対策と非常に関連するということで、大雨のときに注意が特に必要と指定されている重要水防箇所が、岡山県下は1,248カ所から2,466カ所へ倍増されています。この美作市の状況について、わかれば教えていただきたいなと思っております。

それから、これにつきましては5番議員のほうに消防長のほうが説明をされておりました。大雨のときに避難誘導や水害対策などを担う消防団に対して、現実的に逃げおいて被害につながるおそれがあるといったしまして、国土交通省は、危険が迫った際に活動を中止する基準の策定に着手との記載がございまして、本市においてはまだ策定されていない、近々に策定するというところでございますけれども、こちらにつきましても、先ほど冒頭申しました梅雨時期の到来を控えております。早急な策定というものが求められると思っております。こちらについて、今後どのようなタイムスケジュールで予定されておるのか、わかる範囲でよろしいですので、答弁のほうをお願いいたします。

それから、2点目でございますけども、本格的な内水対策についてということで、整備手法につきましては排水ポンプなどの強制排水として3例を挙げ、地域に合った手法を財源を確保しつつ検討するとの答弁でございました。昨年の12月の定例でも質問時に紹介をいたしましたけれども、ポンプつきゲートにつきましては、既に津山市のほう平成10年の10号台風を契機といたしまして基本計画を策定し、昨年度までに9カ所、残り6カ所についても2021年までに完成をするということで、1分間の処理能力が30トンから90トンのポンプつきゲートを整備をされております。また、移動式ポンプ車につきましては、従来は社会的な影響が大きい政令市が補助対象でございましたけれども、このきり全国でも頻繁にゲリラ豪雨が頻発しているということで、本年度から一般市においても補助の対象となっております。

本市におきましても、昨年7月豪雨によりまして、床上、床下浸水被害が158件ありました。主に堤防内の水位の上昇によるものでございます。一例としてでございますけども、英田地区でも福本の下のところには総合グラウンド、多目的グラウンドがございます。こちらの面積が大体9,000平米でございます。その周辺を含めると大体3万平米のところ、グラウンドで見れば1.5メートルの水深で浸水をいたしました。これを貯水量で見ますと4万5,000トンになります。計算上で申しわけないんですけど、流入、流出がないとした場合、何も手当てをされなかったら4万5,000トンをつめる池となります。これが1分間に3トンの排水能力を有する可搬式ポンプを整備することによりまして、1万5,000分、時間に置きかえますと250時間、日に置きかえますと10日間と10時間になります。これを10倍の能力のある、先ほど申しました1分間の配水能力が30トンのゲートつきポンプもしくは排水ポンプ車を整備することによりまして、当然のことながら10日間の10時間が1日の1時間で排水が終了するというところでございますので、抜本的な本格的な排水対策、当然担当課といたしましては財源確保のために国、県の補助事業にのっとり、そのためには変更計画、認可変更等これから時間を要すると思うんですけども、積極的な立場から、やるんだという見地から、おおむねどのくらいでこの計画作成、変更、認可、そして事業実施になるのかお示しをいただきたい。数字だけが勝手に動くとはいいません、あくまでもどのくらいなスケジュールで動いていただけるのかをお尋ねをして、2遍目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

危機管理監。

危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕

私のほうからは、警戒レベルの変更と、重要水防箇所についての答弁をさせていただきます。

このたび避難勧告等に関するガイドラインの改定ということがございました。この目的といたしましては、住民の避難行動を支援すると、防災情報の提供ということで5段階のレベル分けで情報が発信されるということでございます。

まず、警戒レベル1、警戒レベル2については、気象庁のほうから警戒レベル1であれば心構えを高めるとか、警戒レベル2であれば避難行動の確認、要は自分がどこへ逃げたらえんかとかという確認をしてもらうということで、気象情報としては警戒レベル2で注意報クラスが出ております。

警戒レベル3以上になりますと、先ほども言いましたが、避難準備・高齢者等避難という格好で、市町村が発令という格好になります。避難レベル3は、警戒レベルでございます。そして、それがちょっと状態が悪くなってくるということになると警戒レベル4、これについては避難ということで、住民がとるべき行動は避難ということで、このときに避難勧告、さらに状況が悪化すれば避難指示・緊急ということの指示が発令されます。そして、警戒レベル5というのは、住民がとるべき行動といいますのは命を守る最善の行動ということになっております。この状況は最悪外に、要は屋外避難ができない状況が差し迫っているという、災害が発生したという情報にもなりますが、そういう情報になりますので、住宅の高いところに上がってもらうとか、そういう避難をとるということになっております。この警戒レベル3、4、5が市町村から発令する警戒レベルとなっております。

続きまして、重要水防箇所についてでございます。

去る5月15日、岡山県の水防協議会で追加する箇所を盛り込んだ県水防計画改定案が承認されたことに伴い、増えたものでございます。現在美作市内の重要水防箇所につきましては、堤防高不足または堤防の断面の不足によるものが22カ所、漏水や（聴取不能）によるものが19カ所の41カ所ございました。今回の見直しにより、市内で陸閘66カ所が追加となっております。陸閘と申しますのは、御存じの方もおられるかもし

れませんが、堤防から川へおりの消防道とか階段とかがあって、要は堤防が切れているというところを塞ぐものでございまして、金属製の扉で閉まるものもあれば、そこに板をはめ込むというようなものがあります。この66カ所が追加となって、現在107カ所となっております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

消防長。

消防長（皆木 佳久君）〔登壇〕

まず最初に、納入時期がなぜおけているのかということについて御答弁させていただきます。

当初予定しておりました排水ポンプがメーカー側のマイナーチェンジ、機種をある程度バージョンアップとか、そういうふうなことが起きて、その機種について今納入することがちょっとできませんということをお聞きしておりますのがまず1点。

それと、4月に開催いたしました消防団の幹部会につきまして、このときに消防団にお願いをするというところで、当初予定しておりました機種の重量が200キロあるということで、それはちょっと困る、機動性がないということで、もう少し何とかならないかということで機種の見直しも必要になったということでおくれたということが現状でございます。

いずれにいたしましても、出水期までに納入できなかったことにつきましては心よりお詫び申し上げたいというふうに思っております。納入時期でございますが、秋口になるのではないかというふうに思っております。

それから、最初のこの排水ポンプを運用するに当たっての人員はどれくらい要するのかということでございますが、大体5名は必要じゃないかというふうに考えております。機種の選定にもよるんですが、ポンプの搬送に2名、それと吸管の搬送に1名、それから排水用のホースの搬送に1名、それと呼び水をポンプの中に入れんといけません、この呼び水が結構な量が要りますので、こういったものも搬送する隊員が要ると。それと一番必要なのが周囲の状況を確認して隊員に指示を出す人、この人を1名、合わせて5名、これくらいの隊員が最低でも必要じゃないかというふうに思っております。

最後に、消防団の待避基準のことでございますが、先ほども答弁をさせていただきましたが、5月26日の山陽新聞の記事を受けまして、7割の団体がいない、基準がない、そして満たされてない、3分の1が大丈夫だというふうな調査もある中で、その中で、回答を受けた中の25%が何らか訓練中、活動中に身の危険を感じたというふうなデータも出ておりました。今後国交省におきまして、この基準につきまして何らかの指標が出るという記事も載ってましたが、それを待っていたんでは遅いということで、現在既にこの基準について、ただその待避基準だけじゃなくって、出動時における団員の安全対策、こういったことも網羅した内容になるように、今マニュアルづくりに手をつけたところでございますので、早期作成に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

私のほうからは、本格的な雨水対策の事業着手までに要する期間ということでございます。

本格的な雨水排水整備をするに当たりまして、例えばポンプ場またはポンプつきゲートにつきましては、用地等が必要になってきます。

また、高額な費用がかかると思われまますので、どうしても国の補助に頼るようになってまいります。また、新たに対象とする雨水排水区域を設定する場合につきましては、地域の実情に応じた雨水対策を行うた

め、浸水要因の分析と地域ごとの課題を整理しまして、基礎調査と浸水危険性の想定を分析し排水区割りを設定しますので、計画規模によりますが、期間として約3年程度を要するものと考えております。また、下水道法変更認可申請などの事務手続につきまして、内容の調整等、また国とも必要でありますので、それについてもまた1年程度はかかる思います。つきましては、実際に測量、設計し、事業実施に至るまでは四、五年の期間を要するものと思われまます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

3回目ですけれども、まず可搬式の排水ポンプについては、いろいろな都合により秋口の納入ということでございます。この秋口まで延期したことを好機と捉えて、安全対策、また地元の自治会との調整、それから市長が5番議員のときに申されておりましたとおり、そこのピット、もしくは架台が整備できるのかどうか。特に私は英田の人間として、内水地域から河川までの通りは国道374、緊急輸送道路が通っております。そこをホースを渡すということはできません。ということになれば、何らかの方法を検討しなければならない、そういうようなことに十分活用していただきたいということを要望して、この項の質問は終わらせていただきます。環境部長、積極的な取り組みをお願いをしておきます。

それでは、2項目めのほうの質問に入らせていただきます。

市内には416カ所ため池がございます。農林水産省の資料によりますと、ため池とは降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで農業用水を確保するために水を蓄え、取水ができるように人工的に造成された池のこと、ため池は全国約20万カ所存在し、特に西日本に多く分布している、ため池の多くは江戸時代以前につくられたものと推測するとのことでした。

さて、昨年7月の西日本豪雨では、岡山県、広島県など32カ所と多くのため池が決壊し、そのうち防災重点ため池ではない小規模なため池29カ所で甚大な被害が発生したことを踏まえまして、防災重点ため池の選定基準の見直しを本年の梅雨時期までに実施するとのことでした。先日の紙面には、岡山県の再選定の結果が公表をされておりました。県内のため池9,700カ所のうち、従来の重点防災ため池229カ所が4,028カ所に、美作市の場合、ため池全体416カ所のうち、重点防災ため池11カ所が157カ所に見直されたとの内容でございました。

市の従来の基準がどのように見直されたのかをお尋ねをいたします。また、この見直しに伴いまして、市内にはどのような影響があるのかをお尋ねをいたします。

次に、防災重点ため池の改修等整備事業について、補助対象事業の内容、そして補助率、受益者負担割合、本市の整備計画、本市の総事業費の概算見込み額についてお尋ねをいたします。

次に、本年4月19日に自治体による管理を強化するために新たにため池管理法が成立を見ましたとの新聞報道があり、内容につきましては、豪雨等により決壊した場合に、周辺に被害を与えるおそれがあるため池を特定農業用ため池に指定するとありますが、さきに申しました防災重点ため池とこの特定農業用ため池とはどのように違うのかをお尋ねをいたします。また、新法は公布から3カ月以内に施行とのことですが、本市への影響についてお尋ねをいたします。

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

防災重点ため池の選定基準の見直しということで、まず最初に説明をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、昨年の西日本豪雨により全国で32カ所のため池が決壊しました。このうち29カ所は防災重点ため池に選定されていなかったことから、防災重点ため池の選定基準の見直しが行われております。

それによりますと、従来の基準は堤防の高さなどため池の規模によるものでしたが、見直しによりまして、ため池から浸水区域内にある家屋等までの距離や貯水量によって選定することになりました。具体的には、従来は、堤高15メートル以上または貯水量10万トン以上で、下流に住宅や公共施設等があり、決壊した場合に影響を与えるおそれがあるものとなっておりますが、平成30年の見直しによりまして、ため池から100メートル未満の浸水区域内に家屋、公共施設があるもの、またはため池から100メートル以上500メートル未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000立米以上のもの、またはため池から500メートル以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000立米以上のもの、または都道府県または市町村が特に必要と認めるものとなりました。

美作市では、先ほど議員が言われましたとおり、11カ所から157カ所に増えております。これらは県が選定しまして、危険度の高いと想定されるものからハザードマップ等を作成して関係地域に周知していくこととなります。

次に、防災重点ため池の改修等の整備についてです。

防災重点ため池を対象とした整備は、豪雨による決壊の防止、耐震性の向上、長寿命化、統廃合や廃止等の工事を農村地域防災減災事業、または農業水路等長寿命化・防災減災事業等の採択を受けて実施することとなります。これら事業の補助率は、工事内容や規模等の事業メニューによって異なりますが、国の補助率は55%以内、県の補助は10%から40%以内となっております。このたび廃止や統廃合については、補助事業の拡充がされたところです。

次に、受益者分担割合ですが、平成29年度に、補助事業費に対して上限を5%とし、補助残の20%とするよう市の分担金徴収条例施行規則の一部改正をし、受益者の負担軽減を図っているところです。

整備計画及び事業費の概算見込みですが、現在のところ防災重点ため池の整備計画は策定されておられません。このたびの見直しにより箇所が確定した後に、優先度により緊急時の避難場所を示したハザードマップを作成し、またため池の構造や施設的能力、老朽度など状況を確認しながら、補強や改修の必要性、あるいは利用されていないため池については廃止や統合を含め、管理者等と協議の上計画的な対策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、特定農業用ため池と防災重点ため池の違いです。

特定農業ため池の選定基準は、防災重点ため池と同じですが、違いは国または地方公共団体が所有する農業用ため池は対象から外れることとなります。特定農業用ため池に選定されれば、土地の掘削時の行為の制限や防災工事の施行については届け出が必要となります。また、特定農業用ため池は防災重点ため池に含まれるため、防災重点ため池が対象となる補助事業を受けることができます。例えば、特定農業用ため池で管理ができなくなり廃止したいため池については、農業用水路等長寿命化・防災減災事業（地域防災上のリスク除去）というメニューによりまして、堤高により上限額がありますけれども、限度額以内であれば100%の補助が受けられるという事業があります。

また、所有者不明で管理が困難となったため池については、県知事の裁定の判断のもと、市町村が管理することができるようになります。管理上必要な措置が行われず、農業用ため池として管理される見込みがないと判断される特定農業用ため池については、都道府県知事により廃止の代執行を行うことも可能となります。美作市では、現在157カ所が防災重点ため池として選定されました。特定農業用ため池は、そのうち

88カ所となる予定です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

それぞれため池につきましては、防災重点ため池の選定基準、また防災上の改修事業、また特定農業用ため池と防災重点ため池の違いというようなことで、それぞれについて詳しく説明をしていただいたところでございますけど、再度お尋ねをいたします。

新基準の中で、家屋また公共施設についてということで、ため池からの距離、また貯水量についての規制がかかっておるようでございますけども、家屋とは空き家も含まれるのかな、また公共施設とはどこまでを公共施設というのかな、ただ単に私は建物だけじゃないと思いますので、そこについて教えていただけたらと思います。

それから、新基準については①から④ということで選定がされたという説明でございましたけども、④、特に必要と認めるについてはという文言がございますが、市内での具体例があるのか、あれば教えていただきたいと思います。

それから、市内416カ所で、防災重点ため池に選定されたのが157ということでございます。差し引きいたしますと259、こちらの安全対策はどのようになつとんのかな、また利用されてない、管理が十分できてないため池はその中に含まれているのかな、そちらについても数字を教えてくださいたいと思います。

それから、整備計画の策定、防災対策の工事等の実施見込みについては今後ということでございますけども、おおむねいつごろから作業に取りかかれるのかなということをお尋ねをします。

次に、利用されてないため池については老朽化し、また管理が不十分、防災面からも廃止すべきと考えられます。廃止となれば、答弁の中でも言われたんかもしれませんが、当然ため池を廃止ということになりますと、一番気をつけていただかやいけないのが、流末でございます。流末水路の確保も必要となつてまいります。防災重点ため池の廃止に伴う工事にはこれらも含まれるのかな、補助率100%の補助事業メニューに含まれているのか、再度確認をさせていただきます。

また、防災重点ため池以外の廃止に伴う工事への補助制度についてお尋ねをいたします。こちらについては、あくまで受益者負担、上限を5%という数字は聞いておりますけども、補助事業の採択があれば5%より低額の補助率になるという観点からのお尋ねでございます。

特定農業用ため池88カ所ということでございます。防災重点ため池157から88カ所を差し引いた69、こちらについては国または地方公共団体、この場合は美作市が所有すると理解すればよろしいでしょうか、お尋ねをいたします。そのうち美作市が所有するため池は何カ所あるのかをお尋ねいたします。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

それでは、萬代議員2回目の質問に対する答弁をさせていただきます。

新基準の家屋、それから公共施設についてですが、家屋については人が居住しているものをいいます。休憩所や作業小屋、倉庫、一時的な利用に使われている施設は対象外となっております。戸数につきましては制限はなく、1戸以上あるか、ないかで判断するということとなります。それから、公共施設、箱物ということもありますが、道路も該当しておりまして、高速道路、国道、緊急輸送道路などは対象となっております。

す。

それから、2項目め、基準のうちの都道府県または市町村が特に必要と認めるものというものですけども、距離や貯水量の、今まで100メートルとか、100メートル以上で500メートルで1,000トン以上というようなものがありました、それに該当しなくても、地形状況やため池上流の危険性、下流の住宅の状況等によって、特に防災上指定が必要があるというものについては指定になりますが、美作市では現在のところ該当するものはないということになっております。

また、指定されていないため池については、管理者等から提出される管理シートの報告をもとに状況把握に努めておりまして、必要に応じて危険であれば現場を見に行くなどの対応をさせてもらっております。

利用のないため池の件数ですけども、今回重点ため池に指定されていないものが27カ所、指定されてなかったものが61カ所で、合わせて88カ所が利用のないため池としてカウントしております。

続きまして、整備計画の策定及び防災工事等の見込みということですが、今回新たに指定された防災重点をため池は、岡山県が国に報告をし、6月中には公表するというふうに聞いております。それを受けまして、優先度の高いものからハザードマップを作成し、先ほど言いましたが、関係地区に周知をしまいいります。あわせて対策を必要とするため池については、地元関係者と協議しながら計画をしまいいりたいと考えております。

それから、防災重点ため池の廃止の事業ということですが、まず廃止するに当たって下流域へ影響が出るような場合、当然掘り下げて土砂や水が出ないようにするための安全対策をとる必要がある、流路工は必要かと思っております。

それから、防災重点ため池の廃止についてですが、国庫補助事業の拡充が図られておりまして、災害から国民の生命や財産を保護する防災上の観点から採択基準も緩和され、補助内容が充実されたものが示されております。例えば、1回目に答弁しましたように100%の補助が受けられるというような事業が拡充されております。

それから一方、防災ため池に指定されていないため池の廃止については、議員もおっしゃったように市の分担金の徴収条例の規則によりまして上限が5%ということになっております。事業としましては、国庫補助事業や単県補助事業などで実施する制度が整備されておりますので、そちらを活用していただくことになるかと思っております。

それから、特定農業用ため池と防災重点ため池の差69カ所は何かということなんですが、議員のおっしゃるとおり防災重点ため池の指定を受けておりますが、特定農業用ため池でないものは美作市では所有が岡山県と美作市のものです。内訳としましては、県が1カ所、美作市が68カ所となっております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

ありがとうございます。それぞれ答弁いただきましたけど、一番答弁で気になりましたのが、防災重点ため池の分類、特に必要と認めるものについては市内に対象がないということでした。市内で防災重点ため池とならなかった257カ所については、先ほどもため池管理チェックシートによって引き続き状況把握、管理者と協議をして修繕等が必要なところについては対応するというところでございます。

使用されていないため池は、市内には88カ所あると、そのうち27カ所については防災重点ため池、残りの61カ所については防災重点ため池に指定されていないということでございます。防災重点ため池については、それを廃止する場合は廃止に伴う流末工なんか100%の補助ができるということでございますけれども、

防災重点ため池に指定されてない61カ所については、国、県の補助事業を活用するけれども、上限5%の受益者負担が必要となってくるということでございます。

市内には、この利用されてないため池88のうち61カ所についてはもう長期間耕作を放棄され、管理も十分にできてない、その理由の一つとしては離農であり、また高齢化に伴うものだろうと思います。受益者も限られてきとるんじゃないかなと思います。5%といいましても、どのくらいの廃止に伴う工事が必要かわかりません。非常に負担を強いているのではないかなと私は思います。でありますので、できればこの受益者負担割合を何とかため池廃止イコール防災イコール安全対策でございますので、市として軽減につながる取り組みをぜひ取り組んでいただきたい。その一つの手法といたしましても、市長会等々で市として必要と認めるものについて、美作市の場合はゼロですよね、防災重点ため池、これが防災重点ため池に指定されることによって受益者負担金は要らなくなる、100%の国の補助で整備ができるということでございます。あくまで防止重点ため池と防災重点ため池以外の線引きも被害の、また影響の大小によっての線引きだろうと思います。

私は、長年にわたって使用されてないそういうため池こそ危険が伴うため池だというふうに考えておりますので、何とか受益者の負担が少なく、そういう利用をされてないため池の廃止する取り組みに行政としても取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

何か答弁がありましたら、お受けいたしますが。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

ため池の問題については、昨年の災害以前から実は市内でもいろいろ議論がありましたけれども、7月豪雨を経て昨年の行政懇談会でも本当にたくさんの意見を頂戴をしております、その意見も踏まえて我々も市長会等を通じてこう言いました。要するに受益者である水利権者のための改修であれば、これは受益者負担を取ることに我々も相応の理屈があると思う、程度の問題はあるけれども、一方で受益者が、もちろん農家であって自宅を持ってるからということにもたまにあるんですけども、水田耕作の受益ではなくて、災害からの安全性確保という利害であるのであれば、これは一般的な世界であるので、改修するからといって受益者負担を求めることには無理があるということを中心に新制度を構築してほしいという要望を随分申し上げた経緯がございまして、その結果の一つとして特定農業用ため池ができ、その結果の一つとして重点防災ため池の基準の見直しが行われております。

したがいまして、本市としても重点防災ため池にならなかったんだけど、この池については廃止をしたほうがいろんな意味での安全確保につながるなあとというものがあるときには、現在のその制度ではちょっと無理があるんですね。使われてないため池で防災工事をしますというときに誰に払えというんならと、ほとんどいないんです、払う人がね、実際のところ。払う人がいるんだったら、そりゃ使ってるわけですから。形式上の耕作放棄地の所有権をもって、おまえ払えっていうふうに言うことができんことはない、法律的にはないんだけど、それが実行力があるかというところが非常に難しいです、これは。そうなる、あえて言うと代執行的な考え方をするのか、あるいは補助制度を改善するのも含めて、制度のあり方について今のままでいいとは言えないことを念頭に再検討してると思います。

それからもう一つ、重点防災関係のため池の基準の中に、たしか何メートルであるとか公共施設があるとかないとかの端の端のほうに、我々行政がこれは重要な問題だと、今までの視点からは目に見えてなかったけれども、万が一地震があったときにはこういうスピードでこの距離を超えて、1キロを越えるんだけど

も人家の密集地にどんと来るよとか、あるいは学校に当たるよとか、そういうことがあるのでそれは重要なんだということを強く主張するとそれを認める制度が若干残ってるはずなんですよ。したがって、もう一つの道は、腹を決めた場合にそれを防災重点ため池にするための活動が若干価値があろうかなというふうに考えているところでございますが、いずれにしても、議員の御意見はとても貴重な意見として今後の施策運営に生かさせていただきますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萬代議員、総括です。

11番（萬代 師一君）

ありがとうございました。やはり安全対策、防災面からの実証をおっしゃられたとおりでと思うんですよ。受益者じゃない人に被害が行くと言う観点でございましょう。そのために、私は新しい見直し基準の中で④、④という言い方をしょうりましたけども、この④が都道府県または市町村が特に必要と認めるものについては防災重点ため池になり得ると。ただ、防災重点ため池になるのには何か受益面積が5,000平米というような縛りがございます。こういうようなところからクリアしていかなければ、その制度の見直しというところには行き着かないんじゃないかなと思います。この制度の見直しにつきましてもよろしくお願いを申し上げます。この2項目めの質問を終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

どうします、萬代議員、休憩しましょうか、それとも続けてやられますか。

11番（萬代 師一君）

ほな、続けていきましょうか。

議長（岡本 泰介君）

それでは、3項目めに入ってください。

11番（萬代 師一君）

3項目めの美作市スポーツ医療看護等専門学校についてお尋ねをいたします。

これまでもこのスポーツ医療専門学校については何回か質問をさせていただきましたけども、この回はちよつと視点を変えての質問となります。

それでは、やらせていただきます。

昨年4月7日に開校以来1年が経過し、2期生を迎えた今、専門学校の運営状況についてお尋ねをいたします。4番議員の質問にもお答えされておりますけども、私も通告をしておりますので、重複してでも答弁のほうをよろしくお願いをいたします。

1点目でございます。

開校以来の各学科の学生数及び教職員の体制についてお尋ねをいたします。また、生徒及び教職員の市内在住者数についてもお尋ねをいたします。

2点目といたしまして、愛の村パーク及び学生マンションの学生利用可能な最大人数と現在の利用者数をお尋ねします。

3点目といたしまして、本議会初日に市長の行政報告の中で日本語学校については、本年10月1日を開設ということで取り組んでるということでございますけども、これにつきましても通告をしておりますので、日本語学科について、募集の今後の予定等についてお尋ねをいたします。

4点目、今後の美作市の取り組みについてでございます。

総定員数360人の専門学校の建設費、補助金額といたしまして9億3,983万2,000円、その他といたしまし

平成27年度の美作創生事業で1,752万6,000円、28年度の美作創生事業で300万円、同年の営業活動で5,000万円、29年度に愛の村交流施設の整備で1億600万円、こぶしの里交流施設で2,986万3,000円、学生寮でございますけれども、ふるさと融資事業といたしまして2億7,900万円、こちらについては市のほうとしては利息分だけは実負担ということでございますが、合計合わせまして4億8,558万9,000円となります。建設費と合わせまして、14億2,542万1,000円の補助金、そして土地につきましては無償貸与、そして平成28年から29年度におきましては市の職員、課長級を含めて2名の人的支援を行ってきています。運営会議等への参加等、美作市の今後の取り組み状況も含めましてお尋ねをいたします。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

失礼します。萬代議員の質問に答弁させていただきます。

まず、1点目の開校以来の各学科の学生数及び教職員等の体制についてでございます。

現在在籍しております2年生の生徒数につきましては、看護学科が28名、柔道整復トレーナー学科が6名で、合計34名となっております。平成31年度の入学者につきましては、看護学科が24名、柔道整復スポーツトレーナー学科が3名、介護福祉学科が6名、合計33名で、専門学校全体で67名の学生となっております。

次に、教職員等の人数につきましては、常勤の教員が18名、事務職員が8名、非常勤の講師が30名、合計56名となっております。また、市内からの通学者の数は31名、通勤している教職員の数は10名、合計41名となっております。

2点目の愛の村パーク及び学生マンションの利用可能な最大人数と現在の利用人数との御質問ですが、愛の村パークの利用可能な最大人数は27部屋、39名、現在の利用者は教員1名となっております。それから、学生マンションの利用可能な最大人数は100部屋、125名で、現在の利用人数は31名となっております。

次に、日本語学科の募集についてでございます。先ほども4番議員の岡野議員のときに答弁させていただきましたけれども、本年10月の開設を目指して申請を行っております日本語学科の正式な認可に当たります告示は8月中旬から下旬になると聞いておりましたけれども、法務省広島入国管理局から美作市スポーツ医療看護専門学校の方へ正式に告示をすとの事前連絡があり、専門学校として学生募集の手続を行っていくと聞いております。

4点目の今後の美作市の取り組みについてでございます。

美作市スポーツ医療看護専門学校として取り組むべき喫緊の課題は、いかに多くの学生を集めるかということだと思っております。本年度の入学者につきましても、もう少し多くの学生が入学するというふうにお聞きしておりましたが、併願した学生がその学校に合格したことによりまして、美作市スポーツ医療看護専門学校の入学を辞退した方が相当数いたというふう聞いております。

今後市として何ができるかを検討しているところでございますが、これまでは専門学校の学生募集の方法の確認など情報収集が中心となっておりますが、なかなか成果が上がらない状況となっております。市が誘致した学校でありますので、専門学校の職員が県内の高等学校に訪問し、学生募集の説明をする際に同行し、一緒をお願いすることも一つの方策と考えております。また、専門学校や学生からアルバイトをすることで少ないとの話を聞いており、経済部に協力をお願いしながら市内企業のアルバイト情報を収集し、専門学校に提供することも学生募集に役立つものと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

一通り答弁いただきました。

市内の通学者は31名ということでございまして、市内の若者の学びの場の提供はある程度できとるのかなというように考えております。市内31名の学生のうち、看護学科へ在籍しておる学生数、そして美作市には美作市看護師等奨学金制度というものがございます。この奨学金を受けている学生数についてお尋ねをいたします。

それから、日本語学科についてでございますけれども、開設当時は定員40名の1年課程ということでございました。このたび定員数について等に変更はないのかをお尋ねをしておきます。

次に、美作市としての取り組みとしてはいろいろ言われましたけれども、市として何ができるか検討しているという答弁がございましたけれども、大阪滋慶学園が近隣で展開をする学校との役割分担や経営が成り立つという条件のもとで調整をして看護学科、また柔復スポーツトレーナー学科、介護福祉学科、日本語学科の4学科、1学年の定員数を150名、全体での就学期間について、学科ごとに異なりますので、定員総数とすれば360名ということで開校した専門学校でございます。そして、先ほども平成27年からの数字を言いました、全てを合計すると14億円以上補助をし、そして美作市が誘致した学校でございます。2期生を迎えた今、全学生が67名、これで本当に大丈夫なのか、美作市も学校運営に積極的に参加すべきではないのか、考えます。美作市の取り組みにあわせまして、お尋ねをいたします。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

失礼します。2回目の質問に答弁させていただきます。

まず、市内通学者31名のうち、看護学科に在籍する学生の数につきましては26名というふうに伺っております。また、美作市スポーツ医療看護専門学校の看護学科に在籍する学生のうち、美作市の奨学金の貸し付けを受けている学生の数は8名というふうに聞いております。

それから次に、日本語学科の募集のことについてでございます。

日本語学科の定数につきましては、当初の予定どおり1学年40名ということは変わりはありませんが、修業年限につきましては、認可申請中に法務省等からの非漢字圏の学生が日本語を習得するには1年では短いといった指導を受けまして、修業年限を1.5年、1年半というふうに修正し、認可を受けれるようになったというふうに聞いております。これにつきましては、当該年度での協議により修正が生じたもので、正式に認可のめどが立ち、わかったことでございます。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それから、3点目の市としての取り組みについてでございます。

これまでは学校法人大阪滋慶学園の橋本常務理事や美作市スポーツ医療看護専門学校のナガラ次長など、そちらの方を中心に個別案件について市の考えなどを伝えておりました。今回萬代議員の御指摘を受けまして、専門学校との調整を含めまして内部で検討を行い、専門学校の会議等へ参加し、市の意見を伝えると共に、情報交換を行ってまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

看護学科全体で52名の在籍のうち、8名の方が美作市の看護師等奨学金貸付条例に伴う制度を活用されとるということでございます。そこそこの人数が利用されているのかなというように思います。美作市といた

しましては、せっかくつくっております看護師等の奨学金貸付制度でございますので、これをしっかり紹介、またPRしていただきまして、多くの方に奨学生になっていただく、このことがひいては地元の医療機関へ勤めていただく、そして定住につながる、地域の医療の向上につながるというものでございますので、しっかりとした取り組みをお願いしたいと考えております。

それから、スポーツ医療専門学校の補助金交付要綱の趣旨のところに専門学校建設の——これ一部という表現をしとんですけど、99%も1%も一部です——を補助することにより地域医療の維持向上を目指すとともに、若者定住による地域活力の創造を図るために補助金を交付するものであるというふうに明記されております。

したがって、同補助金交付要綱第12条につきましては、補助金の適正化を図るとして4番議員の質問にもお答えをされておりましたけども、第12条につきましては、交付決定の取り消し、第12条、市長は補助対象者が正当な理由によることなくスポーツ医療看護専門学校の開校後10年以内に営業を休止し、または廃業したときは交付決定の取り消しを行うことができるものとする。ただし、補助事業を中止または廃止するときも同様とするということが書かれております。決して、美作市として誘致した学校でございますので、このような事態が起こらないように、そのためにも先ほども答弁されましたけれども学校運営に、経営は滋慶学園でえんですよ、運営にはしっかり美作市としても取り組んでいただき、物を言うときには言うという、そして生徒が多く集まってくれる、そのような学校にしていだきたい、そのためにも運営会議等には積極的な参加をお願いするところでございます。

そして、奨学金制度を含めまして、学生への支援、市として何ができるんか、学生の生の声をしっかり聞いてください。これも経営改善の一端には結びついてくるんじゃないかなと私は思います。何か御答弁があれば、発言があればしてください。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今まで大阪にある滋慶の本社の皆さんといろいろ意見交換をしてみりました。また、現場の副校長さんとかを初めとするスタッフの方、加えて滋慶学園の場合に高等部、高校があって、これが今後の専門学校への大きな柱としてなりますんで、そこも含めて議論をしてきました。

その過程で、滋慶さんがおっしゃってることを私なりに総括をいたしますと、一部の学科に市場の動向についてのちょっとした読み違いがあったと、簡単に言うとスポーツトレーナーについては4年制にすると負担が高過ぎるということがいまだ、学生の声を聞いてわかったと言っておられました。看護については、基本的に当たってるんだけど、もう少し特色を出したいと、せっかく寮があるので寮に入ったら土曜日にもセミナーという形で国家試験対策ができるようなことを今考えているんだということで、魅力を出していきたいと。介護については、初年度完全に認知度不足であれしたんだけど、今回6名ということであるけども、スタートが切れてよかったし、介護、看護、そして幾分かの柔道整復スポーツトレーナーについては、実はこんなことを言っちゃいけないけども、日本語学科ができること、日本語学科の供給を半分ぐらい想定してやっていたので、本当にほっとしてるんだというようなことでございました。

私どもとしては、今お話し申し上げたように滋慶としてもこの学校の経営拡大に必死で取り組んでるということの評価をいたしますけれども、今議員から御指摘があったように、市として学生の声を聞く中でやるべきことがある可能性がございますんで、これは御指摘を踏まえて、じかに聞けることかどうかはいろいろあるんですけども、学校を通じてあるいは高校を通じていろんな形で聞いたり、アンケートするというよ

うなことも含めて、今後必ず実行していきたいと思っておりますので、その成果はまた御披露できる時期が来る
と思います。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萬代議員、総括をお願いします。

11番（萬代 師一君）

いや、総括はよろしいです。

以上で本定例議会の私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番4番、議席番号11番萬代師一議員の一般質問を終了します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

午後4時25分 延会

令和元年6月4日

(第 3 号)

1. 議事日程（3日目）

（令和元年第3回美作市議会6月定例会）

令和元年6月4日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一		12番	山	本	重	行
13番	尾	高	誉	久		14番	鈴	木	悦	子
15番	岩	江	正	行		16番	日	笠	一	成
17番	内	海	健	次		18番	岡	本	泰	介

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	荒	木	利	明												
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	審	議	監	春	名	利	亮									
総	務	部	長	岡	本	和	之	会	計	管	理	者	山	本	和	毅								
危	機	管	理	監	高	山	宏	明	市	民	部	長	景	山	二	男								
環	境	部	長	森	元	浩	之	經	濟	部	長	遠	藤	宏	一									
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	春	名	隆	広								
教	育	次	長	山	名	浩	二	消	防	長	皆	木	佳	久										
企	画	振	興	部	長	心	得	春	名	信	明	企	画	振	興	部	長	心	得	平	田	幸	春	
市	民	課	長	藤	井	千	枝	財	政	課	長	太	田	裕	二									
森	林	政	策	課	長	福	永	道	広	企	画	情	報	課	長	小	林	健	一					

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
係	長	金	谷	裕	子				
主	任	青	木	志	保				

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番5番、議席番号13番尾高誉久議員の発言を許可いたします。

なお、尾高議員よりパネルの持ち込みの申し出がありましたので、これを了承しております。

それでは、始めてください。

13番（尾高 誉久君）〔質問席〕

皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、6月定例議会一般質問をさせていただきます。

新元号令和元年が多く国民に歓迎されてからはや1カ月が過ぎ去り、間もなく梅雨の時期を迎えます。既に世界自然遺産に登録されている鹿児島県屋久島では、50年に1度の大雨に見舞われました。過去を振り返れば、平成時代は歴史に残る大地震と津波、そして50年に1度と言われる大雨と洪水が岡山県を初め、全国各地で発生した時代でもありました。今も災害に見舞われた被災地は、日常生活に支障を来しているところもあります。早期に復興し、普通の生活に戻れる日々が訪れることを願っております。令和の時代は、災害の起こらない、穏やかで心豊かな時代になることを祈り願っております。

さて、今回の質問は新時代を迎えたことを契機に、旧町村時代に地域や地区の公共施設や公民館などの施設として利用され、合併後、現在においてもさまざまな形で活用されている公民館を中心とした多目的公共施設について、2項目めは、現在旧もうもう工房が整備されて市営駐車場として大変歓迎されていると思いますが、近い将来に二次交通の結節点としての（仮称）中国縦貫道美作駅、これは私がつけたものではありません、萩原市長がおつけになられた仮称でございますのでお許し願いたいと思います、現在の状況と今後の計画についてお尋ねいたします。

それではまず、美作市公民館の設置、管理及び運営のあり方及びその他の施設について、質問に入ります。

平成28年8月24日の定例教育委員会における協議により、市内18館ある公民館の今後の設置、管理及び運営等のあり方について諮問を受けて、社会教育委員会会議で協議し、美作市公民館の設置、管理及び運営のあり方についての答申がなされました。公民館再編ということで、社会教育課が各地の自治振興協議会に説

明に回られているとのこと。本当に御苦労さまです。

萩原市長になられてから一部の公民館においては、常駐館長を置いて活動も盛んになっているように思います。市の地域振興、また活性化のために公民館にどんな役割を求められているのか、市長の意図はどこにあるかが今回の質問の要点ですが、ここで市長が手を挙げられて答弁をされましたら、この質問は一気に終わりでございますので、でき得ることならば、2回目の質問が済んだ後ぐらいに判断されまして答弁いただければ幸いです。

では、公民館とは何か。

戦後、公民館が目指していたものは何かについて、私なりに調べたことを読み上げてお聞きいただきたいと思えます。

まず、公民館の始まりは、公民館は戦後の焦土、焼け野原の中で構想されました。1946年の文部次官通牒で公示され、政策として打ち出されました。戦後復興のために公民館の設置を推奨する通達が出され、公民館を各団体が総提携して町村復興の底力を生み出す場として、さらに上からの命令で設置されるものではなく、町村民の自主的な要望と努力によって設置され、創意と財力によって維持されていることを理想といたしました。

1950年、公民館の設置を説明する解説書というのは、これを広く国民の人に国は徹底したかったんだろうと思います、当時、町村は1万余あったそうです。その中で、4,000の公民館が建ったということが、学制というのは大学生の学生じゃありません、学の制度の制で、100年史にはそのように書かれておりました。それで、このことを国民に啓蒙するための一つの手段として公民館図説というものが、このような挿絵が掲げられました。

これについてちょっと説明しますと、特に注目したいことは、これは公民館です。これが公民館は村の茶の間ですという、今で言うキャッチフレーズで、見出しがついた絵でございますが、いろりを囲んで祖父母、おじいさん、おばあさん、それから夫婦、子ども、乳飲み子を抱えた、公民館が経営していく、核になる機関だと、公民館はこんなもんなんだと絵で示された。次世代を育成して、この社会を持続可能なものにして、つなげていくための基盤でもあることがさりげなく描かれております。

また、この下に描いてありますのが、これが公民館です。全ての産業振興の走りであると。当時は恐らく、教育長の話じゃないんですけど、当時はこういういろんな、今のような現代の会社だとかそういうものがなかった時代だから、農業関係のものがいっぱい描かれておりますけど、新分野の開拓であるとか交換分合であるとか新しい技術の導入であるとか、副産物の開発であるとか品種の改良であるというような、新たな時代を迎えるんだと。当時、ゼロからの出発であったかと。それは、日本において、田舎も都会も変わらなかった。焦土と化しているわけですから、これから復興していくという思いだったんじゃないかなあという。

この構想は、当時の文部省公民教育課長であった寺中作雄氏らが作成し、連合国総司令部GHQの成人教育担当官ネルソン氏らとともにまとめられたものです。後に、この初期公民館構想は寺中構想と呼ばれるようになりました。

寺中氏による解説書には、公民館の機能について次のように書かれています。

第1に、公民館は一つの社会教育機関である。

第2に、公民館は一つの社交娯楽機関である。

第3に、公民館は町村自治振興の機関でもある。

第4に、公民館は産業振興機関でもある。

第5に、公民館は新しい時代に処すべき青年の養成に最も関心を持つ機関である。

公民館設置の奨励については、当時でいう文部省、または内務省、大蔵省という形で、今の省に直すと文部科学省であり、総務省であり、財務省であり、経済産業省であり、農林水産省であり、厚生労働省が既に了解しており、その了解のもとで文部次官通牒として通達することになりました。住民のさまざまな側面に対応した行政領域が地域社会で総合化され、中核的な機関として公民館が構想されました。

敗戦後、アメリカ統治化にあった日本、非軍国主義と民主主義の2大方針をもとに、憲法も教育も、そして社会教育としての公民館もGHQの占領政策としてつくられていきます。戦争による大きな打撃を受けた日本と国民は混乱の極致にありました。戦争に向かっていった時代から一変して新しい秩序を建て直し、平和に向かうためにはさまざまな議論が起こったことであろうと思います。国民は、自分たちで自分たちの町を建て直すことにただただ懸命だった時代だったのではないだろうかと思像します。

戦争で壊れたふるさとをみんなで総がかりで建て直そうと、お互いにどうしたらいいのか話し合う場であったのが公民館でした。それが第一次高度経済成長社会、1955年から65年のことでしょうか、がらっと変わって、そういう時期に入っていきます。だんだん会社に勤めていけば生活が安定していく、公民館は文化活動や個人の趣味、娯楽の場を提供する市民サービス提供施設として変わっていきます。

そうした中、戦後20年たったころですが、公民館関係者の連合体である公民館連合会が組織する専門委員会によって第一次構想が出されます。第一次あるべき姿だと思います。ここでは、戦後復興の過程で法制度が整備され、公民館が教育委員会の所管となったことで、一般行政と直接のつながりを失ったことが住民生活と疎遠なものになってきていることが指摘されます。

最初は、社会教育という公民館という形で、ある意味独立してたと思うんですが、私だけの考えかもしれませんが、偏った考えかもしれませんが、後ほど教育長に訂正してもらう場合は訂正をしてもらおうと思うんですが、これは一つには朝鮮戦争が大きな影響を与えていると思っております。

それで、その部分をちょっと御披露いたします。

まず、公民館はその後、1949年に制定された社会教育法で明確に社会教育施設として規定され、1952年に発足した市町村教育委員会の事務へと組み込まれることになりましたと。

新しい平和で民主的な国づくりの基盤として公民館を普及させるには、もう一つの大きな問題があった、それが1950年からの朝鮮戦争でしたと書いてあるんです。当時の様子を全国公民館連合会は次のように総括していると。

公民館指導方針に変化が見え始めたのは、昭和25年の朝鮮戦争以降である。基本的には、米ソの対立に基づくアメリカの対日政策の変化である。平和、文化、民主を指向する公民館を取り巻く客観的、社会的諸条件は、いよいよ厳しさを加えていくと。アメリカにとって理想と思われたでしょう。公民館が一つのかせになってきたと、私はそのように解釈しております。

公民館は、人々の自主的で自発的な社会教育の自由を保障して、公民館を使いながらみんなが人生のことを考えて行動していきましょうということがその後は議論されております。

公民館は、住民の生活に必要な応え、教育・学術・文化の普及並びに向上に努め、もって地域民主化の推進に役立つことを目的とするこの第一次構想、第一次あるべき姿では、国民一人一人が自分の頭で考えて行動するという住民自治能力の向上の理念が強く示されるものとなりました。

第二次構想は、その5年後くらいで1970年。ちょうど大阪万博が開かれたくらいの年になりますが、都市化が進展して、都市過密化が出てくる時期です。農村から人がどんどんいなくなって過疎化問題、個人主義的になっていく中、都市型の公民館はどうあるべきか議論になりました。第二次あるべき姿であります。都

市化をキーワードに生涯にわたる学習の保障と専門施設としての性格を強める内容となりました。

その後、第三次構想、第三次あるべき姿は、1984年、高度経済成長が終わって安定成長する中で、高齢化や校内暴力、不登校などが社会問題となった時代です。第三次あるべき姿では、学校教育を中心とした社会ではなく、みんなが学び続けていく生涯学習時代において、公民館は公教育機関であると明示されました。さまざまな社会問題に対する危機意識から、公民館には専門職員を配置し、住民に学習活動を動機づけ、参加するように促す公教育の場であるとしたのであります。

このように、戦後から社会が変化していくたびに公民館構想あるべき姿が出されてきました。

牧野篤、東京大学の研究科の教授、本は議長の了解をとっております。

公民館は、どう「語られて」きたのかという本があります。教授によりますと、このように教授は言っておられます。公民館をめぐる言説が大きく展開するときや、また社会教育が政治的に課題化されるときであり、社会教育が政治の関心となるときは、この社会の構造が人々の生活のレベルにおいて大きく変容し、人々の実存が既存する危機が招かれているときだという歴史的事実があると。そして、今日でもこの状況は変わっていないように見えておられます。

そして今現在、人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について、文部科学大臣林芳正氏の諮問を受けて、中央教育審議会は平成30年12月21日の第120回総会において答申を公表されました。

それでは質問です。

その中で、社会教育施設としての公民館、図書館、博物館の所管を教育委員会から一般部局へと特例的に移管することを認める答申がなされたとのことですが、今回の答申内容についての説明をお願いいたします。

また、今日までの公民館の沿革について私が先ほど述べましたが、特に間違っている部分、または補足するところがありましたら訂正をし、説明を求めます。私も間違った認識を持ちたくないと思うからの質問で、1回目です。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。本当に尾高議員が公民館の歴史から全て掘り起こされまして、私もこれを機に改めて勉強させていただきました。

その中で、公民館と申しますのは戦後こうしてできたわけですが、公民館は図書館、博物館と並ぶ社会教育施設の柱であり、地域の生涯学習の拠点施設でございます。

教育委員会では、学校教育法に基づいて、教育課程にのっとって行われる学校教育、そしてそれ以外のものは全て社会教育という範疇に入ります。社会全体として学びの場を構築していく、当然これにはスポーツや娯楽等も入るということですが、そしてその中で生涯にわたって人が学んでいくということが生涯学習と。そして、生涯学習には、その学んだことを社会に還元をするという概念も当然求められているわけでございます。

その中で、公民館の歴史というのは、先ほど尾高議員が語る申し述べられましたように、本当に生涯学習拠点としての役割に加え、地域コミュニティの維持、活性化、また本当に多方面の機能、先ほど村のお茶の間というふうにおっしゃいましたけれども、そのような役割。そして、それぞれのさまざまな時代の課題に応じて役割を変えて今の時代がございます。

今、令和の時代を迎えまして、日本は非常に本格的な人口減少時代とさまざまな課題、そして社会的孤立、貧困の問題、経済活動のグローバル化による、市内でも大変増えておりますが、外国人労働者の方が増加し、共生することも求められております。

現在、美作市におきましては、社会教育委員会会議からの美作市公民館の設置、管理及び運営のあり方につきまして答申を受け、新しい市として一体感のある再編に取り組んでおりますけれども、そうしたことが新しい時代の要望に応えることも公民館の持つ重要な特性であることを再確認をして取り組んでまいりたいと考えております。

さて、新しい時代に向けてこの社会教育の新しいあり方ということで答申でございますが、まだまだ出されたわけではなく、今概要というものが示されているわけでございますが、今後の社会教育のあり方ということで、さまざまな社会教育施設というものが地域にとっては本当に貴重なインフラでございます。このインフラをしっかりと活用していきたいということで、現在、例えば多くの町では公民館機能のみならず、市民センター、あるいは、例えば支所機能を持たせるとか、そうしたこともされております。それが先ほどおっしゃいましたいろいろな機能ということでございます。

したがって、この社会教育としての人づくり・つながりづくり・地域づくりということで、さまざまな人が集う学びへの参加ということとともに、美作市では首長部局との連携ということを効果的に進め、地域振興にもその一助をなしていきたいというふうに考えております。

一方、私といたしましては、大切にしたいのはここは学びの場であるということでございます。学びの場であり、今も社会教育法には特定の宗教とか、そうした活動は禁止をされております。営利ということも禁止をされております。そうしたことも踏まえつつ、しっかりと市民に寄り添った公民館活動を進めていきたいということで、市長の御理解もいただきまして館長も置いておりますが、そうした中で少し整理整頓をして、公民館にしっかりとした拠点機能を持たせたいというふうに考えております。

どうぞ、皆様もそうしたことをご理解いただきまして、公民館の再編ということにも御協力いただければというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

大変ありがとうございました。

教育長から一つのインフラなんだと。それで、市民センター等もいろんなそういう集会所等も利用することになると、先ほど教育長が言われましたように、一般行政と教育委員会というものの横の連携というものが強く望まれてくると。今の答申の中でも資料として載っておりますが、特に美作地域における集会所というものは、いろんな事業、農林事業であったり、またはコミュニティの県の補助を受けたり、定住促進だとか宝くじだとか何かいろんなものでやられておりますので、教育委員会だけでは、これはこのことの検討が本当にできるのかという思いも今回ありました。そういう思いから今回質問して、少しでも公民館、教育委員会の後押しができないかなあという思いもありましたし、多少軽んじとったところもあります。このことを、公民館を調べてみてどきとしたのは、日本という国は戦争というものを語らずして日本の歴史は語れないんだなあ。ちょうど3月にしました入管法、ポツダム勅令から始まって今日に至ってるということ、日本国憲法においてもそうですし、この公民館というもの、そういうものが必ずそういうものにかかわってきてるんだという認識を改めて私自身が思った次第でございます。

それじゃあ、答弁と重複するかもしれませんが、ちょっと用意したものを読み上げます。

2回目の質問です。

美作市公民館の設置、管理及び運営等のあり方及びその他の施設についてのことで、美作市においては平成29年3月28日、美作市公民館の設置、管理及び運営のあり方についての答申がなされました。また、国におきましては、平成30年12月21日に先ほど言いました人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策についての答申がなされました。

その中で、第2部、今後の社会教育施設のあり方、第1部において検討してきたようにとこう書いてあるんですけど、ここは別に。今後の地域における社会教育については、社会教育行政担当部局と首長部局、学校、NPO、企業等の多様な主体との連携、協働や幅広い専門性を有する人材の支援等のもと、個人の主体的な学びを出発点として、学びやその成果活用を通じた他者とのつながりの実感や積極的な地域活動への参画を経て、さらなる学びを求める学びと活動の循環につなげていくことが重要であるとして、まず人づくり・つながりづくり・地域づくりが重要であるとしておられます。

美作市公民館の再編に当たっては、多角的な方面から部署を横断し、つながりづくりを実践し、オール美作で対応することが必要ではないかと思いますが、そのあたりはどのように、先ほど教育長が言われたわけですけど、再度、私も強いつながりが要ということを強調しとるわけです。

1回目の質問で公民館の沿革についてなぜ触れたかといいますと、社会的背景こそ大きく、最初のときは違います。というのが、片や焦土と化した日本、片や高度経済成長した日本であります。公民館のあり方については、当初の寺中構想の原点に返っているのではないかなあと。また、地方創生ということ、非常にここに共通点を私自身は持つわけですけど、それで皆さんに今回の公民館の設置のことについて聞いてみました。市民の声は大事です。

ある方は、端的に言って公民館については形骸化している、要するにどくろになつとるというんでしょう、またある方は18公民館のうち5公民館を答申どおりするというか、残された公民館、また類似の施設がどうなるのか注目してるのじゃないかということを言われました。

また、巨勢地区のある方から自分の思いをつづった書面を渡されましたので、御紹介いたします。社会教育、生涯学習のための拠点、公民館整備は美作市にとってこれまでにない新たな前進である。公民館と集会所は、設置目的が異なっていることを踏まえて、地域づくり、担い手づくり、施設づくりが今後展開されることを期待する。既存の集会所を公民館という名称だけつけても、活動の中身はついていかない。社会教育法第20条、第21条に定義された公民館が公民館と呼べるものであることを市民に広く周知した上で、地域住民と行政が連携しながら住民自治や住民主体の活動を充実させることが望ましいと考える。立派な器があっても人材がそろわなければ活動が発展しないし、事業に取り組もうと思っても予算の裏づけがなければ活動は前進しない。

そこで、市長のこれまでの経験から美作市の公民館活動がどうあるべきか、地域づくり、担い手づくり、施設づくりがどのように形成されていくか、具体的なビジョンをお聞きしたいなあと言われたことにつきまして、私がここで市長に質問いたします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、公民館総論のところでは若干お話をしたいのは、お尋ねの中にもありましたように、例えば朝鮮戦争の勃発、ちょうどこのころGHQの中でも左右対立が激化をしていて、当時のニューディール派っていうか、それがちょっと退潮していた時期でもあったんですけども、簡単に言うと公民館が、どの言葉がいい

ですかね、護憲派と改憲派の対立の原点みたいなことになっていったような歴史があります。これは、もともとGHQが護憲派の体であるところの平和主義であるとか、そういうものを成人にもちゃんと教えにやいかんというところから出発して、言ってたGHQが今度は逆を向いて再軍備のほうに行っちゃったもんだから不幸な歴史になってるんですけども、何が一番不幸だったかという、その後、例えば公民館においてとても重要な役割を果たす社会教育主事を初めとする人的な配置があったんですが、それに対する国庫補助がもともとはあったんですよ。それがあるときからすつとなくなっちゃったもんですから、結局全国において公民館活動っていうものが資金的な根っこを大分断たれて、自主的にやろうと思うところしか残らなくなってきたというところに非常に大きな変化がありました。

そこは置いておきまして、ところでその自主的にやるところはどうだったかっていうと、結局そういう左右対立みたいな問題ではなくて、あの絵にもありますけども、基本コミュニティとしての自立であるとかコミュニティとしての自主的な思いのこもった教育活動であるとか、そういうところが主体になってきて、住民がそれを受け入れた、したがってこれは残さなきゃいけないんだということになってきたんであります。

私は、そういう意味で、尾高議員も言ったように、第一次構想っていうんですか、その持っていた自主性の、本当はあれは自主性の仮面なんですけどね、裏側はGHQに続いてるんで仮面であるところがあるんですが、その発想があったところが残ってるし、効果を生んでるのかなあというような、大まかな分析をさせていただいてるんです。

そして、その効果っていうのは何かっていうと、さまざまあるんですが、産業分野っていうのはほんの一部ですけど、これは何でかって、商工会なんかできてますんでね、その他の分野で近年特に重視をされているのが市民の皆さんの心身共の健康の維持管理なんです。

おとといだったか、ボランティアの講演会があって、出事があるということとはとてもいいことなんだ。なぜかという、女性であればきょうは何を着ていこうと考えると、また去年と同じものを着てきたなんてことにはならないようにしようとか、男であれば自分のプライドをどう守ろうとかがいろいろなことを考える契機になってることは、とても脳の活性化に寄与しているということを書いてましたけども、それもほんの一例でありますけれども、出してもらってみんなで集ってもらうことには、とても大きな社会福祉的な基盤づくりの意味があるんだということがとても明らかになってきています。

したがって、やりゃあいいんですが、うまくいくかどうかについてはさまざまな前提があります。その前提っていうのは2つあって、1つはその地域を愛して、積極的に公民館の活動づくりをすることにたけた人がいらっしゃるかどうかが、それが元教員であっても、元職員であっても、元会社員であっても、お百姓さんであっても、それは全然構わないんですけども、そういった方がいらっしゃるかどうかが、もう一つは、それを地域社会が受けとめて、相互に響き合うような地域の土壌があるかどうかという2点がとても大切なんですけども、私は大分前に着任をさせていただいたときに、その実験を試みようじゃないかと思ひまして、それでこっそりというか、正々堂々やりましたけれども、大原公民館に職員を張りつける、つまり館長さんを設置して、地域の動きや、あるいは公民館としての活動の進展っていうものを拝見してまいりましたけれども、地域の方々の声を総合すると、これはとてもよかったという声がほとんどであったということを見たもんですから、当時においても人的配置においてしっかりした方がいれば、市民の方々はそれと響き合いながら活動が形成されていく。例えば大原では結果として、例えば子どもたちの踊りがぐっとレベルが上がっていった、ヒップホップもとても盛んになったとかさまざまなメリットがあったわけでありまして。

今、第2番目にずっと公民館活動をそれなりにしっかりやってこられた英田地域において館長という

か、本当は社会教育主事のほうがいいんですが、館長を設定をしてどうなるかというのを見ておるんですけども、多分うまくいくんじゃないかなあというふうに思います。

つまり、当市においても、先ほど巨勢の方がおっしゃったように、箱物じゃないんです、箱プラス人的な配置というものがなければ公民館はだめなんだけど、人的配置に対して市民の方々がポジティブに反応するっていうことは、どうもこれは確認をされたなあと思います。

そういたしますと、次は人的配置がどこまでできるんだと。人的配置をして、そして活動費をつけるとそれなりの金額になるもんですから、それがどこまでできるんだということを考えますと、18館とか20館と言われたら、これは無理です。大きな町でも人口に対して1万人に1カ所ぐらいの公民館で大体やってるのに対して、うちはそうなると3つになるのか、4つになるのか、マックス5つか6つが恐らく限度になってくると思われます。大きな都市の半分の人口でいくとして、5つか6つぐらいと思うんですが、そういうレベルの配置をすることになりますと、これはやっていける。人的配置もいろんなコストを削減しながらやっていけば対応できると思ってるんですけども、そうなりますとその他のものについては集会所と位置づけをせざるを得なくなってくるのでないかと思っておりましたところ、大体そのような意向でもって公民館のほうでも整理がされつつあるようであります。その整理を伺いながら、当局としては人的配置を含めて予算を確保できるように、さまざまな財政全体の改善の中で取り組みを強化をしていきたいなあというふうに思っています。

このことは、市としていえば、もちろん生涯教育というようなことでとても重要なことになるんですが、先ほども言いましたように、市民の方々の心身の健康づくり、とても大きな効果があります。例えば巨勢の活動を見てますと、敬老会的な方々も一生懸命に活動する中で心身の健康づくりに努めておられますけど、一方で活動の場所がベイベーっていうのかな、新生児っていうのかな、新しく生まれた子どもたちのお母さん方の共通の交流の場にもなっていたりします。そういう意味で、お年寄りにとっていうと、古い言葉でいうとぼけ防止、脳の活性化ということに大きく貢献してるし、体力にも貢献してるし、それから若い方々でいうと妊娠中、あるいは産後の精神状況の安定化みたいなのところにも大きく寄与できる、そんな活動もだんだん盛んになってきてます。あるいは、リタイアをされた男性の方々が家にひきこもりがちなやつを引っ張り出してきて、今まで培った能力でもって講師になっていただけるなんてことになると、本当に大きな意味が社会的にも持てる、そういうところを目指します。

ひいては、当市の住みやすさにちょっとプラスする、ひいては当市の外から見た輝きに貢献をしていきたいなあというふうに思います。

県北では、津山市が一生懸命公民館運動を展開をしています。幾つか新しい公民館ができました。私どももそれに多少見習いながらやっていきたいなあというふうに思っています。

1点だけ補足すると、国策としての公民教育というものは置いておいて、市民として地域を守るための協働の活動をする、市民として自分たちの心身の健康を守るための協働作業をそこで行っていくというのが私どもから見た今の公民館の必要性だと、それを感じた上で前進をさせていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

非常に市長がわかりやすい答弁をされて、私も今回の一般質問も非常にうまくいったなあと思っておりますのが、先ほど1万人に1カ所かなあという3カ所になるんですけど、これだけはちょっとそうではない

部分もありますと、先ほど国策ではなく、私は美作市、地域の考え方というものがあると思うんです。例えば消防団は2,019人ぐらいおられますが、本来の姿だと500人です。これは、財政課長はきっとそういうふうに言われると思いますが、それから健康の維持、サロン、またはグラウンドゴルフといったもの、それから産後の非常に精神的に不安定なときの集まりというようなものが巨勢地域等でも行われているように聞いております。それから、リタイアした方等、国策ではないという、私がまだ調子のいいことを言っとるんじゃないかと言われないうちにちょっと御披露いたしますと、まず林文部大臣が出されたことに対して、このように、その部分だけちょっと読みますと、公民館法というものがある。それじゃあ口頭で言います。

一つの答申の中で、英語は私は非常に苦手なので、ソサエティ5.0という表現を国が答申の中で、今後の地域における社会教育のあり方と、そこを読みますと、我が国は少子化による人口減少、急速な高齢化、グローバル化、第4次産業の進展、大きな変革の中にある云々ということで、今後人口減少のさらなる進行や人生100年時代と言われる長寿化の中で、新たな社会の姿としてソサエティ5.0の実現が提唱されるなど、さらに大きな社会の変化が訪れようとしているというふうに答申には書いてありますけど、ソサエティ5.0でいいのかどうかは、私は読み方は。サイバー空間、仮想空間とフィジカル空間、現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会、ソサエティのことというふうに、昔は狩猟社会をソサエティ1.0と、農耕社会をソサエティ2.0、工業社会をソサエティ3.0、情報社会をソサエティ4.0、今はソサエティ4.0の時代なんですかね。

だから、私は市長と国のほうに行ったときにそうだなと思ったのが、今回水道の民営化が行われることになりました。しかしながら、東京都においてはそれは成り立つでしょうと。美作市において、また地方においてはちょっと考えてもらいたいよと。要するに、簡易水道においては過疎債ができるけど企業債はできないんだという中で、その実情に応じたことがなされることを私は地方分権であり、地方創生だと国が位置づけたものと解釈しておりますので、決して国の政策がいいとは思ってないと。批判的な目を持って地方はやるべきだと。それが地方創生の道なんだというふうに解釈しております。余り私は大きなことを言うほどの人間じゃございませんので、身の丈に合った質問に戻ります。

3回目です。

それでは、余りかたい話はしないで、これが公民館活動なんだというのを私がちょっと御披露したいと思います。今、私はこの議場において一般質問をしております。すなわち議員活動を行っております。これから私なりの公民館活動を行います。紹介しながらの質問をいたします。

これが今月6月22日土曜日、大原公民館、英田公民館において「北の桜守」が上映されます。入場料500円です。吉永小百合さんが主演しておられる「北の零年」、「北のカナリアたち」に、最終章ですね、続く第三弾、堺雅人さん、篠原涼子さん、岸部一徳さん、高島礼子さん、阿部寛さん、佐藤浩市さん、豪華な顔ぶれで行われますので、みまちゃんを見ている皆さん、ぜひとも足を運んでいただきたいという宣伝をしているのが私にとっては公民館活動。なぜなんだと。

ここにタイトルが書いてあります。男女共同参画推進事業、大原、英田公民館事業となっております。これは、すなわち私にとっての公民館活動なんですけど、なぜこれを必死で言うかといいますと、皆さんは、お忘れになつともおられると思うんですが、私は行政におるときは商工部長でありました。この作品は、あさのあつこさんが書かれましたバッテリーという映画を撮ったわけですけど、そのときの部長が私でございますけど、そのときからずっと親交が厚くなってしまった監督、滝田洋二郎という監督がおられます。おくりびと、陰陽師、そう聞かれたら、おお、あの映画かということをお思い出される方もおられますが、世界的な賞も撮られました滝田洋二郎監督とはいまだに電話でどうだとか元気でやつとるかというような、これ

が自分としては人とのつながりだなあと。公民館においても人とのつながりが必要なんだということと、先ほど巨勢の方が言われた中で、ちゃんとこの方はきちっとした方で、参考資料ということで平成15年、公民館の設置及び運営に関する基準は時代の変化に沿うよう改定されており、公民館のあるべき姿と今日的に目標を次のようにまとめていることをもとに根拠として書いたんだと。集会と活用、まずは集まることなんだと。学習と創造、学ぶことなんだと。総合と調整、つなぐことなんだという言葉が時代とともに今回も表現が変わっているんですが、変わっていないことが1つあります。社会教育法の20条は、びくとも動いてないんじゃないかなと、私はそう思っております。

それでは、3回目の質問です。

戻って、今度は次に、これは公民館活動と認めていただけたらと思うんですけど、ちょっと違うんじゃないかというのが、これです。ここが第6回草刈りオリンピックが美作地域海田というところで行われる、ここが会場でございます。大変マムシが多いかもしれません。それで、この担当部署は商工観光課です。それは、なぜ公民館活動になるんだと。それは、一味添えることは市長は非常にうまいと思うんですけど、味を添えるのは市長は抜群ですから、ここに看板があります。これをちょっと拡大したものがこちらにあります。

ここに自然観察指導員、虫取り、虫の観察できるよということが書いてあって、携帯番号は消しております。虫の原っぱ、四と書いて、田んぼの田と頭と書いて、四田頭と言われる方と四田頭が正しいんだという2つがあるんで、どちらも正しいということで紹介します。これを子どもたち、例えば都会から来るお父さん、お母さんのために公民館に、例えば集まって知識を、一応注意とかそういうものをした上で、ここに行つてやるために、その前段としていいことに、草刈りオリンピックできれいに刈っていただくことは、この活動が前に進むと。少し悲しいことはやられた方が2年間ぐらいやったんですけど、ことしはちょっと体調を崩されておまして、それでちょっとことしはできないかなあと言われとんで、やられる方がおられたら、ぜひともやっていただきたいなあと、地域おこしの方とか、そういうことでやっていただきたいなと思っております。その方が言われました。尾高さん、何かのヒントになるんじゃないかなあと。ぐっときましたね、それ。何かのヒントにならないかなあと。ここで一般質問しとんのは、常にその思いです。

もとに戻りますと、先ほどの紹介で公民館活動、生涯学習と捉えていると。美作市職員の皆さんにおかれましても、市役所内での仕事もあれば、市役所外における仕事もあります。建設部長のところにおいて、庁舎内で仕事をしていると災害は一向に復旧しません。だから、市役所内で仕事をされる方もあれば、逆に窓口業務はこの中でやらなきゃいけません。だから、ここは発信基地であると同時に仕事場でもあるわけです。公民館もその公民活動をする場であるとともに、公民館が拠点となる基地であります。だから、そこから発するのは公民館活動だと私は考えております。

そのような考え方はどのように思われるかということ。また、今回の中央教育審議会の答申で垣根を越えての連携が必要との見地から特例が設けられるであろうと推察しておりますが、となるとその役目をする人は行政の中で誰かということ、1人おられます。部長職ではない人です。すなわち政策審議監、あなたがその仕事をやるべきだと。というのは、先ほども言いましたように総務部の管轄もあれば、公民館が、教育委員会の管轄もあると、経済部の管轄もある、建設の管轄でもある中で、また次にも触れますけど、この仕事をやるのはほかではないと。市長でもなければ、教育長でもない、極端に言いますが、春名政策審議監、一言お願いします。

議長（岡本 泰介君）

政策審議監。

政策審議監（春名 利亮君）〔登壇〕

失礼いたします。尾高議員、3回目の質問でございますが、いろいろとお話を聞く中で、なかなか私のところへたどり着いてきてしまったので、私のほうからお答えさせていただきます。

尾高議員の質問の中でございました美作市公民館設置、管理、運営のあり方についてという答申を改めて見る機会を得たことがございます。この答申の最後のまとめといたしまして、今後、公民館活動の推進体制が整備され、公民館が地域の拠点として機能を十分に発揮し、生涯学習を推進するほか、類似施設で生涯学習の場を提供している施設とともに部署の垣根を越えて、横断的かつ有機的に連携、活用し、本市の生涯学習活動がさらに進むことを期待しますということで締めくくられております。このことでございますが、尾高議員の質問にもございましたようなオール美作を意味するものではないかと考えております。文面的には整備後の活用ということでございますが、実際には整備の初期段階ということからも、部署間の垣根を越えた取り組みという体制が肝要であると考えております。

この体制でございますが、尾高議員がおっしゃいますとおり、誰かが旗振りといいますか、つなぎ役を務める必要があると考えております。これにつきましては、私の力が及ばないところもあるとは存じますが、市長の適切な御指示をいただき、また副市長、教育長、それから各部長の御協力を得ながら政策審議監として役割を担う必要もあるかと存じております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員、3回目が終了しましたので、総括をお願いします。

13番（尾高 誉久君）

総括は、2項目めの中国縦貫道美作駅が済んだときに全て総括したいと思います。

議長（岡本 泰介君）

はい、そうしてください。

13番（尾高 誉久君）

これで終わります。

次の項に入っているんですか。

議長（岡本 泰介君）

それでは、休憩後に次の項目に行ってください。10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

尾高議員、2項目めから一般質問を始めてください。

13番（尾高 誉久君）〔質問席〕

（仮称）中国縦貫道美作駅について。

二次交通の結節点としての（仮称）中国縦貫道美作駅の現在の状況と今後の計画についてお聞かせください。この質問は、過去にも他の議員が質問されていることは承知しておりますが、今度は私なりの視点から（仮称）中国縦貫道美作駅、これは市長が名づけ親でございますので、仮称でもあります。現在と未来についてのお考えをお尋ねいたします。

旧美作時代に広い用地を確保して肉料理を中心に定食から焼き肉、土産までいろいろなメニューをそろえ

て華々しくオープンしたもうもう工房でしたが、美作市が誕生して間もなく閉鎖となりました。私も営業しているときは、家族、友人、あるいは遠方から来た親戚などを連れて食事に行ったこともたびたびありましたので、営業中止はとても残念でした。当時は、中国縦貫道美作インターに隣接している上に、大型店舗が次々と営業を開始したり、進出する計画が本格化するなど環境も整い、観光バス、自家用車で訪れる方もあれば、地域の方が訪れる光景を目にして、活気とは、反映とはこんな光景を言うのだろうかと思っておりました。しかし、閉店後は人々の往来は消え、施設は朽ち果て、雑草やカズラが覆い、廃墟と化した光景を何年か眺めてきました。萩原市政の誕生によりやっと風景が戻った。改めてスタートラインに立つことができたと思っております。市長も白いキャンパスの上にごどんな風景を描こうかと構想を練っておられるのではないかと推察いたします。駐車場の利用だけが続くことは避けるべきです。まずは、更地になりました。次のステップでは幾つかのプランの中に二次交通結節点としてのプランもあったように思います。このプランが前に進むと仮定して質問しております。

それでは、交通結節点とは何か。

交通の結節点とは、人々及びものの移動に関する交通は、多様な交通機関や交通サービスの組み合わせにより実現されており、これらの交通機関は速度や容量、安全性や快適性といった面でおのおの優位な分野、範囲がある。利用者は、交通の目的に合わせていろいろな交通機関を組み合わせる利用することが合理的であり、複数の交通機関を利用する場合には交通機関相互の乗りかえ、乗り継ぎを行うこととなる。交通結節点とは、これが行われる場所、あるいは施設を総称するとのこと。交通結節点において、相互乗りかえの効率化、円滑化に心がけ、利便性の向上を図ることが重要であるとのこと。

美作市には、中国縦貫道、鳥取自動車道が開通しており、インターチェンジや大原インターチェンジと作東インターチェンジ、そして美作インターチェンジが設置されております。当該この美作駅の高速バスの停留所がすぐ横にあり、大型商業施設や病院、湯郷温泉の玄関口でもあり、以上の立地条件を生かして取り組んでくださるよう期待して、当然現在利用されている駐車場としての機能も必要です。

これの今後の計画について、お尋ねをいたします。

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

失礼します。それでは、二次交通の結節点としての（仮称）中国縦貫道美作駅の現状と今後について答弁をさせていただきます。

美作インターに隣接する商業跡地の利用でございますが、検討していた道の駅は国土交通省の登録を受け、自治体と道路管理者が連携して設置するもので、道路施設としての位置づけであることから、昨年10月より所管を建設部が引き継ぎまして、国土交通省や岡山県と調整をとってきておるところでございます。

施設解体後は、高速バス利用者の駐車場として多くの方々に利用されていることから、駐車場機能に加え、高速バス利用の来訪者を対象としたレンタカー等の二次交通や観光情報を提供することで、市内観光へ寄与するようバスとの結節を基本にし、実施計画と財源を検討していきたいと考えております。そのため、駐車場利用者や高速バスの来訪者のニーズを整理するためアンケート調査を計画しております。

また、以前利用者から要望のありました駐車場からバス停への出入り口と歩道及び防犯灯について、先般、暫定ではありますが整備を完了したところでございます。

今後、施設の配置等を計画する上で、敷地の出入り口は交通量の多いT字路の交差点に面しておるため、車両の出入りがしにくい状況にあります。南北100メートルには信号機がインター前とコンビニ前にあるこ

とから、新たな信号設置も困難な状況で、道路の交通安全対策を兼ねた検討も重要と考えております。バス停の移設、隣接する農道や敷地内水路の整理等の課題に対応した複数案を比較検討し、皆様の御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。よろしくお祈いします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

私は、今回の質問は行政の見える化をとって質問しております。

まずは、その利用料金について、バス停の移設、それに伴うトイレの新設、進めればよいと考えておりますが、再度答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

尾高議員、2回目の御質問でございます。

駐車場の状況ですけれども、台数が土日は60台から70台、平日は30台と多くの方に利用されております。現在は無料で利用されておりますが、施設の整備後は維持管理費も発生することとなります。適正な維持管理のもと、周辺への配慮や利用者が気持ちよく使っていただくために、経費に充てる財源をどうするかということもあります。利用者が余り負担を感じず利用してもらえるような施設利用の協力費的な意味も含め、低料金による有料化も検討する必要があると思います。このため、利用される皆さんの納得の上で、利用いただけるシステムをアンケート結果などを参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

議員におかれましても、今後とも施設整備に向けての御助言、御協力をよろしくお祈いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員、3回目です。

13番（尾高 誉久君）

建設部にはプロがおります、道路のプロ、建築のプロ、6月ですから教育委員会にも建築士が入ったんじゃないんですかね。そのプロがおる以上、一つの全てができなくてもイメージをやるべきだと、イメージ像をつくるというのが3回目の質問です。

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

3回目の質問にお答えします。

先ほども述べましたように、配置については今後考えていきたいと思ひます。現在、バス停がスーパー側にありますので、駐車場へのルートといいますか、通っていただくルートがちょっと不便な状態になっておりますので、今回新たに階段等をつけて設置しておりますけれども、今後についてはそれを、例えば駐車場側に持っていくとかというようなことも考えながら進めていきたいと思ひます。トイレとか観光案内施設などを整備しまして、皆さんに便利に使っていただける施設としていきたいと検討していきたいと思ひますので、よろしくお祈いします。

〔市長萩原誠司君「イメージパースを立てると言われてんだよ、みんなにわかるように」と呼ぶ〕

〔「イメージの図面」と呼ぶ者あり〕

失礼しました。今後、そういう交通の出入りの関係もあったりするものですから、イメージを何らかつくていながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく願います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

尾高議員、総括をお願いします。

13番（尾高 誉久君）

総括です、皆さんが見せえと言うんで。

大一大万大吉、これは光成の旗印です。光成は、「1人は万民のために、万民は1人のために」非常に頭の切れた人ですが、戦略的にはだめでしたので、ひとつ行政も戦略には十分気をつけて行ってください。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番5番、議席番号13番尾高誉久議員の一般質問を終了いたします。

引き続きまして、通告順番6番、議席番号8番安藤功議員の発言を許可いたします。

8番（安藤 功君）〔質問席〕

それでは、ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、8番安藤の6月定例議会の一般質問を始めさせていただきますと思います。

質問に入る前に、先般、6月1日に勝田中学校のほうで運動会が開催されました。耐震工事以来、勝田中学校ではこの時期、5月、6月時期に運動会のほうを開催するというのが定着しておりまして、美作市内、令和元年のトップを切って運動会が開催されました。市長、また教育長にも御来賓としてお越しをいただきまして、そして子どもたちの頑張っている姿に対して市長、教育長、また他の来賓の方々からも非常にすばらしい生徒たち、そしてすばらしい学校だなというお褒めの言葉をいただきました。私もそれを聞いてとてもうれしゅうございますし、それがお世辞といえますか、そういうような言葉でなく、本当に心底そういうふうに思っていたの発言だなというのが感じられました。それも子どもたちの一生懸命頑張る姿というのが、勝田中学校というのは本当に生徒数が少ないんで、全員が協力しないと何事もなかなかできないというようなことを子どもたちもよくわかってまして、全員が、全員野球じゃないですけど、全員運動会というような形で行われておりました。まだまだ子どもたちですけれども、あの中から次代の美作市を担って背負ってくれる方々がきっと生まれてくるだろうなというような感じもいたしました。

ところが、その前日の日には勝田小学校のほうで熊が出没をいたしまして、本当に各方面からお電話をいただいて、私もびっくりした次第なんですけど、いかんせんその日は文教厚生委員会の懇談会とか委員会がございまして、すぐに駆けつけることができなかつたんですけれども、電話等々で連絡をとり合いながら状況を把握したんですけども、幸いなことにけがとかい로운な不慮の事故もなかつたんで一安心をしたところなんですけど、ただ全国的に見ましても子どもたちにとって、大人もですけど、防ぎようのない事件、事故が相次いでおります。子どもたちの命を守るのは大人の責務でございますので、これからもいろんな形で地域の子どもたちを見守って、そして守っていかなければならないなとつくづく感じたこの5月末、6月頭の時期でございました。

それでは、今定例会に通告しております4項目の質問でございます。

まず、1項目めが保育料無償化に伴う対策について、2項目めが美作市の地方創生と少子化及び人口減少対策、また空き家対策について、3項目めが美作岡山道路について、4項目めが美作市スポーツ施設についてということで、順次質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1項目めが保育料無償化に伴う対策についてということでございます。

改正子ども・子育て支援法が成立しましたけれども、それに対する美作市の備えについてということでお尋ねをします。

本年5月10日にこの改正子ども・子育て支援法が成立をいたしました。皆さんもよく御存じのことと思えますけれども、主な内容としては十分御承知のことかとは思いますが、簡単に御説明しますと、3歳から5歳の子どもさんは、原則全世帯が保育料が無償という対象になると。それから、ゼロ歳から2歳児は低所得者世帯が対象であるということでございます。また、認可保育園、幼稚園、認定こども園などの費用を無償にするんですけれども、給食費などは対象外であるということでございます。それから、認可外保育園などは一定の範囲内で利用料を補助すると。上限が設けられておりますけれども、そういった内容でございます。

以上のような内容になりますけれども、これには本年10月の消費税が8%から10%への引き上げが行われることが基本的な大前提というふうになっておりますけれども、現時点で一般的に指摘されている点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

美作市には若干当てはまらない部分もあるかもしれませんが、御答弁をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

この改正子ども・子育て支援法をめぐっては、現場を支える保育士処遇改善が進んでおらず、保育行政を担う自治体の負担が増すなど、多くの懸念が残されていると聞いております。そして、無償化がスタートする10月まで4カ月を切っており、準備が間に合わず混乱する可能性も同時に指摘をされているところでございます。

保育士や幼稚園教諭のなり手不足で現場が疲弊、また混乱すれば、無償化の恩恵を受けるどころか、幼・保を受けられない子どもが出てしまうのではないかとというふうな声も聞かれます。全国的に保育士数は需要に追いついていなく、無償化で子どもを預けようとする人が増えれば必要な職員も当然増え、人材の確保に一層苦しむのではないかとというふうな予想するところもございます。

以上、このことに関しまして本格的に導入されていないので不透明な部分も多々あるかとは思いますが、美作市として準備と対策案、また研究、検討をしておかなければならないというふうに考えますが、いかがでございましょうか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

今安藤議員がおっしゃったように、保育料の無償化法案が可決をされまして、本年10月から3歳以上の全世帯及び3歳未満の低所得世帯の無償化が始まります。

美作市では、本年4月1日現在で3歳児の約87%の幼児が市内の幼稚園、認定こども園、保育園に就園しております。本改正によりまして、今後、3歳児の就園はより一層加速するのではないかとということが予測をされます。

その中で、懸念されている現場を支える保育士の不足、それに伴う待機児童の増加でございますが、本市におきましては市長に御理解いただき、新規採用保育士を退職者の補充以上に採用しておりますし、また就園申し込み時におきましても、就園を希望される園を第3希望まで記載をしていただくことで、現在は待機することなく就園できるように窓口を広く設けております。

そうしたことから、3歳以上の園児の受け入れにつきましても、市全体として考えれば受け入れが可能というふうを考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。私のほうからは、保健福祉部が所管する部分について御答弁をさせていただきます。

その内容につきましては、認可外の保育施設の関係となります。これは、乳児または幼児の保育を目的とし、県の認可を受けていない施設の総称でありまして、県に設置の届け出をしたものを言います。その中でも、今回無償化の対象となる施設は、国の定める指導監督基準を満たす施設ですが、経過措置として5年間は設置届だけでよいということにされています。認可外保育施設には、事業所内保育施設も含まれております。

無償化の上限額は、先ほど議員のほうからもございましたが、3歳から5歳までが3万7,000円、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯で4万2,000円となっており、双方とも保育の必要性が認定された場合です。保育認定を受けずに認可外保育施設を利用されている方については、まず保育の必要性があることの認定を受ける必要があります。

現在、県からの情報をもとに詳細を詰めている状況ですので、本市の方針が決まり次第、また順次お知らせしてまいりたいというふうを考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

それでは、教育委員会、また保健福祉部のほうから1回目の答弁をいただきました。

2回目の質問をさせていただきます。

まず、先ほどの御答弁の中からの質問になりますけど、新規採用の保育士さんを退職者の方以上に採用しているという御答弁でございましたけれども、現時点でよろしいんですけど、正職の保育士さんは何名いらっしゃるって、嘱託の先生が何名いらっしゃるか。また、平均でいいんですけど、年に何人程度御退職をされて、そして新規で採用されているのかというあたりをお尋ねしたいというふうに思います。

また現時点で、お子さんなんですけれど、お預かりしている幼児は、年齢別といいますか、何組さんとかクラス別といいましようかあるんですけど、何名ずつおられて、全体の総数はどれぐらいいらっしゃるか。一時保育もあると思うんですけど、そのあたりをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、無償化が行われた場合、お預かりをする幼児の、パーセントで（聴取不能）したらわかってくるのかもしれませんが、行われた場合、実際にお預かりするときの幼児の人数はどれぐらい増加になるかを想定されているのかというところをお尋ねをしたいと思います。

また、無償化問題と現時点で直接的な関連はないかもしれませんが、全国的にしばしば報道なんかでも取り上げられているんですけど、保育士さんの処遇改善の問題に対して美作市として何らかの取り組みをされているのか、職場環境とか人事面も含めて、どのような取り組みをされているかをお尋ねをしたいと思います。

それから、今回の件に関して、10月1日に施行になった場合ですけど、いろんな政治的なこともあるでしょうから、消費税のほうが不確定なところもなきにしもあらずなんで、一応施行になった場合、市の条例や予算面は間に合うのかなあという、今6月議会などでどうなんだろうなというようにもお尋ねをして

いきたいと思います。

また、保健福祉部長からの答弁でございますけれども、認可外保育施設ということで御答弁がございました。

市内で認可外保育施設や事業所内保育施設は何カ所あるのかなというところをお尋ねしたいと思います。そして、預かられている幼児の人数を市のほうとしては把握をされているのかどうかということをお尋ねします。

また、このたびの無償化に伴い、保健福祉部として認可外保育所等との協議はされているのか、また今後されていくのか、どうされるのかということをお聞きます。

先ほどの御答弁で保育認定という言葉が、文言が何回か出てまいっておりますけれども、認可外での保育認定というのはどこがどういうふうにするのかなあというのが疑問でございます、お尋ねをしておきます。

また、保育認定の条件、ある程度の条件というのがあるようでしたけれども、それは共働き世帯であるとか、もしくはひとり親家庭を差されているのかということもお尋ねをいたします。

まだ正式、具体的な通達が国や県からないのかなあというふうに感じるところもあるんですけども、詳細が判明するのは一体いつごろになるのかなあというふうに感じます。その辺もお尋ねをしたいと思います。そうした場合、どのように関係者、事業所だったり、保育園であったり、保護者にどういうふうに伝えられるのかなあということもお尋ねをしたいと思います。

10月1日から施行された場合ということで、仮定の質問になるわけですが、答えにくいところも多々あるかとは思いますが、御答弁のほどよろしく願いをいたします。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

無償化に伴う対策等につきまして、順次お答えをしております。

本年4月1日現在での正規保育士の人数は71名、嘱託保育士については53名、合計で124名の方がいらっしゃいます。そのほかにもパート、それからそれぞれの時間帯に随時おいでいただく場合もございます。その方は人数には入れておりません。

次に、退職者数と新規採用者数でございますが、過去3年間の平均で見ますと、1年間に2名程度の退職、そして4名程度の採用となっております。

次に、本年5月1日現在での幼稚園、認定こども園、保育園を合わせた園児数でございますが、ゼロ歳児が14名、1歳児が78名、2歳児が126名、3歳児が144名、4歳児が181名、5歳児が178名、合計721名となっております。また、一時預かりにつきましては、平成30年度実績では3歳児以上が延べ18名、3歳未満が延べ210名、合計で228名の受け入れを行っております。

次に、無償化後の園児数、増えるのではないかとということでございますが、市内でのまず3歳児以上の就園状況は、先ほど申しましたように、3歳児ですが、市内163名中144名が保育園、4歳児と5歳児はほぼ100%の就園となっております。これは、一部広域等がございますので、ほぼ100%の就園となっております。したがって、無償化後は3歳児が増えても19名、ですから20名足らずが増えるということで考えております。

次に、保育士の処遇でございますけれども、今現在教育委員会が所管をしておりますのは公立保育園、これを補助執行で美作市が、教育委員会が所管をしておりますけれども、したがって全て保育士の処遇に

つきましては給与面で見ると、正規保育士の給与は一般職員と同等になっております。また、嘱託保育士の賃金は、近隣町村と比較しても引けをとらない額というふうにしております。

本市におきましては、平成28年度から保育支援員を全園に配置をいたしまして、さまざまな園内の雑務、布団を敷いたりとか草むしりをしたりとか掃除をしたりということをしていただいておりますし、平成30年度からは就園人数の多い美作北幼稚園、湯郷こども園には保育事務員も配置するなど、保育士が保育に打ち込める環境づくりを進めております。

最後に、無償化に向けての状況でございますが、9月定例議会に条例の改正案及び補正予算案を上程すれば間に合う予定ということでございます。まだまだ詳細が来ておりませんので、9月議会に何とか上程できればと、そういうふうに今詰めているところでございます。あわせて、保護者に対しましても、重要事項の変更になるということから、今までも掲示板等、そしてまた園長からの説明等でしておりますけれども、丁寧な説明を行っていきたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、2回目の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、認可外保育施設の市内の箇所数ですが、県に設置届を出しているところが1施設、また県へは未届けですが、市内には事業所内保育施設が5カ所あるということを把握しております。

次に、利用者の人数ですが、届け出済みの1施設が約10名の子どもさんが利用されております。事業所内保育施設の5施設では、昨年の県からの情報で約40名の子どもさんの利用があるということでございます。ただ、この中で年齢や所得、利用状況など無償化の対象になる方がどれぐらいいらっしゃるか、具体的な状況までは現在のところはまだ把握をしておりません。

次に、部と施設の協議はしているかということで御質問ですが、認可外保育施設の無償化は県への設置届が必須で、その後、市への確認申請をすることになっております。現在のところ、施設と直接の協議はしておりませんが、今後、申請状況にあわせて順次施設への情報提供を行っていきたいというふうに考えております。

それから最後に、保育認定の件ですが、国からのガイドラインでは担当課が利用者からの認定申請書を受け、認定する流れが示されております。申請書に保護者の就労状況や家庭の状況等を記載していただき、保育が必要かどうかの審査をするということになります。それから、今後のスケジュールですが、今月中旬に県下の市町村を集めて、県からの説明会があるということでございますので、その説明を受けて具体的に事業が進んでいくということになると思います。

保健福祉部内の担当課ですが、健康づくり推進課ということになりますので、よろしく申し上げます。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員、3回目です。

8番（安藤 功君）

3回目ですけど、総括をいたします。

本当にまだまだ、先ほど別に保健福祉部長からもあったように、今月の中旬ぐらいには具体的な話が県からあるんじゃないかということなので、その時点でないとはっきりした答弁もできない部分も多かろうと思っておりますのでここでやめますけど、先ほど教育長のお話では3歳児が約20名程度増えるのではなかろうか

と。パーセンテージ的に見ても、そういうことになりますね。ですから、全園で20名ということでしょうか、体制的には大きな混乱はないのかなあというような感じはいたしました。

何にせよ、準備万端、受け入れ態勢を整えていただくように要望いたしまして、この項の質問は終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、2項目めに移ってください。

8番（安藤 功君）

通告しておりますように、美作市の地方創生と少子化及び人口減少対策と空き家対策についてということでございます。

きょうは2日目ということでございますので、昨日の議員の質問の中にもあったものも当然含まれてまいります。重複する部分もございますけれども、御答弁のほどよろしくお願いをしたいというふうに思います。

まず、美作市の出生率、出生率というのは合計特殊出生率になるのかなと思うんですが、その推移はどのようになっているか、いま一度お示しをいただきたいと思います。

移住・定住者の推移もどうなっているか、お尋ねします。

それから、空き家率ですね。全国的にも大きな問題になっております。空き家率の推移はどのようになっているか、それぞれについての今後の対策はということでお尋ねをいたします。

2014年9月、安倍内閣がまち・ひと・しごと創生本部を設置して以来、既に5年が経過をしようとしております。この間、地方創生は流行語としても取り沙汰されまして、2018年度には日本全国でございますが、約1兆8,000億円近い予算がつけられたというふうに報道でもございました。膨大な予算とエネルギーが注ぎ込まれてきたわけでございますけれども、美作市に限定しているわけではございませんけれども、全国的に見て大都市、特に東京一極集中というのが一向にとまる気配がないわけでございまして、目立った成果が本当にあらわれてきているのかなというような気がいたしております。

そもそも地方創生の目的は、書いて字のごとしなんですけど、地方が創生されていくと、新しく生まれ変わる、つくり出されるというふうなことなんですけれども、第一の目標はいろんな考え方もあろうかとは思いますが、地方経済の活性化とも言われております。地方経済の成長を促すことで若者の雇用を増やし、都市部との格差を縮小すること、そしてそれと並んで人口減少を食いとめるというところに大きな目標があるのではないかとこのように思います。

美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略にもありますように、美作市にとって本当に喫緊の大きな課題として人口減少率を少しでも緩やかにして、そして一定の規模の人口の水準をキープしていくということがこの戦略の中にもありますし、そういうことが望まれております。市の経済成長を促す上でも、そして今後美作市が存続し続けるためにも、人口減少を食いとめることは大きな重要課題であるということは確かでありまして、その問題を避けて通ることはできないわけでございます。

そこで、美作市の合計特殊出生率の推移をお尋ねをしているところでございます。

また、移住・定住者の推移はどのようになっているかをあわせてお尋ねをいたします。

そして、人口減少と過疎化に伴いまして、市内さまざまな地域で年々増加の一途をたどる空き家問題です。

空き家は負の遺産化する場合が全国で多く見られているわけですが、美作市の場合はこれを本当に一つの大きな財産とみなして、有効活用しようとの取り組みをされていることは十分承知をしております。

れども、現在の空き家率の推移はどのようになっているか、お尋ねをさせていただきます。

そして、それぞれについての今後の対策、美作市としてどういう対策をされていこうとされているのかも、あわせてお尋ねをさせていただきます。

以上、1回目の質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

安藤議員、2項目めの移住・定住者の推移、また今後の対策について御答弁させていただきます。

本市の移住定住補助金を活用され転入された方についてですが、現行の補助金制度となりました平成27年度の転入者が11世帯20人、平成28年度が23世帯50人、平成29年度が23世帯62人、平成30年度が26世帯68人となっておりまして、この4年間で200人の方が当補助金を利用されて転入をされております。

また、空き家バンクを利用した移住者が、本制度を開始しました平成23年度からこれまでに13世帯25人ございまして、そのうち5世帯は移住定住補助金を利用されております。また、空き家を活用して移住前に本市での生活を一定期間体験していただくお試し住宅を利用後の移住者の方が、お試し住宅を整備しました平成24年度からこれまでに10世帯18人となっております。これは、県下でも優良事例として一定の成果を上げているものと考えております。

今年4月からは、地域おこし協力隊OBを嘱託職員として採用しまして、移住経験者の目線での移住相談等の対応を行うとともに、この6月1日より本市の移住・定住施策についてSNSによる情報発信を開始しております。移住希望者の知りたい情報をリアルタイムに今後とも発信していきたいと考えております。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。私のほうから美作市の出生率の推移についてお答えをさせていただきます。

平成28年から過去9年間を見ますと、平成19年で出生率は7でありまして、平成28年は6ということです。1減という状況になっております。

出生率は単純に人口1,000人に対して何人の出生があったかの数値ですので、高齢者割合の高い当市におきましては、どうしても低くなってしまおうという状況にあります。

なお、美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で掲げております合計特殊出生率の推移で見ますと、平成23年が1.6で、平成27年に1度1.6を下回りましたが、他の年は平成23年数値を上回っております。

公表値で最新のものは平成28年1.79で、平成23年以降最も高い数値となっております。年によって変動はあるものの、さらに率が高まるよう、きめ細やかな子育て支援を充実させる必要があると考えております。

保健福祉部といたしましては、不妊や不育の治療費助成による妊娠期からの支援を初め、本年からは産後における産婦健診費用の助成を始め、ヘルパー派遣や母乳相談の産後ケア事業も継続してまいります。就学前におきましては、従前より発達支援センターによる、発達障がい児の支援に先進的に取り組んでおりますが、さらなる支援内容の充実を図ってまいりたいと考えております。また、病児・病後児保育についても、事業所の協力を得まして、今年度より受け入れ定員の拡大を図るなど、安心して出産、子育てができる環境づくりに努めているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

それでは、私のほうから少子化と人口減対策と市内の空き家の推移について答弁をさせていただきます。

市民部では、子育て支援策といたしまして、乳幼児及び児童・生徒医療費給付事業、出産祝い金事業を実施し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図っているところでございます。

出産祝い金事業の支給実績でございますが、平成29年度は乳幼児健診受診後の10月からの申請受け付け開始となり、77名の方に支給をいたしました。平成30年度は134名の方に支給いたしました。第1子の子どもを出産したとき保護者の方の負担が大きいことから、議会の同意を得まして平成31年4月1日以降に生まれた第1子のお子様に対しましては、今年度より支給額を3万円から5万円に増額し、子育てに必要な経費の負担軽減になればと取り組んでおります。

また、今年度より新婚さんいらっしゃい給付金支給事業を開始いたしました。

この事業は、若者定住人口の増加、地域の活性化を図ることを目的とした制度であり、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届が受理され、給付後3年以上美作市に居住する意思を有していることなどが条件としておりますが、一年度に10万円、連続した3カ年給付する制度でございます。4月24日現在、申請書受理は3件、申請書類を手渡している方は2件の状況でございます。

これらの制度は、美作市の若者定住人口の増加と地域の活性化、子育て世代の負担軽減を目的とした制度であり、広くPRしていきたいと考えております。

次に、市内の空き家の推移と今後の対策についてでございますが、総務省統計局の住宅・土地統計調査による美作市の状況は、平成20年度が住宅総数1万3,420戸のうち空き家2,490戸、空き家率は18.6%でありましたが、平成25年度の調査では、住宅総数1万4,550戸のうち空き家3,860戸となり、空き家率は26.5%と増加しております。平成30年度も同調査を実施しておりますが、市町村別の結果の公表は本年9月となっておりますが、既に公表されております岡山県全体の結果では、空き家率は平成25年の15.8%から平成30年度は15.5%とマイナス0.3%となっております。

なお、この調査は長屋やアパートの空き家も空き家としているため、推計値でございます。美作市が把握しております、市内の空き家数については、各区長さんや近隣住民の皆様から提供をいただいた情報をもとに市内の空き家数として管理をしております。平成27年度の調査当初の空き家数は665戸でありましたが、平成30年度末現在では693戸となっております。26戸の増加でございます。ただし、調査を始めた以降除却した空き家も23件ございます。これは平成29年度より設けた除却補助金の効果が出てきていると考えております。本年より補助金をさらに充実させていただいておりますので、危険空き家の除却について、より一層取り組んでまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、空き家は所有者等の財産であるため、基本的には所有者等がみずから解決すべき課題であると考えますが、適切な管理が行われていない空き家が放置されることで、地域住民の生命や身体、財産に危害が及ばないように、各種法令にのっとり、関係部署と緊密な連携を図りながら、指導、助言を行ってまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

人口減少対策に関連しまして、雇用情勢について答弁をさせていただきます。

美作市の平成30年度における年齢5歳階級別の転入転出者の状況、日本人のみの場合ですが、これを見ま

すと、ゼロ歳から4歳、それから55歳から69歳までの各年代を除いて、転入者に比べて転出者が多い転出超過という状態になっております。

年代別に見ますと、20歳から24歳までの転出者が一番多い状況でございますが、25歳から39歳までの転出者も多いことから、ハローワークのほうから資料提供をいただきまして、ハローワーク岡山管内と津山管内の平成31年3月の求人関係の状況を比較してみました。有効求人倍率を見ますと、岡山管内が2.05、津山管内が1.75という状況ですが、津山管内のうち美作出張所管内は1.96と高い状況となっております。市内への誘致企業からは、中途採用が難しく、新卒者の採用に力を入れているというふうにお聞きしております。

また、求人におけます月額賃金の平均を見ますと、岡山管内が19万円から24万6,000円、津山管内が18万1,000円から23万6,000円ということで、岡山管内の方が9,000円から1万円高い状況となっております。

仕事の選び方は、賃金水準だけでなく、休日などの福利厚生のごもでございます。また、岡山管内のほうに勤務先の選択肢も多いといったこともございます。

また、勤務先と生活の根拠は、少し離れている方がよいといった考え方もあり、市内から市外へ勤務されている方も多いと思いますが、雇用情勢をより詳しく分析しながら人口減少対策や市内企業の労働者の確保に生かしていきたいというふうと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員、途中でですが、2回目の質問から昼食後にいたします。

8番（安藤 功君）

わかりました。

議長（岡本 泰介君）

ただいまより1時間、13時まで休憩といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

安藤議員、2項目めの2回目からお願いいたします。

8番（安藤 功君）〔質問席〕

まず、先ほどいろいろと御答弁をいただいたんですが、まず合計特殊出生率に関してなんですけれども、平成28年度で1.79ということでございますので、美作市の目標とするところの2020年に1.8であるので、もう少しのところとか、ほぼ達成に近い数字が出ているなということで安心をした次第でございます。しかし、2025年に2.10でありますので、これからも子どもを産み育てるよりよい環境を整えるために、まだまださまざまな努力と改革をしていかなければならないなというふうに感じております。

そして、社会増に関しても、住環境、就労環境、町全体の、そして災害にも強いインフラ整備、小さな子どもから高齢者の方、また障がいのある方、外国人にも誰にも優しいまちづくりを行っていかなければならないというふうに感じております。

そこで、市内の方々へのさまざまな調査を行うことによって、市の抱える問題点や課題などが見えてくると思います。市のほうでも市民アンケートや市内の転入、転出者の方に対してアンケートの実施もされているというのは承知しておりますけれども、もっときめ細かい具体的な調査研究が必要ではないかなというふ

うに感じております。

既に行っておられるものもあるかとは思いますが、事例を挙げてみたいと思います。

私なりに調べてみたんですけれども、まず岡山県でされておられますけど、まず15歳から24歳までの学生さんの割合、この学生の割合が高いほど有配偶率が低下するというような傾向があるそうでございます。そうでしょうね。有配偶率、配偶者がいるかないかということでございますが、そういったところの学生さんの割合。また、平均の初婚年齢が高いほど有配偶率が低下するというところでございます。それから、就業者1人当たりの雇用者所得、また男性の正規雇用割合、それからゼロ歳から5歳の保育園等の入所率、これは先ほど教育長の御答弁がありましたんで、これはよくわかりました。男性のゆとりと家事育児に関してのこと。それから、家族、地域のきずな力、これは3世代世帯の比率であるとか消防団員比率などでございます。それから、多子世帯割合などが行われております。

また、国のほうでも調査をされておまして、全ての人の、働いている方も学生さんも含めてなんですが、おうちに何時ごろ帰られているかという平均帰宅時間、それから労働関連調査ということで、週60時間以上働く方、雇用者の割合、また1日当たりの通勤時間、それから女性、とりわけ25歳から44歳までの方々の有業率と、仕事をされている率と育児をしている女性の有業率の差などを調べられております。それから、婚姻率、育児の有無による有業率の差、若年女性の人口の変化率などがございます。

内容によっては、プライベートにかなり踏み込んだ内容も含まれている調査もございますけれども、それは（聴取不能）のもと、見える化を図ることによって今後の市としての事業を対策、改革につながるのではないかと考えますが、いかがでございましょうか。

先ほどの市民部からの御答弁の中の医療費給付事業ですけれども、今までにも再三申し上げております。私だけじゃございません、他の議員も何回となくおっしゃられておりますけれども、義務教育終了までの医療給付をぜひとも高校生終了、もしくはその年齢までの給付を今後もぜひ検討願いたいというふうに思います。

また、新婚さんいらっしゃい給付金支給事業ですが、これはまだまだ始まったばかりなので、これからももっともっと広くPRして多くの方に御利用いただいて、移住・定住に一役買ってもらえるような事業展開ができればなというふうに思っておりますので、どうぞPRのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

また、空き家に関してなんですけれども、数字においても確実に増加しておりますし、日ごろ本当に自分の目にしている限りでも確実に空き家が増えているなあというのは感じますし、近隣の方、また地域の方々からもあそこも空き家になったんよ、ここも空き家になったんよというような話をよく聞きます。そういう情報としてお知らせいただくことも増えております。ただし、その空き家に新しい方が来られたんよという話も同時に聞くのも確かでございます。市としても空き家対策を講じておられることは、先ほどの答弁でも十分承知をしておりますけれども、時代の流れと地域性や美作市の気候風土などもありますので、担当部署でも今後もしっかりと取り組んでいただきたいというふうに感じております。

そこで、特に市民の方からもいろいろと御心配をいただいております危険空き家に関してなんですけれども、ただいま危険空き家の戸数の把握はできているかどうか、お尋ねをいたします。と同時に所有者不明の危険空き家が美作市であるのかどうかということもあわせてお伺ひしたいと思います。

それから、空き家活用についてなんですけれども、今年度より地域おこし協力隊OBの方を嘱託職員として採用されておられますけれども、答弁にありましたように、ぜひその方の体験談をSNSといいましょうか、WEBといいましょうか、そういったことを通じて発信することは、非常に意味があり、有効な手段ともいうふうに考えております。今の時代、本当にそういったWEB上での情報が全国津々浦々まで行き渡

っております。ひいては、地球全体をその情報が行き交っているわけですが、若い方は特にさまざまな選別やものの比較をするときの大きなアイテムとして日々活用されています。思考を凝らし、インパクトのある情報を発信をしていただきたいというふうに考えます。とりあえず目を引くホームページといえますか、画面上、たくさんの、本当にありとあらゆる情報が流れてますので、その中でも目を引くというふうな思考を凝らしていただきたいなというふうなことも含めまして、2回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。安藤議員、2回目の御質問でございます。2点お答えしたいと思います。

まず、もっときめ細かい調査研究が必要ではないかという点でございますが、議員御提案の13の項目につきましては、部分的には担当部署で国、県レベルのデータを把握しているものもあるかと思われませんが、総合的には集計や分析は行っていないのが現状でございます。今後は、さまざまな視点から項目を設けて詳細に把握したデータは、市の今後の事業展開や対策の検討、そしてこれからの総合戦略の見直し等に参考になると考えております。各担当部署とも連携しまして、データの収集や現時点においても把握可能なデータについて調査分析を進め、積極的に活用できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、空き家の活用についてインパクトのある情報発信をという御提案ですが、今年度採用しました地域おこし協力隊OBの嘱託職員は、先ほども申し上げましたとおり、情報発信に加え、移住・定住対策に先進的に取り組んでいる玉野市や高梁市などに対する調査研究、それから定住支援対策のソフト、ハード両面からの事業の検討、国などの補助制度の調査研究など移住・定住のための支援センター立ち上げの準備を中心的かつ積極的に行っているところでございます。このセンターが移住・定住希望者の就職や企業サポートなどさまざまな対応が行える拠点となり、働く場を確保することによりまして、外部からの人口流入につなげていきたいと考えております。

今後とも体験談を含め、空き家を含めたインパクトのある情報発信を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。安藤議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

市民部関係では、まず子育て支援策の一つであります乳幼児及び児童・生徒医療費給付事業については、市内に住所を有する誕生日から義務教育を終了するまでの方に対して、病気やけがに伴い処方された薬や医療機関にかかることで発生する医療費の自己負担分について無償とさせていただいております。この助成対象年齢の引き上げにつきましては、議員からも意見をいただいておりますが、子育て世代からの要望も多ことから、今後も実現に向けて財源の確保などを含め、引き続き検討をしてまいりたいと思っております。

次に、美作市新婚さんいっしょい給付金支給事業でございます。

これも4月から始めたことによりまして、まだまだ市民の方に浸透してないことは否めません。議員のおっしゃるとおり、もっとPRしていくことが必要であると感じております。今後、担当部といたしましては、窓口での案内であったり、広報紙、ホームページ、みまちゃんネルを活用した一層の普及に努めてまいりたいと思っております。

次に、危険空き家の戸数の把握でございますが、現在把握している空き家693軒のうち、このまま放置すれば公道等に何らかの影響がある可能性がある危険空き家については48軒ございます。危険な空き家に対しては、所有者に対し、適正な管理をお願いする通知等を行っておりまして、さらに倒壊や落下が見受けられる空き家については、除却の補助金を案内しております。

それと、所有者が不明の空き家があるのかなのかという質問でございますが、固定資産関係の資料であったり、戸籍の情報によりこちらから通知をさせていただいておる所有者は、特定ができております。

次に、美作市老朽危険空き家除却事業補助金の詳細でございます。

この老朽危険空き家の除去を行う際、国の示した判定基準により、外壁、屋根、基礎など破損の程度を現地調査し、評点が100点以上か100点未満により補助金の額が変わってまいります。100点以上の場合、除却工事の2分の1で上限が300万円を補助いたします。評点100点未満の場合は、除却工事の2分の1で上限30万円を補助いたします。また、応急措置として、除却工事の2分の1で上限10万円を補助する制度を設けております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員、3回目です。

8番（安藤 功君）

詳細にわたる質問に対しまして、アンケートなんかも今度行って分析していきたいというふうなことで、よろしくお願ひしたいと思います。

今、市民部長の御答弁で1点だけちょっとお尋ねしたいんですけど、除却工事に関してなんですけど、上限300万円というのは、昨年、ことしからでしたかね、今までは上限は2分の1で30万円だったと思うんですけども、100点以上が上限300万円、100点未満が上限で30万円、10分の1に減るんですけど、例えば間の200万円とか100万円とか50万円とかといったものがあるのかなのか、その辺を国は検討しているのかなのか、そのあたりがもし御答弁いただけたらと思います。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。今年度から上限300万円の補助を行うということで、特に危険空き家については除却の費用が昨年結果を見ますと、かなり高い金額で除却が行われておりました。ということで、国の補助金をいただきまして、補助対象として上限を上げております。30万円との差で、その間に補助金があるのかなのかということでございますが、先ほど御説明いたしましたように、3段階だけの補助でございます。上限2分の1で300万円、それから100点以下の場合は30万円ということなんですけど、100点を超えた場合でも300万円に到達しない場合は、250万円とか200万円とかという形になりますので、あくまでも上限が300万円ということでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員、総括でお願いします。

8番（安藤 功君）

わかりました。部長の説明でよくわかりました。ありがとうございました。

今回、いろんなアンケートをしたらどうですかという質問をさせてもらったんですけど、これが実はホームページに出てるんですけど、岡山県の合計特殊出生率の地域格差要因分析とかというて、結構印刷したら厚くなるんですけど、これはいろんなデータがありまして、グラフなり図にしてありまして、とり

あえずそこが、結局この数字が低いから岡山県は人口が減ってますとかこの点では増えてますとかというよ
うな、非常に細かい分析がされてました。

美作市も、グラフみたいなものもホームページ上にはあるのは確認したことがあるんですけど、細かいア
ンケートというか、調査をしていただいて、ここが美作市は弱いからここを手厚く何かしようとか、何かし
らの対策を考えるというのは、本当に大きなアイテムになると思いますので、ぜひとも進めていただきたい
というお願いをいたしまして、この項を終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

それでは、3項目めをお願いします。

8番（安藤 功君）

美作岡山道路についてということでございます。

まず、吉井インターチェンジから瀬戸インターチェンジが開通したわけでございますが、一直線で行ける
ようになったわけですが、残りの未工事部分について今後どうなるのか、そして北部延伸に関して、鳥取
県、智頭町等との協議は今後進められていかれるのかどうかということに関しまして、質問させていた
きます。

美作岡山道路は、御承知のとおり、美作市から岡山市東区へ至る延長36キロメートルの地域高規格道路で
ございます。2006年度に着工し、13年が経過しようとしていますけれども、本年3月24日に吉井インター
チェンジから瀬戸インターチェンジ間が供用を開始されました。しかしながら、早期全線開通が望まれると
ころではございますけれども、山陽の湯郷インターチェンジから英田インターチェンジの間、英田インター
チェンジから柵原インターチェンジ、吉井インターチェンジ、それから瀬戸インターチェンジから山陽道の結
節工事等は現在どのような状況で、今後の見通しはどうかというようなところをお尋ねをいたしたい
というふうに思います。

また、北部延伸、勝央インターチェンジから中国自動車道、北部延伸に関して、美作市の動きとして今後
この道路と美作地域の将来を見据えて、鳥取県や智頭町等との協議も行っていくべきと考えますが、どの
ようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

この美作岡山道路は、美作市の、先ほどの質問でも取り上げましたけれども、地方創生であったり、活性
化、特に観光面やさまざまな移動に当たっての利便性と実用性の向上に大きく影響を及ぼすのは確実でござ
います。例えば、湯郷温泉を初めとする市内の観光施設への誘客や、また通勤、通学、通院といった県南、
そしてひいては鳥取市方面へも短時間での移動が可能になってまいります。随分前になりますけれども、瀬
戸大橋が開通するころよく言われておりましたけれども、私たちの地域にとっての夢のかけ橋であることは
間違いございません。各所への要望や陳情活動をされているとは思いますが、いま一度現在の状況
をお尋ねをしたいと思います。1回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

美作岡山道路に関しまして、安藤議員の質問にお答えします。

議員の発言にもございましたとおり、美作岡山道路につきましては、ことしの3月に吉井から瀬戸インタ
ーまでが開通いたしました。計画延長の約6割となります36キロ、これが供用開始となりました。開通によ
りまして、岡山方面との移動時間が短縮され、多くの方々に利便性を享受いただけるようになりました。

お尋ねの未工事、まだ工事が完了していない区間の状況についてですが、県のほうに確認いたしました

ころ、事業化が行われております湯郷温泉から英田インター、仮称ではございますが、英田インターチェンジ間につきましては、用地買収のほうに着手しております。今年度も引き続き用地買収の促進、それから続きまして詳細設計、文化財調査などを進め、一部の工事に着手したいというふう聞いております。

次に、英田インターチェンジ、仮称ですが、こちらから吉井インターチェンジ間、こちらにつきましては、道路設計に必要な基準点とか地形の測量、こういったものを実施し、今後地元協議に必要な道路設計を進め、一部反対されてる方々に対しましては丁寧な説明を引き続き行い、合意形成を図ることとしているということでございます。

また瀬戸ジャンクションにつきましては、こちらは事業主体が岡山市のほうになるんですが、瀬戸ジャンクション区間につきましては一部の工事を既に取りかかっておりまして、今後、関係者と協議しながら山陽自動車道への早期の接続に向けて取り組んでいく考えだというふうにお伺いしております。

美作市としましても、観光施設の誘客、広域の通勤、病院への緊急搬送、物流の促進など圏域間の連携強化や沿線地域の活性化につながるため、一日も早い全線開通を望んでいるところであります。

続きまして、北部延伸に関しましての関係県町村との協議の状況についてでございますが、お尋ねの北部延伸につきましては、これまでも議会等でお伝えしておりましたとおり、国や県に働きかけを行っている中で一定の理解も得られ、要望活動においては、ことしの1月9日、国土交通省の道路局長がお見えになりまして、三県境地域創生会議、こちらのほうへお見えになったときに、勝田地域のほうから直接道路局長に要望書が手渡され、地域の思いが伝えられたことは議員も御存じかと思えます。今回の道路局長の訪問を契機といたしまして、北部延伸がさらに前進したものと感じております。その後の市長と局長、また国道事務所の所長等との面会では、ルート案、関係市町村の連携強化、整備の優先順位をまとめることが重要であるとの前向きな助言をいただいております。

これを受けまして、先般、智頭町を訪れて、ルート案、また道路の必要性、それから国土交通省等からいただいた助言などについて協議をいたしました。県境を挟んだ美作、智頭の両自治体が連携して国に要望していく重要性というのをお伝えしてきたところでございます。また、智頭町内におきまして、合意形成に向けまして、地元の役員とか地元の県議会議員とかに働きかけなどお願いしてきたところでございます。

もう一方で平成29年に結成いたしております研究会、こちらのほうを今年度開催したいというふうにご考えておりまして、鳥取市を初め、構成市町村と調整を行っているところでございます。研究会では、現状の分析、それから課題等を掘り下げる、こういったことを行いまして、連携強化と道路整備の必要性等を整理しながら、次のステップへつなげられるよう進めてまいりますので、議員におかれましても、今後とも御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

本当に丁寧な御答弁、ありがとうございました。

いやあ、前に向いて動いているなあという感じが本当にひしひしと伝わってきましたけれども、2回目の質問をさせていただきます。

吉井インターチェンジ、瀬戸インターチェンジは、私もよく利用させていただいてるんです。1点気になることがありまして、気になるといいますか、何とかかならんのかなあいつも思うことがございまして、質問させていただきました。

南から北へ帰ってるときなんですけど、必然的に吉井インターチェンジでおりなければならぬですよ

ね、こちらに帰ってこようとすれば。そのときに、高規格道路からおりたところ、ぐいっと曲がっておりたら、本通りに出るのに信号があります。そこで100%近くとまるんですね。運が悪いのかどうかかわかんないですけど、必ず信号にかかるんですけど、そこに信号の真横といいますか、やや左下といいますか、公の、国交省なのか、看板、標識といいますか、大きな、すごい近いから余計大きく見えるんですけど、その大きな看板がありまして、左向きは吉井のオートキャンプ場とドイツの森、左ですよ、何キロですというふうに書いてあります。右向きは、吉井城山公園と吉井海洋センターと書いてあるんですね。ところがところなんです、それは当然のことだとは思いますが、やはり美作市民の私としましては、ぜひ右向きに、例えば湯郷温泉何キロ、武蔵の生誕地何キロとか、そういったものを加えてもらえないのかなあというのが非常に思います。いろんな制約とか規則があるので無理なのかもしれませんが、あえて質問させていただきたいなあというふうに思いました。それで、信号をおりたら皆さんお気づきでしょうけど、山と信号しか目に入ってこないんですよ、おりたところが。だから、その看板が異常に目立つんですよ。ぜひ、宣伝効果は大きいと思いますので、御答弁いただけたらと思います。

また、道路の状況についてなんですけど、南に向けても着実に進んでいるようでございますし、一部の区間はちょっと気にはなるところはあるんですけど、北部延伸に関しても期待と希望の持てる状況になりつつあるというのは、私の肌でも感じていますし、そのような空気も感じております。

少し前までは想像もつかなかったことが現実を帯びてくるというのは、非常に喜ばしいことですし、うれしく思っております。ぜひとも私が生きてる間に全線開通してほしいなというような気がしておりますけれども、今後も私も全面的に協力をもろんさせていただきますし、議員として、市民としてできる限りのことを行ってまいりたいというふうに考えております。

県内の関連市町村はもとより、鳥取県側の智頭町などともよく連携がとれるような体制を今後も構築していただけたらというふうに考えております。

2回目の質問になるんですけども、そういったところを御対応いただけるのかどうなのかわからないところも含まれておりますけれども、御答弁のほどお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、吉井インターの出たところの看板ですが、私の記憶が正しければ県のほうで設置をしていただいていると思いますが、道路の設置者あるいは管理者としての県の考え方としては、美岡道が全部開通するというを前提として、吉井インターの受け持ち区間というのがあって、その中で何があるのかということを示すということで、たしか整備をしていたと思います。したがって、湯郷温泉のところでおればあっちへ湯郷温泉であるとか、近隣の、インターとしてこの辺を受け持つんだということについての御案内であって、逆に言うとおそこで、大げさに言いますと、右に行くと美作市湯郷温泉を經由して鳥取とか書いちゃいますと、できないことを前提としてるって言われるってことに多分なるんじゃないかと思えます。

智頭町とは副市長、そして建設部長に御足労していただいて協議を行いました。そして、その後、先週でございますけれども、鳥取自動車道の期成会がございまして、それとの関係で、当然私たちも会員になっておりますので、私が参加をいたしまして美作岡山道路の北部延伸についての現状の御紹介をしておきました。言うところは、これは鳥取道の話では一見ないように見えるんですけども、鳥取道から見れば、これは智頭あたりで鳥取道が岡山の方面に向けて分岐するっていう話なんですよということで、御関心があります

かと言うと随分関心があるというようなことになっております。

そして、そこをお願いをしましたことは、ぜひ協力してほしいんだってということで、今後研究会を開催をします。研究会は、実は鳥取サイドの代表が鳥取市になってまして、鳥取市でも智頭町の意向はルート案などについてはそんたくちゅうか、尊重するものとして、全体の馬力は鳥取市が出さないかんということで、深澤市長もその気になって参加をちょうだいしております、そこでいろいろなすり合わせをいたしまして、そのすり合わせがある一定のレベルに達しましたら、今度は鳥取道の期成会の要望書の中にこういう文言がありまして、今後の高速道路っていうのは、例えば志戸坂トンネルが通行できなくなったときに一体どうすんだってということで、ダブル化ということがありますが、今一般的にダブル化の推進というのが書いてあるんですが、ここの中に鳥取道としては美岡道の北部延伸がそれに該当するんであるから、しっかり応援していくんだって文言修正を行うことを会として検討するんだということを言っていた上で、最終的にそのことについては会長が今鳥取市長なんで、鳥取市の事務局にその文言修正については皆さん一任いただけますかっていうことでたしか終わったような、そんなことになっております。言うところが、大まかに言うとそこに智頭町の町長さんもおられるし、若桜の町長さんがえらい関心を示されました。若桜としても、それはありがたいことなんだと。岡山から若桜に来ていただけるルートができることは、とてもありがたいことであるというようなことを発言されておられましたけども、いずれにしても次第に鳥取県サイドでも理解が進み、あるいは熱意が上がってきていると。これを追い風としながらしっかりと進めていきたいというふうに思っております、お互い存命中に成果が出ることを期しながら頑張りたいと思っております、御協力をよろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員、3回目です。

8番（安藤 功君）

総括します。

確実に動いているということは事実でございますし、本当にお互いにどんどん協力させていただきたいなあというふうに思います。

さっきの看板というか、標識というか、確かに市長が言われるように、ここで終わりのななことになってしまう可能性もなきにしもあらずなんで、確かにそう言われてみれば。だから、県が設置をされているのであれば、今の看板はあの状態で仕方がないのかなというのはわかったんですけど、何かしらあの土地が、向こうは田んぼだったんですけど、田んぼの地があるんですけど、美作市としてその地権者の方とお話をして、全線開通するまでは湯郷温泉であるとかこちらの観光施設武蔵であるとかいろいろなところの、トム・ソーヤーであるとかというようなことが設置が可能であるならば、市内のそういう観光施設に携わっていただける方も喜ばれるんじゃないかと思うので、調査研究をしていただきたいということを要望して総括にします。

議長（岡本 泰介君）

それでは、4項目めに入ってください。

8番（安藤 功君）

それでは、最後の項、4項目めに入らせていただきます。

美作市のスポーツ施設についてでございます。

スポーツ合宿の受け入れ態勢について、また既存の施設で十分足りているのかという質問でございます。

5月11日の新聞にも取り上げられておりましたけれども、湯郷の旅館組合さんと美作市とで湯郷で温泉合宿をとの見出しで、近畿地方の大学など約80カ所を訪れ、PRされたというふうにございました。日々の地

元観光に関しての御努力に改めて敬意を申し上げたく思っております。

そこで、スポーツ合宿で使用される美作市内の体育施設は、県営美作ラグビー・サッカー場を有する美作市総合運動公園を初め、作東B&G海洋センター、また勝田総合運動公園、農業者トレーニングセンター、いきいきプラザ英田、武蔵武道館等ございますけれども、今までの利用状況から鑑みて、施設の規模、また箇所数、それぞれの建物等の仕様、設備関係は十分とお考えでしょうか、お尋ねをいたしたいと思います。

また、合宿といえば、特に夏休みなどの長期休暇を利用する場合がかなり多いと思うんですけれども、そういった折に市内のスポ少や市内のスポーツチームも1年を通じて練習や試合などを行っているところもたくさんございます。そうした方々への影響を考えたときに、特に集団競技であるサッカー、またラグビーとか、また野球などの市内の会場が飽和状態になるようなことはありませんでしょうか。そして、夜間照明や芝を利用する競技は特に利用が集中し、練習や試合場所の確保に苦慮されているとの声も実際にお聞きをいたしております。

現状をどのように把握されておられるかを1回目のお尋ねとさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

失礼します。安藤議員の美作市スポーツ施設について御答弁させていただきます。

スポーツ合宿の受け入れ態勢について、既存の施設で十分足りているかとの2点の御質問をいただいております。

市内の体育施設の利用状況につきましては、美作ラグビー・サッカー場、美作野球場、みまさかアリーナ、武蔵武道館など核となる体育施設は、5月のゴールデンウィーク、7月中旬から9月中旬の夏休み期間中、3月の春休み期間中は予約を受け付けることが困難な状況となっております。

議員御質問の施設の規模、箇所数、それぞれの仕様、設備関係につきましては、市内全域で考えますと充足しているように感じております。しかしながら、旧町村でそれぞれに特色のある体育施設を整備しており、運動できる種目、宿泊施設の数や体育施設から宿泊施設までの距離など、さまざまな課題があるものと思っております。

また、施設の利用状況の調整のことを御質問いただいておりますが、毎年1月ごろに岡山県サッカー協会、岡山県ラグビー協会、市内のスポ少、スポーツ団体から、例年行っている行事などの利用申請を事前に受け付け、調整を行い、優先的に施設利用の予約を受け付けているところでございます。それ以外の利用される方につきましては、調整後のあいた日に一般の方からの利用申請の受け付けを行っているところでございます。利用される方からすれば、ゴールデンウィーク、夏休み期間中など繁忙期にも自由に予約が可能な状態となることが理想だとは思っておりますが、他の地域の同様の体育施設を利用させていただくよう、御案内いたしているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

2回目でございます。

御答弁にもありましたけれども、一定の時期、期間に施設の利用ができないといったのは、本当によく耳にいたしております。逆にその反面、限られた施設、予算の中で運営をされていますので、正直いたし方ない部分というのは、私もよく理解はしているつもりではございます。

そこで、昨日来より防災に関するいろんな質問も出ておりましたけれども、直接そのこととあれなんです、つながるというわけではないんですが、中・長期計画になるとは思うんですけど、防災公園というのがよく聞かれるようになっております。その防災公園を整備していくといったような考えはないかなど。唐突な質問なんですけど、というふうに感じました。

その防災公園なんですけど、全国各地いろんなパターンのもがあるんですけど、日ごろは障がい者にも優しい運動やスポーツができ、そして本格的なスポーツ競技にも利用でき、また各種行事に利用し、そして万が一のときは防災拠点となる防災公園でございます。全国にはさまざまな形態の防災公園が多数存在していますけれども、調査研究の対象とはならないのでしょうかという質問をさせていただきます。

先ほどの繁忙期の予約難の解消、また障がいのある方への配慮、市外からの利用客の促進、また市民の集える場、そして万が一に備えての防災拠点等々、ぜひ検討対象としていただければと思いますけれども、2回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

失礼します。2回目の質問に答弁させていただきます。

防災公園の整備について、御質問いただいております。

防災公園は、地震等に起因して発生する市街地火災等の二次災害時における国民の生命、財産を守り、防災構造を強化するために整備される防災拠点、避難地、避難路としての役割を持つ都市公園及び緩衝緑地のことでございます。

議員より御提案いただきました防災公園につきましては、スポーツ施設と防災拠点、避難所などが一体的に整備を行うもので、国土交通省の社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金や地方債など活用した整備が考えられます。また、みまさかアリーナを中心とした周辺を防災拠点として整備することも一つの手法と考えております。今後、防災公園の全国の事例収集、有利な財源の調査などを行ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

御答弁ありがとうございました。

防災公園に関してなんですけど、調べた感じでは近くに兵庫県の三木市ですかね、三木総合防災公園というのがあります。見取り図というか、パースというか、平面図的なものがあるんですけど、都市公園区域というようなことで、自然体験の森ゾーンとか、こちらにスポーツの森ゾーンというふうに、かなり広大な土地なんで、202ヘクタールですからかなり大きなところなんですけど、そういった整備もされているところもございます。ぜひともこういったところの、近隣でございますので視察なんかにも行かれたらいいんじゃないかなあというような気もするんですけど、ぜひ私も行ってみたいと思ってます。6月議会が終わればちょっとお邪魔してみようかなと思うんですけど、そのあたりのことも踏まえて、調査研究の件で御答弁ありましたらお願いします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私どもの都市公園につきましては、今のところこの城山が中心でございまして、ここで防災機能っていうのはなかなか広場的に難しいところもありますので、ちょっとここでは無理なんです、一方で総合運動公園も都市公園になっておりますし、また豊国原から中尾にかけての地域も都計区域の中に入っております、北山もそうですし、檜原の中もそうですが、その中の一帯については公園整備ということで考える必要がある部分もあると思うんです。

そこで、この里山公園みたいな整備、つまり遊歩道があつて、ほとんどやってることっていうのは間伐であるとか森林環境の整備ということであれば、交付金の必要がほとんどないんですけども、駐車場をきちんと整備をして、そして例えばヘリポートも整備するんだというような公園形態を考えたときには、これは交付金を別途いただいたほうが圧倒的に有利になってくるわけでありまして、今後のさまざまな庁舎問題も含めたまちづくりの検討の中で、そこに防災機能を持たせるのであれば、その活用も大変重要な一つの足かり、手がかりとなるというふうに認識をしているものでございますので、先ほどのような答弁をしていただいたような背景があることを申し上げて、答弁といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、安藤議員、総括をお願いします。

8番（安藤 功君）

ぜひともいろいろと研究をしていただいて、スポーツもそうですし、防災面ももちろんそうですし、何か市民の皆さんにとって本当にいい計画ができるように、調査研究を進めていただければというふうに思います。

6月定例議会の後、間もなく梅雨にも入ると思います。防災面もそうですし、ここにおられる皆様方、また市民の皆様方には本当に健康には御留意をいただきまして、健康で明るく、朗らかに日々が過ごせますことを御祈念を申し上げまして、6月定例議会の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番6番、議席番号8番安藤功議員の一般質問を終了します。

10分早いですが、休憩します。

午後1時46分 休憩

午後1時56分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続きまして会議を開きます。

通告順番7番、議席番号10番山本雅彦議員の一般質問を許可いたします。

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、6月定例議会の一般質問をただいまより行います。

ちょうど時間が2時ごろとなりましたので、恐らく一番睡魔が近づいてくる時間帯かなと思うんですけども、大丈夫でしょうか。

ちょうど水無月に入りまして、私の地元では田に植えられた早苗が風に揺れて、そして草木の若葉が本当にまばゆい、そういう季節となつてまいりました。

私は、この季節の花はアジサイが大好きであります。皆さんはアジサイはどうか、お好きですかね、

嫌いですかね、余り何もおっしゃいませんけど。このアジサイというのは、梅雨の空のもとに咲く姿っていうのは、私はりりしくもすがすがしいというふうに思っております。このアジサイには呼び名が6つほどあるようでありまして、中でもテマリバナとか七変化っていうのがよく特徴を捉えているなあというように思います。また、オタクサという言い方もありまして、江戸時代後期に日本に来たシーボルトの彼女はお滝さんという名前で、そのことにちなんで彼がアジサイのことをお滝さんと呼んだそうであります。それが由来だということでもありますけれども、そういうことでございますけれども、アジサイの花、「アジサイや 昨日の誠 今日のおそ」という、これはアジサイが刻一刻とその状況が変わっていくことを例えて言っておりますけれども、人の心っていうのは変わりやすいんだと。私もそういうことを思うと、議会に初めて出てきたときのことを思い出しました。初心忘るべからずだというふうに今自分を戒めているということでもあります。頑張って質問のほうをさせていただきたいと思います。

今回は、私は6項目の通告をしております。その6項目は、非常に市民生活に密着した、そういった質問でございます。ほとんどの質問が市民の皆様からの相談の内容をもとにした一般質問ということになっております。したがって、それほど難しくないと考えますけれども、答弁はできるだけ丁寧に、また明瞭にお答えいただけたらというふうに思います。

この6項目、1番目は汚水処理施設について、2番目はごみステーション及びごみの収集袋について、3番目は市営バス、スクールバスの停留所について、4番目は高速夜行バスについて、5番目は火葬場について、そして最後6番目は市役所での窓口対応についてということで、6項目上げております。

まず1点目の汚水処理施設でございますけれども、美作市では市内各地に汚水処理場を持っており、運営しているわけでありまして、昨今の少子・高齢化等もありまして、合理化を進めているわけでありまして、そのために既にその運用を休止している施設もあるやに聞いております。これらの施設は、今後用途廃止後の活用、またその処分についてはどのような計画や、そしてお考えを持たれているのか、お聞きしておきたいと思っております。

また次に、同じような内容になるんでありますけれども、今度は民間の施設であります。これは、個人、法人、それぞれあるわけでありまして、この民間の施設について、下水道に加入の前は単独浄化槽、あるいは合併浄化槽と利用されてたわけでありまして、この公共下水道等が普及したということで、それなりに接続した後、その施設はどのような処分をされているのかなど。その処分についても、市としてどのように指導してきたのかというようなことを含めてお尋ねをしておきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

山本議員の項目1の汚水処理施設についてということで、まず最初の質問であります用途廃止後の汚水処理施設の処理場について、市としての考え方及び現状についてでございますが、現在、維持管理の低減策としまして処理上の統合を進めておるところでございます。施設の統合により財産処分しました処理場につきましては、水防・防災資材の備蓄倉庫としまして、用地につきましては災害時の緊急車両の駐車場や土のうの詰め込み作業スペースとして有効活用し、地域において災害等への迅速な緊急対応が可能となり、地域住民の安全で安心な生活に寄与できると考えております。

また、定期的に施設の安全性の点検を行い、現状を維持しながら、特に地域住民からの要望がありましたら解体撤去処分等を検討いたしますが、都市計画区域内でありましたら、都市公園として整備することも可能かと思っております。

また、民間処理施設について、用途廃止後は市としてどのように考えているかということですが、単独浄化槽または合併浄化槽の処分方法といたしましては、全撤去とあわせて一般的なのが砂で埋め立てしているところがございます。中には、浄化槽をきれいに清掃し、滅菌作業をしまして、雨水貯留槽として転用し、また工場では場内の雑用水として、個人住宅では植木の散水などに使用している家庭も見受けられるところがあります。

不要になりました浄化槽につきましては、廃棄物に該当するため、清掃業者に依頼し、浄化槽の清掃、消毒を行い、地中から掘り出して全撤去し、埋戻しすることが原則となっております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

まずは、環境部長から1回目の答弁をいただきました。

先ほど答弁がございましたけども、市内には現在何カ所程度の用途廃止の施設が今あるのか、また現在備蓄保管庫や作業スペースとして使用されているということでもありますけども、どの程度今活用されているのかということ、そのあたりをお聞きしておきたいと思います。

また、地域住民の方から要望があれば撤去等も検討できるということでもありますけれども、都市公園内であれば、これは公園の施設の一部として活用することも考えられるということでもありますけれども、このことについてはまた後ほど触れますけれども、そういった活用ができる場所もあれば、そうでない場所もあるだろうというふうに思うんですね。

私が思うだけでも、考えてみると、その撤去というのはもし住民の方から要望があった場合、撤去するときにはかなりの金額がかかるだろうと思うんですね。そういったことが果たして要望があれば簡単に撤去できるのかどうかということ、このあたりのことのお考えもあわせてお聞きしておかなければならないなというふうに思うんですね。そのあたりをまずもう一回お聞きしたいと思います。つまり、今の箇所の数、あるいはどういうふうな活用をされているのかということ、それから地域住民から要望があれば、そういったことで撤去が可能なのかどうかということ、このあたりを2回目の質問としたいと思うんです。

2番目の件については、民間、そして法人等の浄化槽の廃止後のことでもありますけれども、これは用途を廃止すれば30日以内に県に届け出ないといけないですよ。県のほうは、これは環境省のほうに行っちゃうんでしょけれども、このことは、例えばそれぞれ所有者の方が自分の宅地内の土中に埋めたままにしておくということ、これは法律的にいうとどうなるのかということ、これが合法的なのかそうではないのかということ。事業所であってもそうなんです。先ほど、答弁がありましたけれども、砂埋めをしているところもあると思うんですね。そういったところは、ずっとそれが残っちゃうわけでありまして、あの浄化槽の材質っていうのは、FRPだったと思うんですけども、そういったものがずっと残ってしまうんです。それが果たして環境に対していいのか悪いのかということもありますし、また法律に照らせばそれが適法かどうかということ。このあたりのことを含めて、市としては指導してこなければいけなかったと思うんですね。今現在どういうふうに行われているかわかりませんが、そういったことも含めて、(1)、(2)としての2回目の質問をさせていただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

まず、最初の汚水処理施設のほうの質問ですが、用途廃止しました処理場につきましては、農業集落排水

事業で使用しておりました中尾・上相クリーンハウスと豊田クリーンハウスの2カ所がございます。そして、小規模集合排水事業で建設しました美作小規模集合排水施設の合計3件を現在廃止しているところであり、その施設につきましては、最初答弁しましたとおり、災害用の備蓄倉庫、それから統合したほうの薬品等の資材置き場にも一部使っている現状でございます。

それから、要望があれば撤去ができるかどうかということでございますが、この解体にかかる費用につきましては、金額的にはまだ計算ができておりませんが、解体費用に廃棄物としての処分費や埋め戻しなどの費用が当然かかってまいります。また、これらの費用につきましては、補助の対象とはならないため、単独の費用となります。また、補助金で建てたものになりますので、財産処分等の手続も必要となりまして、処理場によっては補助金の返還も伴うようになるため、撤去に当たりましては慎重に行いたいと思っております。

また、浄化槽についてですが、土中に埋めるということは法的にどうかということでございますが、これにつきましては産業廃棄物となりまして、廃掃法の適用になります。ということで、全撤去が原則となりますので、今後浄化槽の廃止の届けが出た場合におきましては、市のほうとしましても早急に全撤去するよう、指導してまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員、3回目です。

10番（山本 雅彦君）

今部長から答弁をいただきましたように、市内では今4カ所用途廃止をしたものがあると。5カ所ですかね。

〔「3カ所」と呼ぶ者あり〕

3カ所ですか。3カ所用途廃止をしているということですが、残りは活用しているという意味で用途を廃止してないということですね。だから、現在は浄化施設としては使っていないということですね、それは間違いないですね。そういう意味でいうと、既に本来の用途が満たされていないということだろうと思うんですね。

そういうことになると、なぜ私がこういうことを今言ってるかということ、今現在活用されていない施設については、特に美作市内、美作地域内においては、あの21年の災害のときも一つ問題になりましたけれども、その施設があることによって水の流れが滞ってしまう。つまり、排水ができない状況になってしまう。そういったことが起きた例が2カ所程度あったように聞いております。それが結局地元の皆様方から見ると、その施設があるがために水たまりができてしまうんだと、ないほうがよっぽどいいんだというようなことがあったようであります。ただ、これは本来の下水処理場の考え方からいうと、本来そういう目的じゃないので、当然そのことについては想定してなかったわけでありまして。

しかし、昨今のこの異常気象の中で、いつどういった災害が起こるかわからないという、そういったときには非常に厄介なものになってしまうということが起きるわけなんです。そういう意味で、私は今申し上げておるわけでありまして、用途としてその用をなさないものになった場合は、地元の方からそういった要望があれば撤去は可能なのかどうかということ、そのことをお尋ねしたかったわけでありまして。これがこの質問の本旨であります、あとはいろいろつけ足しておりますけれども。

ですから、そういう意味で撤去が可能なものであれば撤去をすることを前提として、地元の方からの要望があれば協議に応じていただきたい。ただ、先ほど部長がおっしゃったように、補助金の適化法の関係もあつたりしますし、また多額の費用がかかる、最近では市長も前におっしゃったように過疎債も使えるよう

すから、そういったことも含めて検討していただけたらいいんですけども、いろんな条件をクリアしながら、そういった要望にはぜひとも答えていただきたいなというふうに思うんですね。そういうことで、改めてそのことも確認をしておきます。

それから、先ほどありました民家、いわゆる民間の施設で個人、法人の施設については、部長の御答弁ですと、今後は十分指摘していくんだというように聞こえるわけなんですけども、それじゃあ今まで十何年間どうだったのかということになるわけですね。それは、もう既に土中に埋めてしまってるのもたくさんあって、それを今から掘り起こして、これは違法になるんでぜひこれは処分してくださいなんてことを言うと、多額の費用がかかるわけですよ。これは、こういう場合はどうすんのかなあというふうに思うんですね。これは、個人の土地の中にあるんだから、あるいはその法人の土地の中にあるんだから、そこは自分で撤去してくださいというふうに言うしかないわけですね。市のほうとしては、それ以上のことは今の段階では言えない。今後については言えますけどね。

ですから、従来の考え方からすると、私はこういった公共下水が普及していく中で、そういった本管に接続等が行われて、そして個人で使っていたものが用途をなさなくなってきたと。その時点で適切な指導をしてこなかったというのが一つ大きな問題があるんだろうというふうに思うんですね。それを今さらとやかくは言いませんけれども、そういったものについても注意喚起をしていきながら、今後撤去をされたいという希望が出てくる、そういった個人、法人のものについては、市として何らかの相談に乗ってあげるとのこと、そういったことも必要になってくるのではないかなあというふうに思うんですね。そのあたりのことをもう一回お聞きしておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（岡本 泰介君）

環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

3回目でございますけども、処理場について災害時に邪魔になって浸水した箇所も見受けられたということでございますが、市としましても処理場を建設した当時の経緯もあります。そんな中で、21年の災害等には施設が弊害となったということでございますが、先ほども言いましたとおり、撤去にかかる費用につきまして、高額な費用がかかります。いろんな過疎債とかということが使えれば、使用して申請によって撤去をしていきたいと思ひます。また、先ほども言いましたけども、補助金の返還等もございしますので、その辺もあわせて慎重に考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

また、浄化槽が以前から埋め立てられているものにつきましても、本来廃棄物となりますと県の管轄になるんでございんですけども、市としましても今まで十分な指導ができていなかったということで、今後につきましては廃止の届け出が市のほうを経由しますので、その際は十分指導していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

総括でお願ひします。

10番（山本 雅彦君）

総括というか、そうですね。とりあえずこれは先ほど部長の答弁がございましたので、その答弁を尊重しておきたいと思ひます。

続けて、次の項に入ります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、2項目めに入ってください。

10番（山本 雅彦君）

2項目めでございますけれども、ごみステーション及びごみ袋についてという質問でございます。

これについては、まずはごみステーションの関係でございますけれども、これは市内で非常にたくさんのステーションが今設置をされております。このごみステーションは設置してからかなりの年月がたつてのわけでありまして、旧町村の時代からもあるものもありますから。そうすると、かなり老朽化しているわけでありまして、中には底が抜けたり、壁が破れたりとかというようなものもあるわけでありまして、その施設には、例えば夏場になると小動物も入り込んできて、非常に環境衛生上、よくないということもあるわけですね。そのために地域住民の皆さんから聞いてるのは、美作市のごみステーションの設置補助金の交付要綱っていうのがあるんですよね。この中に補助対象となる事業っていうのは3つありまして、その一つはごみステーションを新築、増築または新設する事業、そして2番目がごみステーションを統合設置する事業、3番目は高齢者のごみの排出作業軽減に寄与する改修事業というふうに3つあるんです。それぞれ最高が15万円と、10分の1、そして15万円ということで、あるいは10分の1、5万円とかそれぞれあるわけですが、これに該当するものはそれでいいんですよね。ところが、該当しないものも実はありまして、そういったものの改修については、全く利用者の負担によるわけでありまして、ただ、その利用者の負担といいますが、その地域にあるごみステーションに時にはよそから持ってきてる人もいらっしゃるわけで、四六時中見張りをしてるわけじゃありませんから、じゃあここからここまでの方が協力してくださいよということも、本来はそれはそれでいいんでしょうけども、なかなかそういうわけにもいかないときもあるわけです。そのために、ごみステーションの改修について何らかの市の助成事業ができないだろうか。

先ほど申し上げた補助対象となる事業は3つありますけれども、そのうちの次の段階、4項目めにその改修費用の一部を補助できるような項目をつくれないうかが私のこの件についての質問の中身であります。金額は別としまして、例えば5万円でも10万円でもそれはいいんですけども、そのことによってその施設の長寿命化が図られます。そして、そのことがすなわちその地域の皆さんの環境衛生に大きく寄与していくということになりますので、このごみステーションの改修について、何らかの市のお考えをお聞きしておきたいなあというふうに思います。

次に、ごみ袋の最小サイズということ。これは、今から七、八年前に一般質問をしたんですよね。そのときに、そのときの部長がどなたか忘れちゃったけども、いろいろ調査してくれたんですよ。ところが、そこまですでに機が熟してなかったのかなあというふうに思うんですけども、最近になって特にまたそういった最小サイズのごみ袋が欲しいなあという方もいらっしゃるわけで、なぜかという大きな袋だと1週間に今は夏場は2回やってますけども、それ以外は週1回ですね。そうすると、20リットルの袋でも随分余っちゃうんです、中に入れるものがね。だから、そうすると非常に経済的でもないし、20リットルのものにいっぱいになると、今度は重たくなって、高齢者の方では少ししんどいなあということで、10リットルの分がもしできるんなら非常に便利がいいのになあというような意見も聞いております。

近隣の市町村でもそういう事例があるようでありまして、美作市でも最小サイズの袋が何とかできないだろうかというふうに思うんですね。費用対効果とかいろんな言い方があるんですけども、逆に最小サイズをつくるということは、それだけ原材料費も少なく済みますし、環境に与える影響もそれだけ軽減されるわけですから、そういう意味では金額は別として、今20リットルの分が150円ですよ、10枚入ってね。ですから、10リットルの分が10枚入って150円でも120円でもいいんですけども、そのあたりの負担というのは、それほど大きなものではないだろうというふうに思いますので、利便性の意味からいうと、そういった袋が欲しいなあというのが市民の方の声です。そこで、まず1回目の質問としたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

まず最初のごみステーションの修繕についてということですが、美作市では現在ごみの収集に必要なごみステーションの整備を促進することで、生活環境の美化、公衆衛生の向上及びごみ収集の円滑化を図ることを目的とし、ごみステーションの新設、増改築など、また高齢者に対する排出作業軽減に寄与する改修事業などに対しまして補助金を交付している状況でございます。特に、高齢者のごみの排出作業軽減に寄与する改修事業の要件につきましては、扉の軽量、段差の解消、手すりの設置などにかかわるもので、改修費用が5万円以上のものについて補助対象経費の2分の1を乗じた額、ただし5万円を上限として、地元から要望がありました改修内容がこうした要件に該当する場合には補助金の交付をしているところであります。

基本的には、ごみステーションの新改築、増改築、また統合につきましては補助金を交付しているものがありますが、設置後の維持管理につきましては、そのごみステーションを利用する地元の方々に負担していただいているのが現状でございます。

また今後、ごみステーションの老朽化などにより、議員が言われましたとおり、修繕費用に多額の費用を要するような案件が次々と出てくるようであれば、一定の基準を設け、補助について検討していきたいと考えております。

また、2つ目のごみ袋のサイズの変更について検討できないかということですが、現在美作市が家庭ごみの収集に使用している指定ごみ収集袋の大きさは、燃やすごみ用が45リットル、これが一番大きいサイズでございますが、そのほか20リットルの2種類がございます。また、金属類と陶器類の燃えないごみ用については、30リットル用の1種類でございます。ごみステーションに出されます袋の大きさに違いがありますが、1袋の重さは10キロ以内にさせていただいて出させていただくように、市民の皆様をお願いしているところでございます。

議員から提案していただきました10リットルの指定ごみの収集袋につきまして、近隣自治体の使用状況を調べましたところ、津山市や赤磐市で可燃ごみ用に、また赤磐市では埋立ごみ用としても10リットルの収集袋が作成されているところでございます。可燃ごみ用の10リットルの利用層につきましては、単身世帯や二人世帯、また議員が言われましたように高齢者世帯などの方が多いためと考えられ、利用方法については生ごみのため置きに伴い臭気等が生じることから、生ごみに利用されるなどのケースが考えられますが、製作単価が割高となっていくことから、ひいては住民負担の増加につながっていくものと思われるので、慎重に検討していきたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

部長のほうから非常に明快な答弁をいただきましたので、明快過ぎたのかもわかりませんが、この中で老朽化したというよりも修繕に費用がかかる、そういったステーションについては一定の基準を設けて、そういった対象にしていけるのかなあというような答弁だったと思うんですね。ただ、それはどういったことが基準になっていくのかということもありましようから、そういったことは今後検討していただいて、修繕費、多額の案件が出てくるような状況になればという、これは今そういう補助制度がないから出てこないわけでありまして、補助制度ができれば多分かなりのものが出てくるんだろうと思うんです、それは各地域

一緒ですから。ですから、そういったことでこの一定の基準を設けて、先ほど申し上げた第4項にぜひとも入れていただくように条例改正をしていただきたいというふうに思うんですね。

〔「交付要綱」と呼ぶ者あり〕

交付要綱の改正をしていただきたいというふうに思います。これは、要望しておきますので、この件については答弁は結構です。

それから、次のごみ袋のサイズの変更でございますけども、10リットルのごみ袋については、近隣の市町村でも使ってるということで、津山市や赤磐市の例を出されましたけれども、高齢世帯でも10リットルなら軽く持って出せるというようなこともありますし、地域によってはごみ収集車が高齢世帯の家の前まで来て集めていくという、そういうことも実はあるわけですね。そこまでなかなか私たちの地域では難しいかもわかりませんが、そういうこともありますので、ぜひとも最小サイズを検討いただきたい。例えば、荒木副市長は今1人で単身赴任されてますよね。小さい袋のほうが便利がよくていいんじゃないかと思いますが、どうでしょうかね。そのほうがごみを出しやすいということもありますから、そういうことも含めて、この小さいサイズというのは、その時代の需要であるというふうに思っていたら、ぜひとも検討していただきたい。この件について、まだ答弁がもしあればしていただきたいと、なければ結構ですが。何かおっしゃいますか。はい、どうぞ。

議長（岡本 泰介君）

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

質問にお答えします。

実際、議員御指摘のとおり、ひとり暮らしで食事もまともにつくってない高齢者の自分にありましては、1週間で20リットルの袋がいっぱいになるかならないかというのが実情でございます。実際、岡山市内についてこの間まで暮らししておりまして、岡山市内にも実際10リットルのごみの袋はございます。ただ、こちらにきて思いましたのは、実際に45リットルとか20リットルの袋の単価っていうのは、岡山市に比べると実は安いんです。作成費用等を勘案してみると、恐らく20リットルも10リットルもほとんど変わらないコスト、原材料費だけでなく、印刷と、それから切り取りの作業を含めますので、ほぼ変わらないコストがかかるんじゃないかなと思われまして。そうしたときに、10リットルを作成し、20リットルと同じ単価で販売したときに皆さん購入いただけるかどうかというのもあると思いますし、岡山市のように広告を出していただいて、ある部分を収入に充てて、結局市がそれを収入することで焼却のコストを下げるといったような取り組みもされてるんですけど、それもなかなか募集してもすぐには来なかったらしいので、総社市さんもトライしたけどなかなかすぐには来なくて、今は何とかつけてるらしいですけど、なかなか難しいという状況等は聞いてます。ですので、実際に10リットルの袋っていうのは、実生活において必要性を感じるかとともに聞かれますと、感じるというのが実際の答えですが、それをじゃあ作成して販売し、皆さんに御利用いただけるようになるまでに、全体のそれぞれの袋のコストの考え方、それから今現状焼却にかかっているコストと比較しながらちょっと慎重な検討が必要ではないかというふうには考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

いきなり振って申しわけなかったんですけど、明快にお答えいただきましてありがとうございます。

確かに周知して、それがどんどん使っていただくまでには時間がかかるとは思いますけども、150円、つまり今20リットルの10枚入りが150円ですから、これが140円でもいいんじゃないかと思うんですよ。幾らか差をつけていただいて周知をしていただいたら、これが進んでいくのかなというふうに思います。これもこれ以上申し上げません、要望しておきます。時間が余りなくなりましたので、次に行きます。

議長（岡本 泰介君）

3項目めに入ってください。

10番（山本 雅彦君）

3項目めは、市営バス、スクールバスの停留所についてであります。

まず、現在市営バスの市内における停留所は何カ所ぐらいあるのか。そして、市外では共用を含めるとどのくらいの数があるのか。このうち、停留所で風雨、つまり雨や風を避ける施設、しのげる施設、こういったものがある停留所は何カ所あるんでしょうかというのが1つ目です。

2つ目は、同じようにスクールバスの停留所についても、現在小・中学校の各路線で何カ所程度その停留所があって、このほかにも保育園、幼稚園の通園バスの停留所がありますけども、これらについても風雨をしのぐ施設、避ける施設、こういったものが停留所において何カ所ぐらいあるのかなあということです。

近年では突然いろんな事件が起きます。また、いろんな被害も出るわけでありまして、こういったことも考えると、一定のそういった施設というものも考えなきゃいけないだろうというふうに思うんです。ところが、100も200も300もそういった箇所があれば、当然市の行政としては追いつかないわけでありましてね。そういったことも含めて、何らかの知恵を働かせて、少しでも子どもたちの、あるいは市営バスに乗ってくださる男性、女性の方に対しても市としてお助けするというか、何かお役に立てるような、そういったことを考えることができないだろうかなというのが1つです。

旧大原町では、たしかスクールバスでは停留所がありますよね。全部じゃありませんけど、かなりあります。それから、神姫バスが以前走っていた幹線道路には、そのバスが使っていた停留所がありまして、屋根つきのものがあるんですよ。ところが、市営バスとかそれ以外の地域のスクールバスとかというのは、全くそういうのはなくて、雨風が激しい中で傘を差して子どもたちが停留所でバスを待っているというようなこともあるんですね。そういうのを見ると、何とかならないかなあというふうに思うんですね。

そういうことで、3項目めについて、まずは1回目の質問としたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。山本雅彦議員の市営バスの運行と停留所についてでございます。

各路線ごとの停留所の配置でございますが、梶並から津山東高口まで運行している勝田バスの停留所は、美作市内に13カ所、勝央町地内に12カ所、津山市内に7カ所、合計32カ所ございます。

それから、大原総合支所から大原地域内を循環している大原バスの停留所につきましては、讚甘線、大原線、大野線、大吉線で71カ所ございます。

それから、東粟倉地域から大原病院まで運行している東粟倉バスのバス停につきましては34カ所。

林野駅から柵原病院前まで、市役所から美作地域内を循環している美作バスの停留所につきましては、市内63カ所、美咲町内8カ所の合計71カ所でございます。

次に、福本からイオン津山店を運行している英田バスの停留所につきましては、市内10カ所、津山市内8カ所の合計18カ所になっております。

勝田バス、大原バス、東栗倉バス、美作バス、そして英田バスの停留所は、市内191カ所、勝央町内12カ所、津山市内15カ所、美咲町内8カ所の合計226カ所の停留所を設置しております。

この226カ所の停留所のうち、風雨をしのげる、屋根のある箱型の停留所は2カ所ございます。まず、英田バスの福本、それから勝田バスの真加部上の停留所でございます。それから、市が設置した簡易の屋根のある停留所が1カ所、これは美作市役所の市民センター前でございます。この屋根のある場所は、各路線の出発地や各バスの結節点に設置しております。

雨風のしのげる停留所を設置するのが理想ではございますが、各地域を循環しているバスは、集落内を細かく循環しているために停車スペースなどにも苦慮しているのが状況でございます。風雨をしのげる屋根つきの停留所を設置することは、大変難しい状況でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

スクールバスの運行、停留所についてでございますけれども、スクールバスにつきましては、毎年度、児童・生徒の通学状況によりまして、学校と保護者が協議を行い、教育委員会に申し出ることによって、安全に十分配慮しながら停留所の設置、廃止、移動などを行っているところでございます。

お尋ねの停留所でございますが、市内全域で181カ所の停留所がございまして、何らかの形で屋根等、あるいは軒下をお借りしている場合もございまして、48カ所は何らかの形で覆いがございます。これは、保・幼も同じ停留所を使っておりますので、同じでございます。

これは、旧大原町のことを言われましたが、実はこれは地域の御協力をいただきまして、ほとんどの場合は、特に旧大原町などは地域が設置をしてくださっていると。子どもたちのために設置をしてくださっているということがございます。そのバス停から児童・生徒の自宅までの距離がある、あるいは安全に乗降する場所の確保というような観点から設けていただいております。

しかしながら、乗る児童・生徒によっては、それぞれの年度において場所が変わる場合もございます。こちらで1人になったので、家の近くまで来てほしいなどということがありまして変わる場合もございまして、現状のあり方で御理解賜りたいということでございます。

また、私も中学生の通学をしているのとすれ違いながら通勤をしておりますけれども、雨の中、雪の中、自転車を踏み、あるいは傘を差して通学をしているという子どもたちも本当に雪の中など寒いだろうと、滑らないのかなと思いつつ見送っておりますけれども、そういう中で頑張つて通学をしている子どもたくさんいるということも御理解いただけたらと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

頑張ってる子は頑張ってるわけでありまして。この件については、私は何も申し上げませんが、ただそういった子どもたちに対してもしっかりと安全面に気を配ってあげていただきたいなと思います。

市営バスの停留所でございますけれども、これはスクールバスも同様でありますけれども、特に市営バスについては美作バスなんかはどこでも手を挙げたら、割と乗せてくれるようなことになってまして、タクシーのような、バスのような、そんな感じで運用しているんでしょうけれども、特にスクールバスについては、なかなかそういった場所がないだろうなというふうに思うんですね。

ただ、先ほど教育長の答弁にありましたように、民家とか、あるいは公共施設、そういったところでちょ

つと屋根がある場合とか出てる場合とかありますんで、なるべくそういったところを探していただいて、そこに停留所として設置をするというようなことも、地元の協力を得ながら考えていただけたら随分進むと思いますし、またよく建設現場等でスペースハウスっていうような量2枚分ぐらいのがありますけど、もっと大きいものもありますけど、あれの用途、つまりもう捨ててもいいよというような、ぼろぼろでは困るんですけども、一定のものであればそれをお借りして、トラックでユニックなんかでつればどこでも持っていけるっていうものもありますから、そういうのも寄附をしてくださる方があれば、ぜひ活用していくっていうのも一つの方法だろうと。いろんな知恵を出しながら、特にそういった施設が必要なところについては、何らかの手立てができるように工夫をして考えていただきたいというふうに思います。この項は、これで終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、4項目めに入ってください。

10番（山本 雅彦君）

昨年の3月議会で提案をしておりますけれども、このことについてはどのようになったのかなあと。つまり、高速夜行バスについてでありますけども、そのときに美作インターと大原インターで東京行きの夜行バスの乗車ができないだろうかなということを提案をしておりました。1年以上たったので、幾らか進捗したのかなあとというふうに思いましたので、ちょっとお尋ねをしてみたいなあと思いました。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。山本議員から以前議会で美作インターと大原インターで高速バスの乗降ができないかという御質問をいただいております。その後の経過でございます。

現在、中国縦貫自動車道を利用した夜行バスは、津山駅を経由して東京行きにつきましては、県内の2業者がそれぞれ関東のバス会社と共同運行をしております。浜松町、品川へはルブラン号、新宿、中野へはマスカット号、そして新宿へはルミナリエ号が運行しております。いずれも津山駅を出発後、首都圏までノンストップの運行をしております。途中での乗車、降車はできない状況でございます。

一方、美作インターの現状でございますが、現在もうもう工房跡地を当面の間、無料の駐車場として開放されております。多くの方が利用されておまして、簡易的な無料のパーク・アンド・バスライドということで形態をとっておられます。この無料の駐車場の収容台数は、75から80という形ではとられておりますが、今年の大規模連休の最大で60台程度はとまっていたのかなとお聞きしております。

東京行きの夜行バスを運行する県内業者に対して、美作インターで乗降の可能性の有無について美作市の意向を説明し、確認したところ、多くの課題があるという回答をいただいております。

その課題の一つには、駐車場の確保と人員の配置がございます。予約したお客様が必ず確実に駐車できるような形態の駐車場が必要である。また、人員配置につきましては、現在各社とも東京行き最終のバス停であるため、計画運行などの対応を津山駅等で職員が行っているということでございます。仮に美作インターで乗降することになると、美作インターが最終バス停となり、人員配置が必要になってくるということでございました。ほかにも美作インターでは、高速道路を一旦おりにことになり、高速道路料金に変更が生じる。また、運行距離、運行時間が長くなり、今でも厳しい運転手の労働条件であり、運転手の拘束時間が延長になるなど、厳しい御意見をいただいております。

同じく、大原インターで高速バスのバス停を設置する場合につきましても、同様の御意見をいただい

ります。

このように大きな課題がございますが、一つ一つ課題に向き合ひまして、事業者と協議を行っていきたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

いろんな障害があるだろうと思うんですね。ただ、きょう、たしか尾高議員の一般質問だったかな、あそこの美作インターのそばの今の市有地、駐車場に使ってもらってますけども、あそこの関係のきょうは質問といえますか、答弁もありましたけども、そこを活用するという意味においては、何らかの、例えば施設ができれば、建物ができれば十分活用はできるわけでありまして、あそこに引き込むという、高速バスの停留所に引き込んでくると。そういうことも、それは当然可能なわけでありまして、そこを一つの乗り場というか、乗降所というか、それにさせていただくということが最も適当だろうというふうに思うんです。そういう意味で、この美作インターの横の市有地にこの高速バスの停留所をつくってもらいたいと。

もう一つ、これはちょっと要望しておきますけども、例えば美作市、それから奈義町、勝央町、西粟倉村も含めて、西粟倉はあっちで乗りますけども、どのくらい津山で乗ってるか、津山のバス停で乗ってるかというのを、こんなんは調べたことがないはずなんですよ。ところが、それは調べりゃあわかるんですよ。ちゃんと住所を言いますから、予約するときには。そこを調べていただいて、じゃあ美作インターでもしバス停ができて、こんだけの人が乗るんですよということを言えば、決してそれは交渉できない話ではない。向こうも事業ですから、採算が合わないことはやりませんが、採算が合えば、当然これは考えられるわけでありまして。

そういったことも含めて、私は1年たってるから何らかの結論が出たのかなと思って、今回質問を出したわけですね、何も進んでなかったというふうに思ってるんですけども。そういう意味では、きょうを一つの契機にさせていただいて、このことを何とか実現すべく、ぜひとも努力いただきたいということを、市長、申し上げたいんですが、よろしいでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

2路線あって、鳥取行きのやつと、それから津山東京間のやつがあるんですが、殊に今我々の検討の重点はどちらかという美作インターをどうするかということになっておりまして、今部長から答弁をした内容っていうのは、実は割合と矛盾に満ちてる内容になってまして、なぜ矛盾に満ちてるかっていうと、会社によって対応が違うわけですよ。ある会社は、美作インターに寄るとすれば、それはすなわち美作インターが最終乗降所になるんだと、こう言ってるし、ある会社は美作インターに寄るとすれば乗務員の勤務時間が長くなるって言ってる。これは、全く別のことを言ってるわけでありまして、どちらがどうかかわらないけれども、それなりに実は可能性があるというふうに聞こえるようなふうに言ってるつもりなんですよ。

そこへもってきて、きょう午前中建設部のほうからお話を申し上げたとおり、バス停の位置問題っていうのもありまして、これをどうするか。基本的には、こっち側というか、スーパー側じゃなくてこっち側というか、南側のどっかになるんですけども、その位置の設定の仕方なんかちょっとした課題になってくるし、それからあそこに二次交通支援施設ができるということになったときに、そこに人員が配置されるかどうかで随分変わってきますわね。一方で、駐車場が確保されるのが絶対条件だとかって言ってますけど

も、新宿に駐車場があるかって、ないんですよ、新宿に行きやあ別に二次交通になるんだけども。それから、津山の駅に駐車場が必ず確保されてますかっていうふうに聞いたところで、そうでも実はないわけで。結構言いたい放題おっしゃっておられるなあという気がするんで、これは私どもの縦貫道美作駅と、仮称ですけど、そのパスができたり、あるいは機能が明確になったりする中で次のチャンスが多分あるだろうというふうに思っております。

また、今後、我々が生きてる間ですって思ってるんですが、鳥取への直行ができて、岡山鳥取のバスが美作インターにおりてとまって、そこで南北が接続し、東西が接続することになれば、これはまた機能的にも随分変わってきますんで、私としては部長が課長であったんで、1年間であれだけの進歩をしましたと、サボったわけじゃないと。結構いい勉強してくれてるっていうことを私から申し上げたいのと、私自身としては議員と同じで、チャンスを捉えて、今ちょっとまだ駒が足りないんですが、さっき言ったような駒がそろってるときにもう一回チャレンジをするつもりでございますんで、どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本議員。

10番（山本 雅彦君）

3回目ですが、総括としたいと思います。

この件については、時間がかかると思います。景山部長も一生懸命努力していただいたようであります。さらに努力をお願いしたいということで、この件についてはお願いしておきますが、それに加えて、副市長も少し努力していただいて、バス会社等の対応に当たっていただいて、私はこれはバス会社の方から聞いてんですよ。ある所長さんから美作市のあそこにパーク・アンド・バスライドができんかなあというようなことも聞いてましたんで、それはぜひ、建物ができたらできるだろうなっていうような話もしてたんで、そのことも含めてお伝えしておきますので、かかわってやってください。

ということで、次の項に入ります。入ってよろしいか。

議長（岡本 泰介君）

休憩しましょうか、10分。

午後2時56分 休憩

午後3時07分 再開

議長（岡本 泰介君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

山本雅彦議員、5項目めの1回目から始めてください。

10番（山本 雅彦君）〔質問席〕

それでは、5項目めに入ります。

この項は、火葬場についての質問でございます。

1つ目は、現状、つまり火葬場の現状とその利用状況、そして今後の計画ということであります。

これも昨日でしたか、質問等が出ましたけども、私がお尋ねしたいのは利用状況等もありますけれども、今後の計画について、市としてのどういうお考えを持って火葬場の運営をしていくのかということ、建設を含めてですね。そういった計画があればお尋ねしておきたいということでもあります。

そして2点目は、レインボーホールの利用についてでありますけれども、これはお通夜等で利用される方々の御意見もございました。お通夜ですから夜通し起きてるわけですけども、仮眠をとることもあるわけ

であります。その際は、レインボーホールの場合は寝具を持ち込みになるわけですね。民間ですと布団とかも用意してあるわけですが、レインボーホールにはありませんので。また、畳の部屋になりますと、別館と本館にそれぞれ畳の部屋があるわけですが、ここには、ちょっと高齢になるとなかなか座れないということもありまして、もっと低床の椅子、私が住んでる地域でも、コミュニティハウスにも低床の椅子が20ぐらいありまして、最近皆それに座りだしたんですね。前はずっと畳の上に座ってたんですけども、最近はその椅子を使い出しましたけども、その低床のサイズの椅子が本館に5脚、そして別館には10脚あるわけですが、これじゃあ当然足りないんですね。そういうことで、もう少し増設できないかという、そういう御要望がありました。また、本館にはお風呂があるんですよ。見たことは私はありませんけど、お風呂があるんです。そのお風呂は、実はあそこを開場してからほとんど使ってないということなんですね。どうなってるのかなあと思うんですけど、多分よく御存じだろうと思います、この方が課長時代に担当されましたから。

そういう状況の中で、このレインボーホールの施設ってというのは、結局誰がどのように管理をしているのかなと。つまり、担当しているのは作東総合支所だろうと思いますけども、そこには必ずどういう立場であれ、管理をしてる方があるわけですから、その方がどのようにしてるのかなということをお尋ねしておきたいなど。

以上この2点をよろしくお願いします。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。山本議員の5項目めの火葬場についてでございます。

現状と利用状況及び今後の計画についてでございますが、まず市内の平成30年度の火葬場の利用状況でございますが、美作火葬場が241件、うち市外が29件、大原火葬場が100件、うち市外が2件、作東レインボーホールが190件、うち市外が17件、これは組合立でございますが、吉井英田柵原火葬場組合でございます、21件の合計552件、うち市外48件の状況でございます。

次に、各施設の状況でございますが、美作火葬場は昭和45年に竣工してから今年で49年が経過しております。市内にある3つの火葬場の中で一番古い火葬場でございます。美作火葬場の施設管理につきましては、昨年度、施設の外壁の塗りかえや周辺の整備として、山林所有者の協力のもと間伐を行いまして、環境はかなり改善されたと思っております。

また、各施設とも毎年業者による設備点検を行い、火葬炉等の修繕を計画的に行っており、長寿命化をすることで使用ができるよう努力しているところでございます。

火葬場の整備につきましては、美作市火葬場建設庁舎内検討委員会というのをしておりまして、将来人口動態や死亡率などから必要火葬炉基数を算定し、市内3施設の整理統合や分散型、既設の火葬場についての検討を行っているところでございます。

続きまして、作東レインボーホールの使用についてでございますが、平成30年度の利用者数は、先ほど申しました190件でございます。過去5件間の利用状況を申しますと、平成26年度が177件、平成27年度が145件、平成28年度が158件、平成29年度が157件となっております。作東レインボーホールにつきましては、お通夜式などで利用されることも多いため、利用者の方々は仮眠する物品を持参されているのが現状でございます。今後、布団などの設備の整備につきましては、使用料等が発生するかもしれませんが、リースなどのことを含め、検討していきたいと思っております。

それから、小さい椅子の部分でございます。

合計15脚ございますが、実際には利用者の方々も高齢者が多くなっておりますので、利用状況に応じまして追加で購入するという事も検討していきたいと思っております。

それから、風呂場の状況でございますが、休憩室の奥に風呂場がありますが、議員がおっしゃるとおり、使われてないのが現状でございます。

それから、管理者についてでございますが、嘱託職員を1名雇っております、その嘱託職員の方がレインボーホール、それから火葬の部分、それから上にあります別棟の管理をしていただいております。その管理につきましては、火葬をした場合については1体当たり1万5,000円の支払いをしておりますし、それからレインボーホールの施設の管理がございます。通夜式では夜9時ぐらいまで現場におられますし、朝早く火葬までの間に出勤をされますので、この方につきましては時間外勤務ということで、計算をして賃金をお支払いをとするのが現状でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

美作市の火葬場の建設の庁舎内の検討委員会という御発言がございまして、そんなんがあったんだなあというふうに初めて思うんですけども、この検討委員会での経緯を、例えば何回ぐらい協議をして、どんな話をしてきたのかなという、そのあたり、もし御発言があればしていただいたらというふうに思うんですね。

また、そういった委員会があるなら、庁舎内だけじゃなくて、外部からも入っていただいて、市民の方にも意見を求めるということもいいのかなと思いますので、お考えになったらいかがかなというふうに思います。

それから、レインボーホールについては早速に、さすがに景山市民部長、明快な答弁をいただきまして、椅子のほうは増やしていただけるということでございましたので、これはよかったなあと思ってるんですけども、ただお風呂の場合は、今の現段階ではそんなものはないんだというふうに、もし聞かれたら言うんですね、管理する方がね。なぜかという、時間外になっちゃうし、夜遅くなっちゃうし、またお風呂も洗わなきゃいけないということになってくると大変な負担になる。時間外でも時給幾らかで多分お願いしてるんだと思うんですね。そういうようなこともあるので、もし使うのであれば、それは使われたらいいし、使わないのであればもう完全にそれは撤去したほうがいいのかというふうに思います。

その管理をしていただいている方についても、1体が1万5,000円ということございまして、それにかかわる時間については、時間給でお支払いしてるということの答弁だったと思いますけども、そういったことになる、雑用を含めて、いろんな雑用が発生するわけですけども、それについてもきちんとした日報等を確認しながら時間給で対応するという事も、当然これは考えていかなきゃいけないと思います。そのあたりも、今後よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、時間が余らないので、今申し上げた検討委員会についても一回答弁をいただきたいということ、それからお風呂の利用についてどうするのかということ、これについても一回答弁をいただけますか。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。2回目の御質問に答弁させていただきます。

まず、美作市の火葬場建設庁舎内検討委員会でございます。

これは、検討委員会の設置要綱を平成29年3月15日に策定いたしまして、その後、平成29年8月に第1回目の庁舎内検討委員会を開催しております。この検討委員会では、基本構想案ということで協議を行っております。その後、近隣町村であります真庭市さんが新しく火葬場を蒜山地域北部なんです、つくられたのと、それから久世の既設のところと隣接して新しく建てられたところがございます。これを事務局の職員でございますが視察に行きまして、その結果を含めて今後検討委員会で詳細について視察に行きまして、基本構想の取りまとめをしたいと思っております。

続きまして、風呂場の使用の件でございますが、これについては管理者と検討いたしまして、どういう対応の仕方がいかなんかということで、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[降壇]

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

3回目は、質問をもう控えておきます。部長から非常に明快な答弁をいただきましたので、これで一部よしとしておきたいと思っておりますので、これからまた今後の活用について、よろしく願いをしたいと。

火葬場については、この後、12番議員からも一般質問で出ておりますので、そこでまた詳しくお尋ねになるんだと思います。私は、これで結構でございます。

それでは、次の項に行かせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

6項目めに入ってください。

10番（山本 雅彦君）

これは、市役所での窓口対応ということで通告をしておりますけれども、昨日も岡山市長が記者会見の中で述べておられましたけれども、随分たくさん外国人の方がいらっしゃる。窓口の対応もかなり大変なんだということで、何か国語か忘れちゃったけれども、しゃべれる方を常駐したり、あるいは翻訳アプリを活用したりというようなことで、窓口対応のレベルアップを図っていききたいというようなお話でございましたけれども、美作市におきましても年々と外国人の方が増加をしてきているということは、これは事実でありまして、昨日の一般質問でも今市内に在住の外国人の方が383名ということで答弁がございました。だんだんと美作市も国際化してきているわけでありまして、そういった意味ではこの美作市に住んでいかれる方、在住される方も含めて、どんどん市の本庁舎や各総合支所や、また市の関連施設での窓口にお見えになる方が増えるだろうというふうに思うんですね。そのときに、一々通訳の方に来ていただくという、あるいは通訳の方を常駐させておくということは、これは数の上でも不可能でありますから、そういった意味では翻訳ができるものを常設しておく必要があるんじゃないかということで、この質問をしておるわけでございます。

美作市には今383名の外国人の方がいらっしゃるわけでありまして、これは1年ほど前の資料ですけども、岡山県内で見ると在住外国人の数、あるいは国別でいうと、これは1年以上前の資料でありますけれども、104カ国というふうになってますね。それだけいろんな国の方が今日本に来ていらっしゃる。

先日、テレビ番組で千葉県市の市川市、そこでは110カ国の方がいらっしゃるというふうになりましたけれども、岡山県で一番在住外国人の方が多いのは、岡山市北区でありますね、ここは7,000人から8,000人今いらっしゃるようでございますけど。そういうぐらい今日本には、そして美作市にも在住外国人の方が増えて

きているということで、市としてもそれに対応すべく、きちんとその対応策をとっていかなければいけないと。そういう思いの中で、これを質問をさせていただいておりますので、まずはこの1点目、最初から1点しかないんですけども、この対応についてどのようにお考えか、元へ、2点目がございました。

2点目ですけども、在住されている技能実習生の方などへ市のほうからいろんな案内が届くわけですね。その中で、ある事業者の方がおっしゃっておられましたけども、日本語で来るんだと、その方々の案内が。つまり、例えばこういう検査をしていいですよと。だから、この検査をするためには病院に行って検査を受けてくださいよという、そういう案内が来るんですけども、それが日本語で書かれてくると。そうすると、その人たちは、誰かに翻訳してもらわなきゃいけないし、つつい面倒くさくなって、まあいいやというふうになっちゃらしいんですよ。そういった意味で、できる限りというか、今美作市に来ている方々は中国、ベトナム、あるいは韓国、そういったところが非常に多いんだと思うんですけども、このぐらいの言語なら、ひとつ翻訳をしたものを、そしてその国の言語に合わせた案内文をつくって送ってあげるということも可能なことじゃないかなというふうに思いますので、その2点をまずお聞きします。

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

議員からの外国人への窓口対応、窓口での翻訳機を導入してはどうかというような御質問でございます。

簡易的な翻訳機につきましては、観光地の土産物売り場で定員の方が利用して、外国人の観光客とのコミュニケーションを図っているのを以前テレビで見たことがございます。また、議員の御質問にもありましたように、最近ではスマートフォンの翻訳アプリで無料のものもございます。今後、窓口での外国人対応の状況を踏まえながら、適した方法についての検討をしてみたいというふうに考えております。

なお、英語でございましたら、アメリカでの生活経験のある職員を最近採用いたしておりますし、またベトナム語でございましたら、御承知のとおり、ダナン大学との協定により職員が来てくれておりますので、通訳として窓口の応援ができるような体制づくりということもあわせて検討をしてみたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。市役所内での窓口を担当しております市民部から現状について御報告させていただきます。

まず、平成30年度末の外国人住民の状況でございますが、議員も言われたとおり、人数は383人でございます。前年度末と比べて107人が増加している現状でございます。国は、外国人の積極的な受け入れを図っておる状況から、今後も増加していくのが予想されますので、市役所の窓口に来庁される機会もだんだん増えてくると思っております。

市民部では、特に市民課につきましては外国人の窓口対応としまして、住民票の異動であるとか戸籍の届け出であるということを取り扱っております。手続に来庁される方のほとんどが、先ほど議員が言われたとおり、通訳の方を同行されてきておりますので、今のところ窓口では対応できないという事案は発生しておりません。

また、税務課においては証明書の発行、くらし安全課においては通勤用のバスの回数券の購入に外国人が来られております。こちらの窓口につきましては、当事者が日本語を片言ではございますが話されており、

こちらも対応できないとの事案は発生しておりませんが、不安を感じられて日本語ができる方だけが来ている場合もあると思います。そういうことを含めまして、今後さらなる外国人の入国が多くなることが予想されると踏まえまして、窓口の対応について今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。議員の御質問で、各種通知、案内等で日本語で案内があるのでわかりづらいのではないかと、御質問でございます。

保健福祉部、保健センターにおきましては、現在がん検診等の案内を対象年齢になる方には、通常の検診の場合は愛育委員さんが検診の案内と、それからどれを受けれますかという申し込みまでして下さりますので、個々の対応ということで、そこは丁寧な対応ができていますかと思いますが、最初の子宮頸がんでありますとか乳がん検診、これにつきましては一番最初の年にクーポン券を送っております。これが今は日本語の表記で送らせていただいておりますので、果たしてそれがそういったただで受診ができるものかというものが本人におわかりいただけているのかどうかというのは、疑問があるところでございます。

そういった御指摘を受けまして、ことしの分につきましては、もう既に発送となっておりますので、来年以降に向けまして何らかの対応を考えていきたいということで、具体的には全てのものをその方のもとの言語で表記するというのは非常に難しいことと思っておりますので、そういったクーポン券を今回御案内しております。担当窓口は、健康づくり推進課になりますというようなことで、重立った国の言語で表記をさせていただいて、その後に御照会をいただくというような方向で考えていけたらなあというふうに考えております。

保健業務以外にも、先ほど市民部長の答弁にもありましたように、窓口全般に渡ることでございますので、全庁的にわたりまして、この問題については考えていくことが肝要かなというふうに考えております。

以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

そういった答弁をいただきましたので、余りしつこくは申し上げませんが、スマートフォンの翻訳アプリ、また携帯型の翻訳機については、すぐ使えるというものでもありますので、こういったものについて導入していいのかどうかという、そこだけもう一回お聞きしておきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

翻訳機、それから翻訳アプリということでございますけれども、翻訳機につきましては簡易的なものについては3万円程度で購入できるというようなことも聞いております。必要な場合がまいりましたら、速やかに購入して対応させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔「アプリ」と呼ぶ者あり〕

恐れ入ります。実は、せんだつても剣道大会の関係等で日本のほうに外国の方がお見えになったときには、職員が翻訳アプリを使つてのコミュニケーションを図つたということでございます。既に使つている部分もでございますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

じゃあ、総括とします。

こういった一連の御質問を6項目させていただきましたけども、それぞれの質問に対して、比較的といいますか、かなり前向きな答弁をいただいております。

その答弁の中で、1年、あるいは2年、また3年かかるのもあるかもわかりませんが、いずれにしても市民生活に根差した、あるいは密着したそういった政策については、できるだけ早く対応していただきたいというのが私の思いでございます。

できないものはできないというふうに言つてしまえばそれで終わりなんですけども、そうじゃなくて、どうすればこれができるのかなという、知恵をもつと絞つていただきたい。その上で、できることから始めていただきたいというのが実は一般質問の全体の趣旨でございます。決して難しいことばかりきょうは申し上げたつもりはございませんので、それをやる気になって知恵を絞ればできるということを私は感じておりますので。職員の皆さん、忙しいだろうと思ひますよ。あなた方は、随分仕事を頑張つてやっておられますから、夜遅くまでやっておられますから大変だろうと思ひます。しかし、自分が全部やろうとしなくつて、職員はたくさんいらっしゃるし、有能な職員もほかにも何人もいると思つておりますので、そういった方々の力をかりながらうまくこの仕事をやっていながら、きょう申し上げたことについて一つでも二つでも実現できるように、また1年、2年の間にはもう一回同じ質問をするかもしれませんので、そのあたりのことをよく明記していただひて取り組んでいただきたいと思ひます。

以上で6月議会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番7番、議席番号10番山本雅彦議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番8番、議席番号12番山本重行議員の発言を許可します。

12番（山本 重行君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、私の6月議会の質問をいたしたいと思ひます。

今回、私は通告を3点をいたしております。美作市立火葬場の状況と今後の取り組みについて、美作市の新庁舎について、美作市の学校誘致施策について、以上3点を通告をいたしております。

私が今議会の8番目というふうなことで、市政の課題、あるいは関心といいますか、市民であつたり、議員の関心が重なつてゐる部分があつたりしまして、火葬場については、先ほど10番議員が質問をされたすぐ後でございますし、滋慶学園の関係の、学校の関係の質問にいたしましても、昨日から私が3番目になるんですかね。そういった状況でございます。けさほど安藤議員のほうで熊の問題について、せんだつて勝田小学校で熊が出没したというふうなことがございました。今は美作市のほうの判断で駆除も可能になつたというふうなことでございますけれども、当然市民の安全・安心ということを考えるならば、それが当然のことと思ひますけれども、私が合併前の農林のほうを担当いたしておりましたときも、熊が非常に出没いたしまして、そのときもたしか3人か4人の議員のほうから熊についての質問を受けまして、どちらかという駆除をすべきじゃないかというふうな提言を受けて、そういう形で答弁をいたしておりましたら、最後に保護を

して放獣、放し飼いっていうんですか、そういった形ですべきじゃないかというふうな提言といたしますか、質問をいただきまして、私も非常に答弁に窮したというふうなこともございました。今回、私も同じような質問をいたしますけども、決して真逆の質問ではございませんので、通告どおり質問をさせていただきます。全く同じ答弁になるかという分もございますので、それはそのまま私のほうは結構でございますので、ぜひとも真摯に御答弁をいただきたいというふうなことをお願いいたしまして、1項目めの質問に入らせていただきます。

まず、美作市立の火葬場の状況と今後の取り組みというふうなことでございます。

従来から火葬場は、人々が忌み嫌うような施設として敬遠をされてまして、人里離れたところに建設された経過がございます。美作市立の火葬場におきましても、レインボーホールを除きまして、そんなところに建設されております。老朽化も進んでいます。毎年のように修繕費も計上されています。近年火葬場に関する考え方も変化していると言われていたところがございますので、そんな考え方から統合、新築、移転等の取り組みを進めている、先ほどもございましたけれども、そういったところもあるわけでございますし、美作市におきましても平成23年には美作市火葬場等基本構想も、案ですかね、示されているところがございます。

そこで、美作市の火葬場の状況について、次の点についてお尋ねをいたします。

市内の火葬場の状況はどのようになっておるのでしょうか、火葬場の利用状況はまたどのようになっておりましょうか、また近年の火葬場の修繕の状況について、そして今後の火葬場の方向性についてどのように考えておられるのか、以上4点について、まずお伺いをいたします。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。山本重行議員の1問目、美作市立火葬場の状況と今後の取り組みについてということで、4項目について御答弁させていただきます。

まず、市内の火葬場の状況と利用状況についてでございますが、市内の火葬場は大原火葬場、美作火葬場、作東レインボーホールの3施設と組合立でございますが、吉井英田柵原火葬場組合施設を利用しております。

美作火葬場は、昭和45年に竣工いたしまして、49年が経過している市内で最も古い火葬場でございます。

大原斎場火葬場は、昭和61年の竣工で平成25年度に大規模な改修を行っております。

また、作東レインボーホールは、平成14年の竣工でございます。各火葬場とも火葬炉を各2炉設置している状況でございます。

平成30年度の各火葬場の利用状況でございますが、美作火葬場が241件、うち市外29件、大原火葬場100件、うち市外2件、作東レインボーホールが190件、うち市外が17件、吉井英田柵原火葬場組合の火葬場が美作市民の利用が21件の合計552件でございます。

3番目の近年の火葬場の修繕費の状況でございます。

近年の施設ごとの修繕の状況でございますが、美作火葬場は火葬炉、台車、照明器具、トイレ、パーナー、内外壁の塗装などの修繕で、過去5年間の修繕費の平均は約220万円でございます。

大原火葬場につきましては、火葬炉の通風設備、非常用発電機、台車、化粧扉、トイレなどの修繕で、過去5年間の修繕費の平均は250万円でございます。

作東レインボーホールは、火葬炉誘引風機の分と運搬車バッテリー、屋上防水、トイレ、空調機、自動扉、照明器具などの修繕で、過去5年間の修繕費の平均は210万円でございます。特に、作東のレインボー

ホールにつきましては、空調機がめげたということで、平均でいくと210万円でございますが、突発的な空調機が高かったということのようで、平均が少し高くなっております。

この修繕につきましては、火葬炉の関係が一番多くて、炉内の修繕や化粧扉の修繕、バーナーなどの電気設備の修繕などが占めております。毎年、業者による設備点検を行っており、また、計画的に火葬炉等の修繕を行い、長寿命化をすることで使用できるように努力しております。

次に、4番目でございます。

今後、火葬場の方向性についてでございます。

以前は、自宅から火葬場までの距離や時間に苦慮していたと思いますが、最近では葬儀の形態も変わり、自宅で葬儀を行うことはほとんどない状況でございます。市内の葬儀場で葬儀が行われております。多様化する形式に対応しながら、火葬場の整備につきましては、美作市火葬場建設庁舎内検討委員会で将来人口動態や死亡率などから必要火葬基数を算定し、市内3施設の整理統合や分散型、既設の火葬場についての検討を行っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本重行議員。

12番（山本 重行君）

1回目の答弁をいただいたわけでございますけれども、美作の斎場は昭和45年度の竣工で49年も経過していると。また、大原の斎場につきましても、61年の竣工ということでございます。修繕費につきましても、空調機が特にレインボーのほうはたくさんかかったというふうな、突発的な分だというふうなことでございましたけれども、いずれにしても5年間、年平均でそれぞれ210万円から250万円もかかっているというふうなことでございました。

私は、年に何回かはお葬式に参列し、火葬場に行くこともございます。出身が作東というふうなことで、斎場と火葬場がひっついてる、そこに行く場合も多いわけでございますけれども、親族の場合にはよそのほうの火葬場に行くこととかもございます。最近では、テクノポリスにある佐用郡とか相生、あるいはたつの市も入っとなですかね。そういったところの斎場に行ったこともございます。また、この半年間の間に隣保等の関係もございました、美作の斎場に行くことがございました。そのときのほかの参列者の方の意見もあったりして、今回こういった質問をさせていただくようなことになったわけでございますけれども、先ほど部長さんは10番議員の質問の中で、美作の斎場も改善をして相当ようになったというふうなことのような発言がございましたけれども、私はちょうどあれは（聴取不能）の北になるんですかね、山を伐採というか、抜かいというふうなことをされているような状況のときだったように思いますけれども、アクセスも余りよくないですし、周りを見ても最後の場にしてはふさわしくないなあというふうなことを思ったわけであります。修繕っていうのは、あくまでも修繕でございます。もっと全体的なことを考えて検討すべきだというふうに思います。先ほどの答弁の中で、庁舎内の検討委員会、それを平成29年につくられたというふうなことでございました。そして、基本構想案について検討してるんだというふうなことでございましたし、また真庭とか久世とか、そういったところへ行くと言われたんか、行ったと言われたんかよくわかりませんが、そういったような形で検討されているというようなことでございます。もう少し詳しく、この検討委員会できてから、平成29、30年、そしてことし令和になってるわけですが、この間において何度開催をされて、どういったことを意見として出ているのか、その辺について再度伺いをいたしたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。2回目の質問にお答えさせていただきます。

美作市の火葬場建設庁舎内検討委員会の開催状況でございます。

先ほどの山本雅彦議員にもお答えしまして、重複するところもございますが、よろしく申し上げます。

まず、検討委員会の設置要綱は、平成29年3月15日に制定いたしまして、その後、事務局において火葬場等の基本構想案を作成いたしました。

平成29年8月に第1回の検討委員会を開催しております。この検討委員会の委員でございますが、副市長を委員長としまして、総務部長、企画振興部長、市民部長、総務課長、財政課長、企画情報課長、市民課長、くらし安全課長の9名の構成で検討委員会を開催しております。29年8月22日に第1回の検討委員会をいたしまして、そのときに基本構想案について説明を行い、意見聴取を行っております。そのときには、現状ではどれぐらいの火葬炉が必要であるかなということも含めて、素案を出しております。実際には、火葬場を新設したところに視察に行って、現状も含めたり、新設、その場の改修を含めて、どういう問題点があったかなというようなことが出ておりました。

そういうことを含めまして、平成30年度に入りまして、事務局で近隣の真庭の火葬場と真庭の北部の火葬場について現場でお話を聞きながら担当者からの意見を聴取いたしました。

平成31年、令和元年でございますが、今年度は各委員を含めて真庭市の火葬場に視察の予定でございます。

今後ともこの火葬場の整備統合につきましては、大変住民の方もいろんな意見があることは重々わかっている状況でございますので、検討委員会で内容を煮詰めまして、今後早急な対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本議員。

12番（山本 重行君）

3回目でございます。

先ほど29年に要綱をつくって、基本構想について検討したいと。あるいは、現場の問題点とか30年には事務局のほうで検討したとか、今年度にわたっては委員さんが視察というようなことを言われたと思いますけれども、一つには平成23年2月に、私が最初に言いました、こうした火葬場の基本構想っていうのが出てるわけでございます。基本方針として、施設の位置については自然環境条件や社会環境条件、法規制の状況などを踏まえると、現在の場所はレインボーホールを除けば斎場用地としての適地条件を満たしているとは言いがたい。新斎場の建設に当たり、移転整備の可能性については、相当規模の土地の取得が必要であると。また、土地について整備する費用の負担も要る。まして、火葬場の難しいところは、住民の理解だということの方が方針として上がっております。また、良質なサービスを提供する自然豊かな斎場、火葬場は死者の尊厳を重んじて、遺族や会葬者の心情に配慮した質の高い施設、運営、そういったことを提供せにやいかんというふうなこともこの中で述べてあります。また、全ての利用者にわかりやすく、使いやすい斎場、最近よく言われますユニバーサルデザインの理念に基づいて、必要な設備や機能を整備し、全ての人にとってわかりやすく、安心して利用できる斎場を目指しますと。こういったことを、私は、こういった立派なのができとるので、これに沿ってほぼ進めて、早急に進めていくべきだというふうに思いますけれども、この構想と今検討されているところとの総意がどのあたりが問題なのか、その辺について答弁ができるようでしたらいいですか、できればしていただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今の部長が担当じゃなかった時の話でございますので、私からお答えしますが、23年の構想は骨格としては美作から見ますと幕谷をやめて、レインボーを拡充してそこへ統合するというふうを受けとめられておったわけでありまして、それが当時の感覚でいいますと、必ずしも地域の住民の方々の賛同を得ることになっていなかったということもありまして、そういったしますとその答申そのものにあるように、火葬場の件については深く市民の方々のお気持ちに即した行動をとらないといけないということと矛盾が出てまいりますので、そこで新たな検討をしたほうがよかろうというようなことで、まずは市内の検討委員会をつくらうじゃないかということになったという経緯でございます。そういう意味では23年の検討というものもう一度見直さざるを得ないんじゃないかというような、これは大まかに言いついて市民の方々の持つてらっしゃるお気持ちを反映した議論を受けとめて再検討が始まったと、こういうふうにご理解しておりますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本重行議員、総括をお願いします。

12番（山本 重行君）

総括でございます。

美作のあそこの火葬場に行ったときに感じたところでございますけれども、今の場所での新設といえますか、そういったことも地域の方々の理解とかいろいろあると思っておりますけれども、そういったことも考えられるのかなあと思われました。

いずれにいたしましても、火葬場も急がにやいかんというような状況でございますので、早急に方向性を出されますように要望いたしまして、この項の質問は終わりたいと思います。

次に行きます。

議長（岡本 泰介君）

それでは、休憩します。10分休憩します。

午後3時55分 休憩

午後4時05分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本重行議員、2項目めから始めてください。

12番（山本 重行君）〔質問席〕

それでは、引き続きまして2項目めの質問に入らせていただきます。

美作市の新庁舎についてでございます。

市長がこの3月に所信表明の中で、新庁舎について、昨年11月に実施した市民アンケートを尊重し、災害に配慮した場所に文化センターなどを含めた市の中核となる施設の建設が望ましいとの方向性をお示されたとごうございます。また、特例債の発行期限までに新庁舎の新築移転を完了するよう決意を固めるとも言われてるところでございます。

そしてまた、議会のほうでは昨年12月に、1、庁舎の位置は安全かつ利便性が高い場所、さらには経済、

商業の中心を念頭に具体的検討を進めること、規模については人口ビジョン等を参考に適正なものにするるとともに、内容についても情報化の進展等を踏まえたものにするなどとの検討をして、議会に報告することの決議をしているところでございます。

そこで、次のことについてお尋ねをいたします。

美作市の新庁舎についての取り組みの経過と状況について、②新庁舎に関するアンケートと議会議決と市長の姿勢、もう少し市長としては積極的にすべきじゃないかというふうな観点から質問をいたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼いたします。新庁舎整備に関してのこれまでの取り組み状況ということでございますが、平成25年に美作市庁舎整備検討市民委員会が設置をされまして、平成26年1月から計7回の審議を経て、平成27年7月に現在の本庁舎に近いところに新築移転を要望するとの方針の建議書が提出をされております。

これに基づきまして、執行部では市民委員会で出たさまざまな御意見をもとに建設候補地を選定し、平成28年3月議会に美作市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の案を提出し、美作市新庁舎整備特別委員会で5回にわたり御審議をいただきましたが、同年9月定例議会におきまして否決となり、庁舎整備に活用できる合併特例債の発行期限が平成31年度末であったことから、工期が確保できないとの判断から、新庁舎の建設は断念をいたしておりました。しかし、その後、合併特例債の再延長を求める市長会等で特例債の再延長を要望いたしておりましたところ、平成30年に発行期限が令和6年度末まで5年間延長されることが決定いたしましたので、改めて合併特例債を活用しての庁舎の新築が可能となったところであります。

また、新庁舎に関しますアンケート、そして議会議決についての御質問でございますが、アンケートにつきましては、庁舎の新築についての可能性が浮上したことから、改めて市民の皆様の御意見を集約するため行っております。また、議会議決につきましては、庁舎の位置、そして内容について議会としての意識の統一を目的に決議されたものと認識をいたしております。

アンケート結果では、庁舎は市の中心部で災害に配慮した場所という御意見が一番多く、また議会議決でも安全かつ利便性の高いところ、経済・商業の中心地を念頭にとの御判断をいただいておりますので、現在アンケート結果並びに議会での決議、さらには庁舎整備検討市民委員会の建議に合致する場所について模索をしているところでございます。

候補地の案がまとまりましたら、議会で設置していただいております庁舎・文化施設建設・整備調査研究特別委員会で、御検討、御協議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本重行議員。

12番（山本 重行君）

市長、部長のほうから答弁をいただきました。

まず、1項目めでございます。

私は、前段で所信表明であったり、あるいはアンケート、そういったことを述べた上で経過とかについての状況について質問をいたしたところでございます。また、12月の議会ではこういった議決をしたというふうなことを述べた上で、取り組みと経過というふうな状況についてお伺いをいたしました。

部長の答弁は、確かに私が経過と状況についてお尋ねをしたわけですから、何年ですかね、平成28年3月の位置を定める条例について特別委員会で審議をし、そして否決になったというふうなことの答弁がございました。その部分も前段では必要なことかもしれません。市民の方々にとってお知らせをするといった面ではね。それは、私は不必要だとは言いませんけれど、あえて私が質問の中で前段でこういうことを市長が言われているけど、その後の経過と状況はどうかというふうなことをお尋ねしたわけです。

部長は、たしか以前農業振興課におられました。そのときは、部長、さすが、立派な方だなと、本当にできる方だなあと思ってたわけですよ。なぜかその席に座られてから、何度か私の質問にしましてもそうですし、ほかの議員の質問に対しても、なぜかすっきりしない、的が外れてる。そういった答弁が多いわけです。それは、私も職員だったわけですから、その立場っていうのもよくわかります。わかりますけれど、もう少し実態というものを教えていただきたい、そう思います。

あえて、特例債発行が5年間延長されると、そういった後、こういった経過、状況なのかということをお尋ねいたしますので、再度答弁をお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、総務部長岡本氏が一生懸命やってるっていうことは、お認めいただきたいというふうに思うわけですが、経過の中で重要な点が幾つかその後起こってることを私のほうから御説明を申し上げたいと思います。

1つは、旧美作町内の幾つかの地域から陳情あるいは要請といった形で、それぞれの地域の、恐らくそうじゃと思うんです、つまり区長さんたちの判がしっかり押してある、自治会の会長さんの判が押してある紙が提出をされております。その中の1群は、豊国地域の各部落というんですか、それからぜひ豊国地域の中についていうことに、安全なやや高台のところを念頭に置いて、そこに新庁舎をぜひつくるべきであるということをお骨子とした要請書が提出をされているということがまず1点であります。それから2点目は、栄町、今私どもがお世話になっておりますところの地元でございますけれども、その栄町の区長さん、これは上と下と両方あるんですけど、両方の区長さんの連名で、できればここに居続けてほしいんであると、こういう要請書が来ていると、こういう現状でございました。

いずれにしても、旧美作町内においては、この問題についてのやや切迫という言葉が強過ぎますけれども、重要な問題であって、自分たちの生活がじかにかかわってくるんだというような意識を背景にした動きが顕在化してるということでございます。

また、口頭で私のところに来られた方々の中でいいますと、本件については執行部の考え方の整理も重要なんだけど、議会の皆さんの御理解っていうものが非常に重要なのであるから、いろんな場で我々も動くけれども、市としても新庁舎の特別委員会があるので、そこで、例えば懇談会などをやる中で、今の考え方についての説明をしてほしいというようなこと、あるいは条例案のたたき台を準備をしておいて、それをすぐに出すというお拙速という議論があるのであるから、懇談会の場等でそういったものを議論していただくなどの手法で合意形成の準備をしてはどうだという、具体的な御提言も頂戴をしているところ、先ほどの地元の方々との動きということで、今お話ができる最新の経緯だということでございます。

それからもう一個は、内部問題でございますけれども、岡山県から荒木さんが副市長として来られて、土木部におられたり、さまざまな御知見をお持ちでありまして、これは着任早々幾つかの重要問題について全力を尽くして研究し、成果を出してほしいということをおっしゃった中に、1つは美岡道とか、これは先ほど

の答弁を安藤議員に対して副市長みずからやられたことからわかるとおり、やったわけでございますけれども、その問題とか、それから庁舎の問題っていうのが副市長として、私とともに一緒に努力する非常に重要な案件の一つであるよというようなことで、早速いろんな今までの経緯の調査分析をお願いをしているところでございます。

これは、議長あるいは特別委員会の委員長との今後の御相談なんですけど、なるべく早い機会に今までの準備体操がある程度できとることはできとるわけでございますので、その準備体操の状況などについて、委員会というよりも懇談会を開催していただいて、そこで虚心坦懐意見交換をしながらお話ができればなあというようなことを思うぐらいの状況になってるということでお答えをさせていただきたいと存じます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本議員。

12番（山本 重行君）

3回目でございます。

先ほどの部長の答弁の中にありましたように、3分の2の賛成というふうな、議会のほうの賛成というふうなことで、前回否決というふうなこともございましたし、先ほど市長の答弁の中でございました豊国のほうですか、陳情といいますか、要望とかというのが出てるということでございますし、それから現在地での存続を求める要望書というのを、これは私のほうもちょっとお預かりをしているわけでございます。非常に庁舎の問題というのは難しい。議員の3分の2の必要性ということもございまして、ややもすれば合併もしくはや十四、五年になるわけですけども、それぞれの地域に引っ張ろうというような動きも少しは出てくるのかなあというふうなこともありまして、非常に難しいことはわかるわけでございますけれども、片やせつかく市長等も入られて、特例債の期限も延長していただいたと。そういった状況であるわけですから、できるだけ早く一つの方向性というのをまとめていただきたいというふうに思います。

担当部署とかについての決定といいますか、係というか、そういったついでの話し合いといいますか、その辺について部長さん、前の答弁の中で自分も用地を担当したことがあるんで、そういった専門の担当が必要なんではないかと、そういった答弁をされてるわけでありまして。

そういった検討委員会の中、そういったことを、必要性については十分述べられておるのかどうかと。それから、前回の30年12月の答弁の中で、部長さんは部長さんなりの庁舎についての構想というものは述べられております。その辺について、例えば建設場所については災害の影響が受けにくい場所を選定する必要があると。あるいはまた、保健福祉部と教育委員会等が別々にあるのはまずい、ワンストップサービスができるようなところを考える必要があるんじゃないかと、そういったことも言われて、部長さん自身も一つの構想というのを持っておられるのかなあというふうに思います。その辺について、検討委員会の中では十分討議されてるのかどうか、その2点について、再度お尋ねをいたします。

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

3回目の検討委員会等についての御質問でございます。

以前、答弁をさせていただきましたように、これは非常に専門性の高いことでございますので、本来きちっとした専門部署で進めていくのが適当と考えておりますが、しかしながら現在のところは総務部の管財課、そして総務課で構想等は練っているところでございます。改めまして、検討委員会になりますか、他の

呼び名になるかわかりませんが、例えば建設課の職員、建築のわかる職員等も含めて今後検討していきたいというふうに考えておりますし、また以前申し上げましたように、現在離れております教育委員会とか保健福祉部、あるいはほかのところでも結構ですけども、なるべく市民の皆さんが御利用される上で利便性の高い施設にしたいというふうなことは当然考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

改めまして、方向性がまとまりましたら、御報告のほうもさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本議員、総括でお願いします。

12番（山本 重行君）

具体性が出てきたら特別委員会等にも相談をしたいというふうなことでございますし、担当部署についても考えていきたいというふうな答弁だったと思います。

早急にそういった係であったり、箇所であったりというようなこと、非常に難しいというのは私もわかります。できるだけ早く方向性を出していただきますように要望して、この項については終わりたいというふうに思います。

議長（岡本 泰介君）

それでは、3項目めに入ってください。

12番（山本 重行君）

学校誘致施策についてでございます。

市長は、就任以来、活性化の考え方からNODAレーシングスクール、美作市スポーツ医療専門学校と各種学校誘致の施策を進めてます。

NODAレーシングスクールにおいては、数名しか在籍者がおらないと。また、スポーツ医療専門学校も昨年度は看護学科32人、柔道整復スポーツトレーナー学科7人の入学であり、介護福祉学科にあっては入学者が皆無の状況でございました。ことしは2年目を迎えたところでございます。

そこで、次のことについてお尋ねをいたします。

美作市スポーツ医療専門学校の各科の今年度入学者と在籍者について、高等学校美作キャンパスの学生の状況について、愛の村の学生の宿泊者について、また学校誘致施策を再考すべきではないか、以上4点についてお伺いをいたします。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

失礼します。山本議員の質問に答弁させていただきます。一部岡野議員、萬代議員との答弁が重複いたしますが、御了承をいただきたいと思います。

まず1点目の美作市スポーツ医療看護専門学校の学科の今年度の入学者数と在籍者数についてでございます。

平成31年度の入学者につきましては、看護学科が24名、柔道整復スポーツトレーナー学科が3名、介護福祉学科が6名、合計33名となっております。現在2年目の生徒数につきましては、看護学科が28名、柔道整復トレーナー学科が6名、合計34名となっております。

2点目の高等学校美作キャンパスの学生の状況についてでございます。

本年度、現在の状況となりますが、滋慶学園高等学校美作キャンパスに通学する生徒の数は21名で、在宅などで学ぶ通信制の生徒は84名となっております。

それから、3点目の愛の村パークの学生の宿泊者についてでございます。

現在、愛の村パークの学生宿泊者はございませんが、教員が1名宿泊しております。また、非常勤の講師の宿泊先として、愛の村、五輪坊を利用しているというふうにお聞きしております。

4点目の学校誘致施策を再考すべきではとの御質問ですが、美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、私立高等学校の移転、誘致を行うことは、学ぶ場の環境整備と新たな学ぶ場の確保と学校職員を初めとする働く場の創出につながる。また、高校生の増加は、市内に新たな人どもの流れが生まれる要因となり、転出超過に歯どめをかけ、社会増に転じるために大変重要であるとうたっております。

また、既存の学校を強化することも重要であり、その観点から考えますと、林野高校は特に重要となっております。校長先生等とよく連携をしながら、グーグルによるクロームブックの導入など、学習環境がよくなるなどの相乗効果があったものと考えております。

しかしながら、市にないものにつきましては、誘致せざるを得ない状況であることも御理解いただきたいと思っております。学校などを誘致する場合、規模、設置する場所、設置する時期、財政支援など課題も多くあります。議員の皆様、市民の皆様の声をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本議員。

12番（山本 重行君）

2回目の質問をさせていただきます。

まず、スポーツ医療専門学校の入学者と在籍者の関係でございます。

確認をいたしますけれども、看護学科の定員は40名に対して24名、柔道整復スポーツトレーナー学科は30名の定員に対して3名、そして介護福祉学科の定員は40人の定員に対して6名で、110人の定員に対して33名ということでしょうか。

昨年37名の入学者だったわけですが、そのときは開校までに十分な宣伝等の時間がなかった、募集期間が少なかった、短かったと、そういうことで答弁をされたわけですが、ことしのほうが入学者が減っているというふうな状況でございます。そして、在籍者についても、看護学科の入学時により4人ですかね、減っております。

そして、愛の村の宿泊者も学生の宿泊者はいない。そういったことですが、介護福祉学科につきましては、日本語学科の開講ができそうだというふうなことで、介護福祉学科については日本語学科の開講ができれば増えるだろうというふうなことで、この点については期待もいたしたいというふうに思います。

その点についてですね。先ほど申しました3点、なぜこういうことになったのか、分析をもしさせていただきたいと思っております。

それから、美作市のまち・ひと・しごと創生戦略においては、確かに私立の高等学校の移転誘致に関してのところでございます。学ぶ場の環境整備と新たな学ぶ場の確保によって、学校職員を初めとする働く場の創出、また高校生の増加は市内に新たな人どもの流れが生まれる要因となり、転出超過に歯どめをかけ、社会増に転じるためには大変重要であるというふうに部長心得の方から答弁をされたとおりでございます。

しかしながら、同じまち・ひと・しごと創生戦略の中のちょうど同じページの左側になるんですけれど

も、レーシングスクール等の誘致、拡充についてですね。このことについて、こうしたスポーツ関連の地域資源を生かした教育、文化のまちづくりの第一弾として全寮制のレーシングスクールを誘致し、平成27年5月に開校の運びとなった。ここでは、民間活力と美作市内の既存の施設を有効活用し、技能連携校の制度も生かしながら、モータースポーツの分野において第一線で活躍できるような有為な人材を育成しており、新たな学びの場として期待されている。これにより、日本全国はもとより、将来的には海外からの留学生も含め、30人程度の生徒が美作市内に転入してくるのに加え、専任教員や事務職員等の10人程度の雇用が創出され、さらには関連産業等の雇用も数人程度創出されるものと見込まれると。こういったことをこのまち・ひと・しごと創生戦略には書いてあるわけでございますけれども、そうなってるんですかね。2回目の質問いたします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

2つの分野がありました。

前半につきましては、先般萬代議員が御質問された中でほぼお答えをしてくれてはおりますけれども、我々としても経営にじかにタッチするわけではないんですけども、それなりに期待をし、またコストもかけてる事業でありますので、さまざまな観点から学園のほうにいろいろなお話をしております。

大まかに言いますと、看護学科については特色をもう少し出し切ってなかったというところがあって、これは寮を完備していることをもっと生かす方向で見直したいんだっていうことを学園のほうで議論をしているということ。それから、看護、介護、両方そうですが、もともとはそれぞれの職種が、割合と外国人の方が日本に来て働ける職種になってるんで、その両学科に対して日本語学科から送致をするんだというところがあったのが、これがようやく動き始めたんで、両学科についての期待を高めていきたいんだということ。それからスポーツトレーナー柔整については、4年はちょっとコスト的にきつかったかなあとということで、その点についてどうできるかを検討してるんだというふうなことがあるという話を申し上げ、私どもとしてもそれはぜひ検討してくださいねというようなことで、今お願いをしてるという状況であります。

もう一点は、今お答えがありましたように、滋慶学園高等学校、これがどこまで行くのかなと思っておったんですが、通学生が二十数名になっていまして、この中にはとっってもここでしか救えなかったなあって思わせるような、それぞれ、言い方は難しいんですが、課題を抱えた中学校卒業生がその課題をここにおいて克服できて、将来への目標っていうのができたみたいなケースも含めて、割合いい形で動いていたんですけども、ことしになりまして、それがもう少しははっきりしてきて、去年開校時にはたしか6名だったんですが、先ほどのお話にあったように、今は合計で105名に今5月時点でなっております、これは急速に充実をしてきています。そして、この高校のところからどこへ進学をするのか、あるいは就職するのか、さまざまな分岐点がありますけれども、その一つには滋慶学園の専門学校等への道があるんだっていうことを意識をしながら学校運営にプラスになるようにしていきたいというふうに言っております。

加えて、いわゆる通信制の方々についても、スクーリングっていうことで1週間程度必ずスクーリングがあるんで、そこで市内施設の活用をこれから確実に増やしていきますということを伺っているところであります、それなりに私どもとしても期待をしながら見ていきたいと思っております。

加えて、萬代議員にもお答えしたように、もう少し経営っていうことは無理だけでも、情報連絡の関与を密にするという方向で調整をしていきたいというふうな思っております。

それから、2番目のNODAレーシングアカデミーについては、議会で何度も言われておりますし、御存

じのとおりであります。そこで30名とかという目標については、今のところ全然達していないということで、改善措置をお願いしながら、そのことにおいて、市としては今助成をちょっと見合わせざるを得ないという状況になっていることを報告を改めて申し上げて、答弁いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本議員、3回目です。

12番（山本 重行君）

私は、もともと市政において必ずしも当初の計画であったり、目標であったり、そういったものの結果が出るもの、全てにおいてするものとは思っておりません。先ほど引用されましたまち・ひと・しごと総合戦略の目標であったり、計画と結果について反省、検証は、全体について、私は、ですから学校誘致施策について言ってるわけでございます。それについての反省、検証が十分でないんじゃないかというふうなことを申し上げてるわけでございます。

レーシングスクールであったり、あるいは滋慶学園、スポーツ医療専門学校、いずれも誘致であったり、あるいは建築をした学校でございます。市長のほうも先ほど答弁されました。萬代議員の質問に対して助成を考えたいとか、これは萬代議員のほうが言ったんですか、助成を考えたり、あるいは学生さんの意見を聞いたというふうなことも講じる余地があるのかなあというふうなことも言われてました。そういったことを含めて、募集の方法とか、あるいは宣伝、そういったふうについても工夫をしながら、できるだけ学生が確保できるような形でしていく必要が、我々もそういった責任もあるわけでございます。そういったことを思います。施策もこれからできる施策っていうのを考えていく必要があるわけでございますけれども、私が特に言いたいのは、こういうNODAレーシングと滋慶学園に失敗したというふうなことをこの場で言うつもりもございませんけれども、少なくとも今日までの状況というものを十分考えられて、これから市長が言われてる知的障がい者の支援学校、あるいは自衛隊体育学校、それについて誘致、建設をずっと言われてるわけでございますけれども、この辺についてもっと十分な検証、反省をすべきだというふうに思いますけれども、市長、どう思われますか。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

教育施設と一概に言ってもさまざまな特徴がありますので、それぞれの特徴に応じて議論する必要があると思いますが、まず滋慶学園的に言いますと、今議員からお話がありましたし、また萬代議員からも御指摘があったように、学生のニーズがどの辺にあって、そのニーズに対して市ができることがあるのかないのかといったところは、十分にこれは検討に値しますし、若干部分においてNODAレーシングスクールにも当てはまる部分があるのかなあというふうに思う次第であります。

今後の問題につきまして、支援学校につきましては誘致というよりも、本当はそもそも誘致から出発したことはごらんのとおりですが、文科省とのいろんなすり合わせの中で、地方交付税交付金を念頭に置いて、その範囲内において私立であり、日体大、その他のところからの積極的なソフトウエアの支援を受けながらやるということでございます。これは、経済計算の問題なのか、あるいは市民のニーズとの関係で、どこまでの規模でやればいいのかっていうところの峻別、判断が基礎になるということでありまして、経営問題とは恐らく余り関係なからうかと思うんです。それから、体育学校についても、これは経営問題はほとんど関係なくて、これは土地を出してくれっていう議論はあるかもしれませんが。しかしながら、今までの流れを見ますと、自衛隊としては適地があれば土地の購入、建設から全部国費で運営も含めてやるということにな

るような種類の学校でございますので、これについては粘り強くお願いをしていくということになりますし、さらに自衛隊の学校ができますと、恐らく別途交付金が発生をすることになりますので、これは市としては財政的にも本当にありがたい話になるかもしれません。

それぞれ学校、学園等の設立の仕方、運営の仕方、その種別に応じながらそれぞれの問題について個々にまた議会とも御相談をしながら進めていくことをお約束申し上げて、答弁といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

山本重行議員、総括で。

12番（山本 重行君）

総合戦略の中に策定の趣旨というところがございます。今回取りまとめた総合戦略は、今後も有識者や住民代表で構成される美作市総合戦略推進会議や市議会の意見等も踏まえながら毎年データの更新、補正等を見直すことによって、あわせて施策の進捗等の効果を検証しながら適切に実行するというふうなことがあります。そういった形でございます。十分検討して進めていきたいというふうなことを総括としておきます。

私は、今回火葬場と新庁舎、学校誘致施策、3点について質問をいたしました。

火葬場につきましても、新庁舎につきましても、それぞれ非常に難しいということはわかりますが、時間のない、特にはっきりしるのは合併特例債を利用しようと思うたら時間がないわけでございます。積極的な動きといたしますか、そういったものをしていただきたいと。それから、学校誘致施策については、十分な反省や検討をしていただきたいと。そういったことを要望いたしまして、私の6月定例会の一般質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番8番、議席番号12番山本重行議員の一般質問を終了をします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。

午後4時43分 延会

令和元年6月5日

(第 4 号)

1. 議事日程（4日目）

（令和元年第3回美作市議会6月定例会）

令和元年6月5日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一	12番	山	本	重	行	
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦	子	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	内	海	健	次	18番	岡	本	泰	介	

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	荒	木	利	明								
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	審	議	監	春	名	利	亮					
総	務	部	長	岡	本	和	之	市	民	部	長	景	山	二	男					
経	済	部	長	遠	藤	宏	一	危	機	管	理	監	高	山	宏	明				
建	設	部	長	春	名	隆	広	消	防	長	皆	木	佳	久						
環	境	部	長	森	元	浩	之	会	計	管	理	者	山	本	和	毅				
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	教	育	次	長	山	名	浩	二				
企	画	振	興	部	長	心	得	平	田	幸	春	名	信	明						
ク	リ	ン	セ	ン	タ	ー	管	理	課	長	小	淵	一	成						
総	務	課	長	春	名	竜	也	営	業	課	長	有	本	直	紀					
代	表	監	査	委	員	東	内	義	典	高	齢	者	福	祉	課	長	有	友	一	正
										監	査	事	務	局	長	神	原	秀	哲	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
係	長	金	谷	裕	子				
主	任	青	木	志	保				

議長（岡本 泰介君）

皆様、おはようございます。

携帯電話の電源の管理をお願いします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

全員の出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番9番、議席番号6番倉地重夫議員の発言を許可いたします。

倉地議員、始めてください。

6番（倉地 重夫君）〔質問席〕

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまより6月議会での私倉地重夫の一般質問を始めさせていただきます。

日本共産党と日本共産党美作市委員会と倉地重夫の名のもとに、予算編成前に予算の編成に対する要望書というのを毎年提出させていただいてます。萩原市長、大川教育長宛てに昨年も12月17日に73項目にわたって要望書を提出させていただいてます。それに対して市からのお答えは、さまざまな項目にわたって御提言をいただき、厚く御礼申し上げます。将来にわたって暮らしやすく住みやすい美作市を実現するために、定住人口の増加や市民生活の質の向上につながる施策など、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう、予算編成に取り組んでいるところであり、貴重な意見として参考にさせていただきますという答弁をいただいております。今回一般質問で取り上げています項目についてですが、先ほど申しましたように、73項目のうち、高齢者福祉について7項目上げて中、その中から2項目、在宅介護者に24時間巡回サービスに取り組みたいとの要望と、それから認知症早期発見と予防のためのスクリーニング検査を受けるよう推奨すること、そのための助成制度の創設を図ること、そして子育てするなら美作市、若者が定住できる町に9項目あります中から、学校給食の無償化について、そして子ども医療費の助成制度についての2項目、それから市民の方から御相談受けました限界集落の戸数が減ってしまって、10軒未満の集落等で役員の引き受け手など、いろんな問題が起こってる、このことについて順次質問をさせていただきます。

まず最初に1項目め、高齢者福祉に関する要望といたしまして、在宅介護者に対する24時間の定期巡回、随時対応サービスに取り組みたいということで、市の介護を必要とする要介護3以上の認定者の数は924人、そのうち居宅サービスの受給者数は456人と約50%の人が施設入所できず、在宅で介護を受けている状況である。被介護者等の対応について、24時間の定期巡回、随時対応サービスが必要ではないかということでお尋ねいたします。

警視庁の犯罪統計によれば、2007年から2014年までの8年間に、家族介護により介護、看護疲れを動機と

して検挙された殺人事件は356件、自殺関与は15件、または殺人ではないが、内閣府の自殺統計によれば、2007年から2015年の9年間に、介護、看護疲れを動機とした自殺者数は2,515人、そのうち年齢が60歳以上の者は1,506人で全体の6割を占めている。統計がとられるようになってからまだ10年も経過していないが、この間介護、看護疲れによる死亡がこれほどまでに多く発生していることに驚かされます。介護殺人に見られる明らかな特徴の一つは、被害者は女性が多く、加害者は男性が多い点にあると言われてます。近年、男性介護者の数が増えているとはいえ、介護者全体でいえば、まだまだ女性の担い手が多いことには変わりありません。この状況を考えると、男性は女性に比べ、同居家族の介護や看病に困難を抱えやすく、行き詰まりやすいことが推測されます。そのほか加害者自身も障がいを抱えていたり、体調不良であったりする状況が3割の事例で確認できた、ここからは被介護者のみならず、介護者を対象とした支援が必要だった事例がかなり含まれているのではないかと見られるとされています。事件発生の予防に向けて、介護殺人を防ぐためには、まず介護者が被介護者の殺人を決意するまでにどのようなプロセスを経たのか、個々に事件について丁寧に分析を行う必要がありますが、介護者は具体的にどのようなことに困難を抱えていたのか、何が事件のきっかけになったのか、事件の回避に向けて誰かが介入することはできなかったかなどを調べ、ここから得られた知見を現状の支援の内容の改善につなげていくことが重要であると思われま

す。加えて、過去に生じた事件発生のパターンや介入の可能性について、量的な分析を行っていくことも必要であります。介護殺人の加害者が警察や検察で事件の動機を問われたときに語る内容は、大きく分けて2つあります。それは、介護疲れと将来に悲観である。介護疲れに関しては、介護者が追い詰められていく状況などにどこかで歯どめをかけなければならない、介護サービス充実が必須の課題であります。認知症の症状や被介護者から目が離せない状況は介護者を疲弊させる、養護老人ホームに入所申し込みをしたが、退所を迫られるなど、使いたいときに介護サービスを使えない状況は早急に改善されなければならない、介護者に過度な負担を押しつけると、結果として破綻を招くこととなります。そのほか、介護者も体調不良あるいは被介護者との関係がよくないなど、客観的に見て介護者に介護を担う力量や志が不足している場合には、第三者による介入が不可欠であります。介護者が鬱状態にあるなど精神的に危機的状態にある場合、速やかにケアマネジャーに連絡したり、精神医療につないだりしなければならない。そのためには、被介護者のみならず、介護者に対しても専門的なアセスメント、利用者が何を求めているのか正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどのような状況から生じているかの確認することを行い、介護者の力量をきちんと確認することが重要である。

次に、将来の悲観について、このタイプの介護殺人は、必ずしも介護が切迫した状況にあったわけではない、ただ被介護者の将来、そして先の見えない介護を続けるみずからの状況などに絶望した介護者が時には周囲に迷惑をかけたくないよう配慮し、心中あるいは被介護者の殺害に及ぶという特徴があるとされています。これらの未然防止の上から、定期的に巡回し、事件を予防することが必要であります。家族介護では、老老介護や一家の大黒柱である稼ぎ手が仕事をやめて介護にあたり収入が激減するなどの発生など、さまざまな問題を抱えている状況にあるのが現状ではないでしょうか。これらの改善のために、在宅介護者への取り組みを充実していただきたいと要望いたします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

おはようございます。

それでは、まず1回目の御質問に答弁をさせていただきます。

在宅介護者に対する24時間の定期巡回、随時対応サービスについてということでお尋ねでございます。

要介護3以上から特別養護老人ホームの入所が可能となりますが、御質問にあるとおり、市内で要介護3以上に認定された方全員が施設入所をされているわけではなく、在宅での暮らしを選択される方も多くおられます。住みなれた家で暮らしたいという本人の願いと、家族も家でできるだけ介護してあげたいという思いがあるのではないかと思います。しかし、家族の介護負担が大きくなり過ぎないように配慮をしていくことは重要と考えております。

在宅生活を送るために介護保険サービスなどを組み合わせて計画を立てるのがケアマネジャーということになります。要介護であれば、毎月自宅を訪問し、御家族の希望や思いも加味しながら、家族の介護疲れについても配慮して、介護保険サービスの活用を上手に助けてくれるという役割がございます。身近なところで介護相談ができるように、美作、大原の保健センターと勝田、東栗倉、作東、英田の各総合支所には、高齢者の相談窓口として地域ステーションを設置しております。そこには専門職員を配置して、さまざまな御相談を受けておる状況でございます。また、誰もが参加しやすいよう各地域で介護者の集いを開催し、介護者同士の交流や健康相談、介護知識や技術の研修などを行い、介護をする方への支援に取り組んでおります。

介護サービスの充実について、24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスは、市町村の介護保険事業計画に計上する必要があります。美作市では、定期巡回、随時対応型訪問介護看護と同等の24時間対応の訪問サービスとして、小規模多機能型居宅介護が市内に6事業所ございます。事業所の廃止、転換などもあり、利用動向を見ながら確保していく必要があるため、現在の第7期計画では新たな施設の開設は見込んでおりませんが、第8期の介護保険事業計画に向け、今後動向を見ながら検討をしてみたいというようなこととなります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

2回目、基本理念として、全ての高齢者が安心して暮らせるまちづくりとして、みんなが支え合い、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりとして、地域包括ケアシステムの推進、地域包括支援センターの体制強化、地域ケア会議の充実、先ほど部長が答えられていましたが、生活支援介護予防サービスの体制整備の推進、地域の見守り、支え合いの体制の整備などどうたわわております。基本的に限られた行政職員の中で内容を充実していくには、地域に協力を求めるしかない、地区社協であるとか地域の老人クラブ、愛育委員などで福祉会議を構成し、市民の協力を得ていかなければならないとして、福祉情報を市民と共有していかざるを得ないのが現状です。近所の実態をよく理解している住民同士の参加を求める形になっております。おたがいさまネット事業として、見守り会議を集落ごとに開催し、情報を共有し、必要な世帯をふれあい訪問として、ふれあい訪問員などの説明会などもなされております。私もこれに参加したこともありますが、今後見守りなどを任せられる市民の方も高齢で、集落内の対象家庭の訪問活動に支障を来す状況が起こってきております。今後見守りなどを任せられる市民のほうも、いずれにしても資格も権限もない人が個人の家庭のプライバシーにまで介入していかなければならない事態も起こってきます。これらの問題にどのように対応していけますでしょうか、また他人には相談のしにくい老老介護や介護のための離職など、経済的困難を抱えている人たちが1回目の質問で指摘いたしました介護疲れ、精神的に追い込まれた悲惨な事件に巻き込まれる前にどのように対応するのか、これらの事案に関しては専門的知識と資格を持った人たちが求められると思うが、その体制づくりはどのように考えているのか。家族介護慰労記念品支給事業、家族介

介護支援事業、介護用品の支給、家族介護慰労事業、生活管理指導短期宿泊事業など提案されておりますが、具体的にどのような取り組みをしようとしているのか、保健センターも美作市、大原の2カ所だけ、各総合支所に高齢者相談窓口を設置し、専門職員を配置しとっておりますが、計画の中にも触れられているが、介護対象者の増加を予測しながら、施設介護から在宅介護へと随時訪問介護に切りかえていこうとの方針があるのではないかと思います。多様なサービスが提供できるようになるとして、日常支援事業に移行し、訪問介護事業者に加えて、NPO、民間企業、ボランティアなどの地域の多様な事業主体によるサービスの充実をされておりますが、前段で述べたように、多くの地域を住民の協力を求める結果になるのではないのかということが心配されます。何よりも身近なところに対応できる体制が望まれると思いますが、愛する家族を最悪の事態に追い込むようなことが当市で発生することのないように、どのように取り組もうとされているのかお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、2回目の答弁をさせていただきます。

国全体の高齢者の増加に伴う制度改正で、介護保険を取り巻く情勢は厳しくなっておりますが、美作市としては、昨年度からの第7期介護保険計画で介護保険料を引き下げながら、できるだけ従来の事業を維持して、市民がともに支え合い、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指しております。

議員御指摘のとおり、地域包括ケアシステムを推進し、介護に取り組む御家族の支援を行っております。地域包括支援センターと各地域ステーションに保健師、社会福祉士、介護支援専門員の専門職を配置し対応しておりますが、市民の皆様の支え合い活動は大きな力となっております。しかし、地域の見守りの中で高齢者からの相談がプライバシーの介入など、御負担が重い場合もあるかと思っております。そうしたときは、各地域ステーションへの御相談を議員のほうからもお薦めいただきたいと思っております。必要に応じまして、市の職員が高齢者の御自宅等の訪問を行うなど、相談支援をしてまいりたいと考えております。

介護疲れ、精神的に追い込まれ悲惨な事件に巻き込まれないよう、介護保険を御利用の方は、ケアマネジャーが御本人の計画を立て、御家族の介護疲れなどにも配慮をしてまいります。家庭内の重層的な問題に対しましては、御家族、御本人、御近所等の御相談により、市の関係課が横断的にかかわることにより、支援を行っておる事例もございます。そして、市民、事業者、関係団体、行政等が連携した地域包括ケアシステムの進化に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員、3回目です。

6番（倉地 重夫君）

いずれにしても、介護者とか被介護者が困難を抱えている状況を早くつかんで、各センターのほうに連絡を担当者と相談しながら見守っていかなければならないということでもあります。結局、今集落がだんだん高齢者の住んでいる集落の横のつながりがどんどん過疎というか高齢者によってとりにくい状態が生まれてきつつあるんです。そういった中で、いかにそういう地域の人にきちっと協力体制あるいはまた連絡体制を構築していくかというようなことが大きな課題になると思っております。私ももうことし75、すぐ介護が気になるような年齢になってきております。自分のこととして、私もすっかり先ほど言われましたように、地域のことをしっかり見守りながら、行政と相談しながらそういうことに対応していかなきゃいけないなというふうなことも自覚しております。ぜひともその辺のフォローを重ねてよろしく申し上げます。

一応1項目めはこれで。

議長（岡本 泰介君）

はい、それでは2項目めに入ってください。

6番（倉地 重夫君）

次に、認知症の早期発見と予防のためのスクリーニング検査を受けるよう推奨することに、そのための助成制度の創設を図ることということで、認知症の早期発見と予防のために、血液検査により早い段階での対応により認知症の進行をおくらせることができるというような資料があります。国は、第7期介護保険事業において、認知症施策の推進として認知症施策推進総合戦略新オレンジプランを作成して、国の施策を踏まえた認知症の方やその家族が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症に関する基本的な知識の普及啓発を図る取り組みとして、早期対応や生活支援の体制整備を行う取り組みを推奨しています。そして、早期発見、早期対応に向けた体制整備として、認知症の方やその家族を適切に支援するためには、早い段階から適切な対応と認知症に関する正しい知識を理解し、認知症の早期発見、診断が必要となります。本市では、本人、家族だけで問題を抱え込んでしまうことのないよう、気軽に相談できる体制を整備するとともに、介護者の精神的ストレスを軽減する取り組みを推奨しますとして、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームの設置、認知症の方や家族に対する支援、若年認知症の方の支援、地域での見守りシステムの構築として5項目の取り組みについて立案され、計画案では、内容についても触れられていますが、議会をごらんになっている市民の皆さんに項目ごとに具体的な取り組み内容について、わかりやすく説明をいただきたいと思います。

我が国では、2025年には65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は約700万人、5人に1人に増加すると予測されています。さらに、認知症予備群と言われる軽度認知症MC Iの人は、認知症の人と同程度いると言われており、高齢者の認知症発症は大きな社会問題となりつつあります。物忘れが多くなってくる初期の段階から、家族の認知がわからなくなる、そして徘徊などの段階へと、一度発症すると現在の医学では治すことが不可能な状態です。MC I、軽度認知症障がい者とは、健常者と認知症の中間段階を指し、日常生活に支障はありませんが、そのまま過ごすと5年でその半数が認知症に進行するとされています。それゆえ、早期発見により適切な対応をすることにより進行を少しでもおくらせることができるとされています。そのための検査として、MC Iスクリーニング検査が提案されています。MC Iの段階で適切な予防や治療を行えば、認知症の発症を防ぐことやおくらせることができるとされています。市としては、この検査についてどのように理解されておられますでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、認知症の御質問に対する答弁をさせていただきます。

第7期介護保険事業計画にある認知症の早期発見、早期対応に向けた体制整備として、御質問の5項目に取り組んでおります。

まず、1番目の認知症地域支援推進につきましては、認知症地域支援推進員が中心となりまして認知症サポーターや認知症キャラバンメイトなど、地域で認知症の方や家族の支援をしてくださる方の養成、ケアマネジャーや施設職員等、介護に携わる多職種の方の認知症の研修会、一般市民の認知症セミナーの開催などを企画する仕事を行っております。

2つ目の認知症初期集中支援チームの設置につきましては、電話や来所など、各地域ステーションに御相

談していただくことで、若年性認知症の方やその他認知症の早期発見、早期対応を行える体制整備を行っているところでございます。

次に、認知症の方や御家族に対する支援につきましては、各地域で介護者の集いを開催しておりますが、それとは別に認知症の介護者の集いやカフェの開催等により、介護の大変さや工夫なども話し合える場の提供に努めているところでございます。

次に、若年性認知症の方への支援につきましては、介護保険サービスの利用や社会資源制度の紹介、介護者からの相談など、それぞれの状態に合わせて必要な支援を行うようにしております。

次に、地域での見守りシステムの構築につきましては、日ごろ地域での見守り活動に御協力をいただいている企業や団体の方などから、高齢者の認知症などが心配と多くの御連絡をいただいているところでございます。この御連絡をいただいた場合、地域ステーションから訪問をするなどして御様子を御確認しているところでございます。

軽度認知症のスクリーニング検査の一つでありますMC Iスクリーニング検査は、血液を調べて軽度認知症である可能性を判定するもので、アルツハイマー型認知症の原因物質であるアミロイドベータが脳内でたまらないように働いている3つのたんぱく質を調べる検査ということです。10ミリ程度の採血で済み、検査結果は2週間から3週間でわかるということでございます。検査機関につきましては、県内11カ所で受診可能ということですが、そのほとんどは県南の医療機関となっております。

認知症は、運動や食事の改善による生活習慣病予防や楽しくできる趣味活動、脳の活性化を図ることができると同時に、早期から薬を服用することで進行をおくらせることができると言われております。まずはこうした予防活動への取り組みを充実していく中で、県北での検査対応機関の広がりを見守ってまいりたいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

政府は、認知症対策の大綱素案として、70代の発症をおくらせる数値目標を設定するとして、2025年までの6年間に70代の人口に占める割合を6%減らすとして予防を推進し、発症する年齢をおくらせることで認知症の人数を抑制する数値目標を初めて導入されたとされていましたが、これがもうきのうの新聞ですか、政府がこの数値目標を取り下げる、予防の数値目標を掲げることはやめるというふうなことが発表されております。予防に関する科学的根拠が不十分だと誤解を招く、認知症になるのをおくらせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味だというふうな考えを改めるというふうなことが新聞で報道されております。予防に取り組む必要性は理解できるが、認知症の予防は、まだ科学的根拠に裏打ちされた方法が確立しているとは言いがたいとされています。日常生活について特に不便はなく、少し物忘れが激しくなったなど、早い段階での対応が決め手になるとされています。本人は認知症と認めたくない段階でどう対応するのかが重要になってくると思われまふ。高齢者の交通事故が社会問題となって、70歳以上の運転免許更新時に認知症の検査も導入されております。運転免許の所有者にはこのようなことで診断機会があります。検査結果で免許更新が不可能になった人たちに、これはプライバシーにもかかわることなんで難しい面もあるかと思われまふが、早期治療を呼びかける制度の導入、市の健康診断で認知症検査を導入し、早期発見対策に取り組むようなことは考えられまふせんか。本人は自分が認知症と認めたくないのが実態ではないかと思われまふ。今後地域や家族で気がついた段階での対応をしっかり検討していく必要があると思われまふが、これらについてどのように対応されまふでしょうか。

MC Iスクリーニング検査については、県北には対応する機関がないとのことですが、少量の採血で検査ができるとされています。答弁では、県北での検査対応機関への広がりを見たいとされているが、注視するだけで具体的に行動を起こすことにはならないのではないかと思います。かねがね市長は、市の財政は好転していると所信で述べられております。市民の安心と安全のために、その財源を活用すべきではないのか。認知症の早期発見、予防のために、健康診断時などに検査の推進と助成制度を導入していただくよう重ねてお願いいたします。

また、これは別件ですが、先般新聞で、不明高齢者の早期発見に有効として、見守りタグなどの取り組みが紹介されています。当市でも告知放送などで行方不明者捜索お願いが何度か放送されています。記事によると、利用料は月額200円とされています。導入の検討をあわせてお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、2回目の御質問に答弁をさせていただきます。

認知症の早期発見と予防は重要ですが、その検査方法と対応につきましては確立はしておらず、先ほど議員のほうがおっしゃられましたが、厚生労働省が認知症施策の新しい新大綱に掲げる予定だった認知症の予防に関する初の数値目標が予防に関する科学的根拠が不十分などの理由により、昨日取り下げられました。今後国の方針、検査方法等の動向を注視していく中で、当事者の希望と尊厳のある暮らしのため、多面的な支援が行えるよう、市としまして引き続き支援施策の充実に努めてまいります。

なお、不明高齢者の早期発見のための見守りタグにつきましては、真庭市が導入したもので、高齢者がタグをつけて外出し、見守りアプリをインストールしたスマートフォンを持つボランティアの方等がすれ違った場合、位置履歴がわかるというものでございます。この有効性につきましては、現在検討を行っております高齢者の見守りシステムと並行して研究をしてまいりたいというふうを考えます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員、3回目です。

6番（倉地 重夫君）

3回目、総括と合わせて。

とにかく恐ろしいスピードで高齢化が進んでいます。だから、美作市でも例外ではなく、各地で高齢者あるいは認知症予備群というものが発生しているという状況だと思います。認知症というのは、私も母親が最終的に認知症になって、私の顔もわからない、誰だったかなというふうなことで悲しい思いをしております。そういった家族や周りの人にしっかりこの認知症の方が不幸な状況に陥らないようサポートするためにも、これからますますのそういった対策を検討していただきたいということを要望いたしまして、この項目を終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、3項目めに入ってください。

6番（倉地 重夫君）

3項目めは、以前にも取り上げましたが、学校給食の無償化に対する要望に関しまして、2年前の6月議会でも最初に取り上げた問題であります。そのとき全額無償化に取り組んでいる自治体数は24都道府県中45自治体があると答弁をいただいております。それから2年、新たに無償化に取り組んだ自治体数が発表されています。現在の数字、そして小・中学生の在籍者数に対する人数、割合などはどのように把握されてお

られますでしょうか。無償化に対する成果の例として、児童・生徒の自治体、地域への感謝の気持ち、栄養バランスのよい食事の摂取や残食を減らす意識の向上、給食費が未納、滞納であることに対する心理的な負担の解消、また保護者に対しては、経済的負担の軽減、安心して子育てのできる環境の享受、親子で食育について話し合う機会の増加、教育への関心の増加、給食費納入にかかわる手間の解消、学校教職員の側からは、給食費の徴収や未納、滞納対象者の対応負担への解消、食育の指導に関する意識の向上、そして自治体にとっては、子育て支援の充実、少子化対策、定住・転入の促進、食材費高騰による経費増加の際、保護者との合意を得ずに措置が可能であるなど上げられております。早期に無償化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、前議会で給食費の納入の公会計化についても要望いたしました。教育長の答弁で考えていきたいとのことでしたが、その後どのようなになっていますか。

また、医療費の負担についてであります。高校卒業まで医療費の窓口負担の無償化に取り組んでいただきたい、この件は昨日も同僚議員のほうから要望がありました。私もこの件について、前回お伺いしましたが、15歳から18歳の年齢の対象者は、比較的健康で医者にかかる人数が少ない層になると思われ。身近なところに林野高校しかない、通学などに経費もかかります。保護者の負担軽減の立場から、ぜひとも取り組んでいただきますよう要望いたします。

議長（岡本 泰介君）

大川教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。給食費の無償化についてのお尋ねでございます。

まず、全国状況でございますが、文部科学省の調査によりますと、平成29年度学校給食費の無償化等の実施状況調査によりますと、子育て支援、子どもの貧困などを背景に無償化の動きが広がっており、全国1,740自治体のうち、4.7%に当たる82の自治体は何らかの無償化策を実施しています。その内訳は、小・中学校ともに無償化が76自治体、小学校のみが4自治体、中学校のみが2自治体でございます。

本市におきまして、経済的に困窮している世帯の給食費につきましては、以前にもお答えしたとおり、就学援助等により対応しているところでございます。就学援助を受けるためには保護者からの申請が必須となりますので、毎年度当初に学校を通じ、全家庭に申請方法等を含め、就学援助制度の周知を行っております。給食費無償化につきましては、貴重な市民の税金を使うことですので、公平性、必要性などもしっかり研究してまいりたいと考えております。

公会計化でございますが、学校における教職員の働き方改革の観点からも、研究を進めていく必要があると考えてございますけれども、現在県内の各市におきましても、公会計化については慎重に進めるべきとの意見も多くあるところでございます。今後におきましても、しっかり研究してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

高校卒業までの医療費の無償化について取り組んでいただきたいという御質問でございます。

昨日の安藤議員にお答えしたと同様の答弁となりますが、美作市では、市内に住所を有する出生日から義務教育を修了するまでの方に対しまして、病気やけがに伴い、処方された薬や医療機関にかかることで発生する医療費の自己負担分につきましては、無料としております。その市の負担分といたしましては、年間約

1億円の費用を負担しており、4万6,000件、延べ3,000人の方々が利用されております。この助成対象年齢の引き上げにつきましては、子育て世帯からの要望の多い事項であることから、今後も実現に向けて財源の確保などを含めまして、引き続き検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いたします。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

教育長の答弁で、2年前から45自治体から76自治体へと、単純に約1.7倍に増加していることになりま
す。無償化を実施している自治体は人口の少ない自治体を実施している割合が多いとされています。

1回目の質問で、子育て支援の充実、少子化対策、定住、転入の促進など、市の行政施策として取り組む
べきではありませんか。第2子から2分の1、第3子以降無償にするなど、予算を工夫して取り組みませ
んか。前回の質問の答弁から全く前進のない答弁と言わなければなりません。経済的に困窮している世帯につ
いて、前回も就学援助で対応していると答弁を繰り返されていますが、繰り返しになりますが、援助金は一
たび家庭の口座に入金されると、生活費の一部として消費されます。そのことも子育て支援には違いありま
せんが、給食費の現物支給とは違います。美作市の子育て支援の優位性を他の市町村へアピールし、転入者
を増やすための効果はより有効であると思います。どのようにお考えですか。当市の人口は2万7,000人台
へと減少する一方です。児童数も小学生1,276人、中学生685人、平成28年の数字ですが、毎年減少してま
す。高齢化が加速される状況にあります。私の知り合いでかねてから近隣の自治体の子育て支援を評価され
ていた幼児2人の子育てをされていた方が引越をされています。多子家庭の経済的負担は、給食費
だけには限らず、国保税の均等割など、経済的な負担を強いられます。また、近隣の相生市では平成23年よ
り、幼・保、小・中、市立の教育施設での給食費の無償化が実施されています。把握はしておられると思
いますが、市としての成果はどのように調査されておられるでしょうか。

また、市における給食費の滞納状況などはどのように把握されていますか。無償化による成果の例とし
て、1回目の質問で申し上げましたが、貴重な市民の税金の使い道として、給食費の無償化の取り組みに税
金を使うことに公平性や必要性を上げられておられますが、市民の要望を生かした税金の使い方を考えて取
り組んでいただきたい。

また、給食費の公会計化についてですが、教職員の過重労働が社会問題化して、月100時間を超える超勤
などの実態が各地で報告され、職員の健康問題も起こってきています。このような状況の中で、本来教育と
関係のない金集めの業務を現場の職員に押しつけ、それが徴収未納発生を抑制する効果として、県内各市に
おいて慎重に進めているというのは、教職員の過重労働を少しでも軽減化していくの考えに逆行していませ
んか。給食費の納入で自分の子に肩身の狭い思いをさせたくないとの親心を逆なでするものではありません
か。

それから、高校の医療費の無料化の問題ですけれども、現在岡山県下で行政区で27のうち11の行政区で
18歳までの無料化に取り組んで現在実施されております。近くでは赤磐市、和気町、矢掛、新庄、勝央町、
久米南町、美咲町、吉備中央町など、周りの自治体は全てこれを実施しております。これは、美作市だけが
周りから取り残されるという状況にもなっている状況です。しっかりこの辺も検討の課題にさせていただき
たいと思います。

議長（岡本 泰介君）

大川教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

まず、経済的に困窮している家庭の給食費につきましてですが、親の口座に入ると生活費にということですが、そうしたことはございませんし、また必要な場合には、当然この就学援助費を直接各学校で受け取っているという形になってございます。したがって、今後もこうした就学援助は、年々この就学援助を受けている世帯の割合は非常に高くなってございます。そうした状況で、この就学援助というものを活用していただくというふうに考えております。

議員が御指摘の相生市の状況でございますが、これは実施しているというふうに聞いております。しかしながら、成果はということで、例えば人口増は、おわかりのように兵庫県の相生市でございますので南部の住宅地に近いということで、給食費の無償化のみということで成果はわからないという御回答でございました。貴重な市民の税金を使うことですので、公平性、必要性などもしっかり研究してまいりたいと考えております。

給食費の滞納でございますが、これは毎学期学校給食運営委員会で会計監査を受けておまして、学期ごとに報告し、御意見をいただいております。なお、これは市費の公費ではございませんので、私の費用ということで会計処理をいたしております。今後も学校給食の安定供給、そして保護者の負担の公平性を確保していくためには、未納対策には継続して取り組んでいきたいと考えております。なお、30年度で給食費の未納は31万円でございますので、割合的には非常に少ないということでございます。

集金方法でございますが、教員が手集金で非常に手間がかかるのではないかとございまして、現在は市内のほとんどの学校で口座引き落とし、もしくは地域でPTAの役員が集金をして納入をしていただくという形になってございますので、給食費がということは余りかわらないかと思っております。

公会計化につきましても、先ほど申し上げたとおり、慎重に進めるべきとの意見も多くあるところです。教職員の働き方改革という意味では、例えば学校の校務支援システムの導入でございまして、問題作成の手間を省くための問題作成ソフトの導入でございまして、さまざまな面で働き方改革ということは進めてございますので、御理解賜りたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員、3回目です。

6番（倉地 重夫君）

結局これに給食費の無償化のために税金をつぎ込んでいく、これが本当に市民のために公平なのかどうかというようなことも答弁されております。財政総点検、30年版2018年のデータですか、これによると財政調整基金、共産党はすぐ財政調整基金を使って市民の暮らしを応援しろということを言うわけですが、この財政調整基金が2014年から2017年のデータで21億円増加してるんです。去年は、このデータでは18年分は前年度より少し減っているというふうなことが書かれております。何かあったときのためのお金だということをかねがね訴えられますけど、ずっとこれは2008年から10年間、確実に増え続け、毎年繰越金を財政調整基金のほうに何らかの形で加算していくという形がこういう形になっているんだと思います。余った財源ということじゃないですけど、こういった税金を市民のために、市民の暮らしを応援するためにしっかり使っていくことはぜひとも検討していただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

まず、私のほうからお答え申し上げます。

給食費無償化ということになりますと、小・中学校で約1億円の財源、毎年でございます、1億円の財源、保・幼・小と全てということになりますと1億2,000万円の財源が必要となってございます、これは毎年でございます。昨年皆様の御理解を得まして、また市長の御英断をもちまして、小学校にもクーラーを導入することができました。これが約1億2,000万円でございます。そうしたハード面の整備もまだまだ必要かと考えておりますので、そうした形で私としては進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員、総括です。

6番（倉地 重夫君）

最初のときから給食費には1億2,000万円の食材費相当が必要なんだということは答弁をいただいて私も知っております。そういった中で、最初申しましたが、児童数は少しずつ減ってきておる、この1億2,000万円も物価上昇とかいろいろあるから、児童数が減ったからというて必ずその1億2,000円の食材費が下がってくるということにはならないかもわかりませんが、先ほど言ったように、財政調整基金なんかも5年間で21億円から積み増しをしているわけですから、その一部を割愛してそういうことに使っていくということもぜひとも検討いただきたいと思います。

以上でこの項目を終わります。

議長（岡本 泰介君）

それじゃあ、4項目めに入ってください。

6番（倉地 重夫君）

4項目めは、市内で自治体にいろいろな役員、アダプト事業など、委託をしておりますが、高齢化などにより地域に困難な状況が生まれてきつつあるが、これらの対応についてということでお尋ねします。

10軒を切った集落などで役員の引受手の可能な人が限られており、一度受けると毎回同じ人が受けなければならないなどの状態が10年以上継続をするなどの事態が起こってきています。自治会組織のほうに市のほうからいろんな任務をお願いして、役員などを選出して取り組んでいただいています。区単位でお願いしているもの、集落単位でお願いしているものなど、市のほうから委託は受けていないが、日常のコミュニケーション維持のために必要な組織もあります。これらの集落単位の人選に当たって、非常に困難な状況が生まれてきています。集落の構成年齢が75歳以上の人が7割以上、訪問介護のヘルパーさんなどにより何とか生計を維持している人、家はあるが、施設に入所して集落で生活していない人、いわゆる限界集落が美作市に限らず全国的に増加している状況であります。

先日もある市民の方から、ごみ収集場所の管理について、負担が特定の人に限られてくる、在宅介護を受けておられる家ではヘルパーさんがごみ出しをされるため、管理当番までは受けてもらえない、毎回同じ人が管理をすることになる、それを回避するためにクリーンセンターへ直接ごみを持ち込むんだというふうなことを言われておりました。これからますます高齢化が進み、このような問題が発生する状況が生まれてきつつあるのではないかと、これらの問題に市は今後どのように対応されますか、お尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。各集落でいろいろな地域活動が困難な状況が生まれているということでございます。

各地域の自治体でも起こり得る深い問題であると考えております。若い人が減少し、高齢者の割合が高くなっており、どの自治会でも抱えているのが現状だと思っております。自治会単位での区割りでも今までどお

りの行事が中止となったり、また高齢により集落行事への参加もできないなど、自治会の抱える課題は大きいと推測しております。市内に214の地区がありますが、高齢化や世帯の減少により、地縁としての機能がしなくなった地区が3地区ございます。美作市ではこのような状況を少しでも解決できないかということで、美作市自治振興協議会を各地区に設立していただき、現在31の自治振興協議会が活動されております。現在3地区では、隣の地区の役員さん方が連絡の情報を伝達や取りまとめをしたり、2つの地区が統合し、お互いの交流が行われております。今後少子・高齢化の進展により一層深刻な状況になりかねないことから、自治振興協議会の役割が重要になってくると考えております。美作市におきましても、協力体制の構築に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。保健福祉部のほうで地区からの選出をお願いしている組織につきまして、愛育委員、栄養委員、民生委員、児童委員がございます。今年度4月現在、愛育委員は436名、栄養委員につきましては284名の方を選出していただいております。委員数につきましては、地域の実情がございまして一律に市が決定できるものではないと考えております。これまでの例で申し上げますと、自治振興協議会の中で受け持ち範囲を調整され、人数を少なくされた地区もございます。事務局のほうでも委員さんへの御負担が少ないように、活動内容について見直しをしておるところでございます。支部会や地区会等とも協議をしながら、選出していただきやすい方向を一緒に考えてまいりたいと考えております。

次に、民生委員、児童委員ですが、厚生労働大臣から委嘱を受けた委員が各地域を担当していただいております。美作市では、基準定数を2名超えた委員が106名委嘱をされております。委員の受け持ち区域は地理的要因や住民数等を加味して決めており、複数の自治区を担当する委員もおられます。今後は人口の減少から委員定数が削減され、委員1人の受け持ち区域が広くなり、委員活動の負担が増えることが予想されます。委員負担軽減のために、地区社協等との連携などを検討していかねばならないと考えております。

〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

森元環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

ごみの収集場所の管理についてということでございますが、御存じのように、美作市では各家庭から出されるごみの収集については、各地区にありますごみ収集場所に出されたごみを回収するステーション回収を基本としております。そして、各地区にある集積場所の運営管理につきましては、その集積場所の自治会や利用者で行っていただいております。管理当番を決めているなど、その運営管理の方法につきましても、各集積場所の自治会、利用者で決められているところでございます。

議員の質問の中にもありました自治会内の高齢化に加え、核家族化や地域のつながりが希薄化したことで、家族や近隣住民の手助けが得られない高齢世帯が増えている状況につきましては認識しているところでありますが、ごみの集積場所の運営につきましては、自治会内の利用者数や各地区の諸事情を踏まえ、隣接する自治会と統合し、例えばステーションの掃除当番などもお互いが助け合い、また近所の高齢者等に対しまして、ごみ出しの日には手助けをしてあげるなどの方法が考えられますが、この案件につきましては、地域の課題でもあり、市の課題でもあります。今後どのような方法が有効であるのか研究していきたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

2回目。

日本共産党の市政活動報告「かがやき」で、市民部さんの協力で全市の集落ごとの高齢化率等をお知らせしています。多くの市民の皆さんが関心を持って読まれています。今回も限界集落等に居住しておられる方から何とかありませんかという連絡をいただいております。テレビ番組などで限界集落の各地での取り組みが紹介されております。いろいろ成功例なども番組になって、感動的に見ている番組であります。

美作市では広大な面積を有し、森林、農地など有効活用できる資源が豊富にあります。地域からお金を生み出すことを考えていかなければ、移住して生活をしていくということにはなりません。美作市の基幹産業は観光と農業というふうに言われておりますが、その具体的な農業や観光を発展させるような政策について、なかなか見えないというふうにおっしゃっております。そして、ある一部の方は、美作市へ転入されてきた企業には手厚い支援をしているけれども、地元で雇用を確保しながら頑張っている事業者に対して応援が少ないと、このようなことを訴えておられる方もあります。若者に移住・定住を求めることも大切ですが、定年退職を迎えた世代にも田舎暮らしの魅力を発信していく施策を取り組む必要があります。彩菜みまさかに野菜を供給されている農家の方も、現状のままでは10年後には現在の生産者が生産を継続していくことができなくなると心配しておられます。彩菜みまさかは現在順調に推移していますが、このような市民の皆さんの訴えをしっかりと市政で応援していくことが求められます。同僚議員の質問の答弁にもありましたが、人口推移、全国の数値の比較、成り行き任せでは市そのものが限界となっていきます。住みなれた地域を離れたくない市民の皆さんの要望に応えながら、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて引き続きしっかり対応策を立てていく必要があると思っておりますが、その決意についてお尋ねいたします。

それから、ごみ収集場所の管理についてであります。収集場所を隣接する複数の自治体を統合していく案などの方法が考えられるとされていますが、足腰の弱った高齢者に配慮を欠いた方法ではないでしょうか。車で自由にどこへでも行けた人たちが車を手放さなければならない事態に直面しているとの認識を配慮いただき、高齢化に向けた社会形態がどんどん変わっているのです、これらのことを踏まえた対応が求められますが、どのように対応されますか。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

市政全体として、定住人口の増加であるとかさまざまな人口確保対策ということを進めることについては、同僚の各議員の御質問にも前向きにお答えをしておりますとおり、市としての最大課題でございます。できればさまざまな案件で今までも御提言申し上げ、予算等についても、我々としてもできる限りのことはやっておりますが、倉地議員におかれても、そういった提案には賛成をさせていただきますように、心からお願いをして答弁いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

森元環境部長。

環境部長（森元 浩之君）〔登壇〕

ごみの収集について2回目の質問ですが、ごみの収集方法につきましては、議員おっしゃられるとおり、高齢者や体の不自由な方にとりまして、ごみをステーションまで運ぶということ自体が大変な作業でござい

まして、収集場所の管理についても大変なことだと思います。

現在市では、高齢世帯など一定の基準を設けて、昨年からは粗大ごみの回収を始めたところではありますが、可燃ごみなどの搬出をサポートする制度は現在のところありませんが、市内の人口の約40%が60歳以上であり、今後ますます高齢化が進んでいくものと思われ、今後の重要な課題だと認識しております。全国的にも、全家庭のうち高齢者世帯がますます増加しております、そのうち単身者の世帯も多く、美作市同様、ごみの排出が困難な世帯が増えているようであります、国におきましても、このような状況の中、ごみ出し支援制度の拡充に向けて調査、検討しているとのことでもあります。ごみ収集場所の管理につきましては、今すぐに明確な回答ができませんが、ごみの収集方法も含め、美作市としましても今後の重要な課題として真摯に受けとめ、住みよいまちづくりの一環として他市の先進事例も確認し、美作市に合ったサポート方法を検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員、3回目です。

6番（倉地 重夫君）

ただいま市長の答弁で、市の施策についてもしっかり支援をしてほしいというふうな発言がありました。私にしてみれば、経済部、いわゆる観光事業とかあるいは農業の施策、こういったいわゆる地元の基幹産業であるこういったものを、どうやって発展させ魅力化していくかというふうな観点での施策が私は少ないと思います。もともと美作市で暮らしている市民の皆さんが、ああ、これはもう地元の発展に頑張れるなという政策が本当にあるのでしょうか。このことが一番美作市で求められていることじゃないかと思います。市民の皆さんの懐が、そこへ暮らしている人たちの財政が豊かになるような魅力的な産業をしっかり構築していく、このことが美作市が今後発展し、そういった高齢化問題あるいは少子化問題にも大きな解決につながる施策ではないかと思います。

大体規模とか市の面積とかで真庭市あたりを、私は新聞記事で見るとき比較してみるんですけども、真庭市の政策は、きょうも新聞に載ってましたが、農業、農地をどうして市民が一生懸命頑張って農業を続けていけるかとか、あるいは特に真庭の場合は木材産業、銘建工業とかという日本的に有名な企業が木材産業で頑張って、公共施設の建設に地元産材を使うとか、そういう市民の中に、ああ、これは市民の暮らしを応援している、市民の産業を応援しているというふうな実感できる政策を私は取り組まれていると思います。

一方、美作市には、先ほど申しましたように、一生懸命農業をやっておられる方、あるいは湯郷温泉という観光温泉地を控えながら、湯郷温泉にスポーツクラスターとかいろいろな外部からの合宿などを呼び込んでお客を増やそうという取り組みはありますけれども、観光、旅館組合とかそういった皆さんが一般の観光客が増える、こういった政策に取り組んでおられるのかとか、あるいは農業で観光農園などをされている方も、市のほうに相談しても具体的になかなか応援が得られないなというふうなことも言っておられます。最初に申しましたが、市で起業して、市で産業を興して、市民の皆さんを雇用して頑張っておられる、こういった企業をしっかり応援する、こういう政策が美作市には求められていると思います。その方向と今美作市が取り組もうとしている方向性が一致してるかどうかということは、私は疑問に思います。このことを最後に総括等を含めて、今回の質問は終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番9番、議席番号6番倉地重夫議員の一般質問を終了します。

ただいまより10分間休憩します。

午前11時15分 休憩

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き議会を開きます。

続きまして、通告順番10番、議席番号17番内海健次議員の一般質問を許可します。

17番（内海 健次君）〔質問席〕

おはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、令和元年6月定例議会の一般質問に入らせていただきます。

私は、平成最後3月議会で、1月28日、安倍総理の所信表明から、安全保障環境は激変した、この瞬間もこれまでとは桁違いのスピードで厳しさと不確実性が増していると国会で発信された、多分恐らく総理ですからシグナルを受けてのものだったと考えられます。5月18日には、上場企業の2019年3月期決算が出そろった、純利益7.3%の減、金額にして実に約33兆5,000億円ので現政権で最大の下落率となった、米中の制裁関税が応酬が進めば、世界的な貿易縮小や経済の冷え込みは避けられないとの報道でありました。また、25日から28日まで、トランプ大統領が令和最初の国賓として滞在し、蜜月演出で日米同盟に波風は立てなかったが、来週大阪でのG20、8月参議院選後の日米交渉と令和元年を一国民として憂慮するものであります。また、消費税増税のめぐっては、さまざまな考えのもとに、国政で議論がなされておりますが、増税ありなしにかかわらず、本年10月1日より、幼児教育・保育の無償化が実施されます。

質問は、無償化についてであります。

昨日、安藤議員が質問されましたが、通告をしておりますので、一通りしゃべります。一通りの答弁をお願いします。さらに、令和になって初めての議会ですので、美しく平和に生きる美作市民のために一生懸命質問させていただきますので、ひとつよろしく願いいたします。

私が国における急速な少子化の進行の歩みに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、新しい経済政策パッケージである子育て世帯の支援が狙いの幼児教育・保育の無償化を実施する改正子ども・子育て支援法が5月10日可決成立いたしました。施行期日は令和元年10月1日とされております。

また、同時に子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念と追加されました。美作市における対象者数3歳から5歳児、ゼロから2歳の数、そして本件についての住民説明、それからそれに伴うシステム改修について、財源について、実は昨年5月29日、国の責任において、必要な地方財源をしっかりと確保すると地方六団体に提言されておりますが、いかがでしょうか。本年度分は全額国費により補填すると聞いておりますが、いかがでしょうか。

以上であります、よろしく願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

大川教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

幼児教育・保育の無償化についての御質問でございます。

本市におきます該当の園児数でございますが、本年5月1日現在で、3歳から5歳児が503人、ゼロから2歳児は218人となっております。特に3歳児におきましては、先日の安藤議員の御質問にもお答えをいたしましたように、市内全体の3歳児の約87%の子どもが就園をしておりますが、無償化が始まりますとさら

に増えるものと考えております。

次に、保護者への説明でございますが、これは、本年2月から幼児教育無償化制度の国の方針につきまして、チラシを掲示するなどあるいは園長が説明するなど、各園を通じ保護者への周知を行っております。今後におきましては、本市の方針が決まり次第、改めてお知らせを行いたいと考えております。

無償化に伴うシステム改修でございますが、特にシステムの改修は必要ないと聞いております。無償化のみならず、美作市におきましては、幼児教育・保育というものの質の向上というものも目指して進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜るようによろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お尋ねの中で、財源問題であります。これにつきましては、お尋ねの中にもあったように、地方六団体がかなり気にしました。その中で、特に市長会が一番たくさん抱えることになるものですから、私もそうすけども、猛烈に動き回っております。なぜ動き回ったかという、当初の案では、大まかに言う国が半分出すから、あとはおまえのところでやれよと、こういう話でありまして、それをやりますと、消費税については地方分があります、地方消費税というのがありまして、それがほとんどなくなっちゃうんです、ほかの措置を入れますと。国がこうやってやりたいという、国は財源が確保できてよかった、その一部をこれに回す。地方の場合には、消費税が増税されて地方に残る部分がほとんどなくなってくるという構造になってたものから、これはいかんぜということで強い運動行動を去年の年末にかけてやりました。私も例えば当番が回ってきて、当番というかそのときに市長会の会長だったものから、一番影響が大きいのが実は県内では倉敷市だったんですけど、倉敷市の伊東市長と組んで加藤勝信さんのところへ行ったら、そんなに痛いかなんて言われましたけれども、それは痛いんだというようなことで、全国の仲間とともに大運動を展開をした結果として、暫定的な結論でとりあえず全部国が持つということだと。とりあえずというのがくせ者でございます、したがってこの問題についてはまだ根っこが残っているということですから、令和2年度予算編成時期においても、我々としても相当に頑張っていかなければならないだろうなというふうを考えております。

それから、もう一点追加で申し上げますと、無償化の範囲の問題がございまして、これにつきましては、保育料の無償化については今回すぱっといってるわけですが、保育料以外の部分が若干あります。先ほどの6番議員のお尋ねにも若干絡むんですけども、幼稚園、保育園の給食費についての要望を出す声が結構いろんな自治体からございました。そのことについてはまだ結論が出ていないというようなこともございまして、これについては市長会でもいろんな議論がこれからもあって、意見が出そろえばかなりの運動が展開されるというふうに思いますが、いずれにしても主眼のところは、この保育料無償化についての地方負担分が暫定措置としてないだけけれども、じゃあ今後の継続的な施策として一体どうなるんだということについてまだ決していないんで、これについて我々としても皆さんともども、議長会もお願いしますが、市長会としてはかなり多くの問題意識を持って今後の課題として頑張っていくということをもって答弁とさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。先ほど教育長のほうからは、公立の認可の保育園、幼稚園、幼児園のことについての説明で

したが、私のほうからは認可外の保育施設の関係について答弁をさせていただきたいと思います。

まず、認可外の保育施設ですが、美作市における対象者数ということで、県からの通知では、市内に1施設、約10名の方が認可外の保育施設を利用されているということで報告がありました。また、県へは未届けですが、市内には事業所内保育が5カ所あるということを把握しております。今回の制度の対象者は、市内に在住する3歳から5歳の子どもとゼロ歳から2歳までの住民税非課税の世帯の子どもさんになります。利用者から申請をいただいて審査し、認定することになりますので、具体的な数の把握は申請後ということになります。

それから、住民や保護者への説明はということでございますが、きのう安藤議員の質問にも答弁をさせていただきましたが、今月の12日に県からの説明会がございます。その説明を受けて詳細を決めまして、事業所等との調整ということになりますので、周知についてはこれからという状況でございます。

それから、今回の無償化についてのシステムの改修についても、新設の変更はございません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

内海議員、どうですか。

17番（内海 健次君）

2回目いいですか。

議長（岡本 泰介君）

2回目、やってください。

17番（内海 健次君）

教育長、本市の方針という言葉が出たけど、それはどういう意味ですか、方針とは。

それから、今市長のほうから市町村のとか外郭団体があつたかな、これは、この間テレビで出ておつた人たちかな、これは。埼玉県の和光市、世田谷区、東京都三鷹市、この辺の人たちだと思うんですけども、しっかり連携をとって、ぜひ美作市の負担のないようにお願いをしたいと思います。

それから、これは余談事ですけど、この無償化に伴う最優先であります待機児童、これは美作市には関係ないと思いますけれども、国のほうが方針を出しております。女性就業率80%対応、これは美作市は余り関係ないかな、この2点だけお聞きしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

本市の方針ということでございますが、これは国の方針を受けてその方向でございますが、9月の議会に条例等を上程をいたします。それを受けてということで、そこが決まってということの意味でございます。

なお、待機児童ということですが、本市におきましては、求職中です、職を探している保護者の方のお子様もお預かりをしているということで、待機児童はございません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

内海議員。

3回目です。

17番（内海 健次君）

質問はございません。

きょう、山陽新聞だったか、いいニュースを見ました。日よけネットです、子どもたちの日よけネット、暑さ対策、これはこの質問とは関係ありません。子育て無償化もそうですし、そういった外的な環境もいい

んじゃないかと思しますので、美作市もそういったことをぜひ取り入れるようお願いを申し上げます。

2項目めに移ります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、2項目めに移ってください。

17番（内海 健次君）

2項目めは、ドッグランの設置を希望する、こういう意味でございます。

近年の少子化、高齢化の進展により、市民の意識の中で安らぎ、憩いを求める傾向が強まっており、ペットに対する需要の高まりが見られ、ペットを日常生活のパートナーとして飼育する家庭が増えているのではないかと考えられます。我が家庭においてもそういうふうな傾向なんです、高齢化が進む現代では、動物と一緒に暮らす、あるいは一緒にいることで人に元気を癒やしを与えてくれるのではないかと考えられます。このような状況の中、人と犬が触れ合うレクリエーションの空間づくりとしてドッグランの設置について質問をさせていただきます。

まず、ドッグランの設置の必要性について、飼い主のマナーの向上を図り、安全・安心、快適な利用環境をつくることから、多くの地域で設置されている。県北では赤磐市、勝央町等が運営されています。ドッグランに対する意識調査では、賛成意見がおおむね65%以上の結果が出ていると思います。施設形態は、おおむね1,000平米、こちらでいう1反以上で、小型犬、大型犬ゾーンに区分を採用しております。管理運営に当たっては、ボランティアや専門知識を有する団体などの協力を得る必要がある、また人と犬との共存の場を実現するに適した管理運営体制の構築を目指す必要がある。設置効果として、住民間のコミュニティが犬を通じて形成されるんじゃないかと、話す場所です。2点目が飼い主のマナーの向上を図ることで、人と犬とが共存し、にぎわいと楽しさのある地域を実現できるのではないかと考えられます。放し飼いによる事故などの危険を防止し、路上等におけるふんの放置がなくなる、以上、効果、ニーズをよく把握し、設置に向かったの考え方をお聞きします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。市内にドッグランを設置することの提言についてでございます。

美作市の平成31年3月末現在の犬の登録件数は1,620頭、平成30年の同時期と比べまして4頭の増ということで、登録数については横ばいの状態でございます。

高齢化社会を迎え、ペットの高齢者への健康効果についても関心が高まっております。高齢者にとって、犬を飼うことにより、食事を与えたり散歩をしたりすることにより飼い主の運動量が増えたり、世話をすることがやりに結びつき、認知症の予防や改善が期待できるという効果があるとも言われております。

私も子どもが生まれてから、何か子どもが毎日世話ができ、子どもの人間形成に少しでも役立てばと思い、犬を飼い始めました。子どもは、毎日の餌やり、散歩、ふんの処理など一生懸命取り組んでくれました。名前もパンチ、ムックというかわいい名前をつけて世話をしておりました。犬が病気になったときも病院に連れていき、何日も犬の傍らで世話をしておりました。犬が死んだときの子どもや家族の悲しみは今でも忘れることはできません。こうしたことが犬と一緒に生活することによって愛情が湧き、子どもが命のとうとさや大切さを学んだと思っております。

また、内海議員の御指摘のとおり、犬を通じて形成される住民間のコミュニティについても、地域を活性化の上で有効な手段と考えます。犬を飼っている方にとっては、いつも傍らに犬がいる、少し出かけると

きも一緒に連れていってやりたいと思っている方は多くおられます。愛犬家にとっては、近くにドッグランがあることにより、愛犬家同士のコミュニティの場であり、家族同様に犬を連れて旅行や行楽に行ったときに、犬のストレス発散などには有効な施設だと考えております。県内や近隣には、観光施設や高速のサービスエリアなどにドッグランが設置されております。美作市内でドッグラン施設を設置する場合は、市内の愛犬家のニーズを十分に調査した上で、利用者の近隣地域住民の方々とともに、安全性、快適性が確保できる場所があり、自己責任で犬の管理ができる運営グループがございましたら検討させていただきたいと思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

内海議員。

17番（内海 健次君）

部長、自分の家庭に置きかえてのペットに対する気持ちはようわかったけど、最後の2行だけがな。これは、行政マンの習性かろう、これはブーメラン答弁じゃな。最終的にはここへ返ってきょうる、質問者に返つとんで、これは。質問者に返るといのは、市民に返つとんじゃけえ、もう少し順序立てたものがあってもええんじゃないかな。例えば、学識経験者等を交えた懇談会をすとか、整備内容や管理運営方法、利用規約の内容等を少し行政内部で話をして、試行的に1年ぐらいやってみようとか、もう少し進んだ発言はないかな。市長、どう思われます。ぜひそういう発言を期待しとんです。これは2回目とします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私のほうからはこうっておきます。景山部長を初めとするスタッフに先行事例をきちっと調べろというようなことは当然もう内々申しあげているんですけども、私自身のことと言いますと、この質問書を受け取ってから、市内3カ所ぐらい見ております。そのためだけに行くのは大変なんで、折々の行程の中で見ておりますが、旧美作町内にもかなりいい場所があります、それからもう一つは大原にあります。これは、若干関係者の理解が必要なんですけども、大原の場合はどこかっていうと、先ほどの答弁との関係でいうと、前にあそこで道路をつくるときに広場をつくってました、あれは最適です。それから、英田にも多分1カ所いいところがあるだろうと、これはまだ美岡道の開通との絡みでもってできるはずの部分があるんで、そこだろうとは思ってるんですが、そういった適地がどうもありそうなもんですから、そういう意味では誰にやってもらったらいのかというようなことも含めて、勉強させていただく必要があろうかなというふうに思っていて、的確な指示をしてみたいというふうに思います。

人口は今減ってますけれども、愛犬家の方々がひょっとしたらというようなことも若干の効果もあるかもしれない。ぜひとも人間というのは一番最初に共生した動物が犬で、これは1万年、2万年ぐらい前からそうらしいんですが、恐らく人類が続く限り共生を続けていく相手であるということは間違いないと思えます。お互い幸せになるための空間として真面目に考えていくということを申しあげて、答弁いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

内海議員、3回目です。

17番（内海 健次君）

これは、市民部だけじゃなくて経済部に飛ぶけど、湯郷温泉では2件ペットの宿泊が可能なお店があります、御存じか。そういったところへお客さんのニーズを収集したかな、してるか。湯原温泉も2件ある。牛

窓では、牛窓の旅館が宿泊も当然オーケーじゃし、ドッグランなるものをやっている。そういうことも調べてみる必要があるんじゃないかな。単に愛犬だけじゃなくて、経済にも影響すると、こういうことをぜひ調べていただきたい。

それから、これは関東のほうですけど、社会動物環境整備協会なるものがある。こういうこともひとつ研究課題にしてください。そうなると、これはドッグランじゃない、ペットの最期、葬儀なんかを含めているろと研究をしていただきたいなと思います。

まとめます。

直接質問とは関係ないんですが、最近人災のような交通事故とか殺人とかいろいろあります。昨年は大災害がありました。これは7月8日の天声人語からですけども、かつて土砂崩れは蛇崩、蛇落などと呼ばれた、大きな蛇の出現になぞられたものだと、私は好きなんですけど、歴史学者の磯田道史さんが著書で述べています。物すごいスピードで人家に迫り、人間の暮らしを飲み込む様をあらわしたものだだろう。その恐怖は大蛇のしわざだと言うほかなかった昔の人々と何も変わらない。西日本の各地で豪雨により土砂崩れがもたらされた。報じられている映像では、むき出しになった茶色い山肌があり、崩れた家がある、そしてその下には泥にあらがいがいながら助けを待つ命がある。濁流が1段1段階を上ってくる、親族が取り残された、食糧が尽きそうだ、水に覆われた地域から悲鳴のような声が伝わってくる。川はみずからの境界を越え、人間の営みを無視するかのように全てを飲み込んでいる、これまで経験のないという言葉が叫ばれる災害となった。雨の強さだけでなく、あわせて9府県で特別警報が出るという範囲の広さ、3日も4日も降り続くという期間の長さ、どれもが救助に立ちほだかる壁である。その地域に住む人にとって、50年に一度の危険、一生に一度の危険、そんな定義のもと、特別警報の制度は2013年に始まった。にもかかわらず、大雨の特別警報は毎年のようにどこかで発せられる。今回は8例目となった。異常が日常になっている日本列島に重なるかのように太い雨雲は、この国にまとわりついた大蛇にも見える。そのまま東へとはって進む力、警戒は緩められない。ぜひ来月になりますと西日本の豪雨から1年が来ます。災害からもそして人災からも子どもたちを守っていきましょう。

終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番10番、議席番号17番内海健次議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議を開きます。

一般質問、通告順番11番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可します。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

それでは、議長の発言許可をいただきましたので、令和元年6月議会の一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、財政運営と今年度の予算との関係、それから滋慶学園関係、最後に告知放送の関係の3項目であります。

私は、皆さんも同じだと思いますけれども、日ごろ市民の皆さんとの話す機会の中で、多くの質問や疑問を投げかけられます。そこで、今回の質問は、私が説明しづらい、また説明しても理解していただけてない案

件の中から3項目を選んでの質問であります。

1項目めの財政関係ですけれども、よく聞かれることは、市の財政はよいのか悪いのかどちらなんだと、そして今年度予算はどうなっているのだという質問であります。財政運営と2019今年度の当初予算についての質問をいたします。

今まで市の説明については、借入金つまり市債は減少し、貯金、基金が増加して財政状況はよい。国は、全国の市町村で基金、貯金の額が増えているので、市町村の収入、つまり交付税を見直して、国の財源を減らそうというふうな話をして、その可能性を示しているという現状だろうと思います。市の財政の総点検を見ましても、基金の残高が約160億円、そして実質的借入金50億円、下水道等の実質的市の負担額92億円と示されておるわけでございます。現実的な話ではございませんけれども、このお金を全て整理すると18億円程度のお金が残る計算となるわけでございます。これは執行部の書かれた数字で間違いはないと思います。しかし、庁舎とか文化センターなどの工事を今後やる、それ以外の公共施設の老朽化や下水道施設などの機械の更新などの費用を、逆に言えば18億円でするか、もちろん借入金等々あるということはよく知った話の中ですけれども、しなければいけない、そして今議会においても、議員方のいろいろな提案や要望等がありました、この事業をするということになると非常に厳しいだろうと。その上に少子・高齢化で人口減少により、収入の減額がこれから徐々に減っていくだろうという中で、財政の基本というのは、私は年度年度の収支のバランスをとり、大きなハード事業を行うときには基金の積立金を取り崩すことだろうと私は思っております。家庭の運営、家庭会計においても同じことで、年々の収入で費用を賄い、かつ計画的に積み立てを行い、そのお金をもって、車等の買い換え、最大の人であれば家の建てかえ等はもちろんローンを組んでやるんですけど、そういうふうに収支の部分と積み立てと支出をしていくということではない、市の財政も同じ考えだろうというふうに思います。ということは、財政運営は、常に単年だけではなしに、単年度も必要なんですけど、中・長期的に考えて行わなければいけないということは誰も周知のことだろうというふうに私は思います。

それでは、具体的な質問に入りますが、質問の内容は、私はこの質問書をつくるときに、財政の総点検という市が出されている本と、それから今年度の予算を広報紙に出されているいろいろなことを書かれています、それを見まして私なりに疑問に思う等々について質問をしてるわけで、執行部の皆さんは、ここにおられる皆さんは知られているというふうな認識の中での質問でございます。

1番目に、財政の総点検と当初予算の差異はということで質問をしております。

昨年秋に作成した財政見通しと本年度予算とは、主にどのようなところを計画変更したのか。これは少し専門的になるんですけど、財政の総点検というのは普通会計ということで、ほかの会計予算が入ってますけど、会計規模は2,000万円程度ですので、これはもう微々たるもので、一般会計ぐらいの解釈にして話をしてください。細かい数字の議論をする気はないので、会計規模はどうか、また市債の額が30億円から22億7,000万円ということで減ってるわけです。7億円強の違いは何か、もちろん事業を当初予算では上げてなかったというのはこれは誰もわかることなんですけど、補正をすることか事業の先送りか、廃止、休止、やめたのかという質問が1つ目です。

次に、2番目がこれは財政の総点検との比較ができないんですけれども、繰入金、結局財源不足による一般会計の繰入金が増えている、ということは財源不足が増えているということで、30年度の6月補正予算、昨年今の時期の俗に言う去年は市長の選挙があったので、骨格予算で肉づけ後の予算、これが212億円で、本年度とすると、本年度のほうが4億円強の減額でありますけれども、繰入金が5億円増加しています。つまり、今年度だけ見ると、お金が9億円足らなかつたことになる、すなわち9億円基金から繰り入れ

たということです。予算ということもあります、前年との比較でも5億円は不足しているということになると思いますけれども、広報紙によると、人件費、扶助費、公債費、物件費が増加しているとなっています。前年比較より財政見通しとの差異が問題だと思います。なぜ昨年の秋に作成した財政見通しと比べ大幅に人件費や扶助費や補助費が増加しているのか。これはもちろん公債費、物件費というものもあるんですけども、これは財政比較と比べたときにそれほど差異がなかったということで、私の今言ってるのは、人件費、扶助費、補助費は、昨年よりも増えているし、財政見込みよりも財政の総点検の数値よりも増えてますよ、なぜですかという意味ですから。

3番目に、今年度がこういうふうになったんですけども、来年度以降の財政運営はどうなんだ、財政見通しに、財政見通しというのは点検です、比較して人件費等の歳出が増えている、その上に交付税の一本算定、来年は最後の年だと思います。それから、たしか20年は交付税の国勢調査があって、人口を再度それに合わせた、来年度そのものは影響ないと思うんですけども、それ以降になる。そういうふうな交付税の算定がえが来年、再来年来ますので、考慮すると現状のままでは単年度の収支不足がことし以上に増えるだろう、庁舎等のハード事業を加えるとどのような試算になるか、中期的、五、六年先の事業費と起債基金の額の増減を、あくまでも見込みですから、どのように考えられてるのかということで、この3項目の質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼いたします。財政の総点検と当初予算の関係でございます。

財政の総点検で示している財政推計と実際の2019年、ことしです、2019年度当初予算との差異についてのお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、歳入予算においては、地方債の発行額が財政推計と比較いたしまして7億円少なくなっております。これは、歳出の普通建設事業に連動するものでございまして、財政推計に盛り込んでいた新庁舎建設事業、そして特別支援学校整備事業などの幾つかの大規模事業が2019年度当初予算には入っていないため、これだけの差額が出ております。このことが会計規模の差にもつながっているというものでございます。しかしながら、今年度中に補正予算で考えているものに保育園建設事業がございます。その他についても、市民の方々、議会の御同意をいただければ、着手したい事業を財政推計には盛り込んでおりますので、決算においてはその差は縮まるものというふうに見込んでおります。

続きまして、繰入金が増加しているということでございますが、2019年度当初予算で計上している基金繰入金のうち、一般財源となるのは、財政調整基金、土地開発基金でございます。その他については、事業実施に合わせて繰り入れるため、特定財源扱いとさせていただいております。財政調整基金と土地開発基金合わせて6億7,800万円の繰り入れで一時的な財源不足になるものを補っているというところでございますが、市税と地方交付税を合わせて4億6,600万円財政推計のほうが予算を上回っております。

また、歳出は、決算において毎年度5億円を超える不用額が出ておりますので、歳入の予算超過分、歳入不用額を合わせて9億6,600万円となり、予算上の財源不足となっております6億7,800万円は決算時において解消できる見込みというふうになっております。

美作市の財政運営をする上で最大の問題は、普通交付税の合併算定がえでございます。一本算定後でも運営可能な歳出の規模を早期に確立することを考えて財政運営を行ってまいりました。基金繰り入れが増額しているのは、経常的な歳出規模は一定に保っているものの、主たる歳入である普通交付税の合併加算が減つ

て、普通交付税そのものが減っていることと、過去に繰越金、交付税ともに決算見込みに近い予算を行いまして予算割れをした年度があったことから、若干の余裕を持たせた予算とさせていただいているところが要因でございます。

歳出面において、新たなソフト事業を始めたものもございますが、電気料金の見直し、告知放送の通信費の削減などから生み出した予算とバランスをとるように考えておりまして、大きな増額はないものと考えております。

また、人件費、扶助費、補助費が増加しているとの御指摘でございますが、人件費について一番大きく増えたのが時間外勤務手当でございます。今年度は県議選、参議院選があるために増加したものと、これまでは人件費内の不用額から予算流用で対応していたものを実績ベースで予算化したことにより2,600万円の増となっております。

その他には、職員の借家住まいが増えたことによる住居手当の増、そして職員の通勤距離が伸びたことによる通勤手当の増、人事院勧告により勤勉手当の支給率がアップしたことによる増などがございまして、予算ですので若干の余裕を持たせているため、推計値と比べ9,500万円の差が出ております。

扶助費につきましては、生活保護費が5,000万円減少しているものの、障がい者介護訓練等給付費が利用の伸びで4,800万円、児童扶養手当を4カ月ごとに支給していたものを2カ月ごとに支給方法を変更したことにより、今年度のみ15カ月分の予算措置が必要となり、総支給月数が増え3,500万円、障がい児施設措置費が利用者数の伸びで2,200万円増額しております。

補助費については、消費税率改正対策のプレミアム付商品券が1億9,500万円増えております。

以上、予算ベースで増額した理由について申し上げますが、問題はこれらが財政推計に反映されていたかどうかというところでございます。

扶助費につきましては、担当課から推計値の提出があり、試算をしております。

障がい児施設措置費については、昨年度7月に新たに市内に施設ができたため、大幅に利用が増えておりまして、推計時点ではそこまでの伸びを予測できなかったため、微増の推計値といたしております。

人件費につきましては、推計と若干のずれがございます。推計資料は7月ごろに基礎データをまとめておりまして、それ以降に職員の住居、住所地が変わり、差異が出てきております。職員の配置場所、住所地については予測できない部分もございますので、その点は御理解を賜りたいというふうに思います。そして、選挙に係る時間外については、ほとんどが財源措置されますので推計には上げておりません。また、こちらの予算については不用額を含んでおりますので、推計値よりも多くなっている点についても御理解をお願いしたいと思います。

最後に、補助費でございますが、先ほど申し上げましたプレミアム付商品券は、推計時点では決まっていなかったため、推計値には含まれておりません。国庫補助金と商品券の販売代金で全額財源措置され、一般財源はございませんので、財政推計上、収支には影響がないものということでございます。また、2019年度から始めます新婚さんいらしゃい補助金は、この推計には含まれておりません。市民の皆様の御意見、この財政推計などから総合的に判断し、実施を決定したものでございます。

財政の総点検については、2014年度以降、毎年度実施いたしております。財政面を中心とした問題点の抽出とその解決を財政推計と合わせて実施いたしてまいりました。その手法もだんだん確立をされておりました。精度は上がっていると考えております。今後も継続し、健全な財政運営ということに努めてまいりたいというふうに考えます。

そして、来年以降の財政運営ということでございますが、冒頭でお答えしましたように、昨年度作成した

財政推計と現在の予算には普通建設事業に大きな乖離がございます。予算計上されていない事業について、先送りして実施するか、取りやめるのか、実施方法を見直すのかという点でございますが、特別委員会が設置され、慎重な議論が必要なものがございますので、今の時点で個々に答えを出すことはできません。仮に先送りして実施しようとする場合、これが最も財政負担が大きい場合と考えていただければよろしいかと思っております。今後5年間で基金残高は約12億円減少し、地方債は152億円発行することとなり、地方債残高は増の270億円程度、公債費はこの5年間は大きな変動はございませんが、据置期間が終了いたしますと4億円程度増える見通しというところでございます。

このほかに歳出面で気になるのは地方公務員法、地方自治法が改正されたことにより、2020年度から臨時、嘱託職員が会計年度任用職員となってまいります。まだこのことで財政面にどれだけの影響が出るかはわかりませんが、一般的には財政負担が増える方向の制度設計になると思われることから、財政面では心配をしております。しかしながら、労働者の立場に立つと雇用条件の改善となることから、いたし方ないものと考えております。

歳入面では、2020年度に実施される国勢調査により、普通交付税の基礎数値となります人口が減少することは必至でございます。しかし、この秋には稼働開始と聞いております作東メガソーラーからの固定資産税が2020年度から初年度で約5億円収入される予定でございます。その75%は基準財政収入額に算入され、普通交付税が減りますが、一般財源全体としては増える見通しでございます。国勢調査人口による交付税の減、メガソーラーによる市税の増については、推計値に含ませていただいております。

このように、今後しばらく大きな動きがございますが、基金からの繰り入れに極力頼らない財政運営を原則とし、やむを得ない場合は基金を有効に活用して、市民の声、議会での議論を踏まえて、必要な事業を実施してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

大変丁寧なお答えをいただきましたけれども、極端な話、丁寧過ぎてなかなかわからない、解釈できない。簡単に一言で言えば今後の財政運営が厳しいということだろうと想像するんですけど、逆であれば次の答弁のときに言ってください。私自身は今の答弁を聞いたときに、交付税の一本算定等々を考えたときに、財政運営は厳しい、ただ今現状今年度予算についてはそうではないよというふうな話をされたように思うんですけども、そうすると執行部の考えと私の考えについては少し隔たりがあるかなと。今後の財政運営が厳しいということについてはひとつ同じところがあるんですけど、今年度の分析については少しおかしい。なぜかという、今年度予算と財政推計との差はハード事業に連動する、それはもう基金の額で私のほうが連動しますよと言ったから、連動します、私もそう思ってます。そのことを問題にしてるわけじゃないんです、逆に下がったら繰入金も下がりますよという意味で、その逆の話をされてるんで、少しそのあたりの解釈が違うんですけど、事業費が減っているのに財源が不足している、基金の額が増えている、このことのほうが問題だろうというふうに私は思っているわけです。例えば、保育園事業、保育園の建設をするとしても、まず一般的には、よくわかりませんが、補助金があると思います。その残りを市債、借入金を発行するよと、今年度予算の財政推計だったら7億円ほどの差があるんですけど、全部使われるかどうかは別なんですけど、100%それでできるかというたら、できないわけです、必ず一般財源というのが必要になってくる。この財源が入られてないのに、繰入金が増えるよということを言ってるわけです。つまり、今年度の予算総額が財政推計と同額程度であれば、来年度以降は財源不足がことし以上に減りますよというこ

となんです。なぜ減るかという、交付税の一本算定がある。つまり、今年度の一般財源の不足額が今年度限りなのか、よく聞いてくださいね、今年度限りの内容なのかどうなのかということを知りたいんですけど、特に今年度限りかなと思ったのが、扶助費については、たとえ増えたとしても、一般財源ベースなら非常に少ないわけです。ただ、人件費については多いわけです。ただ、これは前年との予算比較ベースでいって、これはもう関係ないわけです。ただ、財政の推計ベースと比べても増えてるからという、先ほど言われたみたいに、住居手当とか人勸の関係が増えてますよという話をされたわけなんです。その話をされたのをすると、今年度当初予算に限りじゃなしに、全体が下げられれば別です、同じ条件であれば来年度も同じ金額が要るわけです、ということは来年度も不足するという話になりませんか。そういうことで来年度以降についても、不足額が今年度と同じように続くのではないだろうかという心配で言ってるわけです。なぜかという、市のほうは、先ほど言いましたように、市の財政はいいですよ、いいですよという話をずっとされてるわけです。結局、基金の残高が、事実のところもあるんです、うそだと言ってるわけじゃないです、借入金額が下がって、貯金のほうはどんどん増えているから財政状況は非常にいいですよ。確かに去年まですごいそういう気がしたんですけど、ことしの予算を見るとちょっと厳しいな。もともとと言われてましたように、予算の部分と決算の部分については差があるわけです。200億円ぐらい、207億円ですか、200億円程度であれば、繰越金に相当する金額が約10億円程度出る、先ほど言われましたけど10億円ほど出る。それは出るんですけど、それを全部使うとすれば、次の繰越金がなくなるわけです。ただ、5億円程度は全部歳入歳出の差異で消化されるけど、なくなってくるけど、残り5億円は厳しいんじゃないかなという気がしてるんです。だから、再度言いますが、財政の推計と今年度の予算、去年の予算、この3つを比べてみて繰入金が多い、その理由は何ですかといったときに、なかなか私自身も答えが出てこない。答えが出てこないということは、財源不足もしくは歳出がそのままの状況かなと、そうしたら今年度だけか来年度だけかという、もう少しわかりやすいように言うということになるんです。再度そのあたりを説明をお願いしたい。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、各年度年度の予算編成と将来見通しの一般的関係について申し上げておきますと、大体将来見通しについては少し厳しめに見ていたほうが安全なんです、これは前からそうなってると思うんです。それで、少し厳しめに見ておいた上で、コスト削減とか事業の休廃止というようなことも含めながら、その差を何らかの形で吸収する努力をしながら、次の年度へ進んでいくということを繰り返しております。したがって、当市の財政総点検の年度年度の推移を見ましても、財源の不足というか余裕額が減るやつがまたちょっと増えていく、減るやつが増えていくというそういう傾向を示しております。そして、この推計のやり方については、癖のようなものでございますけど、ほかの市の財政運営と比較しても大体似たような傾向を持っているというのが1点目であります。

それから2点目に、本年度予算編成につきましては、言いにくい言葉があるんですけども、財調を取り崩した形にはしとこうという配慮を若干いたしました。これは、先ほどお答えがありましたように、結局終わってみるとお金は取り返してあるんですが、その積み方を少し変えたいという配慮も実は内面ではございます。つまり、財調の規模がいろんな形で注目を集めることを避けておきたいというような気持ちもあって、そういう財調をまず使ってるというようなことになっております。もう一つは、これも当

然でございますけど、岩崎さんが財政を担当されてたときにも、歳入については少し厳しめの予算編成をしますよね。どれぐらいですか、5とか10とか程度がありますけども、1とか2とかの場合もありますけども、ある程度歳入についてはアンダーで見ておいてということもありますんで、何やかんや回してみると、今年度も実は例年とそう大差ないような予算の仕上がりになる。ただ、見た目が我々としては財調が余り注目を集める中で、毎年毎年増えてんだという形は若干とりたくないという思いがあったというような気がいたしております。そこのところを我々はどういう表現をしているかということ、国に対して厳しくなってんだということを常に言い、したがって交付税総額の確保をぜひお願いしますというような材料には一方ではしているということでありまして。他方ではそうは言いながら本当に市民生活に影響を与えちゃいけないので、無駄の削除、削減も含めて、次の年、その次の年に向けての準備を当年度において少しずつやっていくというようなことの繰り返しをやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

いいですか。

3番（岩崎 清治君）

3回目の質問なんですけど、多分今の市長のお話、私のしゃべっていることは、市民の方についてははっきりわからない部分が多いだろうと思うんです。もう端的に話し合いをしたほうがいい、この放送自体も市民の方が聞かれてるんで、というのが余裕があるのかなかというのを3回目の質問で答えをしてください。というのがなぜかという、例えばアンケートなんかを市のほうが去年されて、何か困ったことをしてもらえよ、それから今困ってるからこれこれしてくださいよという要求が非常に多いわけです。その要求に全部応えれるだけの財政規模です、このことはしますよ、しませんよというのはいろいろあると思うんですけど、財政の状況の中でできることがどの程度ある、余裕があるかないか、ちょっとしめたほうがいいか、ある程度気持ちが納得したらできるよというのか。というのが今議会でも議員の皆さん方からいろんな要望、提言が出ているわけです、それをしようと思ったらお金がかかる。だから、前段としてこのことは話をする気はないんで、余裕があるのかなかということを書いていただきたい。これは少し専門的になるんですけど、多分財調を繰り入れをして減らしていったほうがいいと思うんでというのは、それは国のほうの総務省のほうでしたか、各町村の財調の金額が膨れてるから、交付税の見直しをという話があった、それに関連してることだろうと思うんですけど、そうであるならばその入れたお金はどこに使ったんですかという話なんです。5億円だったら5億円。だから、今年度だけのことであれば、単年度だけのことであれば、財政運営についてはそれはいいでしょう、特に専門的に言ったら臨時か経常がどっちだという話です。

美作市の場合、いろんな問題、お金の要る問題、いろいろ抱えているわけです。例えば、一番の話、先ほど前段に言いましたけれども、企業会計でされてますけど、下水のお金がとても企業会計でできる話ではないんですけど、企業会計のほうが財政的に有利だろうということとされてる話っていうのもあるわけですけど、その中で市がどうしても持たなきゃいけない部分があるんで、先ほど言いました。実際、会社でいうて倒産してしもうて、持ってる現金を分けた場合、現金だけです、18億円ほど残りますよって言ったのがさっきの部分で、この試算の部分は、市のほうが出された数字に入っているわけです。その考えは行政には成り立たないんです、成り立たないんですけど、例えばの話としてすればわかるだろうという意味で、2つだけ再度お尋ねなんですけれども、一番最初に、本当に今私が言っているのは、潰れるか潰れんかという議論をしてるわけじゃないんです。財政運営を今後長く続けたときに、私は今年度予算が少しおかしいのは、ちょ

っと多ゆうなり過ぎてるなという、不足額が多いなという意味での質問でのチェックですから、それが大丈夫なんか、どうなんかというその部分と、財調の繰入金額がことしどこに行ったのという2点をお願いします。それが経常か臨時かという意味合いも含めての話でお願いします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、余裕の問題ですけれども、例えば経常的な新規事業としての余裕でいいますと、毎年の公園面積の増大等との関係でいうと、継続的に実施する事業でいうと2,000万円程度の事業の可能性があるというぐらいだと思います。ですから、きょう教育長も言っていましたけれども、年間1億円の継続的事业をどんとやれということまでの余裕は多分今の市の状況だとないだろうと思ってます。もちろん新規税制、法定外目的税とか何とか出れば、それはまた別の話になりますけれども、今のところの話でいいますと、2,000万円ぐらいの継続的新規事業ということになるだろうと思います。

それから、財調の取り崩しがどこへ行ったのかということについては、これは予算の仕組みの中で必ずしも明らかではないわけでありまして、ひもはついてません。ただ、一般的に言えることは、さっき申し上げたように、とりあえず避けた形にしていこうということを念頭に置いております結果、その行き着く先がどうなるかといったら、ほかの特目基金がそのうち知らず知らずにちょっと増えている形で終わる、着地するはずであります。特目基金のほうが増えた形で最終的に決着する形になるとしますと、ある種ハード事業というか一過性のものに充てたという推定でもって、そう大きな誤解がないんじゃないかというふうに思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

総括です。

3番（岩崎 清治君）

この財政問題というのは非常に難しい、考え方によってもいろいろ取り方があるんで今の段階で答えはないんですけど、決算をしてみてどうなるか、来年度予算をしてみてどうなるかっていうことで、極端に長いスパンではなしに単年度でわかる。だから、単年度でわかったときには、特に修正、方向転換というんじゃないしに修正を常に繰り返しながらやらなきゃいけない。だから、考え方が多少ずれてても、これは許せる範囲内は半年、1年でわかると思いますんでそのあたりを十分注意しながら財政運営をやっていただきたい。ただ、私個人的に思うと、それほど楽な財政ではないだろうというふうに思うんですけど、それは人、人の考えの違いですから余り言いませんけれども、そういう気持ちがございます。

次の項目に移らせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

では、2項目めに入ってください。

3番（岩崎 清治君）

2項目めの滋慶学園についてでございますけれども、この滋慶学園については、多くの方の関心があり、質問等々もたくさんあります。そのことありまして、今議会でも同じ質問が私が4回目、4番目でございます。同じ質問の中で、前の3人の方も言われていること、答弁されていることもございますので、その内容についてはできるだけ重複を避けて質問をさせていただきたい。私が勝手な解釈をして、解釈が違うよというところがあれば、その指摘をしていただければ結構です。

始めますけれども、なぜ学校を誘致したかということ、これは当たり前の話なんですけど、多くの生徒に市

に住んでいただいて、それによって交付税等の増額や住んでいただいたことによる消費によって市の活性化を行う、このことは私が説明しなくても、市民の皆さんが十分承知されていますが、これからなんですけど、全国の状況を見ても大変な状況が出てくるわけです。といいますのも、地元紙じゃないんですけども、新聞にも地方の私立大の閉校相次ぐとか、自治体が誘致、計画の甘さが浮き彫りなどのいろんな言葉があって、全国的に地方の大学が撤退しているという状況が現在ある。なぜ地方に生徒が集まりにくいのか、人口減少、生徒の減少、これしかないわけです。そのことを心配して質問されてる方も大勢おられます。しかしながら、美作市としてせっかく誘致してここまでやってる学校をこのままにしてはだめなんです。できるだけ生徒に集まっていただいて、所期の目的のように市の活性化にしなければいけない、これはもう誰も思っていることです。その中で現状と方法論をどうするんだと。これも議員の皆さんがもう少し生徒の意見を聞けとかどうのこうのとかという話もあって、市のほうももう少し入り込むとかという話もありましたけれども、現在私たちが見えるのは美作市のホームページや告知放送で、滋慶学園の募集関係について非常に力を入れられてる、これはよくわかるので、力を入れられてるなど。だけど、結果は今まで報告されたとおりであるので、もう少し違うことをしなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

市民の方については、どうなのと言われたんですけども、例えば次の滋慶学園の補助金です、生徒数、日本語学校はどうなんだというふうに質問をよく受けるんですけども、市長の最初の行政報告や今議会でおおむね私のほうは理解しましたがけれども、質問してるんで要約をいたします。

回答のほうは返していただければいいですし、なくても結構ですけども、総額、貸付金も入れておおむね14億円、財源別で14億円を要したと。生徒数は、現在専門学校で67名、通信で21名という御報告だったと思うんです。滋慶学園の美作市キャンパスの概要によりますと、日本語学校を除いての1学年110名、2学年ですから220名の定数で67名ということになると、3分の1以下なんです。これでは多分経営というのは非常に難しい、だからできる限りのことをしなければいけないんじゃないかなと。高等学校の通学者にしては、1学年80名で、2学年ですから160名、それが21名ということで、これも非常に厳しい状況だろうなと。少ないのを批判しているわけじゃないんです。市としてどれだけできるんならということを考えなきゃいけないという中で、これも同じことを議員が言われたんですけど、昨年の議会において、生徒数が少ないのは、専門学校ができたという周知期間が非常に短かったから去年は少なかったんですよと、今年度については生徒が多く来ていただける、それだけのノウハウは滋慶学園は持っておられますよと言われたわけです。だから、今年度の人数を楽しみにしてたんですけど、結果は2回も3回も言うことはないんで言いませんけども、非常に残念な気持ちになってるのが今の現状であります。美作市においては、市のホームページやポスター等の掲示、告知放送などを使って、先ほど言いましたけども、もう少しやり方を考えて、それこそせめて倍、8割、9割ぐらいの生徒が来ていただかねばいけないと思いますし、日本語学校においても、おおむね内示が出たということであれば、それはことしの秋は少なかったというのは、直接的には市の責任ではないんですけど、お金を使ってますから、やはりそれだけのことをしていただかねばいけない。市民の皆さんがそのことを心配されてるし、私たちに教えてくれということも言われてますんで、そのあたりは申し上げて、この後どのような方針で生徒獲得のことをされるのかな、今までの答えで同じであればもう答えていただかなくて、この1項目、2項目は答えていただかなくて結構ですし、あれば答えてください、どちらでも結構です。

そして、3番目の部分で、29年度の決算が認定されてなかった、理由は滋慶学園の補助金と聞いているけれども、どんな経過だったんだ、責任はどうか、今後どうなるのか、また国からの補助金をもらえるのにももらえないほど市の財政運営はいいのか、滋慶学園にもお金を出すのであれば、私たちに商品券でも何

でもいい配ってもらいたい、そういう苦言とかストレートで物を言われる方もおられまして、私の耳に入っております。

3番目にですけど、そのようなときに私が記憶するのは、補助金があるのに入っていない、その理由に、最後のほうに言われたんですけど、スケジュールの都合で補助金の対象にならなかったというのを、工事が完了した29年2月の議会で答弁をされました。補助金の話が最初に出たのは、27年度の12月議会において、国の補助金1億5,000万円程度があるので要望していくというふうに発言をされて、最後は30年9月議会、これは決算の認定の決算書の上程をされたときに、議会、決算の質疑において、当時、つまり27年のことを指してるんですけど、27年には補助金交付要綱があり、滋慶学園が県を經由して国に申請するが、開校スケジュールの都合で補助金を断念したが、現在は補助金もなくなっている。議事録から読み取ったんですけど、訂正したりいろいろあったんでおおむねの話ですけど、このように言われたと解釈しております。議事録からですけど、解釈の違いが少しあるかもわかりません。答弁されましたけども、事実は基金事業による県の補助金は現在もあります、27年の当初の説明時点で、既に国の補助金が県の基金事業に変わっているのに、国の補助金がある、それをもらうと常に議会で説明をされて、一回も訂正とか変わったということを言われておりません。しかも、決算特別委員会でこの件を指摘され、調査報告書が出されましたが、この報告書と議会議事録をすり合わせてみたんですけども、多くの矛盾点がございます。何が問題だったのか、議会答弁をどのように考えられているのかなど。議会での発言そのものは、議事録として永年に保存されます。これはもうよく知ってることだと思いますし、議員の発言というのは自由なんですけれども、一定程度の条件のもとに自由で、それを越えた場合には懲罰等々が待ってます、職員の皆さんも同じことだろうと思います。ということは、議会で言われたこと一字一句に対して責任を持ってもらわなきゃいけない。それがなぜかというたら、しつこいようなんですけど、国の補助金があるといったら国の補助金になるんです。予算書を見られたらわかりますけど、国庫の支出金と県の支出金というのは項目が違うわけです。もし先ほど言われたように、これは市の補助金なんですけれども、市の単独事業であれば、県と国では違うんで、財源振り替え、予算を振りかえ、予算をつくり直さなきゃいけないわけです。もし補助金が来なければ事業を中止ということもあるわけです。そのことも含めて、簡単に考えられてるかもわからないですけど、議会の発言というのは非常に厳しいものです。ただし、人間ですから間違いもあれば勘違いもあります。この場合は訂正をしてもらっても仕方がない部分もあると思うんです。ただ、今回については、私が聞いてるだけでも何回も聞いた中で、あるというのはある、国の補助金というのは国の補助金、基金の補助金ではない。なぜこのようになったかという3番目の質問事項、ここについては、国からの補助金が入らない理由というまでの説明をしました議会答弁との隔たりについて説明を求めます。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、前半部分ですが、1点、2点申し上げますが、通信が21名とおっしゃいましたけども、それは高校における通いの人たちが21名で、通信はたしか85名ぐらいで106か何かになって、合計が今高校とそれから専修学校を含めて180ぐらいというのが今の数字だということで御訂正をお願いします。

それから、今後の方策について、るる萬代議員と山本議員のときにも言いましたけれども、もう一回申し上げますと、学校のほうとしてもやや反省をすることがあったようで、戦略の見直しをしていますということを申し上げます。そして、大原の学園としての特色をきちっと出すということで、土日も含めて、修学ができる、あるいは国家試験の対応の勉強ができるというシステムを導入するというのもって一つの

特色にしたいとか、あるいは4年かかるところの柔道整復あるいはスポーツトレーナーのところの費用がかさむんで、そのところの問題を期間短縮か学費の減額かわかりませんが、何らかの方法で改善をするんだということ。加えて、何度も申し上げますが、補給源としての日本語学科が今まで閉じていたので、これがオープンすることによって、主に介護、そして何ぼかの看護というところに人材供給を図りたいと、こういうのが大まかな学園サイドの考えであります。

市としては、これはほかの質問とも絡むんですけれども、例えばきのうの話でいいますと、新婚さんいらっしゃる事業でもって市民に広報するという話を随分してましたけれども、よく考えてみると市民になれる方に広報すればいいわけであって、必ずしも今住んでいる市民で結婚する人に広報するんじゃなくて、勝央の人にも奈義の人にもということに多分なと思います。その辺の広報体制について同じような問題があって、市内の告知放送で何ぼやっても勝央には聞こえないわけでありまして。だから、市外広報というものの広報を少し勉強せにゃいけんなということを思っています。その方法としては、こちらからお願いして、近隣の市町の広報紙に折り込みか何かで配ってもらうとか、そんなことができるかどうかというようなことも真面目に考えていかなければならないというふうに思っております。

それから、議会に対する答弁は責任が重い話でありまして、私も今議会で御質問がなければはじめを、やろうと思っております。この質問が終わってからも、追加的に上程をすることも検討しております。給与減額でもって、さまざまな問題点のけじめをつけたいということでもありますけれども、問題点の本質はどれも悪意があったことではなさそうであります。一生懸命それぞれやっただけけれども、その情報の伝達のところにどうもふぐあいがあったということが基本かなと思っておりますが、その点についても、最終的には私が責任者でございますので、そういう意味でのけじめを考えているということをお話をさせていただきます。もし答弁したいことがあれば、また担当の心得のほうからもお話があるかもしれませんが、以上、私から答弁の一部とさせていただきます。〔降壇〕

3番（岩崎 清治君）

しないの。ありませんではちょっと。じゃあ、2回目にしようか。

それでは、2回目の質問をいたしますけれども、これは私自身がよくわからない通信制の関係なんですけど、説明のときには、滋慶学園高等学校に通学する生徒が21、在宅で通信制の生徒が85というふうに僕はそれを全部約してやっただけなんですけれども、この話は数字は後で教えてもらいたいんですけど、美作市の一番の希望は、市外の人に美作市に来ていただいて、住んでいただいて、そこで通っていただける。滋慶学園の専門学校のほうでも高等学校のほうでもどちらでも同じ話なんです。それがだめだという意味じゃないんですけど、家におられて通うだけでは、申しわけないんですけど、市のメリット、市民税面のメリットからいえば、勉強する場所があるからいいよというのはあるんですけど、実際のつくったメリットからすると少し少ないな、そういう意味合いで私は21名はよそから来られてされてるのかなという、これは勘違いかもわかりませんが、そのあたりのところは再度説明をいただきたいなというふうに思います。

先ほど市長のほうがいろいろな思い違いがあっただろうのこうのと言われたんですけども、それがある程度具体的に説明をしていただきたいなというふうに思うんです。なぜかという、先ほど厳しく言いましたけど、本来国庫と県とは違いますよと言ったんですけど、市の直接のハード事業だったらどうなんですかと申したんですけども、その話もその話なんですけれども、きょう今回の議会で最初のほうに言われた議員の質問の中で、28年の最初のころに、6月、8月という日にちを指定されてまで言われたんですけど、県との協議をされてた時期があるわけです。その年の年末のときにも同じようなことを言われているわけです。何ぼ何でもこれは悪意があっただけで言われてないというんだけど、じゃあその真意は何だったんですかと。県で

も国でも一緒ですがなって説明のときに言われたこともあるんですけど、そんなむちゃなという気持ちの中があるわけです。

それと、この前の最初の議員の部分で説明の部分では、滋慶学園と市の担当者が6月か8月のときに県庁に話を聞きに行きましたよと、これはいいです、行かれたことは事実なんですけど、はっきり書類があって、時間かけて見ようと思ったら見れるんですけど、結局指令前着工、工事をもう着工したわけですよ。ということは、もうそのときになって、県の立場からすれば補助金は出しませんよとはっきり言ってる。市の立場からいうと、県が出さんけど、市は要望してしてるんで、補助金要求していくからあるんだと、これもどっちかというやけむちゃな話で、執行部のほうが右言うたんじゃけど、いや左の可能性もあるから要望書を出してる、お願いをしているから、それはこっちのほうもあるんじゃないかと一緒に、はっきり言うたらやけむちゃな話、ばらばらな話。このあたりを私が一般質問でこれをやり出すと1時間しゃべっても時間がないし、持ち時間がもうないんで余り言うわけにいかないんですけど、多少なりとも理解ができるような説明をしていただきたい。特に議長のほうにお願いをして、ちょうど時間になりましたんで、少し休憩をとってよろうた後の答えで結構ですから、少しはわかるように、どうしてください、こうしてくださいということを言ってるわけじゃないです、説明をしてください。正しい説明をして、理解ができるようなことにしていただけんでしょうかという話ですし、今まで議会の議場の中でその話をされてるわけですから、極端な話、説明する義務があるかと思います。

それからもう一個、先ほども言いましたけど、はっきり言い切っていないんで、補助金が出ないのに、県との話で要望するということについてはむちゃなと言ったんですけど、補助金が出ないということについても工事を予定どおり着工しようと言ったのは、滋慶学園が決めたのか市のほうが決めたのかどっちですかというのはこれは必ず返してください。

議長（岡本 泰介君）

では、10分間休憩します。

午後1時59分 休憩

午後2時11分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岩崎議員の2回目の答弁から始めます。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、御答弁をどこまでできるかわかりませんが、申し上げますが、先ほども言いましたように、やや部内での情報伝達に問題があったんじゃないかということをお願いしましたが、具体的なことで申し上げますと、これは岩崎議員に御案内だと思いますけれども、平成29年2月6日付で、岡山県から美作市企画振興部長殿ということで平成29年度地域医療介護総合確保基金を活用する事業に係る国への要望事業についてということで通知が来ております。

一旦読んでみますと、平素から本件の保健福祉行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。平成29年度の医療介護総合確保推進法に基づく岡山県計画に盛り込む事業については貴市からも御提案をいただいたところです。これが補助金のことだと思いますが、御提案をいただいた内容については、平成29年1月30日（月曜）に開催された岡山県医療対策協議会、新たな財政支援制度検

討部会において議論し、委員の方々からの意見を踏まえたところ、貴市から御提案いただいた事業を国へ要望することにはなりませんので、御了解くださいと、こういう。なお、設備整備事業につきましては、平成27年度の岡山県計画に3年事業として計上済みであるため、平成29年度において補助を受けることは可能です。詳細は追って連絡しますというものが来ているわけでありますが、本件についても、実は専決で処分をされております。そのところが若干政策審議監、副市長より上の者の観点からいいますと、情報の伝達の不十分があったのかということは思います。

一方、内容について見ますと、この内容からいろんな判断ができるわけでございますけれども、これ以前についてはいろんな議論があった、断定的な話がなかったということも推理をされるんじゃないかというふうにも思われるところであります。いずれにしましても、議会への答弁の内容が国庫であるか県であるか、もちろん県を通じて国庫に要望する案件ですんで、実は内容的にそう大きな違いがあるとは思いませんけれども、しっかりとした説明ができなかったことについては当方の問題であると思っております、お許しがいただけるかどうかは別として、私どもとしての最高責任者である私の給与減額などでけじめをつけたいというふうには思っておりますが、質問が相次ぐ中では、なかなか質問（聴取不能）になりますんで、その辺はタイミングをはかってというふうに考えているところでございます。

今後ろから言っているのは、市が断念したのか滋慶が断念したのかという話であります、今申し上げたのは、県のほうで断念しなさいという通知が来たということを申し上げたわけであります。〔降壇〕

〔「違うよ、もう一つあるで」「まだありますよ」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

補助金が出ないというのに工事をするといったのは滋慶がしたのか市がしたのかという。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

その点も含めて申し上げているつもりなんです、私どもの記録をいろいろ担当で調べてもらっているはずでございますけれども、そこにはそういうことをどっかで言ったとかというようなものが出てないという理解でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

市長、出ていないという意味がよくわからないんじゃないんですか。

いいですか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

お答えを全然いただいてないんですけど、じつとあしたの朝までしてても答えが返ってこないみたいなんです、しますけど、先ほど市長に言われたことについては私も報告書としていただいております。ただ、これは先日来の話、それ以後の話で考えると、県のほうは28年度に工事をすると出ませんよというのを市のほうが、そうは言わずに頂戴よという要望書に見えるんです。それを議会のほうになぜ言わなかったんですかという質問をしてるわけです。こういう状況なんですというお話を一切言われてないわけです、それが問題ですよと。なぜかという、市のほうへいろいろな補助金があります、補助金の部分をくださいよと言うたら、だめです、これはもう悪いけど、だめなんですわと言われても、そうは言うてもこれこれくださいという要望書を出して、地域やほかの人に言ってもらえる可能性あるよというんと一緒ですから、一応これこれだったらこうですよ議会には言うべきでしょうと。誰が何かの目的でとめたんですかという話なんです、そういう疑念がある。そのためには、例えば工事について、滋慶学園も一緒に行かれてたというんで、

滋慶学園のほうもじゃあ工事に入ろうというふうな話であるならば、あるならばですよ、補助金は入らなくても滋慶学園は金銭的な問題は一つもないわけです、市のほうが全部払うわけです、だから工事にいったのか。それであるならば、そこを控除すべきじゃないかなという気もするんで、改めて2回目の今までの経過と工事の建設をどうしたのということと、もう一つ、補助金交付要綱は、きのう、おとついの部長の答弁で補助金交付要綱どおりに実施しているという、補助金を出している、それはそうだろうと思います。ただし、その補助金はどなたがつくったんですか、市の執行部がつくって、公告、告示をしたらもうそれで上がる。議会には説明されてない、その中で私が不思議に思うのは、議会の議論もあったんですけど、ほとんど、全部とは言いません、補助金の対象経費があって、この議論の中を古い議事録から議会の会議録をずっと読んでいうと、議員の発言の中には、補助率を3分の2で限度額を10億円と書く必要があるんじゃないんですか的な質問をされているわけです。今の市の補助金交付要綱でも、補助対象経費の何分の何で、上限何ぼというのはたくさんあるわけです、全部とは言いません。なぜされなかった、じゃあ10億円出しゃあええんじゃという話を誰が決めたんですかという話まで行くわけです。それは、今回も補助金が出るのは最初からわかって、議会には悪く言えば勘ぐりのように言うたら、議員をだましておいて、こうすりゃええんじゃと言われてもしょうがないような状況になってきているわけです。だから、ありのままを話をしてくださいと、ここで。責任どうのこうのは二の次三の次の話なんです、ありのままの話をしてください。再度言いますが、今までの経過をわかるように再度言ってください。今まで何回も議会の中でなぜそれを言わなかったか、決算までなぜ言われなかったかというのがどうしても問題になると、学校建築の部分は、市とも言えん、滋慶学園とも言えん部分が工事着工ゴーサインして、補助金をもらえんのを覚悟してやったんだというのが誰の判断、お互いの判断であれば、1億5,000万円を、極端な話それは市長が最終的に決められることだと思うんですけど、2分の1ずつ出し合おうやという話にもなったかもわからん。そういうところも含めて非常に疑問がある、質問されても答えられない、疑問がすごいあるんで、誰の指示で誰でこうなったんか、私は3回目の質問なんでこれ以上聞けませんけど、今1回目、2回目については、答弁がどうにもわかりません。改めて3回目として質問をいたします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

自分の記憶も含めて申し上げますと、平成29年3月議会か6月か、同じような質問が多分あったと思うんですけども、3月議会において、私のところへ答弁協議があったときには、来年度の29年度に要望してもらうことになっているんだという答弁書案が上がってきておりました。それは、そうですかというようなことの中で、私も特段気にもとめずに裁可しております。ということは、これは我々の頭の中がそういう構造になっていたことは当時間違いないんです。そういう構造になっていたことは、当時その1次情報を持っていた方々の悪意によるものとはとても思えないというのが我々の正直な感覚であります。何らかの誤解か何か知りませんが、そこでもってそういう理解をし、そういう答弁をする前提の心証形成を行っていて、それを議会のみならず、我々とも共有をしていたというふうにししか私の観点からは思えないということでもあります。それ以上私のほうでお答えできるような素材がございません。議員がどこまで納得されるかは別として、そう思っております、ただし結果として、議会の方々に対する説明に今となってみればそごがあったとか十分でなかったとか、間違えたというところがあったことを深く我々としても反省しなきゃいけないというふうに思っているということでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

市長、今の数字に間違いはないですか。29年3月議会と言われたけど、さっきは29年2月に企画振興部に通知があったと言われたのに、同じときにそういうことでええんですか。時間的な……。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

議長がおっしゃっているのがどういうことかといったら、29年のたしか3月議会でも29年度の話をしておったような気がします。したがって、これがあつた後でもそういうふうに出の担当部局が思っていたということとは多分間違いのないと思います。そういうことを申し上げました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

ほかに…

〔「部長、何かあります」と呼ぶ者あり〕

いや、まだほかに質問がいろいろあつたと思うんですけど、いいんですか。

〔「ありますか」と呼ぶ者あり〕

10億円と決めたのが誰かとか、決算……

〔「平田さん、何かあつたら、議場の中ですから、言っていただければ結構です」と呼ぶ者あり〕

決算をどうして言わなかったとかいろいろあるんじゃないけど。

〔「なければ仕方ないですし」と呼ぶ者あり〕

質問はまだほかに3つほどあつたと思うんですけど、誰が答えられますか。

平田企画振興部長心得。

企画振興部長心得（平田 幸春君）〔登壇〕

失礼します。補助金交付要綱、こちらについて誰がつくったかということでございますが、これは当時の担当者がまず起案をいたしまして、補助要綱の原案を作成いたしまして、法制とかの協議を経まして、内部で決裁をとっております。

先ほど来出た補助率のことを言われたと思うんですけど、これは萬代議員が全体事業費が15億円から12億5,000万円に下がったんで、それに見合うように補助金の額も下がるのではないかとこの質問があつたと思います。そのときに当時森分元総合戦略監のほうも限度額は10億円と定めると、しかしながら生徒数に対しての補助とかそういったものではない、あくまで学校整備に対して10億円を限度に交付するというふうに答弁させていただいておると思います。そのとおりでございます、補助金限度額10億円以内であれば、もう100%補助になつるとということでございます。〔降壇〕

〔「それはわかっているからおかしいんじゃないかというて」「原点のどこだけ補足するよ」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

10億円がなぜできたかというところなんです。そこはたしかこういうことだったんです。滋慶さんとしてはなるべくたくさん欲しいのは当たり前なんです。我々としては、市民への負担額が他の類例も含めてというと3億円が限度だということでもまず話をしている。3億円限度にしたときに、さまざまなものがあります、合併特例債を使うとかなんてことができたんで、そういったことの中で市民負担3億円で、総額で10億円はどうでしょうかということをお話の中で申し上げたら、それでやりましょうというようなことになつたということで表に10億円が出る。一方で裏側では、我々としては市民負担を3億円の限度内に抑え

るということできざまな調整を行ってきた、これがその原点だというふうに思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

いいですか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

答えをほとんどいただいてないような気持ちですけれども、時間もありませんし、後の方もございますので、この項目についてはまた改めてどんな場所になるかわかりませんが、教えていただきたい。はっきり言うと疑念がすごく生まれたままの状態です。

時間がないので次の項目に移らせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

3項目め。

3番（岩崎 清治君）

次の項目は、告知放送についてということでございまして、何が言いたいのか端的に言いますと、聞いている人の立場で放送をしていただいているかな、放送の個々の中身ではございません。といいますのは、告知放送をしたときに、全体放送をした後、各地区の放送をされるわけです。その地区の放送が地区地区になるまでわからないわけです。私は今毎朝6時半からの放送を聞いてるんですけど、毎朝というて100%じゃないです、どっか行くところもあればするんですけど、ほぼ毎日聞いている。そうしたときに、きょうも放送を最初に言って、ピンポンパンポン、最初に何々の放送をして、最後に何々と言って2つだけ、2分ちょっとぐらいの放送でした。きょうはずっと何かあるのかなと思ったら、なかった。この前は10分ちょっとだったときに、相談事業、人権擁護委員さんと行政委員が作東の公民館のほうで相談事業を行いますという放送があったわけです。その前はどこの地区の工事をしてるんで終日通行どめですというのを地区放送があったわけです。なぜかという、黙った時間が5分なり10分なり15分なりあると、もうないと思うんです。だから、それを何とか工夫して、問題がなければ全体放送の中に流してもらえないかなという部分で、時間がもうないんで端的にそこだけを質問しようと。放送の中には、例えばお悔やみ放送とか、これは余りよその地区に聞かれんほうがええとかというのものもあるんだらうと思うんですけど、それは分けていただいて、ピンポンパンポン鳴らしたらこれを始めますよ、ピンポンパンポン鳴ったら終わりですよ、それから地区の放送でピンポンパンポン鳴ってやる、もう少し考えられないかなということで、委員さんやそういう人の意見も聞かれてるんかどうかというのを。というのは、今年度新たに大きな莫大な費用をかけてされたんで、もう少し聞く人の立場になっての放送を考えられないかなということでの質問です。質問の要旨、骨子については事前に出してますんで、そのことも含めて言われても結構ですし、省かれて今の質問だけでも結構ですからお願いします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

実は私もほぼ毎朝6時半から聞いている者の一人なんですけれども、確かに放送の仕方、あるいは初めに、最後につけて2つしかないとか若干違和感があるところもあります。

加えて、市民の方から、例えばお悔やみ放送などについて、本当に地区で分けてしまっているのかという逆の声もあるんです。こういう地域でありますから、親戚の方も別に作東の親戚が作東にしかいないとかということではなくて、間違いなく親類の親類ぐらいになりますとどこへでもおられるわけでありまして。私の

家でいうと、勝田にも親戚がありますし、美作にも親類があるし、大原にも遠戚があるってなことになるんですから、あるいは作東にも遠戚があるということになるんで、そういう意味では分け方についても今のままでいいのかどうかという疑問もあります。

それから、聞く者にとってということだと思いますと、おっしゃるとおり、朝の放送、晩の放送も地区編と全市編があるんだけど、そこらの間が延び過ぎてると、何かええっていう感じがするという声も聞いたことがあります。ただ、これも実施におけるいろんな制約があるのかどうか、この場ではっきりしませんけれども、改善の余地があることは間違いないと思っておりますんで、今担当課及び関連会社みまちゃんさんにもきょうの内容をよくお伝えをして、どんな改善ができるのか具体的に案を出していただき、その案をまた議会の方にも聞いていただきながら改善に努めていきたいと思っておりますんで、よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

私の意図するところは市長はわかっていたらいいので、改善すべき、聞く人の立場になって無音の状態が長く続くともう終わったと思うんです。ここだけが問題なので、そこから先の内容を突っ込んだ話では一切ございませんので、検討のほうをお願いしたいと思います。

これもちまして令和元年の6月議会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番11番、議席番号3番岩崎清治議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番12番、議席番号15番岩江正行議員の発言を許可いたします。

なお、岩江正行議員よりパネルの持ち込みの申し出がありましたので、これを了承しております。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

失礼します。令和元年の6月議会ということで、議長の一般質問の許可をいただきましたので、ただいまより始めさせていただきます。

今回は4項目について質問をさせていただきます。

では、1項目め、美作市の農林業の未来と展望についてを質問をさせていただきます。

荒廃した農地、山林の再生に向けての取り組み、事業計画についてお尋ねをいたします。

非常に残念ですが、横山副市長がこの下町の圃場整備の問題については取り組んでいただいたんですが、今回やめられましたんで、今度は事業畑で専門でやられとった荒木副市長が来られたというんで、警察のOBよりか、事業畑を直接されとる荒木副市長だったらこれは早う解決ができるんじゃないかなと非常に期待をしておりますんで、この問題については、この議場の場で何か不服があったら裁判でも何でもせえと、地権者に、こういうふうな形の中で今言ようあんたの前任の横山副市長が言われた。最高裁まで行きようたら10年たったら、私も萩原市長もここへおりゃあせんと、やるんだったらやりなさいというようなそういうような発言をもうて、それから後にいろいろと私も何回か質問させてもろうたんですが、あんたも協力してくれと、わしも一生懸命取り組むけんということだったんですが、あの人も体の不調で、わしも済んだ、もう済んだというような形の中でここで言うたりしとりましたけども、とりあえずこれは平成17年からかかるとる、着工したやつ。政策審議監やこうはよう知っとんじゃ、これを。あんたは担当じゃなかったんかな、これは大原で。そういうふうなむちゃくちゃ行政がきょうこのような、いまだたって換地のできないよ

うな状況の中にあるということ。

それから、こういうふうな形の中で、今何も作らずに耕作放棄地になっております。ほんで、とりあえずここぼっかしじゃなしに、市内どこを見ても山、畑、田んぼというような形の中で、7割、8割が農地、山林があるわけじゃが、これは今おる経済部長も経済部じゃというて言うた。奈義のほうへ行ったら農業振興課というてあるんじゃ、うちにはそれがないようになってしもうて、経済部じゃというて、どこを見ても、農の字を書いたところは一つもねえ。じゃから、担当の部長も経済というて言うたら、そちらのほうに頭が行ってしもうて、農林関係についてはひどう力が入つたらんじゃと思うんじゃけども、もう少し新しい課でもつくって、今までは我々の先人は3反、4反の田んぼをつくって、出稼ぎしながら子どもを全部学校に通わせたもんでございます。それが今その農地が荒れ果てて、誰が見てもああいうふうな姿を見たら、ここの町は貧乏しとんじゃねんかというように思われる。馬路村というんか、四国のあそこは700人ぐらいの人口のやつがユズをつくっている。ここでもユズをつくれる議員がおられるんじゃけども、さっき雑談で話しようた。ちいとあんたも6次産業までして、もう少しユズをたくさん植えて、あの馬路村に負けんぐらいなやつしてもらわにゃ困るぞというて冗談話をしようたんですけども、あそこが700人の人口で30億円から売り上げがあるという。東京のほうの大きな市場では物すごい人気になつとる。うちの本家の子どもがあつて近くに嫁に行つとんよ、嫁いで行つとん。もう大変な人気なんじゃでというて言よりました。私も土地は、荒廃した土地がたくさんあるんで、荒廃させないような形の中で、あんたの実力を、副市長、発揮していただきたい、かように思います。

それから、今若者が参入しやすい環境の農業、林業の後継者の育つ必要な条件整備ということなんですが、育たない原因というのは何じゃろうかと。それは、もうはつきり遠藤部長、あんたも今平田君がいろいろとうそぼっかし言うて1年我々を愚弄したんじゃけども、あんたもその辺のところについては、ここで答弁できることはしてくれとんじゃろう。育たない原因、なぜ後継者が育たないのか。

それと、林業についても、なぜ山が荒廃するのか。去年の7月7日の西日本豪雨災害、うちの山をこの間も川上部落長と総代と回りました。山がもうどえれえ崩壊しとんじゃ。これは何か言うてきましたかというたら、何も言うてきやへんという、個人の山じゃから。それが今度は大雨が降ったら、これが下流までどうと流れるんよ、山が。ほじゃから、これは治山復旧でいくか、予防治山でお金を入れるか、これをするについたら今言ようる保安林を指定せなんだら、これは公の補助金がもらえんわけですから、そういうなやつを地区別懇談会、座談会の中で、去年もあつたんじゃろうけども、話を聞いたかというたら、聞いてない。聞いてないはずじゃ、今回の予算やこうでも出てないでしょう。この間市長が答弁した当初の提案説明の中で、行政報告の中で治山復旧の関係というのとは出とらんよ、山林の。そういうふうな関係で、それから地元木材の関係、今言ようる保育園の建設、製材所がこんなこと言った、岩江さん、保育園をするらしいなというて、おお、するというて言よりますよというて、また次には英田もするというて言よりますよというて。あれはどがんなんじゃろうか、プロポーザルして入札しとるというんじゃけども、地元の地産地消でプロポーザルというたら提案型、市はこういうふうなものをしていただきたいんじゃ、どがいざいい知恵をかしてくださいというてプロポーザルする。ほんなら、地元の美作木材を使うたら、美作市のこの周辺の山の木を使うたら、30万円かしの補助金を出すんでしょ、上限があるんじゃろうけど。それだったら、真庭のほうにしてみても智頭のほうにしてみても、地元の木を使うてやりよんじゃ。ほんで、木材というのは、このいいとこというのは夏は涼しい、冬はあつたかみがある、木はこういうふうな人間の生活環境にとって物すごいいいんじゃというそういうふうなことを私も聞いてんんですが、これについてはどねえな考えでおるんかな。あれを言よんのはパフォーマンスばかりで、地産地消というて言よんのは口ぼっかしで、行

政がやることから始めていかなんだらいけんのんじゃが。入札ははやもうとうにしてしもうて、プロポーザルでやって何とかという岡山のほうの設計屋が落札されとんでしょ、決められてとんでしょ。ほじゃけど、こんだけ荒廃しょうる山の木は、使うたら何ぼでも使えますよ、うちの保育園を見てみなさい、よそからでも視察に行くような、この間も岡野議員にちょっと行こうやというて言うたんよ。そうしたら、岡野議員も都合が悪うて私も都合が悪うて、合わなでよう行つとらんのじゃけど、真庭に物すごいええやつができとるといふ、智頭にもできとるといふ。ほじゃから、大きいなるはずなんじゃ。さっき誰か銘建工業の話がされましたけど、銘建工業の。そのように、どうすりゃあといったときに、手本を示していかなんだらいけん。それについてあらかたずつと言いましたけども、この百姓の問題にしてみても、本城議員がおられたときにはずつとされようた、農業問題。ちょっと遠のいてしもうとつた、それじゃけどこれはちょっとしてくれえやというて製材所から山の話聞いた、地産地消の関係を聞いた。それから、今言ようるミツヒラからの馬ふんをもろうて堆肥をどえれえつくってブランドづくりをしようかというふうな、ああいうふうなもんを使うてしたらビタミンBがどえれえ多ゆうて、うちのエボのほうの話は先しとんじゃ、甘み、糖分をはかるやつ何か知らん機械を買うとるわな。ほじゃけど、どがいしたらそういうふうなビタミンがたくさん増えて、栄養バランスのことはようわからんのじゃけども、どがいしたらおいしい作物ができるんか、それが初めてブランドにつながるんじゃろうと思ふんです。

それと、きょうの新聞見たんじゃけど、山陽新聞を見たら、輸入、この関係についても出ておりました。それから、牛の関係については、この間言ったトルコ、イスタンブール、あそこのほうに今言ようる外国のあそこの人が日本の和牛、赤いところに刺しの入ったのが物すごい重宝されよんじゃと。それは日本から直接入らないからまだ、オーストラリアの者が向こうの外国の牛に種をつけて、向こうへ送りようらしい。じゃけども、ブランドの日本のお肉が食べたいというようなやつを何かで見たことがございます。ですから、そういうふうなきょうの新聞も、輸入拡大を図りたいというような新聞の見出しがありましたんで、それについてのあんた方の努力の成果、どこまでやられたんか、どのような気持ちでおるんかということをお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

春名建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

失礼します。それでは、岩江議員、1項目めの農林業の未来と展望についてという中で、下町圃場整備の現状と取り組みについてを私のほうから答弁させていただきます。

下町圃場整備の工事自体は平成21年度に完成しておりますが、その後の調整が整わず、現在も事業が完了したとは言えない状態のままとなっています。工事完了後10年が経過しようとしている中、関係者の高齢化も進み、このままでは負の遺産として次の代に引き継ぐことが心配されます。このような中、早期の解決を望む雰囲気も出てきたように感じております。

圃場整備は、関係者個々の土地を一体的に整備するものであり、利害関係の調整が必要であります。解決には関係者全員の思いが一つにならなければ実現しません。市としましては、今の分断された関係から話し合える状態になるよう、相反する考えをお持ちの関係者の方々と同じテーブルに着いて話し合える機会を設けるよう働きかけをしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

〔15番岩江正行君「災害については言うんか。」と呼ぶ〕

建設部長（春名 隆広君）

それでは、災害の話が出ましたんで、災害……

[15番岩江正行君「関係ねえ、あんたじゃねえ」と呼ぶ]

自然災害について、まちづくりかなと思ったんでそちらでよろしいでしょうか。

後ほど。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、耕作放棄地の再生ということでございますが、農地については、食料・農業・農村基本法において、国内の農業生産に必要な農地の確保を図ることとされておりまして、基本指針において、令和7年に確保すべき農用地等、これは農用地区域内農地の面積でございますが、平成26年に比べ0.5%減の403万ヘクタールとしています。岡山県では、農業振興地域整備基本方針において、令和7年度に、確保すべき農用地等の面積を平成26年に比べ5.5%減の5万3,000ヘクタールとしております。11年で見る減少率が岡山県のほうが国より大きいような形になっております。美作市では、農業振興地域における農用地等の面積が平成26年には2,653ヘクタールございましたが、平成30年では2,595ヘクタールと、58ヘクタール、2.2%の減となっております。耕作放棄地で見ますと、美作市の平成30年度末における耕作放棄地とみなされる農地は691ヘクタールございまして、このうち再生可能な農地が77ヘクタール、再生不能な農地が614ヘクタールとなっております。再生不能な農地とは、森林の様相を呈するなど、農地に復元することが困難な荒廃農地のことを言っております。再生可能な農地については、農業振興地域に含めること、また中間管理事業に活用するなど、農地としての利用を促してまいります。再生不能な農地については、農業振興地域及び農用地から除外することを進めてまいります。また、農業委員会と連携して、引き続き耕作放棄地の発生防止、解消に取り組んでまいります。

次に、若者が参入しやすい環境、後継者の育つ条件でございますが、農業では、就農直後の経営を支援することを目的に、農業次世代人材投資事業により支援をしております。この事業は、地域の担い手として認められた新たな農業を始める50歳までの者に対して、1人当たり年間最大150万円を最長5年間給付するものでございます。今年度も新たに3名の方に給付を始める予定でございます。平成30年度までは、この事業の対象が45歳未満まででございましたが、令和元年度から50歳未満が対象ということで拡大をされております。

また、新規就農に対する相談業務や体験事業などを行う就農オリエンテーションや移住・定住フェアなど、岡山県と共同で実施をしております。農業者団体と連携をとりながら、先輩農家からのアドバイスが受けられる体制を整えるなど、そういった場を増やすことに取り組んでおります。

林業については、今年度から森林環境譲与税が交付をされます。この財源の用途は、森林整備、人材育成、担い手確保、木材利用の促進などでございます。関係団体等と協議をしながら有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、農林業の再生と効率化ということでございますが、美作市と関係団体で組織する美作市農業再生協議会では、需要が減少する主食用米にかわる作物として、黒大豆、アスパラガス、麦、小豆などを中心に、生産販売を支援し、産地化や農家所得の向上に取り組んでおります。また、ブドウ、桃など、既存作物の拡大を図るとともに、クレソンの出荷奨励やもち麦の栽培技術の向上、生産拡大を図っています。クレソンの彩菜みまさか箕面彩都店で平成30年度の売り上げは125万円で、29人の方が出荷をされており、平成29年度の売り上げ99万円に比べ26万円、26.3%の増と農家の取り組みが進んでおります。もち麦の令和元年産につきましては、市内14の農業者により、栽培面積44ヘクタール、収穫量90トンを見込んでおります。現在収

穫が進んでおります。平成30年産60トンの販売については、品薄状態となり、市のホームページにおいても、お知らせをしているところでございます。もち麦の平成30年度の売上金額は、店頭価格で6,000万円と推計をされまして、美作市の特産物として認知されつつあります。

効率化については、農地中間管理事業により、大規模化、集約化を図っており、平成30年度には46件、面積123ヘクタールが成立しまして、累計では貸付希望面積115ヘクタールに対しまして72ヘクタール、62%が成立したという状況でございます。

林業については、林道整備事業のほか、引き続き公有林保育事業、更新伐事業や林内作業道開設補助事業に取り組んでまいります。

次に、需要と供給、所得の安定ということでございますが、水稻については、市場のニーズを踏まえた売れる米づくりを基本に、あきたこまち、コシヒカリ、きぬむすめなどの栽培を推進しており、高品質で安全・安心な米の安定生産に引き続き取り組んでまいります。また、野菜、果物、加工品などの販売は、彩菜みまさか箕面彩都店をなお一層御活用していただきたいというふうに思っております。

林業については、市産材利用事業、市産材利用住宅リフォーム事業に取り組んでいますが、県産材や市産材の利用促進、木質バイオマスエネルギーとしての木材チップの利用促進に新たな財源を活用したいというふうに考えております。

それから、肉用牛についてのお話がありましたが、TPPなどの発効対策がございます。必要な対策を検討してまいりたいというふうに思います。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「そんだけか。あれは、後継者の育たない。おい、答えんにゃ入れん」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

若者が育たない理由。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

済みません、答弁漏れがございまして。

平成30年産の米の価格を見ますと、平成27年産から4年連続して上昇をしております。ですが、全体の米の消費量は減少しているという状況にあります。ただし、米価は銘柄によって上昇、下降の差はあるというふうに思っておりますが、そういった中で、美作市の転作率は、以前は水稻の作付目標と言っておりますが、現在は目安として……。

議長（岡本 泰介君）

ちょっとずれとるよ。

〔15番岩江正行君「聞こえんのんじゃ、ずれようんよ。紙に書いたやつを読みようるけえ」と呼ぶ〕

イロハのハで、若者がなぜ育たないのかという……

〔15番岩江正行君「育たない原因の究明をしとりますかというて言うたがな、わし」と呼ぶ〕

経済部長（遠藤 宏一君）

済みません、お話ししたかったのは、転作率について、水稻の作付率が転作でお示しをしておる面積に加えて、実際のところは90.5%程度で、美作市の示す水稻の作付が可能な面積に比べて……。

〔15番岩江正行君「そのことじゃなしに、林業、農業の後継者が育たないのはなぜか。」と呼ぶ〕

経済部長（遠藤 宏一君）

だから、そういうことで……。

[15番岩江正行君「原因の究明は、どこに問題があるんですかというて。」と呼ぶ]

経済部長（遠藤 宏一君）

農地はあっても、なかなか耕作しにくい土地について耕作が進まないということがあります。そういった意味では、もち麦の生産が進んでおりますけど、水の便利のことがありませんので、非常に有望なものというふうに思っておりますので、そういったことがなかなか、済みません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

休憩します。

[15番岩江正行君「答弁が狂うてしもうとる」と呼ぶ]

10分休憩します。

午後 3 時 00 分 休憩

午後 3 時 14 分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁からですので。

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

済みません、1点答弁に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

先ほど効率化について、農地中間管理事業により、大規模化、集約化を図っており、平成30年度には46件、面積123ヘクタールが成立しと申し上げましたが、12.3ヘクタールの誤りでございましたので、訂正をお願いします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私からは、農林業の次代を担う就農、就林者のお話を申し上げますが、新規就農のほうにつきましては、割合当市は順調に推移しているというふうに思っております。具体的な例で言いますと、先ほどの部長の答弁にありましたとおり、年間150万円ぐらいを給付するというような話がありました。これにつきましては、手元に今岡山県内の各市町村の状況が出ておるわけではありますが、美作市が11人分で1,650万円の要望額になっております。近隣で申し上げますと、奈義や勝央が4人分、人口比からいうとこれはそう少なくはない、一方で津山市が1,200万円ですから8人分ですか、全体として見ると岡山県の平均よりは人口比率等で見ますと、私どものほうが新規就農が多い。部長が言いたかったことは、米単独での就農というのは若干限界があるけれども、私どもの耕地の条件等々を考えますと、果樹や野菜でもって入って行って、そこで足場をつかった上で、水稻の分野では他の農家からの土地の提供を受けて耕作を代行するといった形態で増えていってるといふふうに思っております。人数的に、今申し上げたように、11というような数を申し上げましたけども、市内で毎年新たに数人ずつ若い人が農業についていただければ、それなりの形にだんだん増えていくものと思っております。

また、林業につきましては、非常に寂しい状況が続いておったんですが、就林奨励金というものを平成28年度から開始をいたしました。就林奨励金につきましては、就農の奨励金があるのに就林がないというのがバランスが欠けるということで始めた市独自の政策でございますけども、28年度にはゼロだったのが29年度が1、30年度は2人、そして令和元年の予定が2人でございますんで、少しずつこれは増えてはいつているというような状況でございます。この増え方というのは、林業における仕事の量に恐らく今後比例してくるものと思われる中で、私どもとしては、例えば先ほどお尋ねのあった中でも、これは教育委員会で違うと言われたら違うんですが、なるべく市内産の材を床や壁やいろんなところに使ってほしいということは、これはプロポーザルの要求書の中に表現をしてあったんで、そういう設計がなされて、近隣の方々の製材所から運ばれてくる市内産でもって床が張られ、そして壁が打たれていくというふうを考えているところでございます。

私どもというと、真庭のようにCLTを入れろという話は余りするつもりはございません。これはなぜかといいますと、CLTを入れますと市内産がなくなるということでございますんで、単純ないい木肌のそろった接着剤を使わない無垢のものを使いたいということで考えております。

なお、津山市においては、無垢の木を張った上にペンキを塗ったというんで御父兄から大変大きなクレームを受けたケースがございまして、やはり木のよさは、議員もおっしゃったとおり、呼吸をするということ。その呼吸の中で健康の保持が保てること、その辺も理解した上で、当市としては市内産を使っていきたいと考えております。

これは最後に余談でございますが、答弁をさせていただきます。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「遠藤部長、あんたは後継者が育たない原因の究明はしとんか、しとらんのか、それはそいつについては全然答えようとせんがな。聞こえなんだんか。すねたような顔せんと、聞いたことはせにやいけんわ」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

〔15番岩江正行君「山と田んぼ」と呼ぶ〕

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

先ほど水稻について、なかなか水稻に参入して認定農業者として自立した所得を確保していくのが難しい状況にあるのかなと。水稻でいきますと、まとまった農地を確保することが必要ですし、そのほか先ほど市長が答弁した中では、果樹のほうではブドウとか桃の栽培については、そういった新規参入もされている方がございますけど、なかなか耕作されていない農地のほうから見ますと、水稻の関係が大きいのかなということで、先ほどから答弁をさせていただきました。

また、林業につきましても、なかなか原木の値段が上がってこないということがあると思います。今度の森林環境譲与税、こちらにつきまして、市内の林業事業者の方も期待をされておると思いますので、これらこの財源を有効に活用していくことが必要だというふうに考えております。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「副市長、田んぼ」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

副市長も横向いてしもうとるからしたいことはねんじゃろう。そういうこって、言ようことが全然通じんのんじゃ、部長、はっきり言うて。取手市やこうだったらセリをつくりよう、セリ鍋というて。先ほど

700ほどの集落が年収30億円の所得を上げよう、ユズで。ちいたあ勉強しに行きんさいよ、そうでしょうがな。わし、この間鳥取の東伯、それは政務調査費を使わせていただいたんじゃけど、大栄町、東伯、あつこら辺行ったんじゃ、農協へ。あそこら辺でどがい言ようというたら、うちらのお百姓さんは、何億円貯蓄しとる人が多いですがなんてそがいうて言ようた、億の金を。なぜ育たないのかという言葉が通じんか。育たない原因を究明し、これに書いとるわけじゃから。それから、効率化農業で無駄がどこにあるんか、そういうふうなこともあるんでしょうがな。そこらについては一つも言わんのんじゃ、あんたとこの今13.何へクタールというのは、栗井のほうが申請しとるやつじゃろうがな、田んぼを。そうじゃねんか。

それと、木材の関係で言うたら、東濃ヒノキというてピンク色をして、神棚やこうをつくるのに物すごう今、すっと引いたら目がこもうて赤みが出て艶がようて、これはこの辺の山の赤土のところだったら皆そういうふうな木になるんよ。ほじゃから、一つ石を投げて何かやってみようじゃないかというような、ここへばあ通ようたんじゃ山も田んぼも見えりやせん。ちいたあ地域へ出て、山が荒れようるか田んぼが荒れようるか、これはどがしたらようなるんか。限界集落で人がおらんようになるのも一緒じゃがな、これ。町が貧乏しようと一緒にしようがな、これ。もう少し考えてもらわにや困ります。

それから、もち麦やこうでも、もち麦じゃもち麦じゃというて麦じゃ麦じゃ言わずに、減価償却してこんだけぐらいは反収がこのぐらいは手元に残りますよ、人件費はこんだけ要るんじゃ、苗代がこんだけ要るんじゃ、機械にこんだけ減価償却かけにやいけんのんじゃというような話をあんた方は一つもせんでしょうがな。もち麦がええんじゃええんじゃというて市民に言ったって、誰も乗ってくる者は一人もおりやへんで。単にこれはほんなら60万円でも上がりますよと言うたら、皆手を出してくるわ、そうでしょう。そのような踏み込んだ、今重平議員も休憩中に話をしようたんじゃけど、堆肥をつくつとるらしい、馬ふんで。いいから馬ふんをとってきて堆肥をつくる。もう少し勉強させてもらいなさい、あんたら。部長の価値はねえ、そがんものは、はっきり言うて。

次に入ろうか。言うたって、こがいなもの（聴取不能）。

議長（岡本 泰介君）

それでは、2項目めにいってください。

15番（岩江 正行君）

これは、愛の村パーク、武蔵の里指定管理業務委託について。施設整備、財産管理、観光振興について尋ねる。

1、武蔵の里、愛の村パーク指定管理業務委託の検証と将来に向けての展望について尋ねる。

イ、観光客利用の誘客、集客の動向について。

ロ、武蔵の里、愛の村パーク運営改善計画を事業拡大の実現に生かされているのか。経営アドバイザーの共立メンテナンスに1,118万円のお金を払うたんじゃ。これじゃ、これをつくつてもろうたんじゃ。そのつくった人が、今度はあんた方が業務提携の中でこういうふうな資料をつくつとるわけじゃ。武蔵の里、（聴取不能）愛の村パーク指定管理業務仕様書というのを。これに基づいて仕事しようるか。1,118万円払うて、その上に6,333万円払ようたんじゃろう。今1,000万円ぐらい減つとるらしいんじゃけど、草刈り業務はしようらん、庭園管理しようらん、ここを見てみてんさい、これ、あんたの言う日本庭園で。これの中には日本庭園を活かしたイベントせにやいけんというて。これは切つてもうてありやあへんぞ、こころも。この奥のほうへ下から切つとんよ、これ。これがあんた方が言う日本庭園というのは最近こういうふうに変わつとんか、頭を皆すぼすぼ切るんじゃな。これは1億円何ぼ金をかけとんじゃ。これは誰が指示したんな。これは財産管理の関係で聞こう思うとんじゃけども、監査委員に聞こう思うとんじゃけど、こんなものを勝

手に切れるか。報告せにやいけんの、義務があろうがな。これはどっから持ってくるんなら、この木を。これを見てもなこれ。全部じゃ、これ。これはもみじ、もみじというのは切っちゃらんでも、自分の要らん枝は枯れて落とすんじや自分が、じゃからもみじというのは葉を楽しむんじや。これらは、樫ノ木かな。

議長（岡本 泰介君）

もみじ。

15番（岩江 正行君）

もみじはこっちじゃ、これは木犀まで切つとる。木犀は、ぱっと門入って、ふうっとええにおいがしょうたんじゃ、そこらのこれは枝まで切つとる。これらでも見てみい、この中。これらにお金を出しようるんで。それで、もう言ようたら何じゃけど、この業務管理の関係はついでどがんなことを約束したんか、これはあんたのほうから読んでくれ、財産管理、庭園管理。言ようたらわしは時間がねえから。これは1回目。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

愛の村パークと武蔵の里指定管理業務ということでございますが、まず観光客利用の誘客、集客の動向についてでございますが、平成30年度の宿泊者数を見ますと、武蔵の里は4,235人で、前年に比べ125人、2.9%の減、愛の村パーク、これはコテージの数字でございますが、宿泊者数は1,122人で、46人、3.9%の減となりました。しかし、令和元年度になりまして、4月は武蔵の里の宿泊者数は、239人と前年同期に比べ102.5%の増、5月は448人と53.4%の増となっております。愛の村パークのコテージでは、ことしの4月でございますが、4月の宿泊者数は116人と前年同期に比べ36.5%の増、5月は154人と前年同期に比べ40%の増となっております。

次に、経営アドバイザーとしての武蔵の里、愛の村パークの運営改善計画についてお尋ねでございますが、平成27年度に武蔵の里、愛の村パークそれぞれについて業務管理指導を委託しております。毎月の業務報告、毎月業務指導をしていただいております。その報告のほか、上半期、下半期それぞれに業務実施報告を受けています。改善の方向性などが示されていますが、事業拡大をしようというものではございませんでした。

それから次に、武蔵の里の庭園管理、愛の村パークの草刈り業務、それから改修工事に当たってのマニフェスト、財産管理ということでございますが、武蔵の里の庭園管理と愛の村パークの草刈り業務については、指定管理者への業務仕様書によりまして、植栽管理業務の項目というのがございます。こちらで定められておまして、施設内の植栽、樹木等の維持管理業務を指定管理者が行っているところでございます。これから草が伸びる時期になってまいります。適宜行う予定となっております。

また、武蔵の里の庭園管理については、議員から落葉の写真を示して御指摘いただいた後に、指定管理者が景観及び安全面の確保のため樹木の剪定を行いました。庭園内の樹木は年数が経過し、大きくなり繁茂している状況であることから、いわゆる強剪定を行ったものでございます。心配をしておりましたが、確認したところ、全てから新芽が出ておまして安心したところでございます。利用者からは、明るくなったと御意見もいただいております。

次に、愛の村パーク本館改修工事関連のマニフェストでございますが、改修工事に伴い排出される木材、コンクリート殻、木くず、石膏ボード、紙くず、プラスチックは、それぞれ処分業者で適正に処分された処分表を提出いただいております。

また、財産管理については、施設の設置条例、物品管理規則、指定管理業務仕様書に従って管理をいただいております。

庭園の管理につきましては、適宜樹木等の管理を適切な時期、方法で指定管理者のほうが行うということになっております。良好な状態を保つために必要な処置を指定管理者のほうで講じていただくということになっております。

[15番岩江正行君「それから、また忘れとろうがな。草刈りのお金を出し過ぎとる、草刈りせずにお金を出しとるやつは、これは西日本の担当に近いうちに会うようになってるけん解決する言うたのは、あれはどがんなんな」と呼ぶ]

愛の村パークの草刈り業務ができてなかったことについての指定管理料の減額というお話でございますが、会社の担当の方に減額については協議を申し込みました。しかし、指定管理業務というのは包括的な業務を受けておるということで、減額に向けて協議するということには至っておりません。今後……

[15番岩江正行君「近いうちにするとというて、何ぼになる、半年以上になる」と呼ぶ]

今後弁護士の御意見もお聞きしながら対応を検討したいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

2回目です。

15番（岩江 正行君）

もう話も何もならん、あんたと話しようたら。これは楽市楽座、ここやこうでもほとんどお客おらんのよ。これは改善の方向で指摘しとるわけじゃ。どかいなつとんな、これ。

それから、今言ようる学生合宿団体の営業の強化、高齢者サークル、グラウンドゴルフ、ゲートボールの関係、資料館の入館数、これらについても、資料館の入館数やこうでもさっぱりじゃろうがな、おりゃあへんじゃろうがな。それから、オートキャンプ場、これは施設の関係でパーベキューハウスの財産管理の関係で、これは監査委員の先生にも相談しとんじゃけど、どこへ持っていつとんな、これ。ここにあるんじゃ、あんたらが出たマニフェストがあるんじゃ、ここへ。鉄くずの鉄のての字も出とらん、ここへ。これらにお金払うとんで、おめえ。そうでしょうがな、おかしいんじゃねんか、こねえなものは。お金にされとつたらこれはどがいするんなら。うちの上で今家を潰しよる、これは市の補助金も何ももろうとらん。マニフェストは、これはどどこへ持って行きます、中間処理場に持って行きます、全部報告しとる。いつ見に来られてもらくですよという。これは、公共事業でしとる工事を、あんたはここの中のマニフェストの中に出とらんというのは、どがいなことですか、これ。とんでもない話じゃろう、これ。

それから、これから弁護士に相談する、共立メンテナンスに1,118万円払うて、経営アドバイザーをお願いして、ほんでこれを共立メンテナンスに指定管理を出いて、これこれせにやいけんというて言うたやつが全然なされとらんのんじゃ、共立メンテナンスがしとらんのじゃ、これ。庭園管理も皆せにやいけん、草刈りもせにやいけん、オートキャンプ場はこうこうせにやいけん、パーベキューハウスもつくらにやいけんというて皆言うとんよ、これ。日本庭園を生かしてイベントづくりをせにやいけんと言うとんじゃ。今はやりの日本庭園というのは、こういうふうな頭を切るのが日本庭園のやり方なんか、剪定の。これ見てみんさい、これ。もみの木というのは、この間岡山の造園の大きいところへ聞いたら、もみの木というのは、クリスマスツリーをするように、こういうふうに育てるのがもみの木なんじゃと、こういうふうに切るのは今は剪定とは言わんじゃろうという。べらべらも大概にしときんさい、おかしいじゃろうがな、これ。

それで、今言ようる岡野議員が言え言うから言わせてもらうけど、あそこのプールの跡は保育園じゃとい

うて、今最近川崎の事件、きのうもまたあった、福岡のほうで9人死傷しとる、80歳のお年寄りがばんと人をはねて、逆走して死傷事件を起こしとる、2人なくなった。この間今言ようる川崎の事件を毎日やられようる、大津の事件。最近これが頻繁に出とる、連鎖反応が起きたような。人混みの中での認定保育園に軸足を置くんか、観光行政を推進するための、今言ようるまちづくり、武蔵の里、武蔵ブランドを生かした形の中での観光行政を進めていくんか、この辺のところについて、今言ようるわしが言い忘れたから岡野議員が岩江さん、ちょっと聞いてくれというて、時間があるけえ聞かせてもらようるんじやけども、これらでもおかしいでしょうがな。どっちに軸足を置くんかと、風呂がないんじやから、どつと合宿に来たら。ほれで、プールをつくったというのは、あそこは武道をしに来た人が、運動しに来た人が後から筋肉をほぐすのにプールを使うてという形の中でプールは一つしたのと、それからお年寄りの健康、生活習慣病予防という形の中でしたのがあそこのプールの発端。それで、どっちに軸足を置くんじやろうと思うで。ほれで、今言ようる5番議員がこの前の質問で言われようりましたけども、美作市はスポーツといで湯の町で売りようるんじやねんかと。向こうからほんならベルギーに700万円使うて行って、今度こっち来る人は滞在費から渡航費から皆見てあげようる、400万円から見ようる。これもいかなもんかなと思うんじやけど、来て、した人が風呂がない、今度は道場のところでシャワーつけるらしいんじやけど、外国人はシャワーだけでええんじやろうけども、日本人のええとこは、また温泉にゆっくりして入ってもらおうということが私はいかなもんかなと思うんじやけども、どうなんじやろう、やっぱし子どもの人権も考えちゃらなんたら。ほんまに先生方があそこで子どもの安全・安心が守れるんか。人混みの中のあっこが静かなからよろしいというてこの間も賛成討論されようた。あっこは観光行政するんだったら静かにあつたら困るんじや。あっこはにぎわわにやまちづくりにならんの、そうでしょう。認定保育園にするんだったら、あつこらは全部めいしまわにやいけんのじや、静かに、そうでしょう。どっちかにせなんたら。どがいにも美作市しょうることは、片一方は長靴履いて、片一方はげたを履いたような行政をやられようとしようる。これについてはもう少し考えなんたら、よその人に聞いてもろうたら笑われる思うんで、これについての答弁をお願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

まず、指定管理者に対する指定管理料の減額は、弁護士に相談すると申し上げましたのは、指定管理料のことでございまして、議員御指摘の業務指導委託、こちらのほうはまた別のもののでございます。こちらのほうは、指定管理者になる前、募集の前に業務指導を委託しておりまして、毎月業務指導をいただいて、最終的にお示しがあつたような運用改善計画ということで御提案をいただいております。

何項目か御提案はありますが、クアガーデンを廃止するとか、武蔵の里と愛の村パークの一体的運営を図るとか、その御提案を実施しているものもありますし、投資も必要なことから実施をしてないものもあります。また、中にあります地域の雇用を確保という意味では、雇用の確保が続いているのかなというふうに思いますし、それから地元ボランティア団体などとの連携強化という面では、先ほど楽市楽座のお話もありましたけど、武蔵の里を振興していくという意味で、観光ガイドをぜひ養成して、増やしていきたいというふうに思っております。

〔15番岩江正行君「そういう問題じゃなかるうが」と呼ぶ〕

それから、改修工事について、金属くずということですが、こちらは専ら物というもので、再生資源回収業者のほうで回収をしておるといふふうに理解しておりますのでよろしく申し上げます。

〔15番岩江正行君「どこへ持って行ったんな、これに載つたらんのんじや」と〕

呼ぶ]

マニフェストは発行されません、専ら物は。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

マニフェストは発行せんというよなばかな公共事業がどこへあるんなら、ほれで。そうでしょうがな、公共事業には皆マニフェストをつけて出しようりますがな。この7月7日に、（聴取不能）の雑木が道を塞いでしまうたんじゃ。近所の薪しょうる人が欲しいんじゃ。欲しいんじゃけども、これは今言ようる中間処理場へ持って行って処分しましたという伝票をもらわんだらお金が払えんでしょうがな、あんだ。あんだはこの業者と何かあるんか、ほれでこれ。おかしいんじゃねんか、これだけ。何をとぼけたことを言うんなら、ほれで。これは監査委員にお願いするんじゃけども、こねえなとこもきちつとメスを入れてもらわんだら、もうむちゃくちゃな金の出し入れがされようる。そねえなとこを監査委員の方に聞いていただこうと思て質問に出てもろうとったんです。ほじゃけえ、代表監査委員のほうにもこれをお渡ししたでしょう、こっちのほう、これを、こっちを。ほじゃから、これを今度は渡しますから、これを見てもろうたら、備品が物すごいほどある。パンを焼く機械まで皆のうなってしまうとんじゃ。それから、指定管理に出いとるこの共立メンテナンスがあそこのオートキャンプ場、バーベキューをするところがなかなかいけんというて言うわけじゃ。いけんのんだったら、何でバーベキューの機械をそこに持って行かんのか、隣じゃ。オートキャンプ場があそこにあるんじゃから、ずっと広いやつが。オートキャンプ場というよりか草まみれじゃ、草を刈らずにお金をやっとなんじゃから。

それから、協定違反をしとるのに、お金を返してもらわんだらいけんじゃろうがな。共立メンテナンスが、これを経営アドバイザーでこれこれしなさいよというて言うて、それで自分がこんだけのことを、美作市と契約じゃろうがな、これ、これをまだ弁護士に出いとらんのか。ほんなら、この問題を言うてから何カ月たつんじゃ、わしが。おかしいでしょうがな。これから弁護士に相談するというような問題じゃないでしょうがな。市民をばかにするのでも大概にせにやいけんわい。何を考えとんなら。基本協定書というんがあるんよ、ここに。附箋しとんじゃ、これに皆書いとんじゃ。読みようたら時間がないけえ読みませんけど。答弁。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

最初に、金属くずということでございますけど、それはリサイクルに該当するものということで、専ら物という扱いで処理をされておりますので、議員御指摘のマニフェストといいますのは、産業廃棄物の範疇になるものについてマニフェストを排出事業者が発行して、最終処分まで確認をしていくものでございます。金属くずにつきましては、このマニフェストの発行するものから除外をされて処理をされております。

それから、パン焼き機とか焼き肉テーブル、こちらは施設に備えつけとございますか、床の家具にも配管等がありまして、施設に一体的となっていたもので、改修工事とともに処分をしております。

それから、先ほどから指定管理料の減額ということがございますが、包括的に委託をしておるということで、直ちにその金額を算定して、減額額を相手方と協議するというようなことになりませんので、弁護士と相談してというふうに申し上げております。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「総括」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

はい。

15番（岩江 正行君）

総務部長、財産管理の関係で報告はあったかな、ほんなら。報告は。これこれこういうような形の中で処分させてもらいたいという報告はあったかな。

議長（岡本 泰介君）

総括。

15番（岩江 正行君）

報告はあったんですかというんじや。ほじゃから、あんたは総括じゃから答弁は要らんのじや。要らんのじゃけども、こういうふうなでたらめをやりようるんじやということと言よんじや。写真を撮って、これこれ処分する場合については、財産管理のやつをよう見てみんさい、総務部長に報告せにやいけんようになつとんよ。

それと、一般廃棄物の関係は、こういうふうに切ったやつをどこへ処分したんな言うたら、処分しとんじやねんじや、あそのところで神社の前でどつとどつと大火を炊いたんじや。こねえなところで大火を炊いてもろうてからというて地元から批判出て役場へ電話があったはずじや。あんたが指示したんか、これも。おかしいでしょうがな。

それと、山の関係にしてみても、とりあえず口先ばっかしじゃなしに、市長、地産地消、地産地消というてきれいごとばっかし言わずに、本当にうちの美作市を見てくれと、うちの庁舎は、まだ先の話じゃけど、保育園をはや入札しとるわけじゃから、プロポーザルしとんじやろう、あんたが提案したら、木材でええのをあんたが言よる集材材じゃなしに、この地の木材でええのをしてくれるわけじや。それで、坂本九ちゃんじゃないけど、市長が態度で示さなんたら、口先ばかりじゃええことになりません。地産地消にならんので、これについても厳しい質問させていただいておきます。

では、3項目め。

議長（岡本 泰介君）

3項目め入ってください。

15番（岩江 正行君）

3項目めは、自然災害強いまちづくりについて。

阪神大震災、熊本震災による教訓としては、耐震性の古い住宅、建物の倒壊が原因により、甚大な被害と多くの犠牲者が出ました。また、昨年7月7日西日本豪雨災害では、堤防の決壊、河川の氾濫によって、真備町では51人、もっと多ゆうなとつた関連死した人が、出ました。災害の教訓と市民の安全・安心について尋ねる。

2003年12月10日、政府の地震調査委員会は、山崎断層で今後30年以内にマグニチュード7.3程度の地震が発生する確率を最大で0.8と発表。震災対策について尋ねるということですが、倒壊の危険、老朽化の厳しい古い家屋、適切な管理が行われていない空き家等が増え、防災、衛生、環境等の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、住民の生命、身体、財産の保護、住環境整備について尋ねる。

口として、部落差別解消法と実態調査。これは、きのう尾高議員が公民館活動の関係で公民館の質問をしておりましたけども、こういうふうなとこで実態調査を市民の声をまとめていただきたいと、かように思います。

それから、ダム・ため池・河川堤防の老朽化、耐震、安全確保は万全か尋ねる。これは、川上ダムいう

て、うちの美作台地パイロット事業でした70町歩ほどの農地に、農作物に引く大きなダムがあるんじゃないけども、ここの上がちょうど山崎断層が通つとんじゃ、真上へ。もっと大きいけどな、ずぼつと。あつこへ行ってみんさい、石がばらばらばらばら落ちよう、石。大原梶並線へ落ちよう。それで、今回の7月7日の災害で山が物すごい、先ほどあんたが言うたように、山が崩壊しとんよ、上のほうからどぼつと。それから、道路から下へはごそつとずつとんよ。ずつとるところに今度行ってみたら、えれえびびが入ってどつとずつとるやつがわからんと思ようたら、こりゃあこの土を皆ここへ盛つとんじゃがというて。道に出とつた土を今度はそこに皆かぶしとんじゃ。あれが今度はまたそこに水が出るようになってとんじゃが。どつと流れて、この川上ダムの中に流れ込んで、これが水と土とが一緒になって下流側へ流れ込んだら、被害想定についてどがいなるのかな。危機管理監やこうはよう回つてそがんことは調査結果じゃろうと思うんじゃないけども、それから今言ようる部落差別の関係で言うたんじゃけども、中町の真下はこれは活断層なんじゃ。平成9年には106戸あったんじゃ、家が。今はもう50戸ぐらい、もう60を切れたん、60戸。あと全部空き家じゃ。そうしたら、丹波篠山のほうのおじゅっさんが来られた。法話があったんじゃ、あつこのお寺で。ほんで、わしに責任総代せえと言うけえ、わからんなりに皆についていってお世話させていただきょんじゃけども、そうしたらおじゅっさんが大変ですね、これ。ここの市はこういうふうなどこについては全然取り組みがないんですかという言われようるわけじゃ。家が半分崩壊しとんじゃ、屋根が、持ち物は誰か知らんで。ほじゃから、活断層の上でそういうふうな状況があつて、それと地震で一番怖いのは火事じゃな、火事、火災。ほんで、火災が起きたら、想定したらどのくらいになるんか、あそこの中町に火災が起きた場合についてはどのくらいの被害が出るんか。人災世帯がどのくらいか。火事が出るのは、割合ネズミが古屋の電気の線を、電気を切つしもうときゃえんじゃけども、切らずにおつたら、コンセントでも線をくつついたりしたりして、それにゴミがたまって漏電して火災が起きるんじゃと。ほじゃから、危機管理監も名前ばあじゃなしに、あんたが行つて安全・安心のまちづくり、あがいな活断層の上へ住みたいことはねんじゃ。これも部落の差別によって虐げられて、ああいうところへ住まないけんようになってしもうとつたんじゃ。ほじゃから、それらについても差別解消と市民の安全に向けてどがいに取り組みしようとしょんか、市民部長も。

それから、家の関係、もう少し一歩前進したなという言うたんじゃけども、空き家の関係について、前は30万円、県が15万円で、そのうちに15万円を県が出いて、それでうちは15万円はか出さなんだんじゃ、(聴取不能) みたいなこつちや。それと、今回はちょっとランクを上げたんじゃな。けれども、県だけじゃなしに、もう少し国の補助金を使うて、鳥取県やこうに行つて、わしも友達がおるから聞く、そうしたらどういふような形でやる言うたら、国の補助金をもろうたやつを、今度は滋慶学園やそこら辺だけじゃなしに補助裏を過疎債を使わせてもらうんよ。1年7戸ずつとか、危険なとつから危険なとこを7戸ずつ、事業主体は市がなつて、市がなつたら補助裏が使えるわけじゃから、もう少しこれぐらいだったら市民が楽ななあと言えるような数字が出てくるわけですから、なぜ国の補助金を使おうとしないのか、その辺のところについてもお尋ねしたいと思います。

それから、川上ダムの問題。これは、そこの梶並のダムは水の調整ができるんじゃ、水の調整が。せじゃけども、水の調整ができるんじゃけども、あそこはできんのんじゃ、さびて。大雨が降るぞ、洪水だよという言うたら、梶並はサイレンが鳴つて水がごおつと流しとくわけじゃ。川上ダムは、回そうつても回らんときが多いわけじゃ。ほれて、申しわけにこのぐらいな年間8万円か10万円ぐらいな助成だけしちやるといふてやりようるんじゃけども、これらも下の安全、池の老朽化、これが下流側に大きな影響を及ぼすんだつたら、この辺のハチノコというんか、水を出いたり入れたりするやつ、これについてもきちつとした対応を

していただきたい。これについて、わかる範囲内でよろしいですから、わからなんだらもう一遍9月に質問させてもらいますんで、そういうこって御答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

休憩をいたします。

休憩後に答弁ということにしたいと思います。

午後4時01分 休憩

午後4時11分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

尾高議員が通院のために退席されております。

それでは、回答から入ります。

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。それでは、3項目めの自然災害に強いまちづくりについてということで、市民部ではイとロについて答弁させていただきます。

まず、倒壊等の危険、老朽化の激しい古い空き家等、適切な管理が行われていない空き家等が増え、防災、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、住民の生命、身体、財産の保護、住環境整備をいかに考えているかについてでございます。

市といたしましては、国の空家等対策推進に関する特別措置法、これと美作市空家等適正管理に関する条例を制定いたしまして、この条例と特措法に基づきまして、特に倒壊等のおそれがある危険な空き家については、所有者に通知を送るとともに、補助金の活用についても情報提供を行いながら、危険の除去に取り組んでおります。空き家については市内で美作市が把握している空き家が693件、そのうち危険なものが48件ございます。

〔15番岩江正行君「そねえなことはええ、もうようけえ聞いとるけん。この問題だけについて言え」と呼ぶ〕

倒壊のおそれのある空き家については、議員御指摘のとおり、空家法のみならず、消防法、建築基準法、災害救助法等による包括的な判断が必要だと思っております。

〔15番岩江正行君「そがんこと言ようりゃせんがな」と呼ぶ〕

その中で、今回美作市で空き家計画を策定いたしました。これは、岩江議員からもいろいろ御指摘がありまして、国の補助金があるんじゃないかということで研究を重ねまして、空き家計画を策定いたしました。その中で、国の補助金を今年度から補助をしていただくということで、空き家の補助率を上げさせてもらっております。この空き家については、今回の予算でも上げさせていただいておりますが、撤去事業費の2分の1で上限額が300万円というような形で、今までの30万円が300万円まで危険なものについては上げさせていただいております。

その後、先ほど市がした場合、補助金があるんじゃないかというようなことなんですけど、今この補助については、過疎ソフト、過疎債のソフト事業が対象になるのですが、令和元年の美作市の限度額がございまして、今現在当初予算で2億3,600万円の起債のソフトを計上しておりますので、今の段階では別枠ではない、枠いっぱいであるというようなことでございます。

続きまして、口の部落差別解消法と実態調査についてでございます。

これにつきましては、平成28年12月に制定された部落差別解消法の全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として各種施策を行わなければならないということになっております。

この中で、部落差別解消法の第6条では、国は部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとするというように規定されております。美作市といたしましても、法の規定に基づき、国からの協力依頼があった際には岡山県や他の地方自治体との連携を図りながら、部落差別の解消に係る施策の実施に資するため協力してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

失礼いたします。建設部のほうからは、ダム、ため池、河川堤防の老朽化、耐震調査、安全確保、それと土砂災害が起きる可能性の高い傾斜地、危険箇所の点検と対策、それから洪水浸水区域箇所の整備と事業計画について答弁をさせていただきます。

まず最初に、ダムの関係ですけれども、市内には現在4基のダムがあり、それぞれの管理規定に基づき、管理や定期点検を行っております。また、築造に当たっては、耐震性を考慮した設計基準により設計施工が行われておりますが、地震発生時には、震災対応マニュアルに基づき、直後の点検等を行う体制をとっております。

次に、ため池については、平成25年度から平成27年度に実施しましたため池一斉点検で堤の高さまたは貯水量及び浸水想定を基準として、11カ所が防災重点ため池として選定されました。このうち、耐震診断が必要とされた4カ所を調査し、直ちに対策を要するものはないという結果を得ております。その後、7月豪雨災害がありまして、豪雨後に緊急点検を実施しておりますが、緊急に対応を要するため池はありませんでした。11番議員のときにも答弁しておりますとおり、その後重点防災ため池の選定基準の見直しがありまして、157カ所が選定されております。これらにつきましては、優先度が高いものからハザードマップの整備等を進めてまいりたいと考えております。

次に、河川堤防についてですが、県からは、県管理の河川は、年1回の堤防点検を実施するとともに、河川管理の一環として、市街地周辺、その他重要な箇所は月2回以上、それ以外の箇所は年2回以上の巡視を行い、修繕が必要な箇所については、緊急度の高い箇所から対策を実施していると聞いております。また、耐震調査については、東南海、東海2連動地震での液状化危険度が極めて高い範囲を対象に耐震点検を実施しており、現地では、美作市内に耐震点検の対象箇所はないというふう聞いております。また、重要水防箇所については、令和元年度に河川堤防等に施されている陸閘設置箇所を追加指定し、陸閘とは堤防を切って設けられた河川の出入り口を封鎖する門のことですけれども、その追加指定をし、巡視を強化することにより、引き続き地域の安全確保に取り組んでまいりたいと伺っております。

次に、土砂災害が起きる可能性の高い急傾斜地、危険箇所の点検対策ですが、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生し、住民等の生命身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を危険度に応じて土砂災害警戒区域、イエローゾーンとも言いますが、それと土砂災害特別警戒区域、これはレッドゾーンと言います、として指定されています。これらの指定は県知事が行います。

美作市での現在の状況は、土砂災害警戒区域の指定を終えまして、土砂災害特別警戒区域の指定に向け、砂防基礎調査が実施されております。平成30年度末には約7割の調査が終わり、令和元年度には調査が完了し、その後地元説明等を行った上で指定が完了する予定となっております。指定完了後は防災マップに掲載し、関係地域へ周知します。

ここで、先ほど岩江議員が指摘をされました川上ダムの件について答弁を加えさせていただきます。

現地のほうを確認しました、また発災後にドローンを飛ばして状況を確認したところ、崩壊箇所が数カ所確認しております。その後現地に行った際、ため池の直上流部に、昭和61年築造の治山谷止工がありました。また、上流には、2基の堰堤を確認しております。一番上にも44年度だったと思いますが、そちらに治山谷止工は設置されておるのを銘板がありましたので確認しております。3基がありました。それから、崩壊箇所からため池までの距離については、一定距離がありますし、治山堰堤も設置されておるために、一定の減災効果はあると考えますが、平成30年度に発生した北海道の胆振東部地震での大規模な山腹崩壊や7月豪雨で発生した大規模な土石流などを見れば不安を感じております。

また、それに対する対策としまして、治山堰堤の設置については県事業となりますので、災害があった後に県のほうへ協議をかけておりますが、採択要件のハードルが結構高いということで、新たな設置はなかなか難しい状況です。今考えられる対策としましては、先ほど言いました池のすぐ上流部にあります堰堤に堆積した土砂を撤去して、ポケットを大きくすることで減災の効果も図られるのではないかとということで、そちらで対応できないか県等と協議しながら可能性を探っているところです。

また、現地に行ったときなんですけど、山が植林をされておまして、結構密集で光が入りにくいように見受けました。草や小木が生えずに（聴取不能）力が下がっているのではないかとということで、今後間伐等も必要になってくるのではないかとというふうに見ております。

それからもう一点、川上ダムのため池栓といいますか、斜樋のぐあい調子が悪いということですけども、今後管理者等へ連絡しまして、状況を確認し、対応を協議してまいりたいと考えております。

それから、3番目になりますが、洪水浸水区域箇所の整備と事業計画についてですが、これまでの議会の中でも答弁しておりますとおり、県からは、これまでも河道掘削や樹木伐採などを行っており、今年度も11カ所の河道掘削を発注していると聞いております。平成30年度から防災・減災国土強靱化のための3カ年緊急対策予算を活用して、こうした取り組みをさらに進め、引き続き防災のための河川機能確保に取り組んでまいりたいというふうに県のほうから伺っております。

また、市長会の中でも、住民の不安が取り除かれるよう、河道掘削や樹木伐採を進めるとともに、河川の脆弱箇所の対応についても、見通しを持って方針が検討されるよう要望しております。市が対応する河川についても、要望に基づきまして、護岸修繕やしゅんせつ工事などを計画的に順次進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

高山危機管理監。

危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕

失礼します。岩江議員の質問に答弁したいと思います。

まず、山崎断層の地震についての中町地区の被災状況、火災の状況でございますが、美作市としては、シミュレーションはしておりませんが、平成25年に、岡山県の試算している山崎断層による被害ということで、冬の深夜につきまして、火災の出火件数は1件、夏の12時についても1件、冬の18時については2件、炎上出火件が1件となっております。

震災に強いまちづくりということでございます。地震災害を未然に防ぐことはまず困難でございます。日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、災害発生直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減することが可能と考えております。ひごろの備えといたしましては、市民、地域、企業、行政がそれぞれ主体に自助の精神のもとに取り組む必要があると考えております。

まず、住宅倒壊による被害を軽減するには、当然空き家対策が必要となってきますが、現住の住居におきましても、昭和56年6月施工の建築基準法以前の建物につきまして、耐震診断補助金を活用して診断を受けていただき、住宅の安全の確認をしていただく。自分のおうちがどれぐらい危ないんかということも確認していただくことが減災につながるのではないかと考えております。危機管理室としては、地震防災マップ、揺れやすさ危険度マップを活用し、自主防災への活動支援、企業の防災意識の高揚につながる防災講話、訓練等を実施していきたいと考えております。

それから続きまして、浸水区域箇所の整備と事業計画ということで、危機管理室としては、ソフト面ということにおいて自助、共助を強化することが重要と考えております。具体的な方法といたしまして、減災といたしまして、事前の情報の周知、啓発ということで、浸水想定区域、土砂災害警戒区域につきまして防災マップを活用し、大雨が想定される場合の自助、共助について啓発を行います。また、地域づくりといたしまして、自主防災組織の支援として、地域防災マップの作成の支援などにより、自主防災会の活動を促していきます。

次に、人災予防といえますか避難対策といたしまして、防災講話、避難訓練等におきまして、市民の皆さんがみずからの命は自分で守ると、そういう意識づけができるよう、災害のおそれがあるときの適時的確な避難行動ができるよう意識の啓発を図っているところでございます。引き続き、自治会、自主防災会、各種団体への防災講話を軸に、防災マップを活用した訓練等、日々の訓練の大切なことを呼びかけていき、水防意識社会の再構築に取り組んでいきたいと思っております。

また、災害情報の発信といたしまして、適切なタイミングで避難に必要となる情報提供を行っていきたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

とりあえず、部長、こういうことじゃ。あそこのあんたの言ようる数字とちょっと違うんじゃ、人災世帯が。大原断層の中で中町だけのやつが出るとか、出てないはずじゃ。28戸というて出るとははずじゃ、調査したやつを今探しようんじゃけど、わからんのじゃけども。人災世帯が28戸ぐらいあるようになってんよ。これは、あつこの中町東からずっと町並みを通して、今言ようる大原梶並線を抜けるとわけじゃけども、ほんで周期を問うたら、平成9年ぐらいにこの調査して、それで調査結果が今言うようる7.8ぐらいに出たり7ぐらいに出たりいろいろあるんじゃけども、そのぐらいな山崎断層を延長した大原断層、ここが動いた場合についての被害想定をもう県が発表しとるのとあんたが言ようのとちょっと、あんたが1戸というのは、どこが1戸じゃろうかと思うて。おい、聞きようるんか。どっちが1戸じゃろうかと思うて、どこを見て1戸じゃ言うたんじゃろうかと。28戸出とんじゃという、県が発表しとるやつは。

〔「今危機管理監が」と呼ぶ者あり〕

あんたが言うたんか。1戸じゃとあんたが言うたんか。

〔「火災ですか」と呼ぶ者あり〕

まあええけど。ほんでな、とりあえず何でわしがこのことを部落差別の解消法の関係を言うたかというたら、一つの同和対策事業特別措置法が答申が出て、法が制定されたのは、京都のオールロマンズ闘争、住環境が非常に悪くなって、これは法整備せにやいけんというてしたわけじゃ。それがまた今言ようこの一般対策に移行しても、今以上にこれは対応せにやいけんということを審議会が言うとするわけよ。ほれで、部長が言よんのは、国と県、市町村というのは縦割り行政じゃから、あんたの言ようのはどっちが先かという話になるんじゃ。そがんな問題じゃないんじゃ。あんたが差別を憎んで、差別を許さないというような、そういうふうな心があったら、国じゃ県じゃ言やへんのんじゃ。人の命が奪われりようるけんというて、国のほうの許可をいただかなんたらこれは対応できんのです、そういうふうな問題じゃない。日本の最高法規をよう読んでみなさい。文化的な最低限な生活も言うとするし、ずっと読んでみなさい。そがんなよその市町村、県がどっどっどうちより先へ先へやっていって、条例までつくってやりようるんじゃ。うちは何でそがんな国じゃ県じゃというような話をするん。そうじゃなからうがな、わかった者が言うちゃらにやいけまあがな。悪いことをしようたら、悪いことをしようたらいけませんよというて言うちやるのが人間でしょうがな。ほじゃから、今言よう大原の武蔵の里の振興に軸足を置くんか認定こども園に軸足を置くんか、言うたことは、今言よう一番子どもの安全・安心を考えちゃらんといけんから私もそのことを言うたんで、それは今言よう皆さんがええ悪いをまた決めるんじゃけど、そういうことで、部長、うまいこと言ってくれたんじゃ、あつこの上に草が生えとらんでしょう、山に草が全然生えとらん。ほじゃから、草が生えとらんでは怖いんじゃ。うちの山がそれじゃったんじゃ、ばさっと抜けたんじゃ。それで、それは今言よう保安林にして、ほれで復旧作業をしてもろうたんじゃ。そういうこつて、今後の取り組みについてひとつ聞かせていただきたいと思います。

時間がねんじゃ、43秒はかない。

議長（岡本 泰介君）

春名建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

今後の取り組みですけれども、先ほどと若干ダブるかもしれませんが、川上ダムのところについては、先ほど言いましたように、治山堰堤を新たに設置するというのは今のところ採択要件で難しいというふうに県のほうから聞いておりますので、まず今の施設の土砂を撤去してポケットをこしらえて、もし崩れてきた部分については、そこでとめて池への入り込みを抑えるというような対応で検討しております。

それから、今議員おっしゃったように、山が荒れておるので、治山事業等でも木の間伐とかという事業もありますんで、これで対応できればそういうふうに取り組んでいければと考えております。

〔15番岩江正行君「時間がないからなんじゃけど、予防治山か復旧治山か。保安林指定していただいて、こうしたら山を直したら土が流れんようになるんじゃから。あんたはええことを言うとなのに、もう一つ足らんのじゃ、言ようことが違う」と呼ぶ〕

崩れるところは復旧治山にたしかなるかと思うんですけれども。事業につきましては考え直します。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

若干の具体的研究が必要なんですけれども、保安林の指定について、いろんなパターンがあるのは御存じ

だと思ひます、さまざまな保安林がある。胆振東部地震との関係で申し上げますと、地震が起きたときの土砂崩壊というものを極小化するための保安林指定というのはあり得る可能性がちょっと出てきたのかなとは思っているんですよ。予防治山の話のときにも、これは山です、これはダムですというだけじゃなくて、現に崩落をした箇所は、議員の御指摘にもあったように、断層帯がつまり前に動いてガレ場になっているところがずったわけでしょう、たしか。そうなってくると、地震対策の観点から、プラスアルファの注意が必要になると、こう思ひます。あるいは、市民部の話でいうと、断層帯に沿っている熊本地震でいうと、断層の中心から両サイド約50メートルと100メートルの中にある危険家屋については、さらに我々としても注意が必要だというような観点から、対策をステップアップすることが研究課題としてあるということをおし上げておきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

危機管理監。

危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕

岩江議員の2回目の質問に答弁させていただきます。

先ほども申しましたが、中町についての火災の被害の想定については、市としては想定は組んでおりません、県の被害想定を参考にさせていただくとるところで、勉強のほうはさせていただきたいと思ひております。

以上でございます。

〔15番岩江正行君「古町は」と呼ぶ〕

古町も同じように……

〔15番岩江正行君「古町も1戸か」と呼ぶ〕

1戸というのは、県の試算で美作市全体で夏、冬の深夜について1戸、冬の18時について2戸という結果が出ているものを参考にしております。

〔15番岩江正行君「それまた見せてくれ」と呼ぶ〕

はい。

〔15番岩江正行君「わしが県でもろうとんと違うから」と呼ぶ〕

はい、わかりました。コピーして渡します。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

とりあえず中町の関係については、あんたが国じゃ国じゃ言わんでも国の指定もろうとるわけじゃ、はや。教えてあげるけん、資料を全部出してあげるけん、進達してもろうとるやつまで。そういうこと。それで、県の住環境整備室からもろうとりますから、何だったらそれを見せてあげるから、それからよう考えて、あつこの命も大切なんじゃということになれば、それなりに取り組んでください。

終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番12番、議席番号15番岩江正行議員の一般質問を終了します。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。
再開は、明日午前10時からです。

午後 4 時39分 延会

令和元年6月6日

(第 5 号)

1. 議事日程（5日目）

（令和元年第3回美作市議会6月定例会）

令和元年6月6日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一	12番	山	本	重	行	
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦	子	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	内	海	健	次	18番	岡	本	泰	介	

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	荒	木	利	明					
教	育	長	大	川	泰	栄	総	務	部	長	岡	本	和	之			
政	策	審	議	監	春	名	利	亮	市	民	部	長	景	山	二	男	
危	機	管	理	監	高	山	宏	明	経	済	部	長	遠	藤	宏	一	
環	境	部	長	森	元	浩	之	建	設	部	長	春	名	隆	広		
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	消	防	長	皆	木	佳	久		
企	画	振	興	部	長	心	得	平	田	幸	春	名	信	明			
教	育	次	長	山	名	浩	二	会	計	管	理	者	山	本	和	毅	
建	設	課	長	菊	池	広	幸	危	機	管	理	室	長	柄	岡	雅	之

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
係	長	金	谷	裕	子				
主	任	青	木	志	保				

議長（岡本 泰介君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切ってくださいますようお願いいたします。

傍聴の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

全員の出席でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

山本会計管理者が通院のため欠席でございます。

市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長（萩原 誠司君）

議長の許可をいただきました。

きょう早朝でございましたけれども、当方に保健所から連絡がございまして、概略を申し上げますと、作東バレンタインホテルの厨房においてノロウイルスが検出をされたということでありました。この前段がございまして、数日前に結婚式が開かれまして、そこに参加をされた方の何人かが体調不良を訴えられたということがあって、そこで検査がありましてノロウイルスがあったということで、レストラン部門についてきょうから5日間の営業の停止をするようにということでございました。詳細につきましてはまだ十分把握をしておりますが、以上の骨格につきまして緊急に報告をさせていただいたほうがよろしかろうということで、議長とも相談をし、今こうやって報告をさせていただきました。バレンタインホテルについては、今後こういうことがないように十分指導をしてみたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

市長の発言が終わりました。

それでは、もとに戻ります。

日程第1 一般質問

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番13番、議席番号7番重平直樹議員の発言を許可いたします。

7番（重平 直樹君）〔質問席〕

皆様おはようございます。

議長に許可をいただきましたので、令和元年6月議会の私の一般質問を始めたいと思います。

今回の質問では、1項目めに公用車について、2項目めはメガソーラーについてでございます。

それでは、1項目めから始めさせていただきます。

美作市が所有している公用車は、本年3月までで何台あるのか、各管理ごとの台数と責任者。

次に、公用車を使用する際に運転をされる職員の健康やアルコールチェックはされているのか、始業前の公用車のチェックはされているのか。

以上についてお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼いたします。重平議員の公用車の管理についての御質問にお答えをさせていただきます。

3月末での市が所有しております車両の台数につきましては、全部で324台でございます。内訳は、総務部が23台、企画振興部が15台、市民部が21台、この中にはバスも含まれております。保健福祉部が42台、経済部が30台、ホテル、雲海等のバスなども含まれております。それから、建設部が26台、環境部が36台、そして教育委員会が51台、消防署が18台、消防車、救急車等でございますが、保有しております。そして、社協への貸し出しが17台、さらに各総合支所を全部合わせますと45台でございます。合計で324台ということでございます。

また、自動車の維持管理につきましては、美作市市有自動車管理規程第3条に基づき、各部及び総合支所、出先機関の所属長を責任者として行っているところでございます。

次に、始業前のチェックということでございますが、どちらの企業、そして事業所でも行っておられると思いますけれども、運転する前の職員の健康状態については、それぞれの部署におきまして課長等を初め、各職員が顔色などについてお互いを確認をしているというところでございます。

また、アルコールチェックにつきましては、消防職員、スクールバスの運転手、霊柩車の運転手など車両の運転を主な業務とする職員については実施をいたしておりますけれども、他の職員については行っていないというのが現状でございます。

そして、乗車前の公用車のチェック、点検につきましては、運転する者がそれぞれ目視によりチェックを行っておりまして、異常を確認した場合は速やかに他の車両を使用するなどの対応を行っているところでございます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

答弁いただきました。最初に、車両台数が多いとは思ってましたが、324台と多いので、ちょっとびっくりいたしました。

2回目の質問に入ります。

自動車の維持管理については、美作市市有自動車管理規則第3条に基づき、各部及び総合支所、出先機関等の所属長を責任者として行っていると答弁されましたが、管理規則の括弧内にある安全運転管理者、副安全運転管理者及び整備管理者とありますが、定員11名以上の自動車を1台以上と5名以上使用している事業者が必要と思いますが、本庁だけが必要なのか、出先機関でも必要なのか。安全運転管理者、道路交通法施行規則第9条の8の第1項の責任と義務で、運転者等に対する安全教育を実施することになってますが、なされていますか。

次に、廃車にしたボンネットバスが作東B&Gプール東側の屋根のないところに放置してあるが、いつごろからなのか。廃車にした車でも市民の財産に違いはないので、仮に売却するのであっても屋根のあるところに置かないとマイナスになると思いますが、早目に対処していただきたいと思います。また、バイクが数台あったと思いますが、管理はどのようになっているのかお尋ねいたします。

次に、チェックについてですが、課長等を初め、各職員が顔色などをお互いに確認している、アルコールチェックは消防職員、スクールバスの運転手、霊柩車の運転手など車両の運転を主な業務とする職員に実

施、乗車前の車の点検は目視でチェックと答弁されましたが、いまだに機長やバスの運転手などでアルコールが検出され問題になっているので、アルコールチェックについても全員やるべきではないか、乗車前の点検についても目視だけでなく、運転日報同様記録を残すべきではないかと思います。

以上、2回目の質問です。

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

それでは、2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、安全運転管理者及び副安全運転管理者についてでございますが、道路交通法第74条の2の規定により、安全運転管理者を本庁及び出先機関に、そして総合支所に配置しております。場所につきましては、出先としてはクリーンセンター、それから水道事業所、下水道事業所、保健センター、消防本部で選任をいたしまして、副安全管理者につきましては、保有台数によりまして本庁に2名、出先機関といたしましては東粟倉総合支所に1名、作東総合支所に1名、保健センターに1名選任をいたしております。整備管理者につきましては、道路運送車両法施行規則第31条の3の規定に基づき、本庁及び各総合支所で1名を選任しているという状況でございます。

次に、安全教育ということでございます。

毎年安全運転管理者、副安全運転管理者、新規採用職員及び公用車で事故を起こした職員を対象にした安全運転講習を行うとともに、交通事故を複数回起こした職員につきましては、岡山県安全運転管理者協議会主催の岡山県運転免許センターで行われますセーフティスクールへ参加させ、安全運転意識の高揚を図っているところでございます。

また、定期的な交通事故防止に関する通知を数回発出させていただいております。また、無事故・無違反チャレンジ200への積極的な参加により、交通事故防止の意識向上ということを図っているところでございます。

続きまして、御質問のレトロ風ボンネットバスでございますけれども、これまで経済部において観光振興のために使用していたものでございまして、昨年10月ごろから作東での保管とさせていただいております。一旦は廃車をいたしておりますけれども、今後どのような利用をするか、あるいは売却するかなど現在協議を行っているところでございます。御指摘のとおり露天での保管となっておりますので、市有施設の中でバスを保管できるだけのスペースが確保できる場所がございましたら、移動ということを考えたいというように思っております。

そして、バイク、原付の管理でございますが、購入当時は25台を本庁や総合支所を初め、出先機関に配備をいたしておりました。現在は11台のみを利用してございまして、残りのものについては建物の中、旧郵便局でございますけれども、こちらのほうで保管をさせていただいております。

そして、始業前のチェック、アルコールチェックということでございますが、運転を主な業務とする職員以外の者につきましては、1台の車両を複数の職員が交代で使用しているという状況でございます。どのようなタイミングでチェックできるかなどを検証しながら、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思っております。

また、運転日誌でございますけれども、公用車の使用後、帰庁した時点で記録するようにいたしておりました。メーターキロ数、走行距離、使用目的、給油やオイルの交換の記録、そして運転中の異常の有無等を記入した後に、次に使用する職員に引き継ぐようにいたしております。もし途中で何か異常を確認した場合に

つきましてはこの日誌に記入し、速やかに修理伺いを上げるという流れにさせていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

重平議員、3回目です。

7番（重平 直樹君）

ボンネットバスで気になったというのは、操法の市大会のときに車をとめたときにちょうど目について、見たらプレートが外されとったということで、ちょっと気になったので関連した一般質問をさせてもらいましたが、なるべく、見た目もよくないので、露天に投げとったら、早目にどっか屋根があるところがあったら、やっぱり塗装も傷むし、屋根の下に大事に保管していただきたいなと思います。

それともう一つ、始業前のチェックですが、一番気になるのは、そりゃ僕もお酒を飲みますけど、アルコールで結構問題になっとなでそれが気になるのと、日報なり何かそういうきちっとしたもんをつけて車の状態なりを、いろんな人が乗るからわからないというのがあって、誰が見てもわかるようなことにしといてもらいたいなと思います。で、何かあったら、ありますか。

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

3回目の御質問です。

先ほどと同じようなお答えをさせていただくこととなりますが、ボンネットバスにつきましては、非常に皆さんの思いの強いバスでございますので、適切な方法で管理についてさせていただきたいというふうに思っております。

それから、始業前のチェックにつきましては、アルコールチェックはもとより、車両のチェックということ、割と職員が1人で乗るということは少のうございますので、2人なり3人で十分チェックをするような体制をとっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

重平議員、総括してください。

7番（重平 直樹君）

総括。いずれにいたしましても、公用車は市民の財産でございます。大切にさせていただきたいのと、アルコールのチェックも美作市民の安全・安心につながることなので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上でこの項目は終わります。

議長（岡本 泰介君）

それでは、2項目めに入ってください。

7番（重平 直樹君）

2項目めは、ソーラー発電事業における環境保全についてでございます。

国が推し進めているエネルギー再生事業の中で、岡山県下では主にソーラー発電が盛んであります。美作市では、作東地区の400ヘクタールの大規模事業があり、また美咲町柵原地区ではありますが、60ヘクタールの大規模事業で、前回も一般質問、前々回もさせてもらったときのように雨水は全て美作市側に流れてきます。発電パネル設置のために、どちらの事業も緑豊かな山を削り、土居地区には泥水流出で環境を破壊していることは、議会で何回も同僚議員が質問されております。何ら有効な対策はとられないままに、きょう

に至ってます。美咲町分は工事は終わり、既に売電を開始しているように聞いております。

そこで、地元の説明会では、敷地内の雑草対策に碎石もしくは木材のチップを敷くと説明があったわけですが、今は地肌むき出しのように見えます。作東地区はどのように説明されているのかわかりませんが、万が一美咲町のように地肌むき出しのままですと、物すごい雑草が生えてきます。400ヘクタール、60ヘクタールの面積に雑草が生い茂れば、発電量にも影響をいたします。民間業者の営利ですから関与するわけではありませんが、その雑草処理は産業廃棄物となるわけですから、莫大な費用がかかると思います。もし除草剤を使用すると、周辺はもとより、下流地区までもが環境汚染が心配されます。市民の安全・安心が大きな不安になります。健康被害、農作物の被害等が考えられますが、市としてはどのような対策をとられているのか、大量の除草剤散布を禁止させるお考えはないか伺いたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。重平議員のメガソーラー発電事業に係る環境保全について御答弁させていただきます。

美咲町塩家のエフビットメガソーラー発電事業に係る岡山県、美作市、合同会社ITソーラー3との自然保護協定書がございます。この自然保護協定書の中には、自然保護措置として自然の破壊を防止するために自然の改変を最小限にとどめるとともに植栽の回復、その他適切な措置を講じるものとするというように協定をしております。事業者は、緑地の維持管理に際しまして、農薬の使用を最小限にとどめ、使用する場合でも選択性除草剤——この選択性除草剤というのは農作物に比較的害を与えず雑草のみを防除する薬剤でございます——や低残効性の除草剤等の環境影響の少ないものを使用するとなっております。

重平議員の除草剤の散布による健康被害や農産物被害について心配されてることにつきましては、美咲町などに問い合わせを行いました。美咲町塩家エフビットメガソーラー発電の事業については報告をいただいております。発電の開始及び売電の時期は平成31年3月から開始、売電を始めているとのことでございます。また、造成地の緑化状況につきましては、種子をまいている状況や、緑地は岡山県が確認をしているということでございます。また、農薬の使用につきましては、農薬を使用する予定はないということで、地元と草刈りをするということの契約を結びまして、地元が草刈りをするということにお聞きしております。

農薬の禁止につきましては、農薬の使用基準や使用上の注意事項がありますので、これを厳守されれば禁止することは大変難しい状況であると思っておりますが、いずれにいたしましても基準を厳守することが大切であると思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

2回目です。

除草剤などの農薬は使わないということで少しは安心しましたが、農薬の使用基準などについて厳守することが大切と答弁されました。しかし、その使用状況のチェックはどうされるのでしょうか。例えば、広大な面積に散布された農薬が美作市の河川に流入し、農作物に影響を与えることが考えられます。その影響調査は、下流河川の水質チェック等は行わないのでしょうか、許可した行政がチェックすべきではないのでしょうか。

昨年9月議会で成立した美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例は、この2つの事業は効力を発しませんが、地元が反対しているにもかかわらず、岡山県に対し賛成の意見書を送付され

た。造成工事だけでなく、完成後の管理についても責任はあります。特に環境汚染を心配されて、事業者パネルの撤去費用の積み立てを指示されるようですから、環境に対する危険性は認知されていると思います。環境破壊、汚染の危険性は今すぐ結果が出る場合はすぐに対処できるわけですが、作東の場合、泥水などに対しどのような措置がとられたのか、事業者が認めて措置を行い、解消されたのでしょうか。そして、一番恐ろしいのは、農薬などの大量使用により下流地域の水質汚染でございます。水俣病等のように長い時間の後に飲料水、農作物を通じ人体に影響することです。事業者任せではなく、市民の安全・安心のためには、行政のチェックの目を光らせる必要があると思います。どのようにお考えかお聞かせください。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

2回目の質問でございます。農薬の使用状況及び水質のチェックについてという御質問でございます。

私も美咲町のエフビットメガソーラーの発電の現地を確認しに行きました。実際には、美作市側の道路からでございましたが、今では山肌、造成地に草が生えて少し緑がかっている状況を確認しております。あそこの中に入るためにはゲートがありますので、そこまではちょっと確認しておりませんが、そういう状況でございました。

自然保護措置の計画でございますが、当初計画した自然環境が保持されているかどうかの調査を岡山県に報告するようになっております。事後調査の実施に関しましては、開発地域内で生息が確認されたカスミサンショウウオ、小さいサンショウウオでございますが、生育状況の確認を年一回以上、移植後場所を変えてなんですけども、池がありますが、池のところに変えております。産卵であるとか、そういうことで5年間実施することとなっております。また移植先の環境が悪化が確認された場合については、環境整備、実施可能な保全措置をするということとなっておりますので、非常に自然環境の変化に敏感な希少動植物でございます。こういうことで、議員の御心配になられます下流河川の水質や農薬の使用については、影響がある場合についてはこれらの動植物に最初に影響が出てくると思います。こういうことから岡山県に報告されたもの、美作市に報告されるものを、報告を注視していきたいと思っております。

続きまして、作東メガソーラーの農薬の使用についてでございますが、自然保護協定では供用中の緑地の維持は原則として農薬を使用しないというようにしておりますので、こちらのほうも供用開始後、自然保護に関する保全状況を岡山県に報告するようになっておりますので、美作市としてもこれについても注視していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

現状は今のとおりなんですけど、お尋ねにもありましたように住民の方々の心配というのは、それだけで消えるものではありません。何を使うかについては、例えば当該発電所の所有がほかの人に移ったりすることもあり得るし、いろんなことで、大雨が降ったらまたその山肌の問題も違ってまいるわけでありまして、おっしゃるとおり継続的な水質の監視なんてことが必要だという声は私ども承知しておるわけですが、それをやるためにはそれ相応の費用、コストがかかるわけでありまして。だからやらないと言ってるんじゃなくて、これは別の件でありますけども、ご案内のとおりソーラーパネルに課税をさせていただこうという目的の中の一つにそういう環境の保全のための水質の監視であるとかということとは当然、税ができればありますけれども含まれるわけでありまして、実行可能性が高まっていくというふうにご考えておりますので、ど

うぞよろしく願いいたします。

以上、補足であります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

3回目です。

現在は、ソーラー売電の価格も下落し、メガソーラー事業も右肩下がりになると思われていますが、美作市内において30メガ以上の大規模事業が進行していると聞いています。聞くところによれば、地元から多くの人の事業反対署名が市に提出されているそうですが、その取り扱いはいかがされるのでしょうか。環境破壊の事業の後のさまざまな対処を心配するより、事前に阻止するのが一番であると思いますが、先ほど申し上げた美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例で、地元の賛同が得られない事業は県に対して賛成意見書の提出は行われたいはずですが、いかがでしょうか、伺います。

それと、水質の件で私が特に心配するのは、私の家の前にある長内川があるんですけど、そこは昔から大変虫が多くて、今では湯郷の大谷川で虫を放して皆さん見に行ってますが、昔は湯郷の旅館の人がバスでお客さんを乗せてうちの前とかにバスとめさせてって言うお客さんが、虫を見に来るような、それだけ多い川だったんですね。そういうのがあって、特に水質には私も気になります。

市長のほうの答弁で、そりゃ費用はかかるんでしょうが、なるべく市民が安心できるようにお願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

それでは、重平議員3回目の御質問にお答えをさせていただきます。

美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例の対象となる発電出力が1メガワット以上の事業につきましては、これまでに英田地域で計画中であります。1件の届け出がございます。評価書及び意見書を事業者宛てに通知しておりまして、本件につきましては地元と事業者が協定の締結を既に行っておりまして、県に開発許可を申請中となっております。

また、届け出書の提出はございませんが、美作地域に計画中の太陽光発電所が1件ございまして、議員のおっしゃるとおり地元を中心とした方々からの反対署名が市に提出をされております。本件につきましては、ゴルフ場跡地へ太陽光パネルの設置を行うとお伺いしておりまして、造成面積等が県の開発許可申請を必要とする対象面積未満のため、県に対して意見書を提出する案件とはなっておりません。

しかし、先ほど申し上げました本市の条例では、地域住民等の同意の状況について評価を行うこととしておりまして、当該事業につきまして地域住民皆さんの同意の状況が十分でないと思われる場合には、必要な措置を講じるよう助言及び勧告できるものとしております。提出されました反対署名につきましても、評価書案を作成する際の判断基準の一つになるものと考えております。

大規模太陽光発電所の建設につきましては、地域社会に対する影響も大きく、地域住民皆さんの同意を得ることが重要であるため、今後も引き続き国、県等の関係機関と連携の上、条例に基づきまして適正に対応してまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

総括です。

7番（重平 直樹君）

いずれにしても、地元周辺地域の納得のいかないメガソーラー事業は、賛成意見を提出しないでいただきたいと思います。

以上で私の6月議会の一般質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番13番、議席番号7番重平直樹議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番14番、議席番号1番青山慶議員の発言を許可いたします。

1番青山議員。

1番（青山 慶君）〔質問席〕

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、私の令和元年6月の一般質問をさせていただきます。

今回は、市直営施設の決済方法について、美作岡山道路沿線の自治体による広域連携についてという2つの質問をさせていただきます。

まずは、1つ目から早速行います。

ちまたではQRコード決済などキャッシュレス決済の普及を推進するべく各社がキャンペーンを行っており、盛り上がりを見せております。美作市内でも何とかペイが使えますと書かれた旗やポスターなどを至るところで見かけるようになりました。一方で、市直営施設の決済方法は、ほぼ現金決済のみになっていると認識しております。

このキャッシュレス決済を基本として、現金をふだん使わない人にとっては、キャッシュレス決済ができる施設、店舗などが利用先としての優先度が高くなる面もあると思います。また、スマホのQRコード決済アプリではQRコード決済ができる店舗が検索できるようになっておりまして、さらに中国で普及しているキャッシュレス決済と連携している決済方法もあり、海外からの旅行者も利用しやすいような状況になっております。

現金決済のみですと、利用先として選択してもらえないという機会損失にもつながりかねないと思いますし、国もキャッシュレス決済を推進していることから、市の直営施設も積極的にこのキャッシュレス決済ができるような取り組みを行うべきと考えておりますが、市のお考えはいかがでしょうか。1回目の質問です。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

現金を使用しない決済方法、いわゆるキャッシュレス決済についてでございますが、世界各国のキャッシュレス決済の比率を見ますと、キャッシュレス化が進んでいる国では40%から60%台であるのに対しまして、日本は約20%にとどまっているということから、店舗での業務の省力化や不透明な現金資産の見える化、それから支払いデータの利活用による消費の利便性の向上などを目的に、国はキャッシュレスを推進しております。

日本では、キャッシュレスが普及しない背景としては、使い過ぎへの不安感、店舗における端末のコスト負担、それからネットワーク接続料や手数料のコスト構造などが上げられております。キャッシュレス化の実現方法として、近年従来型のプラスチックカードによらない媒体によるもの、インターネットを活用した形態ということで、スマートフォン等を活用したQRコード決済というようなものが登場しておりまして、

今後も新たなサービスの登場が予想をされております。

経済部所管の施設を御利用いただいた場合の現金以外の決済方法でございますが、直営施設では現代玩具博物館、オルゴール夢館においてクレジットカードを使用することができます。

QRコード決済の対応については、その標準化に向けて統一QRコードであるJPQRというものの効果検証が和歌山県、福岡県など4県で、ことし8月から来年1月まで行われるということになっております。この実証の結果や決済事業者へ支払う手数料率の動向などを踏まえ、施設ごとに利用者の要望などを考慮しながら検討したいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

企画振興部長心得。

企画振興部長心得（春名 信明君）〔登壇〕

青山議員の御質問に関連しまして、国が行うキャッシュレス消費還元事業について御説明をさせていただきます。

これは、10月1日の消費税引き上げに伴い、需要の平準化対策としてキャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引き上げ後の9カ月間、中小あるいは小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を国が支援するということになってございます。この間の国が行うインフラ整備に対しまして、市としましても継続的にキャッシュレス化が進むよう一定の効果を期待しているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

2回目の質問です。

先ほどの答弁の中にあつたもので、ちょっといろいろコメントがあるんですが、まず使い過ぎという面におきましては、クレジットカードであれば確かにそういう不安があつたんですけど、QRコード決済ではチャージ式が主な使い方なので、またデビットカードという預金口座から使ったときに引き落とされるような支払い方法もありますので、使い過ぎという不安についてはかなり薄まったのではないかなあというふうに思います。

また、事業者側の導入コストの負担であつたり、決済手数料というところもちろん推進が進まない要素ではあるんですが、現状はキャンペーンで導入コストが無料な業者があるんですね。普及率でいうと、何とかペイというのがいろいろあるんですけど、今の普及率でいうと1位、2位というところが導入コスト無料、決済手数料も一定期間無料というキャンペーンも事業者側でも行っておりまして、事業者側の導入のハードルも大分下がっているという現状がございまして。

また、手数料の動向というところで、一定期間無料ということで、そのうち決済手数料がかかるようになるんですが、無料期間中だけでも実証実験といいますか、実験という名目で導入してみてもどうかなあと、導入コストがかからずに生きたデータが手に入るというところで、市側にとっても非常にメリットが多いと思いますし、そこで全く利用がないであるとか、利用はあるんだけどコストと見合わないという結果が出たら、そこでやめるという判断をすると最初に決めて取り組んでみてもよいのかなあというふうに思います。

あとは要望などを考慮というふうにありましたが、利用したいお客様みずから要望を伝えるというのはまれなケースかなあというふうに思います。大体お客というのは不満があつたら何も言わずに来なくなるとい

うのが日本では一般的で、余りこうしてほしいとか、ああしてほしいという意見を直接お店に伝える方というのは物すごく少ないという認識でおります。私なんかは割とすぐにここをこうしてくれたらもっと使うんですけどっていうふうに言うほうなんです。例えば今回のキャッシュレス決済についても、近所でよく使うお店でぜひ導入してほしいと、今なら無料で導入できるというふうにお伝えしたところ早く導入してくれたんですけど、最初は使うお客が私だけの想定だったんですけど、導入してみたら実は使いたいというお客さんが何人かいて、そのお客さんから感謝されましたというふうに私が感謝されました。こういったところもあり、要望を聞きながらということになるとアンケートをとったり、集計したりとか、そういうコストもかかってきますので、まずは無料で導入したらどうかと。

また、経産省が計画しておりますキャッシュレス消費者還元事業の恩恵にも、市民を初め、市外から来た方も恩恵をあずかりにくくなるということもありますので、積極的に導入するべきではないかと考えますが、いま一度御意見を賜りたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

遠藤部長に成りかわり、あの表情からおわかりのとおり具体的に検討すると言っておりますので、また正確な情報を提供していただいて、私も思ってるんですけども、現金を持ってるっていうことは一方でリスクが増大するっていう面がだんだん出てきております。いろんな形があるんですが、その都度必要なだけ入金をする形のプリペイドカードなんていうのは、実はとってもよく管理された形でリスクが低くて、使い過ぎにも遠いというようなこと、それからおつりがたまらないという、ポケットに優しいことにもなってますので、多分相当なスピードで進んでいこうなとは思ってます。

そこで、美作市の公的部分及び民間部分が乗りおくれることは余り得策ではないというのはまさにおっしゃるとおりでございますので、経済部が率先して無料導入期間を活用していただくことになると思っていますので、よろしく願います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

では、総括させていただきます。

議長（岡本 泰介君）

はい、総括。

1番（青山 慶君）

先ほど市長及び遠藤部長から非常に前向きな御意見をいただきましたので、期待しております。

また、市民の方からも旧英田町在住の80歳ぐらいの方から先日お電話いただきまして、一般質問を締め切った後だったんですけど、慶ちゃん、美作市もキャッシュレス、ほかの自治体に先駆けて導入するべきじゃと思うんじゃないかという非常に心強い御意見を市民からもいただいておりますので、ぜひともよろしく願います。

以上で1回目の質問は終わります。

議長（岡本 泰介君）

では、2項目めに入ってください。

1番（青山 慶君）

では、2項目めの質問に行きます。

美作岡山道路沿線の自治体による広域連携についてでございます。

去る3月24日、美作岡山道路の吉井インターチェンジ瀬戸インターチェンジ間が開通をしました。これにより、岡山への移動時間が約10分弱短縮され、美作岡山道路全線開通による効果が見えやすくなったと思われれます。

私も実際に何度も利用しまして、つい先日は倉敷マスカットスタジアムに行ったんですが、私の自宅から倉敷マスカットスタジアムの駐車場まで1時間14分で着きました。これ聞くとかなり早いと、ちょっと飛ばし過ぎなんじゃないかと言われるんですけど、ちゃんとここで発表するために法定速度で走ってますんで、球場の周辺は渋滞が起きやすい区間でもありますので、時間帯によってはもっと時間がかかる場合もあるかとは思いますが、スムーズに行けた場合には1時間15分ぐらいで行けるようになったと。行きは吉井インターから乗って熊山インターでおりて、山陽インターチェンジで山陽道に乗って、早島インターでおりてというルートで行きました。帰りは2号線バイパスをずっと東に走って、備前大橋の手前で252号に入って、ビール工場の前を通過して瀬戸インターから乗るというルートで帰ったんですが、そのルートですと1時間20分ぐらいでした。ですので、かなり道路開通による効果が期待できるなあというふうに身をもって感じました。また、近いところで私の自宅からネオポリスのスーパーまで25分で行けたんですね。これ津山より近いんですよ、というように、買い物先の選択肢も増えたなあというふうに感じております。

この利便性の向上に大変感激しておりまして、この道路を計画して着工にこぎつけた先輩方の並々ならぬ努力に感謝し、これを引き継いで活用しなければならないという使命感にかられております。

岡山県は南厚北簿という言葉がありますが、もう一つ西高東低という言葉もあります。伊原木隆太県知事は、記念式典において岡山県東部の地域活性化に寄与すると期待していると、さらに早期の全線整備を目指す御挨拶され、大森岡山市長におきましては、沿線自治体との連携を深め、産業振興などにつなげたいと述べられました。

効果が見えやすくなった今、全線開通に向け、沿線自治体による広域連携を行いまして、地域の活性化に向けた施策の検討を始める時期だと私は思っておりますが、市のお考えはいかがでしょうか。また、広域連携を行うことによって、北部延伸にもよい効果を与えるのではないかと考えております。

以上、1回目の質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

それでは、青山議員2項目めの美作岡山道の自治体による広域連携について答弁をさせていただきます。

美作岡山道路の状況ですが、先ほど議員がおっしゃられたとおり3月24日に吉井インター佐伯インター間、それと熊山瀬戸インター間が供用開始されまして、計画延長36キロのうち約6割が通行できるようになりました。それから、北への延伸の関係ですけれども、国や県に働きかける中で一定の理解が得られるまでになりまして、引き続き沿線自治体と連携を強めて、あらゆる機会を通じて必要性を訴えてまいりたいと考えております。

さて、ことし1月ですけれども、国土交通省の道路局長が出席いただいた三県境地域創生会議が美作市で開催されました。その中では、地方創生に果たす道路の重要性や自治体の連携の必要性など活発な意見交換が行われております。

今回議員の御質問は、これから道路の開通を見越して、この三県境創生会議に見られるような組織づくり

や取り組みが美作岡山道路沿線や北部延伸でも必要な時期に来ているのではないかと御指摘だと思います。

現在美作岡山道路では、3市3町で特別会員として沿線市町の商工会等にも加わってもらいながら期成会を組織しております。また、北部延伸では平成29年度に岡山、鳥取両県2市3町で美作岡山道路等を活用した岡山圏域と鳥取圏域及び周辺市町の連携強化を図る研究会を立ち上げておりまして、道路整備を進めるために取り組んでおります。また、美作市が加入しております鳥取道整備推進協議会というのがありまして、道路整備促進に加えまして、鳥取道の利用促進と圏域内を周遊するガイドマップの作成など取り組みを行う組織もあります。美作岡山道路の約6割が供用を開始されまして、美作市内の未工事区間につきましても、現在進められているところです。鳥取道の取り組みも参考にして、構成メンバーの意向や事業の進捗状況などを見ながら、適切な時期に広域連携を中心とした協議の場をつくっていったらということ視野に入れまして、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

2回目の質問です。3点質問します。

先ほどの答弁にありました1月9日の三県境地域創生会議での意見交換の概要。

それから2つ目で、期成会に参加している3市3町というのは岡山市、赤磐市、美作市、美咲町、和気町、勝央町だと思うんですが、岡山、鳥取両県2市3町で立ち上げたと言われました岡山圏域と鳥取圏域及び周辺市町の連携強化を図る研究会の参加市町。

3つ目、最後に適切な時期に協議の場を移していくことも視野に入れというふうにおっしゃいましたが、適切な時期とはいつごろを指しているのかという3つについて質問します。

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

失礼いたします。青山議員2回目の質問の答弁をさせていただきます。

1月9日に開催されました三県境地域創生会議の意見交換会の概要ですけれども、本市を初め、関係市町を取り巻く道路の現状や課題、そして岡山道路、それから北部延伸、姫路鳥取線の志戸坂峠道路、国道429号志引峠トンネル等の必要について、国土交通省道路局長に説明を行いまして、意見を伺いました。

道路局長からは、公共事業費が増えそうになっている、局面は変わってきているので、これまでできなかったものを含め、動かさないといけないと思っている。美作岡山道路の延伸についても、過去には北部横断高速自動車道という構想があった。平成の厳しい状況でトーンダウンしていたが、必要な道路であるというふうに感じているというような意見をいただいております。また、県境部での観光の振興や、豪雪や豪雨の災害などの対応などに県境をまたいでの連携が重要であるといった趣旨の意見もいただいております。

次に、研究会ですが、美作岡山道路等を活用した岡山圏域と鳥取圏域及び周辺市町の連携強化を図る研究会の構成メンバーの内訳ですけれども、2市3町で、岡山県側が美作市、勝央町、奈義町、鳥取県側が鳥取市と智頭町となっております。

続きまして、いつの時期に広域連携を中心とした場の組織をつくっていくのかという御質問ですけれども、期成会や研究会においても沿線市町の人口、交通、産業、観光など、現状の課題の抽出や分析を行いなが

ら、道路整備促進を主眼に活動を行っております。沿線自治体が道路を介して地域の活性化に向けて取り組むという意味では、これらの集まりも広域連携と言えるのではないかと思います。現在の会の構成は、道路部局が中心であるため、この会を素地として三県境地域創生会議のように広く全般を協議する構成へ移行することも必要になってくるのではないかと考えますので、先ほどの答弁と重複しますが、構成自治体の意向や事業の進捗状況などを見ながら、関係部局とも協議しながら検討してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（岡本 泰介君）

建設部長、3市4町になるんじゃないかな。

〔建設部長春名隆広君「3市、いや、2市、2市4町です」と呼ぶ〕

2市4町か、ちょっとこれ間違うとるわな、ここ。

〔建設部長春名隆広君「2市3町です」と呼ぶ〕

僕が間違うとるかな。

〔1番青山慶君「美作、鳥取、勝央、奈義、智頭、2市3町」と呼ぶ〕

えんかな、この答弁書が間違うとん。

よろしい、僕の答弁書もろうとるのが間違うとる、失礼しました。

では、続けてください。

1番（青山 慶君）

意見交換の場では、公共事業が増えそうになっているですとか、必要な道路であると、実現にかなり前向きな意見が出たようで、私も安心しております。また、広域連携でございますが、私はもうつくってもいいのかなあというふうに考えておりますが、周りの自治体の意向もありますので、積極的に進めていただきたいと思います。

最後にちょっと気になっていることがあるんですけど、岡山方面から自宅のほうに帰るときなんですけど、吉井インターで大体信号につかまるんですね。信号下に目をやると看板がありますと、左に行けば吉井、竜天オートキャンプ場、ドイツの森、右に行けば吉井城山公園、吉井B&G海洋センターと書かれていて、美作の施設がないと。これに関しては、先日の安藤議員の質問の市長の答弁により、担当区間があって全線開通を見据えた構成なんだというふうに答弁があり、安藤議員のほうからは、できれば美作市独自で湯郷温泉などの看板を立ててはどうかという声がありまして、私も同意見ですが、もう一つつけ加えると、その隣に期成会の早期全線開通というような看板があれば、例えば湯郷温泉を使う人は、あ、全線開通すればもっと便利がよくなるというのがインプットされると思うんですね。

ですので、観光施設の看板と早期全線開通、2つを設置したらどうかというのの一つと、あとは英田の大芦高原キャンプ場であったり、雲海は吉井インターからおりて旧佐伯町の塩田を通って現地に行くというのが県南からのルートなんですね。ですので、英田の大芦高原の施設においては吉井インターが担当区間じゃないかというふうに私は考えておりますので、その辺もあわせて御検討をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

この件については、安藤議員が発端になっておりまして、早速前職が岡山県の道路建設課におられた副市長に、県が持っている看板の柱があるんです、スペースがあいているもんですから、ちょっと貸してくれる

ように頼んでみんかというて交渉してくれまして、多分、内容はまだ決めてないんですけども、スペースの提供はできそうな感じですね。

どっかに我々の思いを込めた案内看板が設置ができそうです。ただ、案内看板はできそうなんですけど、早期全線開通ちゅう話は、これは県に対しておまえちゃんとやってるっていうようなことに響く可能性があって、それを県のところへかけたらどういう反応あるのかなあという、若干そここのところについてはちょっと武士の情けというか、少し意見聞いてみますけども、御意見があったことを踏まえているんな案をつくって、また皆さんとも相談しながら、美作への案内なのか、勝央の人がどう言うかということはいろいろあるんですけども、ちょっとその辺も含めて考えさせていただきたいというふうに思っております。

なお、連携の件や今の看板の設置等の件については、今度美岡道の期成会の総会が予定をされております。そこで私のほうから、各期成会の会員の方々にも正式にお話をしておかないといけない案件でもあるなということを考えておまして、そのような対応を私においてさせていただくことになると思います。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

青山議員、総括です。

1番（青山 慶君）

総括させていただきます。非常に心強い答弁ありがとうございました。

この美作岡山道路の開通によって、観光はもとより、岡山東部が通勤圏内になるですとか、後は通学ですね。環太平洋大学などが車で40分弱で行ける距離になりますし、沿線自治体で大いに活用していくべきかなあというふうに思います。

一つちょっと赤磐市の人から言われた情報連携のようなものの活用の例なんですけど、吉井インターおりに左に行くと佐伯北診療所というのがあるんですね、赤磐市の。吉井インターにあるのに、赤磐市にあるのに佐伯という名前がついてて、一見佐伯インターでおりにるのかなあというふうに勘違いしそうなんですけど、吉井インターをおりに左に行くと佐伯北診療所があります。ここは日曜日が診療日になってるんです。なので、みずから当番医のような役目も果たしてくれておまして、行き先の病院の選択肢として一つ広がるのかなあというふうにも考えておまして、そういったように沿線の自治体で情報連携を行うことによって、公共サービスの共有によって市民生活にも大いに役立つと考えておりますので、私も議員として全力で協力していきたいと思っておりますので、執行部におかれまして、これまで同様に頑張ってくださいよろしくお願いを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番14番、議席番号1番青山慶議員の一般質問を終了します。

10分間休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時22分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議を再開します。

続きまして、通告順番15番、議席番号2番和田広宣議員の発言を許可いたします。

2番（和田 広宣君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、2番公明党美作市議団和田広宣、令和元年6月の定例会の一般質問を

始めさせていただきます。

今回は、2項目の質問を通告させていただいております。

まず、1項目め、子育て世代の支援についての質問をさせていただきます。

先日からの先輩議員の方々からもありましたように、我が美作市においても子育て若者支援プランと題して多くの予算が組まれており、子どもを育てやすい美作市ということで市内外に知られているところがございます。妊産婦の方へのタクシー利用料金の一部補助、出産祝い金の拡充や各種産後ケアサポート等、中でも働く父兄のための病児・病後児保育は大変助かっているとのことであり、平成28年4月設立の発達支援センターは、それまで悩みを抱えておられた御父兄やそのお子様にとって大きな支えになっているとお聞きしております。

その子育て若者支援プランの中にあって、子どもが欲しくてもできにくい御夫婦のために、当市でも不妊治療、不育治療に対する助成を行い、大きな成果を上げているとのことであり、それぞれの助成内容と開始年度、前年までの成果をお示しください。また、助成内容には自治体によってかなり差があるとのことですが、岡山県の助成内容と近隣市町村の助成内容はどのようになっているのでしょうか、御答弁よろしくお願いたします。1回目です。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

不妊治療、不育治療費の助成の内容についてでございます。

助成内容は、治療費に対しまして、不妊治療では年間10万円、不育治療では年間30万円を限度として助成をするものです。開始年度からの成果ですが、不妊治療費助成につきましては平成20年度から開始をしております、助成をした実人数は29年度末で142人、62人の子どもさんの出生につながっております。不育治療費助成は28年度から開始をしております、現在までに3人に助成をし、お二人の出産につながっております。

他市町村との比較につきましては、一律に比較は難しいのですが、大きく違う点は対象治療内容です。平成31年4月調査では、県内27市町村のうち20の市町村は特定不妊治療に限定しておりますが、当市におきましては特定不妊治療に属さない人工授精等につきましても助成の対象としております。また、県内21市町村は、治療費に対して助成できる割合を定めておりますが、美作市の場合は助成割合は定めず、年間上限までの助成を行っている状況であります。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

2回目です。

実に簡潔な答弁をいただきまして、近隣市町村の助成の内容というのは、ちょっと金額のほうをお聞きしたつもりだったんですが、限定条件の有無だけの答弁でしたので、この後質問に入りますけど、答弁のありました2分の1の上限がないことは、当市の助成を受けての方にとってメリットはあるのでしょうか。

次に、当市の助成対象が一般不妊治療である、人工授精の治療の内容と1回当たりの費用は平均幾らとお考えでしょうか。また、当市の年間助成限度額10万円は、政令指定都市の岡山市、中核市の倉敷市を除いて、年間の限度額は大体どのぐらいの位置にあるのでしょうか、お答えください。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。答弁の中で金額的なものがお答えできてなくて申しわけありませんでした。

金額の助成につきましては、美作市の場合が10万円ということですが、20万円が多いところで、少ないところでは美作市同様の10万円で、なおかつ対象費用の2分の1ということですが、

岡山県におきましては、治療の内容によりまして細かく分けてはあるんですが、1回当たり15万円、初回のみ30万円ということですが、ですので、まず美作市の場合でこの不妊治療を行っていただきますと、平均的な不妊治療の経費ですが、これ個々で治療する内容のもので金額が変わってきますので、一概にどれくらいということは言えませんが、体外受精であると平均的なものが30万円から60万円、顕微授精という治療になりますと45万円から55万円というようなのが一般的な金額ということですが、これはそれぞれその御本人が受けられる治療の内容によって金額は異なってくることになります。

まず、その治療費が30万円かかったということになりますと、まずは県の助成のほうを利用するというようになりますので、仮に費用が40万円要ったとしますと、県のほうで30万円の助成を受けると残りが10万円ということになりますが、美作市の場合は、こうした場合は10万円の助成がそのままできますが、2分の1の制限をつけてらっしゃる市町村につきましては、これは5万円という解釈になると思いますので、そういった場合に2分の1の制限がない上限のメリットであるかなあというふうに考えております。

それから、ちょっと答弁が前後いたしました、先ほど申しました特定不妊治療というものが、体外受精と顕微授精というものが特定不妊治療ということになりますが、そういったものの平均的な治療費が先ほど申しあげました30万円から60万円、顕微授精が45万円から55万円といったものが一般的な金額ということであるようでございます。

岡山県の限度額ですが、先ほど申しましたように1回当たり15万円、初回のみ30万円ということですが、それから、いろいろと治療の内容によりまして、それが上乗せになるような治療もありまして、そういった治療を行うと7万5,000円が上乗せになるというようなこともあるようですが、基本的には1回当たり15万円というのが基本的な上限額ということになっております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

うちの10万円のところは、位置がどの程度の、真ん中辺におるかとか、大体でええ。

保健福祉部長（江見 勉君）

答弁漏れがありました。

美作市の位置ですが、うちは制限なしで10万円ということですが、うちより金額が安い市はございませんが、先ほど申しましたように2分の1を助成ということにしてるところが多くて、その上限額が15万円ということになりますと、実際御本人さんにお支払いできるのは7万5,000円というようなことになる市町村もありますので、正確にというか、順番がなかなか何番目ということとは言えませんが、そういった状況にあるということでございます。

議長（岡本 泰介君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

2回目です。

議長（岡本 泰介君）

3回目です。

2番（和田 広宣君）

あ、3回目、済いません。

ちょっと内容がなかなか難しいんで、答弁も難しかったと思うんですが、私が簡単に調べてみました。わかりやすく言うと、年度の限度額です、最高金額は美作市は10万円です。県下で一番少ないです。近隣の市町村では、最高として鏡野町で60万円、ほかの治療も含めて最高です。また後で調べてもらったらいいと思うんですけど、津山市で50万円、勝央町で30万円、あとの周りの奈義町、西粟倉村が20万円であります。

さっき言いました2分の1の条件についてなんです、当市は2分の1っていう条件はついてないんですが、例えば平均治療が30万円かかるとします、年2回大体されるそうなので、60万円です——に対して、県の助成は2回分になると30万円ついてくるんですね。30万円に対して2分の1っていうくくりがついているところもあれば、ついていないところもあります。当市の場合は、例えば1回当たり5万円ですし、2回しても10万円なんで、その30万円の2分の1のくくりですよ、平均した、わかりますか——にはもともと届かないんですね、10万円って助成であれば、2分の1がきいてくるのは、やっぱり20万円とか30万円とか、1回当たりがなるところがきいてきますんで、治療費に対してです、残り2分の1がないということがそんなにメリットはないということであります。

次に、人工授精に対しても当市は受けれるということでもあります。美作市を含めて、恐らく特定不妊治療です、体外受精に対しての縛りがあるところというのはほとんどだと思います。ただし、鏡野町の場合は通常の不妊治療です、人工授精に対しても年間10万円の助成があります。体外受精、もっと上の体外受精になってくると30万円とか60万円となるんですけど、それに対してはその10万円とはまた別に、上のランクで50万円とかという形で助成がついてきます。したがって、美作市の助成はちょっと施行が20年に始まってますんで、その後に県も各市町村も結構改定をされてるんですが、少しちょっと検討の余地があるのかなと思っております。

話は変わりますが、不妊治療を受けて生まれてくる赤ちゃんは全体の20人に一人で、全国では年間約5万人が誕生しています。そして、アンケートでは不妊検査や治療を受けた経験がある、または現在受けていると答えた方は5人に一人おられるとのこととあります。美作市も10年間で142人の方が助成を受けられたということですので、62人の無事に出産された方も含め、そこには大きな苦労があったのだろうと推察するところでございます。

皆様御承知のように、不妊治療にはステップがあります。第1に保険適用のタイミング法、次に先ほども説明のありました人工授精、1回の確率は10%前後で、大体5回ほど繰り返した後、次の段階に進むということとあります。それまでは金銭的負担も比較的少ないのですが、その後体外受精では、1回の治療が平均で30万円から80万円かかり、また妊娠に至る保証もないため、夫婦で悩み、苦しんで、この段階で子どもが欲しいにもかかわらず諦めざるを得ない御夫婦が少なくないとのこととあります。

江見部長も御存じだと思いますが、高梁市はこの助成に力を入れておられ、県の15万円の助成のある6回の治療には、県の15万円の負担分を引いた残り全部を市が負担するとのことと、本人の負担はなしということとあります。それから、県の補助が終わってからも、本人が15万円を負担すれば、残りの約15万円から60万円は全て市の負担ですとのことと、年数、回数制限はないとのこととあります。高梁市に直接電話をして、それだけを目当てに移住が増え、財政を圧迫したりしませんかと聞いてみましたら、その政策で転入が特に増えたとは把握していない、むしろ高校卒業までの医療費助成を始めたのですが、そちらのほうでの転入はあるとのこととありました。そもそも政策自体は、今高梁市に住んでいただいている方の中で、子どもが欲しいができなくて苦しんでおられる方の負担を金銭的な部分だけでも軽くすることが目的とのこと

でありました。

美作市の政策で、妊娠はするが何らかの原因で流産を繰り返す不育症の治療に対する助成は平成28年に施行され、年間30万円を上限に5年間で150万円の助成は、県下でも13実施市町村の中でも最高金額の助成であります。先ほどもお話がありましたように、3人の方が受けられ、2人の赤ちゃんも誕生しているとのことでもあります。当市の不妊治療の助成は、平成20年から施行とのことですので、その後県も段階的に拡充してきました。他の市町村も随時拡充し、同じ年間10万円だった真庭市も平成28年から倍額の20万円に拡充しました。一般質問初日の市長答弁にもあったように、里山公園交付金を利用し、子育て世代への支援を他の市町村より少し魅力的にすることで、頑張っ不妊治療に挑戦している御夫婦の負担を少しでも軽くできたらと思っておりますが、助成金の拡充について答弁願います。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

和田議員のお尋ね、ありがとうございます。

そういうことで、我々としては、これも安定財源が必要であります。ことしから来年にかけての里山公園の増加の見込みの中で、恐らく何がしかのことが対応可能だというふうに思っております。具体的にどうするかについてはいろんなレベルがありますけれども、来年度へ向けての検討課題の中にしっかりと入れておきたいと思っておりますので、忘れることはないと思っておりますけれども、その時期になりましたらまた、年末になりますけれども、予算編成のときにでもぜひどうなったということでお聞きいただければと思います。

議長（岡本 泰介君）

和田議員、総括です。

2番（和田 広宣君）

市長から前向きな御答弁をいただきましたので、少しでも早く実現できるように期待しております。

先日岡山市にいる方から不妊症の体験をお聞きしました。20歳のころ体に不調があり、病院で診てもらったところ、自然妊娠は100%ありませんと宣告されたとのことでもあります。その後、体のことを御主人には了解のもと、23歳で結婚したのですが、何も知らない周囲の人からのプレッシャーは想像以上に大きく、夫婦で相談し、不妊治療を受けることになりました。通院も多く、予定日には必ず行かないといけないため、会社もやめてパートに切りかえたとのことでもあります。その間、奥さんの母親以外は誰にも相談できず、出口の見えない真っ暗なトンネルの中を希望と落胆の繰り返しでジェットコースターに乗っているようだったとのことでもあります。幸いなことに、2年後の2回目の体外受精で今は4歳になる女の子が生まれ、先日お会いしたときのお子さんとの笑顔は幸せそのものでありました。不妊症の方には何の罪もありません、不妊の検査や治療の経験者は5.5人に一人と想像以上に多く、誰にも相談しにくい分、社会の理解も進んでいないように思います。金銭的な部分だけでも、心のケアを含めて子どもを欲しいと願う御夫婦に美作市がさらに支援できるように要望し、この項の質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

じゃあ、2項目めに入ってください。

2番（和田 広宣君）

2項目め、高齢者の見守りについてであります。

先日支援者の方から、和田君、次は何の質問をするんやと聞かれました。緊急通報装置の質問ですと答えると、それの間終わったんちゃうんかと言われましたので、いや、まだ前に進んでないんです、期待して

待ってる人がいるんでと答えましたので、頑張って3回目の緊急通報装置の質問をさせていただきます。

私が初めて緊急通報装置について質問させていただいた平成29年度は、美作市全体で150台の設置がありました。周知不足もあり、大原地域、東栗倉地域には全く設置されていない状況でありました。答弁では、早急に各担当へ周知を図り、設置を推進していくとのことでありました。その後、ほかにもっと新しく高機能の商品を研究、採用するので、現在の装置は市民の方が混乱するので周知、推進を控えるとのことでありました。その後、2年近くなりましたが、大原、東栗倉地域、また全体の設置状況と現在の設置の推進状況はどのようになっているのでしょうか。

次に、高齢者の見守りや市内の各セキュリティー、通信システムなどの導入に向けて、LPWA通信とIoT機器の研究をされているとのことですが、LPWAとIoT機器の概要と、それを利用した高齢者見守りサービスで目指すところの内容と展望をお示してください。

以上、1回目です。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、緊急通報装置の設置状況と周知の内容について御答弁をさせていただきます。

現在の緊急通報装置の設置件数ですが、大原地域では補助事業の設置件数が1件、貸与事業の設置件数はございません。東栗倉地域では、両事業ともに設置件数についてはありません。市全体では、補助事業の設置件数が69件、貸与事業の設置件数が73件の計142件の設置となっております。平成30年度の新規設置件数は4件であり、補助事業、貸与事業を合わせた撤去件数が7件であったため、設置件数は全体として微減となりました。各3カ年の単年での新規の設置件数は、平成28年度が4件、平成29年度が17件、30年度は4件となっています。

平成30年度は、市の広報紙9月号に緊急通報装置設置補助事業の案内を掲載し、設置促進を図りましたが、平成29年度と比較すると設置件数は減少となっています。令和元年度は、昨年度に引き続き緊急通報装置設置補助事業を継続して、設置予定件数を20件とし、6万4,000円の予算を計上しております。

また、現在研究中のLPWA通信の概要と進行状況、今後のIoT機器を利用した高齢者の見守りサービスの内容と展望についてでございます。

LPWA通信とは、「Low Power Wide Area」の略称であり、低消費電力、広域の特性を持ち、一度に送信できるデータは少ないかわりに、既存の通信と比較し、低コストで利用可能な通信でございます。LPWA通信を組み込んだセンサー端末を活用することで、低コストで高齢者が日常生活の中で安否の発信を行うことを可能とし、緊急事態等の早期発見や家族の安心に寄与することを目指し、当事業を検討しております。センサー端末にはドアセンサーや離床センサー、GPS等を内蔵したものがあり、安否発信方法については最適なものを検証中です。

現在の進捗状況ですが、市内にLPWA通信網がないため、市内におけるLPWA通信の疎通調査を実施し、結果をもとに概算の通信網整備コストを算出したところ費用が過大となり、市が主導する整備は見送ることいたしました。しかしながら、携帯キャリア等による通信網整備の動きがありまして、通信事業者と連携することで通信網整備に係るイニシャルコストを抑えつつ、LPWA通信を活用した高齢者見守り事業を行う方法について調査研究を行っておるところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

ちょっと早いですけど、これより1時まで休憩いたします。

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岩江委員が通院のため中座しております。

それでは、和田議員の2項目めの2回目から始めてください。

2番（和田 広宣君）

高齢者の見守りについて、2回目の質問をさせていただきます。

いつもあなたは早口で、はしより過ぎて何が言いたいかわからないとよく言われますので、少しだけ長くなりますが、思いを文書に書きとめましたのでお聞きください。江見部長におかれましては2カ所ぐらい質問が中にありますので、しっかり聞いていただいて、再度御答弁いただきます。

緊急通報装置の設置数は、2年前からほとんど変わっていないとのことであります。周知方法も新たなシステムを検討しているので、従来どおり1年に一度広報紙に載せる程度なので、地区社協や保健師の方などの意識も少ないことが予想されますので、当然の結果だと思われま

す。火事や病気などの緊急時、ボタンを押すだけで近所の人が駆けつける緊急通報装置は、1980年代後半、核家族化する中、高齢者だけの世帯や障がい者を抱える世帯に対して自治体が設置を始めました。その後、国の補助事業になったことにより、さらに大きく全国の自治体に広がりました。しかし、介護保険制度開始とともに補助事業から外されることになり、残念なことに介護保険の対象にも選ばれなかったとのことであります。それからは、先日市長の答弁にありましたように、全国の公民館事業への人的予算が廃止になったことにより、地域によって取り組みに差が出ていったように、緊急通報装置も自治体によって異なることとなりました。

美作市の合併前の6町村においても、介護施設等と連携し、駆けつけ体制も含め、積極的に展開した町と最初から全く扱わなかった町がありました。聞いた話ですが、平成17年の合併時、執行部の中では市である程度の台数を所持し、保健師さんと近所の協力者と連携しながら必要に応じて設置して回らなければならないという意見も多かったようではありますが、当時の担当部署から初回の設置費用のみ市が負担するという案で押し切られたとのことであります。当時は高齢者を見守る地域連携の重要性が今ほどは重要でなかったのかもしれない。

1回目の江見部長の答弁で1カ所訂正させていただきたいのでありますが、新規設置件数の推移で、28年度4台、29年度17台、30年度は4台とありました。29年度だけ新規が多いのですが、私の記憶では29年度は一般質問で全てが新規ではなく、現在設置されている中に電池が切れたりして使えんものがあるので、早急に点検してほしいとお願いした際に、故障がわかったので交換設置した数が十二、三台あったように記憶しております。何が言いたいかといいますと、江見部長からも一部マイナス意見として、急病時は押せるかどうかかわからないので役に立たないであるとか、携帯電話があるので要らないという意見をお聞きしてまいりました。しかし、12年以上無料で置いていて、実際には緊急対応で利用する機会はなかったのかもしれない。にもかかわらず、交換したら毎月400円かかる新しい機械を申し込むということは、設置されている御本人や御家族にも万が一のときの安心感を与えていたのだと思われま

す。私は、幼少時代体が弱く、何度も入院を繰り返しておりました。入院したときには、必ず看護師さんが優しく何かあったらこのボタンを押してねと声をかけてくれました。実際に押したことはほとんどありません

が、ナースコールのボタンが枕元にあるだけでとても大きな安心感があったことを今でも鮮明に覚えております。

医療保険制度、介護保険制度が切迫する中、高齢者や障がい者を地域で見守る地域包括ケアシステムの構築が進んでおります。美作市地域包括ケアシステムを総合病院だとすると、31のうち30の地区社協と190の見守り会議は、各病棟のナースステーションになるのでしょうか。何かあったら緊急ボタンを押せば地域の誰かが駆けつける、最近の機種には緊急ボタンと相談ボタンもついているので、昼間は相談ボタンを押せば、地域包括支援センターにつながればよいと思われます。数人の地区社協や見守り会議の方に相談してみましたが、そういった形で進めるのであれば協力はできるという御意見も聞いております。

保健福祉部の担当の方に調べていただいたら、地方自治体に対して今の機種は1台ずつの機械のレンタルも可能とのことでありました。一気に進めるのではなく、リスクを少なくし、体制の整う地域から手伝っていただくことはできないでしょうか。つまり、欲しい人が市役所や業者に直接頼むのではなく、地区社協や見守り会議で相談し、一定の基準で必要と思われる宅へ設置ができればと思います。

次に、答弁にありました新しいシステムですが、29年の質問の後、元気発信システムを考えているとのことで、元気なことをボタンで発信するんですと説明を受けました。発信がないことに気づくのにタイムラグがあるから緊急通報にはならないのではないのでしょうかと言いましたが、研究してみますとのことでありまして、半年後、30年に質問をすると、緊急通報にはならないので次を考えますとのことでありました。

後日、低出力広域LPWA通信は消費電力が少なく、低コストで運用ができるので考えてみますと言われましたので、山間部の美作では基地局をたくさんつくらなくてはいけないので、インフラ整備に何億円もかかるのではないのでしょうか、無理じゃないでしょうかと言ったところ、いや、頑張ってみますとのことでありました。半年後、今回の答弁で通信網整備コストを算出したところ、費用が過大となるため見送ると言われましたので、もう正直泣きそうな感じであります。

確かにLPWA通信は、IoT機器がつながっていけば、高齢者だけではなく、子どもや障がい者の見守りや行政サービスも革新されると思います。しかし、現時点で先進事例が次々と出てこない状況では、当市での実用は相当先になると思われます。現行の機械はレンタルなので、進めていってもいつでも新しいシステムに変更できると思います。むしろ、機会を利用した見守り体制を構築しておけば、新しいシステムができてもすぐに移行しやすいのではないのでしょうか。

今回の予算で、20台分の予算6万4,000円を計上しているとのことであります。予算計上を100台分しても、周知と推進に力を入れていかなければ何も変わらないと思います。やるとか、やらないとか、今の（聴取不能）では無理と思いますが、地域包括ケアシステムの構築を含めての緊急通報装置に対する部長の考えをお聞かせください。

以上、2回目です。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。地域包括ケアシステムの構築の中に緊急通報装置も、そういった通信機器を組み込んだ形で人と機器との両方で、相互で包括システムを構築してはどうかというお尋ねですが、非常にそういった地域包括ケアシステムの構築の中にそういった機器での見守りという要素はあることは当然重要で、システムとしては非常に有効であると思われます。

実際、今現在地区社協等におきまして、福祉課会議等におきまして各地域でそれぞれお持ちの課題等を検

討していただいて、それを解決するためにはどういうふうなことに取り組んだらいいかというような取り組みの検討もしていただいております。そういった項目の中に、今回議員から御提案いただいたような項目も検討項目の一つに加えていただいて、地域の中でまずは議論をしていただくというところから考えてみてはどうかというふうに考えます。

〔「数字、数字は、数字の訂正」と呼ぶ者あり〕

数字の訂正ですが、確かに議員おっしゃるとおりに、平成29年につきましては、議員の御指摘から、特に勝田地域で機能をしてない機種がありましたので、その交換をたくさん行いましたので、先ほどの数字の中に、ちょっと台数は不明ですが、議員おっしゃるとおり交換の機器が含まれておりますので、29年については数字が多いということになっております。訂正させていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

和田議員。

2番（和田 広宣君）

総括させていただきます。

前向きな御意見をいただきましたので、少しでも進んでいくように期待をしております。

以前にもお話ししましたが、ある女子高生が職場体験で訪問看護に行ったとき、ひとり暮らしの高齢者が隣近所に人がいない山間部で急病になったら誰が助けるんやろうとずっと心配していたそうであります。緊急通報装置があることを知って、自分のことのように喜んでおられました。一人で不安やから緊急通報装置の子機をいつも枕元においていたおばあちゃんのためにも、今後も要望を続けていきたいと思えます。

以上をもちまして私の6月定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番15番、議席番号2番和田広宣議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番16番、議席番号9番金谷のり子議員の発言を許可いたします。

9番（金谷のり子君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、令和元年6月議会、金谷のり子の一般質問を始めさせていただきます。今回も元気に参りたいと思えます。

しかし、私ごとなんですけど、3月末に胃のぐあいを1カ月ほど悪くしまして、胃カメラを初めていたしました。検査の結果が出るまで随分と心配しましたが、何事もなく、ピロリ菌もなく、健康であるということでしたが、胃の調子は悪く、何が原因かなと思いましたが、胃酸が過剰に出ているということで薬を飲んでおりますが、今は元気になっております。そして、なぜこのことを言いますかといいましたら、今回市のほうで胃カメラの検診を希望者に、50歳以上の方は希望者は4,500円のできる、それから70歳以上の方は1,500円で検診を受けられるということで、ちょっとこのことを言いたくて言わせていただきました。

それでは、今回の私の一般質問は4項目でございます。風疹について、それから美作市地域福祉計画第2期（2019年から2023年）について、それから3番目に行政窓口の相談とか連携について、4番目に園児の散歩についてということで質問をさせていただきます。

最初の風疹についてですが、これは昨年私も質問をしようかと、周りにいる若い女性から風疹のことを聞きまして思っておりましたが、その機会をなくしておりましたところ、今度も県も市も風疹について力を入れていただいたということで、これを行政のほうがかっちり力を入れているんですが、市民の方に理解していただいて、これが周知できるようにと思って、ここであえて質問をいたします。

ことしの4月3日の山陽新聞によりますと、風疹が流行、拡大のおそれがあるとのことでした。風疹は、

くしゃみやせきを通して感染、発熱や発疹などが出る症状が出ます。妊婦がかかると胎児の目や耳、心臓に障がいが出る先天性風疹症候群CRSの赤ちゃんが生まれる可能性があります。1月には埼玉県でCRSの男児が報告され、増加が懸念されていました。ワクチンで予防できるが、妊婦は接種できず、妊娠前の女性や家族の接種が重要であります。厚生労働省は、子どものころ定期接種の機会がなく、感染リスクが高いとされる40歳から57歳の男性を対象に3年間ワクチン接種を原則無料とする制度を実施、19年度は自治体から40歳から47歳の男性に風疹への免疫の有無を調べる検査を無料で受けられる受診券が送られるとありました。職場感染が多い中、市民の認識と対策について質問をいたします。

厚生労働省国立感染症研究所の風疹に対する動向、2番目に発生状況、流行の特徴、感染源とか経路ですね。3番目に課題、4番目に家庭での対策、5番目に職場での対策、そして6番目に美作市、岡山県、厚生労働省の制度についてお尋ねいたします。

1回目といたします。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

では、風疹について答弁をさせていただきます。

まず、1番目の厚生労働省国立感染症研究所の風疹に対する動向との御質問ですが、国の風疹に関する特定感染症予防指針で、早期に先天性風疹症候群の発生をなくすとともに、平成32年度までに風疹の排除を達成することを目標とするということになっております。

それから次に、発生状況、流行の特徴ですが、全国では平成23年から海外で感染して帰国後発症する輸入例が散見されるようになり、平成25年には累計1万4,344例の報告があり、風疹が全数報告疾患となった平成20年から25年では最も多い報告数となりました。この流行の影響で、平成24年10月から平成26年10月に45人の先天性風疹症候群の患者が報告されました。その後、平成26年から29年にかけては、おのおの年間319例、163例、129例、93例の報告があり、平成23年以前の水準に落ちついていたものの、平成30年には7月下旬ごろから関東地方を中心に患者数の報告が増加しております。平成30年の風疹の発生報告数は、2,917例ということでございます。美作保健所管内でも、平成30年10月の報告で7件の発症の報告があり、いずれも30から50代の男性でありました。

感染原因、経路は、感染者の飛沫など——唾液のしぶきです——などによって他の人に感染します。妊娠初期の妊婦が風疹に感染すると、出生児が目や耳、心臓に障がいが出る先天性風疹症候群になる可能性があり、特に注意が必要となっております。現在の感染経路で問題になっているのは、先ほども申しましたが、海外からの輸入されるケースが散見されるということでございます。

次に、課題と、それから次の家庭での対策ですが、まずは先天性風疹症候群の発生をなくすことが第一の課題であり、妊娠初期に風疹にかからないように予防することです。そのためには、妊娠を希望している方は妊娠する前に抗体検査を受け、必要に応じて予防接種を受けておくことが重要です。また、周囲の方にも抗体価が低ければ予防接種を受けておくことが勧められます。また、流行時には人ごみを避ける、手洗い、うがいなどは他の感染症でも同様に大切な予防行動であります。こういった情報を市民の皆様にも今後もしっかりお伝えしていく必要があると考えております。

それから次に、職場での対策ということですが、職場向けのリーフレットが厚生労働省のホームページで紹介されておりますので、御活用くださっている企業も多いかと思っております。また、美作市でも今後ホームページ及び電子親子手帳等でも配信して、現場での周知を図る予定としております。

それから次に、美作市、岡山県、厚生労働省の制度ということですが、まず予防接種は、予防接種法において平成2年から乳幼児期に2回接種となり、就学までにしっかり免疫をつけることができる制度になっております。また、妊娠を希望する女性と妊娠中の方の同居者への抗体検査は、県の制度により無料で受けることができます。その結果、抗体価が低い方への予防接種補助は市が実施をしています。今年度は公的に予防接種を受けていない特定の年代の男性への抗体検査と予防接種を無料で行う風疹追加的対策が実施されているところでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

2回目の質問をさせていただきます。

美作保健所管内でも30年10月の報告で7件発症ということで、身近でも風疹の方が出ているんだなあと思います。いずれも30歳から50歳代の男性であったとのことですが、厚生労働省も子どものころ定期接種の機会がなく、感染リスクが高いとされる40歳から57歳の男性を対象に3年間ワクチン接種を原則無料とする制度をすることなのですが、なぜ男性は感染リスクが高いのでしょうか。そして、2番目に58歳以上の人についての免疫の有無はどうなんでしょうか。

それから、職場での周知のリーフレットの内容についてももう少し教えていただきたいということと、それから4番目に、平成2年度から乳児期に2回接種となり、就学までに免疫をつける制度となっておりますが、最近の報道で予防接種を受けないという考え方が拡散しているというようなことも聞いておりますが、美作市においては他市の予防接種を含めて、接種状況はどうなっているのでしょうか。

それから、今回の風疹の追加対策の抗体検査、予防接種ははしかと風疹一緒のものなんでしょうか。

それから次に、最後なんです、保健福祉部健康づくり推進課からの風疹抗体検査と予防接種を公費で受けられるクーポン券はいつ、誰に、どこで届くのかということと2回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

まず、男性は感染リスクがなぜ高いのかということですが、これまでの定期予防接種の経緯で、1977年から中学生女子にのみ接種が開始されております。男女とも接種をするようになったのは1995年からということで、この間約20年間は、男性は接種を受けていないということであり、抗体が低い方が多いということになります。生年月日でいうと、昭和37年から昭和54年生まれの方になります。この年代の方の抗体保有率が80%で、他の年代では90%を超えている場合が多いということで、日本の平均では92%ということになっております。また、この年代の男性は職場等感染が拡大しやすい環境内にいる方が多いため、感染拡大へのリスクも高いということも言えるということとでございます。

次に、58歳以上の方について免疫の有無はどのように考えられるかということですが、58歳以上の方は男女とも公的な予防接種は受けておられない年代になります。日本感染症研究所の2018年の抗体保有率調査で見ますと、60歳では男女とも感染を予防できるだけの抗体を保有している方が90%以上になっています。この年代の方は、自分が気づかないうちに自然感染により抗体を持たれているという方が多いのではないかとこのように考えられます。

それから、職場向けのリーフレットの内容なんです、リーフレットをお持ちすればよかったんですが、

「職場みんなで風しん対策 風しんの予防接種を受けましょう」ということで、風疹の症状と先天性風疹症候群について、風疹に関するQアンドA等が記載されております。厚生労働省のホームページからどなたでもダウンロードできますので、ごらんになっていただけたらと思います。事業者の皆様には、予防接種を受けやすい環境づくりをしていただき、職場での健康管理の一環として感染症対策に取り組んでいただきたいと思います。

次に、美作市における風疹、または他の予防接種の接種状況についてはどのようになっているかということですが、乳幼児健診時に保健師が親子健康手帳で接種状況を必ず確認しております。風疹予防接種は、就学前に2回接種を受けるようになっております。現在小学1年生の年齢の190名のうち、接種が済んでおられる子どもさんが181名ということで、率にして95.3%ということになります。その他の接種率についても高い状況ですが、例えば1歳半の検診時に接種を完了すべき4種混合接種の接種率は、30年度の実績では97%と高い状況です。ただし、予防接種は強制的に行うものではなく、保護者のお考えによっては受けられない方もございます。未接種があった場合には、ワクチンの性質、効果等を十分に御理解いただけるよう説明をさせていただいております。未接種があった場合ですね、そういった説明に努めさせていただいております。

それから、今回の予防接種ですが、はしか、風疹の混合かということですが、追加対策につきましては、日本医師会との契約により実施を行います。この契約の中で、接種に使用するワクチンははしかと風疹の混合ワクチンでありますMRワクチンを使用することとしております。

次に、クーポン券の送付の方法についてでございますが、風疹の追加的対策の対象者は昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性となっておりますが、現在接種の集中を防ぐため、今年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方に先行してクーポン券をお届けしております。4月初旬に発送しておりますので、既にお手元に届いている状況でございます。クーポン券の有効期限が今年度末になっておりますので、できるだけ早目にお受けいただけたらと思います。残る昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの方には、来年度4月にお届けをする予定となっておりますが、妊娠の予定がある女性と同居しておられるなど早く検査を受けたい方は、健康づくり推進課まで御連絡をいただければ随時クーポン券の発送をさせていただきます。この内容につきましては、対象の皆様へは説明文の送付を行いまして、お知らせをしておるところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員、3回目です。

9番（金谷のり子君）

私は60歳を過ぎておりますので免疫もできておりますし、私の夫も大阪に出てすぐ、ひとり暮らしを初めて風疹にかかったということで、一人で風疹を乗り越えた苦しさというか、すごく大変だったというふうに言っておりますので、大人の方もかかるとすごくひどくなるということでもありますので、ぜひこのときに皆さん、クーポン券行きましたら検査をしていただいて、ない方はワクチンをということをぜひお願いしたいと思います。そして、このことについて市長が議会で何度もふれておられましたので、何かありましたら、はい、お願いします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

この男性の皆さんへの接種あるいはその抗体検査については、私も個人的にというよりも、市長会の立場

でかなり積極的に動かささせていただきました。その背景の一つは、これが子どもや女性を男性として思いやる気持ちのあらわれの一つだと思ってるんです。自分が媒介をして、近くのお子さんが先天的な問題を抱えてもらうようなことをしちゃあならんと、その社会的責任というのは言葉がきつ過ぎるんですけども、他者への責任、幼い子どもたちへの思いやりの発露としてとっても重要なことだと社会的に思っております。そのことをぜひ市民の方々にも御理解を賜った上で、御協力をいただければと思っております。最初これを県の関係者、厚生労働省からの派遣、出向の方に言ったときに、何であんなそんなことを言うのと言われたんですけども、あつという間でしたね。もう一月ぐらいの間に全国でいろんな世論が起きて、国もこの実施を急遽決めてくれたということです。その背景には、やっぱり今私が申し上げたような思いがあったんだというふうに考えております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員、総括です。

9番（金谷のり子君）

はしかの感染経路は空気感染、飛沫感染、接触感染で、約10日間の潜伏期間があり、風邪のような症状が出て、39度以上の高熱と発疹で、感染力がすごく強いということです。風疹は、二、三週間の潜伏期間を経て、発疹や発熱、リンパ節の腫れなどが起こり、大人になって感染すると、無症状で感染しているのに症状の出ない方もありますし、軽症のことが多いんですが、まれに重篤な合併症を併発することがあるそうです。また、無症状でもほかの方に風疹をうつすことがありますので、拡大感染を防ぐために社会全体が免疫をつけていくことが重要とされています。

さまざまな感染症がありますが、職場、家庭、外出時には手洗い、うがいが大切ですが、風疹は飛沫感染ですので、風邪の症状が出たらマスクをするということがほかの人にうつさないということの大きなポイントだと思いますので、ぜひそのように私も心がけております。そして、私の知っている職場で難病の若者がおります。その彼は、高熱が出るとどうい症状になるかわからないというような難病を持っておりまして、普通の風邪をうつしてもどうなるかわかりませんので、私たちがお話しするときに絶対自分が風邪の症状が出たらマスクをして、男性にもうつしてはいけませんし、女性にもうつしてはいけないので気をつけるということが大切だと思って、この風疹の質問をさせていただきましたので、これで終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

それでは、2問目に入ってください。

9番（金谷のり子君）

2項目めの質問は、美作市地域福祉計画第2期（2019年から2023年）についてでございます。

私たち美作市の地域は、年齢や性別、障がいの有無などさまざまな特性や背景を持つ人々が住み、それぞれ異なった世帯構成や生活環境の中で暮らしています。このような状況の中、誰もが自分らしく安心して生活するために、住民や行政、地域にかかわる全ての人の力を合わせ、ともに生き、ともに支え合い、みんなが生活を楽しむ地域をつくり上げていく地域福祉を推進する必要があります。これまでの取り組みの成果を生かしながら、美作市地域福祉計画第2期が、美作大学教授小坂田稔委員長のもと、公募2名の市民の方を含む21名の委員で、昨年7月から2019年3月28日を最終日として策定され、誰もが自分らしく安心して暮らし続ける地域づくりを目指しております。

この計画の位置づけと、それからこの計画の策定体制、計画の内容で、第1期との違い、計画の推進に向けて具体的な実施はどのようにするのか、そして計画の進行管理はどのようにするのかをお尋ねいたしま

す。

1回目とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、地域福祉計画第2期について御答弁をさせていただきます。

まず、この計画の位置づけですが、美作市地域福祉計画は社会福祉法第107条に規定され、地域福祉の総合的な計画と位置づけられ、保健福祉分野の個別的な計画である美作市障がい者計画、美作市障がい福祉計画、障がい児福祉計画、美作市高齢者福祉計画、美作市介護保険事業計画等の上位計画として、個別計画に共通する地域福祉推進の理念を相互につなぐ役割を果たすとともに、地域福祉の推進を図るための基本的な方向性を示すものでございます。

次に、計画の推進体制ですが、計画を検討する場としまして地域福祉計画策定委員会を設置し、委員としまして大学教授、市議会議員、民生委員、愛育委員、栄養委員、医師など福祉・保健・医療関係者や身体障害者福祉協会、老人クラブ、親の会の代表者など障がい者、高齢者、次世代育成団体等の関係者のほか、市民からの公募委員など21名を委嘱しました。

策定委員会の審査、検討に当たっては、市民の意識を把握するため、20歳以上の市民約1,500人を対象としましたアンケート調査、地域ごとの特徴や共通する課題を明らかにするため、28地区社協で福祉課題に関するグループワーク、福祉団体の活動に関する課題や現状把握のため、子育て世代、高齢者、障がい者などの団体、企業など16団体にヒアリングを実施しました。

次に、計画の内容で第1期計画との違いということでございますが、平成26年4月に策定しました第1期計画は、「ともに支えあう絆の深いまち 美作」を基本理念とし、地域共生社会の実現を目指した計画でしたが、法の改正により地域福祉計画が福祉関連計画の最上位計画に位置づけられたことから、地域における高齢者、障がい者、児童等に関する共通課題や制度のはざま問題への対応、福祉やそれ以外の分野を横断的に対応する体制づくり等を新たに追加しております。

次に、計画の推進に向けて具体的な実施はどのようにするかということでございますが、この計画は福祉関連計画の最上位計画に位置づけられることから、個別の取り組みに対する評価や数値目標の設定等は個別計画に委ねることになりますが、地域福祉にかかわる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、地域福祉担当課である社会福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら計画を推進してまいります。また、社会福祉協議会との連携を初め、行政区、地区社協、民生委員児童委員、愛育、栄養委員、福祉事業者、学校等とも連携を図りながら、協働による地域福祉の推進に努めてまいります。

最後に、計画の進行管理でございますが、計画の進行管理は、計画の中間年に当たる令和3年度に、市民1,500人程度を対象とする意識調査を行い、市民の地域福祉に関する満足度をはかることによって行うことを考えております。この計画の推進を全庁的な取り組みとするため、関係職員による美作市地域福祉計画推進委員会を設置し、計画策定を行った策定委員会とともに、市民意識調査の結果を踏まえ、計画の内容の見直しや次期計画策定に向けた検討、個別計画の反映等の検討を行ってまいります計画でございます。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

2回目の質問でございます。

この計画の委員に私自身も出させていただいて、委員として発言もさせていただきましたが、これも市民の方にこういう計画があつて、大切なことであるということを知っていただきたくて質問をしたのですが、計画の内容の中で1期と2期の違いを質問しましたが、法改正により地域福祉計画が福祉関連計画の最上位計画に位置づけられたことから、地域における高齢者、障がい者、児童等に関する共通課題や制度のはざまの問題への対応、そして福祉やそれぞれそれ以外の分野を横断的に対応する体制づくり等を新たに追加しているということが今回の違いということでありました。

ということは、いろいろな課が、部署が連携しないといけないということを言っていると思います。そして、この2期の計画を策定した中で各委員さんから出た、特に強化すべきところの内容を、そして独自の計画です、美作市独自の計画はどういったことなのか。それから、3番目に計画策定時の課題はどのようなものであったのかということを2回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

委員から出た意見で、特に特化すべきところの内容はという御質問ですが、策定委員会の構成委員は、福祉・保健・医療関係者や障がい者、高齢者、次世代育成団体等の関係者の方々です。それぞれの立場から御意見をいただくことができました。どの御意見も大変貴重なもので、計画に反映をさせていただいております。

特に重要なのは、人づくり、共生の場づくり、まちづくり、支え合いなどの連携をどのような形でつくっていくかということです。例えば、さまざまな相談を待ち受けるだけでなく、サロン等集う場に出向いて困り事を聞く仕組みづくり、そこで出た課題を市役所内で保健福祉分野だけでなく、雇用や住宅等といった関係部署とも連携して問題解決を図るという仕組みづくりを進めていくことが肝要と考えております。

次に、美作市独自の計画はどのようなことかということですが、これまでの取り組みにより、地区社協でのおたがいさまネット事業、美作市内の社会福祉法人等連絡協議会美作お助け隊の取り組みなど、美作市には他の市町村よりもすぐれた福祉資源があります。これらの福祉資源を活用し、さらに発展させていくことが美作市独自の取り組み、美作市らしさであると思われまふ。美作市民、事業者が一体となり、自助、互助、共助、公助の考え方に基づきながら、それぞれが役割を持ち、支え合い、きずなを深めながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することが、みんなが助け合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指していけると思ひます。

それから、策定時に課題となったことですが、計画を策定するに当たり、地域課題を把握するため、地区社協においてグループワークを実施していただきました。子どもの貧困、若者のひきこもり、8050問題、老老介護、それから認知症の方が認知症の方を介護する認認介護、買い物難民、移動困難、障がい者の地域での生活、担い手不足、地域の10年後、災害時の助け合い、生きがいつくり、つながりの機会や場の9つのテーマから参加者の気になるテーマを話し合っただけいただきました。災害時の助け合い、老老介護、認認介護、担い手不足、地域の10年後の順で取り上げられたテーマが多く、関心の高さがうかがえまふ。逆に、子どもの貧困、障がい者の地域での生活のテーマで話し合われた地区はなく、地域の中で余り見えてない課題、関心の薄い課題があつたのかなというような内容でございました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員、3回目です。

9番（金谷のり子君）

先ほど課題のところでございますが、ちょうどこのアンケートをされたときに災害後であったということもあり、大変災害にポイントを置かれる考えの方が多かったのではないかとことも踏まえているんですが、子どもの貧困、それから障がい者の地域の生活です、そういった大切なところも今後関心を高めていくためにも、これからこのようなことをしてはどうかということをちょっと提案なんです、災害に大変皆さん興味をお持ちなので、災害の訓練を通して、世代を超えて皆さんがすることによって関係ができると思うんです。年代を超えた関係ができますので、そういったところで訓練をしたときに障がいの方をどうやって支えるのか、そして子どもさん、赤ちゃんのいる方をどうやって支えていくのかということも最初として、市民がいろんな年代の方と触れ合っていくというようなことをしていけば、そういう関心が広がっていくのではないかとというふうに、私はこの課題をいただきまして考えました。そして、これは要望なんです、そういったことをこの福祉計画の中でも、ことしももう7月が間近でございます。災害がまた起こるかもしれません。各地で訓練をしていただくようなことに、自治振興のほうに働きかけていただいとすることを考えます。

そして、2番目なんです、福祉避難所のあり方ということをも市民の方にどのように周知しているのかということも質問を書いていましたら、けさNHKでこのことは昨年の災害のときに、広島、岡山県で23自治体でしたか、その中で1自治体しか周知してなかったということも言っておりましたね。ちょっと数は違うかもしれませんが、ただ、福祉避難所の場所やあり方を市民の方が知らないということも言っておりましたので、これは大きな課題ではないかと思えます。

そして、これは策定時の中で出たんですが、高齢者の方の行方不明なども最近告知放送でよく聞いております。そういう高齢者の方の行方不明時の訓練です、探していくという訓練を子どもや学生さんや職場や、それからいろんな方の協力を得て、しておくことが大切なんではないかということも思えます。

そして、4番目にボランティアセンターです、災害時の開設はどのようにすることになったのかということも3回目の質問として、いたします。

議長（岡本 泰介君）

危機管理監。

危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕

失礼します。金谷議員の3回目の御質問でございます。

災害時に対する防災訓練でございます。これにつきましては、基本的には自主防災、自治会等でやっていただいております。このことによって、地区の住民のどういう方がおられるかということも再確認していただいたり、どういう問題があるかということも各地区で考えていただいております。

この訓練につきまして、ちょっと余談事で私の考えだけでございますが、本年度は美作地域において、総合防災訓練を行うということになっております。私の頭だけですが、主会場は北山でやるということになっておりますが、これは各地区で各地区の避難訓練ができれば、避難所までの訓練をやるということも声を上げていただければできるのかな、何かやってみたいなというところはありますので、議員のほうも協力のほうをよろしく申し上げます。

続きまして、福祉避難所の件でございますが、周知ということで一応防災マップには避難所の名前を挙げております。市内には、6カ所を指定をしております。避難の状況でございますが、昨年の災害等々でも開

くという考えもありましたが、基本的には避難場所へ避難していただいた方の中で必要な方がおられたら福祉避難所を開設するというのが基本という格好になっております。場合によっては、市役所各支所にお問い合わせをいただければ、開設のほうもせんといけんのかかなというところに思っております。それからまた、必要に応じましては、宿泊施設を利用した避難場所、要は市が借り上げてやるということも考えておりますので、一考にさせていただいたらと思います。

それから、高齢者の行方不明搜索訓練ということですが、基本的には消防団の方、警察等々で現在は搜索のほうを行っております。訓練ということですが、子どもたちにどこまで訓練をさせるかということもありますし、平日、学生の場合実際学業がメインとなっておりますので、実際の搜索にはお願いできないかなというところがあります。これは一つよいアイデアだと思いますので、検討のほうをさせていただきたいと思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

ボランティアセンターはええかな。

福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。ボランティアセンターの御質問ですが、会議の中でも話が出まして、美作市の場合は事務局ということになれば、社会福祉協議会がボランティアセンターの開設をしていただくようになります。ただ、現在につきましては災害時のみの開設ということで、社会福祉協議会のほうではそういった想定でやっておりますが、全国的には常設という形でのボランティアセンターの運営というのが、今は既にそういった形でやられておるということで、会議の中でもそういったことで社協のほうにはお伝えをしておりますので、今後引き続き社協と協議をしながら常設のボランティアセンター運営ということに検討を進めてまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

じゃあ、2項目めの総括をお願いします。

9番（金谷のり子君）

3回目が終わって総括になりますので、もう少し福祉避難所について詳しく聞きたかったんですが、ちょっと課題ですが、メディアでも知らない人が多いということが問題になっているということなんで、そこを今以上にどうやって周知してわかってもらうかということが大切ですので御検討いただきたいのと、それから小坂田教授が、このボランティアセンターの開設は災害時に開設するということではいけないと、常設しておかないと、そんな災害時の緊急の事態に何もできないであろうということをおっしゃいました。その後、社会福祉協議会さんのほうで検討するというので、今江見部長のほうで言われたと思うんですが、これも大きな課題ではないかと思ったり、この地域の福祉をこれから構築していくために、この計画が各部署に広がってつないでいくということが大切ですので、またこのことについてもずっと関心を持っていきたいと思ったり。

それでは、この項目は終わらせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

それでは、3項目めは休憩の後をお願いします。

ただいまより10分休憩します。

午後2時00分 休憩

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

金谷議員、それでは、3項目めから入ってください。

9番（金谷のり子君）

3項目めの質問に入ります。

行政窓口の相談についての連携ということで質問をいたします。

連携ということが、先ほどの福祉計画の中に何回も出てきました。もう連携、連携という、いろんな項目についていろんな部署が連携していかないといけないというところが出ておりました。そういうことでこの質問を考えましたが、日々市民の皆さんの相談は多種多様にあると思います。

例えばですが、先ほど触れました災害後の対応ですね。例えば、裏山が崩れて土砂が畑を崩して、自宅の裏に流れ込んで、家の裏で家にひついた形でとまったり、家の一部を壊してしまったりしている場合、どのような課や係が連携して対応しているのかということも連携が大切です。そしてまた、次に子どもの貧困問題では、対策を効果的に推進するためには個々の世帯の生活実態を把握し、経済的問題のほか、仕事や家庭、健康などに寄せられたさまざまな相談に関して情報を共有するということになると思います。

そして、最近の痛ましい児童虐待の問題がございます。千葉の小学校4年生の虐待死は、DVやほかの虐待についても把握しながら、重大性を認識せず、関係部署につないでいないことが問題とされています。先日は、7歳の男児が交番に駆け込み、父親からの暴行を訴えたということもございます。その男児の母親は、父親からDVの相談もしていたということで、ということは子どもに対する虐待の可能性も考えるべきというようなこともございます。DVと児童虐待はほぼ関連するのであれば、警察と児童相談所、学校、教育委員会、保健福祉部、どの窓口であれ早急に対応しなければなりません。相談の仕方のわからない子どもや弱者への配慮など、どのように考えて対応するのが課題と考えます。市民の相談、問題が複合的な困り事であったり、事件に関係したりする場合もあり、自分の相談したい内容を整理して適した窓口を訪れることが困難な場合が多々あるんですが、関連部署の連携の方法です、口頭で伝えるだけなのか、どういった方法を考えているのかということを一つ目の質問といたします。

そして、これは例えばですが、東京の足立区が使用しておりますつなぐシートというシートがありまして、基本情報に相談内容を記入して、各部署につないでいくというようなことを導入していることを視察に行った知り合いの議員が、奈義町の議員ですけども、そういった情報をくれまして、こういうのを金谷さん、見てっていうふうに教えてもらったりしまして、そういったものを入れているのかどうか、美作市がといたところの質問を1回目とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員が通院より帰られました。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、私から全般的な総論をお答えをしてから各部署がお話をしますが、おっしゃるとおり問題の解決というのは、実は多方面の部署ないしは職種が絡むケースがいっぱいあります。殊に、お尋ねにもありましたように福祉案件などについては、そういうことがもう常態、つまり平素からそうなっているので、つなぐということが連携というよりも、むしろチームワーク、チーム編成をしてケースを各方面から一緒に見ていく

っていう行動がもともと強く根づきつつあるなあというふうには思っているところでもあります。

また、一般行政においてもおっしゃるとおりいろいろな関係が出てきますので、私どもとしては応接力であるとか、面談力というようなものが書かれまして、それが関係部署を通った上で、情報として最後に私のところにも来ます。その上で、足りないところがあれば、これはここにも見せておけるとか、何とかというお願いをしていくということ、名前は違いますけども、当市においては文書で報告が上がっていく、文書が共有されていくというのが通常となっておりますので、まずその点だけは申し上げさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼いたします。行政窓口の相談の連携ということでございます。

私のほうからは、災害あるいは虐待といった個々の話ではなくて、相対的な御相談があった場合のことに ついてまずお話をさせていただきます。

よくございますのが、電話での相談でございますが、市の代表電話で受け付けをしたものにつきましては、まず総務課職員が相談内容をお聞きしまして、総務でアドバイスをできることがございましたら、その場でさせていただきます。また、内容によっては相談者の方の了解のもとに関係部署へ転送をさせていただきます。また、速やかに相談者の問題解決につながるよう担当部署との連絡を図っているというところでございます。

それから、御質問のつなぐシートの導入ということでございますが、美作市では全部署共通の情報共有シートは現在のところは導入しておりませんが、福祉部では支援を要する方々を対象とした、似たような類似のシートを活用しているというふうにも聞いております。

また、電話に限らず、どのような場合でもたらい回しといった事態を防ぎ、市民の方が、同じ話を繰り返すことがないように、最初に受けた職員が自身の業務内容にかかわらず、相談内容を的確に把握し、担当窓口へ迅速に取り次げるような対応ということに努めているところでございます。そして、全ての相談ということではございませんけども、どの部署におきましても、先ほど市長の答弁でもございましたように、相談内容によっては対応記録票に概要を記録いたしまして、上司あるいは関係部署へ報告するという方法を現在とっているところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

危機管理監。

危機管理監（高山 宏明君）〔登壇〕

失礼します。金谷議員の行政窓口についての連携についての御質問に御答弁をさせていただきます。

危機管理室といたしましては、大規模な災害で災害対策本部等を設置した場合には、当然災害対策本部情報が随時入ってきますので、その情報を各課で共有し、早急な対応を行っております。

その後、災害後の対応といたしましては、災害の内容にもよりますが、土砂崩れ等の相談、連絡が入りましたら、まず現地確認を行います。現地確認後は、うちの課で対応すべきものは速やかに対応という、その手続をとらせていただいております。また、他部署、例えば建設部の所管であれば、相談者に窓口の説明を口頭もしくはメモ書きを渡すなどして行い、担当課へは直接電話、本人に会うとか連絡をとり、対応をお願いしているという状態でございます。万が一被害に遭われたとき、被災者支援が円滑、効果的に展開できますように、担当部署のこういった事案に対してはどことこの窓口ですよということを広報紙などに載せ

て、明確化しておきたいと今現在考えております。

つなぐシートというものにつきましては、今現在採用はいたしておりません。今後の対応といたしまして、災害の件数等にもよりますが、シートの作成も視野に入れ、前向きに検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

関連部署の連携の方法ということで、福祉関係部門としてのお答えをさせていただきます。

福祉関係での関連部署の連携につきましては、特に関連部署の連携が重要となります。要保護児童への支援や複数の困難事例を抱える家族の方への支援につきまして、要保護児童対策地域協議会や権利擁護センター支援検討委員会などを組織し、その支援方針を検討しているところでございます。

市民からの福祉相談は、障がい、生活困窮、虐待、生活保護など多岐にわたる相談が入ってまいります。極力ワンストップサービスを心がけ、複合的な課題を持った相談者には継続的にかかわりを持ち、課題をトータル的にコーディネートし、支援の方針を決定してまいります。さらにサービスの利用等が他機関で必要であれば電話連絡や同行支援を行うなど、課題解決に向けてできる限り寄り添い型の支援に努めているところでございます。

次に、つなぐシートの導入ということですが、情報連携の事例としましては、70歳以上の高齢者世帯の平常時の見守りや災害時の救助活動に役立てるため、民生委員の協力を得まして要援護者台帳の作成を行っております。本人の同意によりまして、自主防災組織、社会福祉協議会、消防署、警察等と情報共有をすることとしております。

また、発達支援センターでは、子どもや保護者がどこに住んでいても適切な時期に必要な支援を受けられるための情報を引き継ぐための共通支援シートを作成しているところです。また、同じく発達支援に関しまして、保護者が作成した情報により保育園、幼稚園や小学校に一貫した情報を提供することができる相談支援ファイルはぐくみというものがございます。他には在宅医療、介護連携事業として、主に訪問診療を行っている方の基本情報を引き継ぐための情報共有シートの作成の取り組みが上げられますが、児童虐待、DV、生活困窮等福祉関連の相談では、複合的な課題を抱えた世帯からの相談もあるため、基本情報をまとめたシートを作成し、必要があれば関係機関内のみで情報共有を行い、支援方針や各関係機関の役割分担などを協議し、支援を行っておるところでございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）〔登壇〕

失礼いたします。私のほうからは、市民部での窓口対応について答弁させていただきます。

市民部では多くの市民の方が来庁されております。さまざまな相談がございます。

まず最初に、市民課の窓口に来庁された方が、自分の行き先が迷っておられる方がおられます。そういうときには、職員のほうからお声かけをしまして、用件を伺い、担当部署に御案内をしております。また、総合的な相談になりますと、くらし安全課が担当しております。このくらし安全課につきましては、人権であるとか行政、法律、消費生活などについて内容を確認し、専門的な方の紹介などを行っているのが現状でございます。また、相談内容によっては、相談したいことが複数の部署にまたがる場合がございます。こうし

たときには、担当部署に連絡し、窓口を担当者を呼んで一緒に話を聞くという形で、あちらへ行ってくださいという形を極力とらないという形をとっております。

次に、DV、ストーカー行為などの被害者の方を保護するための市民課としての対応でございますが、加害者である配偶者等による住民基本台帳の閲覧、住民票の請求等を制限することができるということになっております。申請の流れにつきましては、原則警察署、社会福祉課、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所などの機関でDV、ストーカーなどの被害の相談をしていただき、相談結果で住民登録の閲覧制限が必要と判断された場合につきましては、相談先の意見を記した住民基本台帳事務における支援措置申出書を住民登録地の市に提出いただきます。相談機関に行かれることなく、市民課に申請に来られた場合については社会福祉課に連絡をとり、市民課に来てもらい、相談をするケースもございます。警察に相談された後、市民課に申請に来られた場合につきましては、市民課から警察に電話連絡し、後日証明を市民課から警察にもらいに行くというような手続をしております。このように、各機関と連携のもと、DVであるとか、ストーカー行為を未然に防ぐという形で対応をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

市民部では、つなぐシートの導入については、今現在ございませんが、有効な手段であるということであれば、導入に向けた検討をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

特に私のほうからは虐待と、学校でのそうした虐待防止等についてお答えをいたします。

教育委員会と福祉部というのは、もうこれは連携が必須のことでございますが、就学前と小学校、中学校用の虐待防止のマニュアルというのを作成いたしております。このマニュアルでは、園や学校等において子どもや保護者の様子に違和感を持ったときには、社会福祉課または児童相談所、教育委員会への通告を義務づけをしております。また、場合によっては警察への通告をすることをしております。

日ごろから園児や児童・生徒の命を守るため、チェックシートにより、このマニュアルの中にチェックシートがございますけれども、この虐待のサインを見逃さないこと、例えば健康診断のときに体にあざがあるとか、給食を非常に本当にもうがつくように食べる子などがおりますので、そうした虐待のサインというのを見逃さないことを徹底し、あわせて職員研修等において気づきや発見のポイントを確認し合っております。

身体虐待、ネグレクト等の虐待を受けている子ども、可能性が高い子どもについては、園、学校において近況連絡表を毎月作成をいたしまして、教育委員会、社会福祉課、児童相談所の3者で情報を共有しております。毎月私のもとにも参っておりますので、それを確認しております。

また、園では心理士、保健師、保育士による巡回相談を定期的に行っておりまして、家庭状況や子どもの行動面において気になる幼児については社会福祉課に情報提供を行い、園と教育委員会、保健師、発達支援センター、社会福祉課が連携をいたしまして、見守りや支援を行っております。そのシートが、先ほど保健福祉部長が答弁をいたしました共通支援シート、これを作成をいたしまして、活用をしております。

それ以外に、子どもの貧困という問題がございます。各個人のことでございますので、ここで詳しくは申し上げられませんが、昨年、昨年というかことしの3月です、ことしの3月も高等学校への進学に際して、家庭の状況、貧困等で非常に困難な事例もございましたけれども、保健福祉部との連携の上でさまざまなこうしたやり方があるのではないかという助言もいただきながら、学校と保健福祉、教育委員会、連携をして、無事に高等学校へ進学することができたという例も数件ございます。そうした中で、しっかりと連携をしてみたい

たいというふうを考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

2回目の質問に入らせていただきます。

しっかりとした各部署での答弁をいただきまして、シートのようなものはないが、来客というか、窓口へ来た市民の方のところに各部署からやってきて対応をしているということで、手厚く相談に乗っていただいているということで安心をいたしております。

美作市は一つのチームだと考えております。リオ五輪のときに男子400メートルのリレーで銀メダルをとりました。それは、個々の力はジャマイカとかアメリカよりは劣るかもしれないが、つなぐバトンで勝利へ、銀メダルをとるということがすばらしい日本のメダル獲得になったので、やはりつなぐところですが、バトンがすごく大事であると私は考えております。失敗は絶対起こるかもしれませんが、バトンを落とすかもしれませんが、その次には落とさないようにいかに注意して訓練するか、その落とさない方法を考えるかということが大事なことだと思いますので、もし何かつなぎ忘れていたりしたことが今まであったようでしたら、どうやって、必ずつなぐぞという決意のもと、個々のリレーランナー、個々のリレーの選手が、職員全員が考えていただいてつないでいただき、美作市のチームは金メダルをとるように頑張っていたいただきたいと思いますので、市長、何かございましたら。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私からは一言というか、追加で申し上げたいところがあります。

それは、うちの市役所は割と小規模ですから、つなぎは楽にできてはいるんですが、それでも問題としてこぼれた案件というのは結構出てくるんですね。あるケースは、じかに私のことを知ってる方が市長って来て、調べてみると、いわゆるポテンヒットになっているというようなことも間々あります。そういう意味では、私どもも市民のためにつなぎ損ねた案件を拾う係ではあるんですが、この場をかりて御礼を申し上げたいことは、質問者の金谷さんもそうでありますけれども、多くの市議会議員の皆様がこぼれる可能性がある案件を拾っては私どもにつないでいただいているということでありまして、そこに本当に大きな市議会議員としての活躍というものがあることを思い、ここに感謝を申し上げて答弁いたします。ありがとうございます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員、3回目です。

9番（金谷のり子君）

先ほど総括のような話をいたしました。総括ではありません、先ほどの。

特に市長がつなぎの、こぼれたものもある、それを議員みんなでということを書いていただいて、本当に美作市の18人がそれぞれの思いで書いておりますので、いい答弁をいただいたなあと思っております。

それで、もう一つお願いしたいのは緊急時です、災害時のつなぎは日々のつなぎと、もう莫大な量になってくるはずでございます。そのときにどのようなつなぎを行っていくかということ、まずは先に考えていただきたい。いろんな案件が出た場合に、消防署では色分けをして何人もの、トリアージっていうんですね、そういうふうな緊急を要するものはこれというようなシートをつくるのであれば、災害時のためにそ

ういうものも開発していただければなという思いがあって、これは要望でございますけれども、これを3回目といたします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、災害時のつなぎの基本というのは、災対本部をつくって関係者が一堂にいて、瞬時に情報を共有して、現場にいる方々にそれぞれの担当から指示を出していくという、その大本営方式というか、参謀は皆そこにいると、大将もいるという形をとるとというのが日本のスタイルの基本であるだけではなくて、世界の危機管理の基本になっています、シチュエーションコントロールルームっていうのをつくることなんですね。それから、トリアージにつきましては、追加的に答える必要はないと思いますけれども、その情報伝達が明確にわかるサインージなんですね、そういったものが必要な場合には導入をすることはやぶさかではございません。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員、総括でお願いします。

9番（金谷のり子君）

総括させていただきます。いろいろと答弁いただいてありがとうございます。

災害時と言いましたが、災害後でございます。災害時は、その後も災害だと思しますので、いろんな案件が出てきます、災害後に。それを、いろんな情報が各部署から入ってきたものをどのように、一番早くどれをしないといけないかというところで、特に建設なんかは本当に去年から大変だったのがやっと片づいたということで、緊急性とかいろんなことがあると思うので、そういうことを思って発言させていただきました。

では、次の4項目めに入らせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

4項目め、入ってください。

9番（金谷のり子君）

園児の散歩について質問をいたします。

皆さん御存じのように、痛ましい滋賀県での園児を巻き込んだ死亡事故があったばかりでございますが、その数日後に公園で遊んでいる園児のところに車が突っ込み、保育士さんが大けがをされたということもございました。そして、先日は川崎でのスクールバスを待ってる小学生を含む殺傷事件が起り、どこにいても何が起るか予測ができない現実があるということでございますが、しかし、私たちにできる安全対策をいま一度見直して、子どもたち、そして市民の安全を守らなければなりません。

その中で、園児の保育というものは、保育の中で散歩はもう必要なものでございます。欠かせないものだと思っております。どこの園におかれましても、今まで以上に注意されて散歩されてると思います。美作市教育委員会におきましても対応していることと思っておりますので、質問いたします。

コースについて見直しをされましたか、付き添いの先生の人員についてはどうでしょうかというところを1回目の質問とさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

本当に最近では滋賀県大津市の事故、そしてまた、市原市の事故、そしてさらにもっと悲惨な神奈川県での事故、事件といえますか、そうしたことが次々に起こり、昨日も福岡でも高齢者の方が暴走するというようなこともございました。本当に防ぎようのない事件、事故が相次ぐ中で、どのようにして子どもたちの命を守っていくかということは、本当に教育委員会に課せられた大きな課題であるというふうに考えております。

こうした事件、事故を受けまして、その後における市内幼稚園、認定こども園、保育園での対応、そしてまた、川崎のことがございましたので、小・中学校の件も少しお話しさせていただきます。

従来から園外保育——散歩でございます——につきましては、ゼロ、1歳児まではバギー車、乳母車を大きくしたような車ですが、このバギー車を使い、2歳児は歩行ひも、電車ごっこのようにひもの中へ何人かが入っていくと、それを持ちながら歩いていくと、それぞれの状況により、そしてそういうものを使って安全も確保しながら必要な人数の保育士が付き添いをして、そしてまた、特にいつ駆け出すかわからないといった配慮が必要な園児には個別に保育士をつけて対応しております。また、緊急連絡用にも携帯電話などを持って、すぐ連絡ができるようになど配慮をしているところでございます。

まず、大津市の事故の後、すぐ直後に園長会、5月14日に園長会ございましたので、この園長会を開催をいたしまして、園外保育におけるルートの検討など、安全の確保を指示したところでございます。各園においては、改めて散歩コースの安全確認を行ったり、少し距離がある場合にはスクールバスを使用したり、そして安全の確保が難しいと考えられる場合には、散歩の中止などの対応を行っております。

また、川崎の事件を受けまして、私には本当に現役時代に大阪教育大学の附属の池田小学校で本当にもう、小学校へ乱入をしてきて多くの子どもたちが死傷というようなこともございました。そういったこともございますので、小・中学校におきましては、改めて日中はとにかく校門を閉めると、たかが校門でございますが、そこが閉まっているかどうかと、そのまま車で入ってこれるかどうかというのは大きな違いでございますので、校門を閉めること。

そして、今皆様方は学校へ訪問されると、受け付けの名簿が置いてあって、名札をつけてくださいと、名札をつけてない方は不審者ということになるわけですが、できる限り——顔見知りの方も多いたとは思いますが、できるだけ——名札をつけていただくと、そうしたことで不審者対応というようなことも指示をしております。

そしてまた、登下校時におきましては、本当に地域のボランティアの方がさまざまなか所で見守りをしてくださっております。警察のほうも、この登下校の時間帯の見回りパトロールというのが指示されているというふうに私も直接教え子の警察官がおりますので聞いたところでございますが、その子も言いますのに、美作市の学校はいつ見ても下校の時間にはボランティアの方が本当に出て、すばらしいなあ、すごいなあ、先生というふうに言ってくれました。そういうふうに地域の目で見守っていただくと、これが一番かと思っておりますので、そうした形で安全確保というものに取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

2回目の質問をさせていただきます。

今教育長から答弁いただきまして、ルートを検討、安全確保を行い、それぞれの状況に必要な保育士の付き添いと安全に配慮が必要な園児には個別に保育士をつけて対応しているということで、迅速な対応をされ

ていることと思います。

その中で、2つ、3つ、質問をさせていただきます。

園児の散歩、運動は、適度に疲れてお昼寝のリズムもできることもありますし、身近な環境に親しみ、自然と触れ合い、周囲のさまざまな環境に好奇心を持ち、探究心を持ち、自然の大きさ、美しさ、不思議さ、季節の移り変わり、生き物に触れ、命の大切さに気づき、いたわり、大切にすることを学ぶために、保育にとっても重要であると認識しております。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、教育課程等から、散歩の捉え方、ルート、コース、付添人数等の決まりがあれば教えてください。

2番目の質問ですが、5月19日の新聞に、ちょうど私が1回目の質問を出した後になりますが、大津市死傷事故を受け、県内自治体交差点の安全模索の記事が出ておりました。県は、交差点以外も含め、県道の安全性の緊急調査を各県民局が開始した、交通量が多い通学路で、車道と道路の間に設置している防護柵の配慮、配置などを調べている、地域から対策の要望が出ている箇所を確認もしている、調査結果を踏まえ、関係市町村や警察などと対策を検討していく方針であるとありました。

市内の散歩コースを含め、通学路の対策の要望が出ている箇所はどれくらいあり、どのような状況でしょうか。

そして、3つ目の質問ですが、園や学校の立地等により散歩、通園、通学等の安全確保は違ってくると思います。確率から考えますと、子どもたちを取り巻く環境で危険性が一番高いのは、交通事故であります。日々、毎日危険と隣り合わせでございます。散歩をする園児にとっては、特に幹線道路沿いを歩いたり、横切ったりしないですむ場所や、身近な環境に親しめ、自然に触れ合える場所が今後の園や学校建設の立場の重要項目ではないかと私は考えております。いかがでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

子どもたちを取り巻く環境への、本当にいつも御関心を持っていただきありがとうございます。

散歩の捉え方、ルート、付添人数等の決まりはありますかとお尋ねでございますが、先ほど議員がおっしゃられたように、散歩というのは園内では出会えないような貴重な経験ができる機会であり、子どもの関心を広げることができます。そして、自然に触れ合える貴重な経験を積む場でもございます。もちろん園庭においてもさまざまな植物があれば、そうした植物と触れ合えると。つい先日も保育の協議会において、鳴門教育大の木下教授のお話を市長とともに伺ったところでございますが、やはり自然のいろいろなものを教材にするというのはとても大事なことだということを改めて保育士とともに学んだところでございます。

したがって、こうしたコースは社会や人々とのかわり方を学べる非常に大切な活動であるということで、園児の発達、育みたい目標に応じたコースを選択し、万全の態勢で実施をしております。

ルートや付添人数などを細かく決めている規定というのはございませんが、学校保健法に基づく安全計画、教育保育施設における事故防止のためのガイドライン、保育所保育指針、幼稚園教育要領などをもとに、各園の全職員の共通理解のもと、散歩コースや付添人数等の体制づくりを行うとともに、家庭や地域、関係機関の協力により、安全指導を行っております。今後においても、引き続き日常的に利用する散歩経路の危険性の有無などを再点検し、全職員で情報を共有するとともに、園児の安全を確保するように努めております。

次に、通学路等の対策要望箇所と状況でございますが、学校保健安全法第27条の規定による通学路の安全点検のほか、通学路安全推進会議を設置しておりまして、美作市通学路交通安全プログラムを定めまして、

岡山県、そして岡山県警、美作市及び市内小・中学校での通学路交通安全対策を進めております。

通学路の要望でございますが、危険箇所の改善要望につきましては、平成30年度には47カ所の改善要望、多くの場合はやはり手すりをつくってほしいと、つまりガードレールですね、車道と歩道を分ける、あれがないとか、未設置である、あるいは壊れているから、一部壊れているから早急に直してほしいというようなものがございまして、そうした対応で、そのうち20カ所につきましては既に対応しております。19カ所は今年度対応予定ということで、予算措置をしているということでございます。

通学路交通安全プログラムにおいては、合同点検を通じて、平成27年度から本年度にかけ、対策箇所を43カ所設定し、6カ所の整備が完了しているところでございます。今後も通学路の安全対策を推進していきたいと考えております。

次に、学校や園の立地でございますが、議員御指摘のとおり、やはり幹線道路沿いではなくて、交通量の少ないところ、そしてまた、自然の環境ということもあるかと思えます。学校周辺の生活道路のスクールゾーン化やゾーン30、速度を30キロ以下と、安全対策を研究する必要があるかと考えておりますが、私としては、個人的には何よりも大切なのは、けさの山陽新聞にも掲載されておりましたけれども、これは土居小学校の見守りパトロールの方が子どもたちと触れ合う様子でございましたけれども、こうした施設の建てかえということにつきましては、周囲の自然環境もでございますけれども、何より大切なことは周囲の、周辺地域からの温かい、優しいまなざしと、地域の方の御協力が何よりと考えております。今後とも御協力を賜りますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

建設部長。

建設部長（春名 隆広君）〔登壇〕

失礼いたします。通学路といたしましたら、県道、それから国・県道とか市道がありますので、その関連について建設部のほうから答弁をさせていただきます。

建設部関係では、先ほど教育長が答弁しました全47カ所のうち、35カ所となっております。そのうち岡山県が管理する国・県道に関するものが20カ所、市道に関するものが15カ所となっております。国・県道につきましては県のほうに伝えまして、対応をお願いしているところでございます。また、今年度に入ってから現在までの通学路関係の要望が3件出されておまして、交差点の保護ポールの設置や転落防止柵の設置の要望です。対策につきましては、緊急性の高いものから順次対応に努めております。

一方、要望の中には事業規模が大きく、年次的に実施していかなくてはならないものもあります。例えば、事業化が必要な国・県道などの歩道設置では、採択要件の関係もありまして、調査や調整を行いながら事業化の検討を県のほうでしていただいております。

議員が御指摘されておりますとおり、このごろとうとい命が奪われる痛ましい事故が発生しております。事前の対策があれば被害を軽減できることもあったかもしれません。市といたしましても、地域や学校等からの要望や情報などをもとに、危険箇所の把握に努め、対応に当たっていきたくと考えております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

金谷議員、3回目です。

9番（金谷のり子君）

総括させていただきます。

議長（岡本 泰介君）

はい、総括。

9 番（金谷のり子君）

特に危ないなあと思うのが、北小と北幼稚園のあるところが県道でございますかね、交差点のところを毎朝子どもたちが通いますし、コンビニがあります、車が入ってきますし、いろんな、それから保育園もあそこから散歩に出たりしますので、その地区の要望が出ているのではないかと思います、見てはおりませんが、見てはおりませんが、ちょっと小耳に挟みました。早急なる対応をしていただいて、県のほうにつないでいただくということで、これはトリアージの一番赤い、赤なんですかね、一番は、何色ですか、早急にお願いしたい案件として質問を終わらせていただきます。

これで私の令和元年6月の一般質問を終わらせていただきますが、最後でございますので、皆さん、全議員の質問をまたぜひ反映していただきますようよろしくお願いいたします。これで終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上をもちまして通告順番16番、議席番号9番金谷のり子議員の一般質問を終了します。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

ここで御報告いたします。

去る5月28日に上程いたしました議案第50号美作市事業用発電パネル税条例の制定について、地方税法第731条第3項の規定に基づき、特定納税義務者に対し意見を求めておりましたところ、お手元に配付のとおり提出がございましたので、御報告いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

再開は明日午前10時からです。

午後2時58分 散会

令和元年6月7日

(第 6 号)

議長（岡本 泰介君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。いま一度確認してください。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

全員の出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「議案質疑」です。

議案第49号から議案第55号を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。また、通告をしていない者の質疑は1議案につき1件の質疑とし、自席で行うこととなっております。

なお、議案質疑は一般質問化しないようお願いいたします。

質疑の発言につきましては、お手元に配付しております発言通告順により議案ごとにその都度発言を許可いたします。通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けいたします。

初めに、議案第49号「美作市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、これで議案第49号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号6番倉地重夫議員の発言を許可いたします。

6番（倉地 重夫君）〔質問席〕

おはようございます。

それでは、ただいまより議案50号に対する私の質問をさせていただきます。

当条例によりますと、新たに目的税ということで税を課すということになっておりますが、固定資産税として課税をしていれば二重課税になるのではないかと、課税できるのかという点で1番目にお尋ねします。

また、対象事業者を発電出力10キロワット以上とする点については、市民が共同で投資し、自然エネルギーの活用として太陽光発電に取り組む、いわゆる地産地消あるいは荒廃地の利用というような、そういう形

で取り組んでいる、太陽光発電に取り組む、いわゆる地産地消の取り組みが、農業者や農地にパネルを設置した取り組みなどがあるが、これらも10キロワット以上ということで対象になるのであれば、そういうことにブレーキをかける、今CO₂排出を少しでも削減しようという世界が推奨している取り組みにブレーキをかける形になるのではないかという観点からお尋ねいたします。

それから3番目に、企業による寄附金、これは税額の20%まで寄附をすれば、それは税控除になるというふうなことがうたわれております。これはいわゆる地域協力金みたいな形のことを考えられるのかなと思いますが、それを税控除を受けようと思えば、地域の方から領収書などを発行してもらう必要があると思いますが、そうなってくると、寄附を受けた地縁団体、そういうところが税申告をしなければならないようなことになるのではないかということが心配されます。それについて、そうした協力金ということに課税を控除することに正当性があるかどうかということをお尋ねいたします。

それと今回、ここに申告はしてないんですけど、これは市内で今現在何件ぐらいが対象になるのか、そのことをお尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

それでは、倉地議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの固定資産税として課税していれば二重課税になるのでは、課税ができるのかということでございます。

償却資産に対して課す固定資産税につきましては、当該資産、償却資産でございますが、価格に対するものとして課税をしております、事業用パネル税の課税標準はパネルの総面積に課税するということが対象としておりますので、課税標準が異なるということで二重課税には該当しないと考えております。

次に、メガソーラーの事業者に限定すべきではないかということでございますが、新税の創設を検討するに当たりまして、対象となる規模につきまして再三協議をしております。10キロ未満の発電につきましては、パネル設置者が個人で使用することを目的としまして、また一方10キロワット以上につきましては、この発電した電力を全量売電を目的としておりまして、個人であっても発電事業者、つまり業として行うものとなりますので、発電量がメガとなってもその他の目的は同じであるために、税の公平性の観点から10キロワット以上を対象として制度設計を行っております。

それから、企業による寄附金の、寄附の税の控除の対象にする場合ということでございますが、この正当性があるのかということでございます。

税控除に対しましては、今回の条例の第10条に、納税義務者のうち、地域住民に対し当該地域住民と円滑な関係を維持するため、発電事業に関し寄附を支出したものについては、当該納税義務者の当該年度分の事業発電パネル税の税額から前年度中に支出した当該寄附金の額の合計額の2割を上限として控除することができることと規定をしております、この寄附については個人を対象とするものではなく、自治振興協議会であったり、大字であったり、地縁団体であったりということに対して支出をするということで想定をしております、公共的団体に準ずる立場であるということで、その活用は公益的な目的に資するということが考えております。

この発電パネル税を創設するに当たりましては、市民部だけではなくて、法制であったり財政であったり企画であったり、各部署の連携のもとに作業を進めております。総務省や経済産業省など、綿密な協議を進めまして、法定外目的税を設けている自治体にも教授いただきまして、丁寧かつ慎重な制度設計を行ってま

いました。

それと、市内の対象件数でございますが、177件を今現在想定しております。

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

2回目です。

1項目めはいいとして2項目めです。

いわゆる耕作放棄地などの荒廃農地に対する取り組みとして、農業者が有効活用するために取り組んでいると。こういった事業まで課税対象にするというのがどうなのかという、一般質問になったらいけないので、そういう疑問が残ります。

それから、3項目めですが、結局最初に申しましたように納税を控除するということは、その相当額を地縁団体とか自治団体とか、そういうところにお金を寄附するわけですから、当然その証明、先ほど言いました、証明するためには寄附を受けた団体から事業者に対して領収書を発行して、それをこういうふうに寄附してますよと添付する、当然そういうことが必要になってくると思うんですが、そういったものが結局そういった自治体とか地縁団体の事業収入にはならないにしても収益に上がるわけですから、そういうものにも課税が発生するんじゃないかということが心配されます。

その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

課税問題は、太陽光パネル発電、その目的税があろうがなかろうが発生するものであれば発生するし、発生しないものには発生しないということで、その税制でその発生が起因されるというような性質のものではございません。

議長（岡本 泰介君）

耕作放棄地は。

市長（萩原 誠司君）

今お尋ねがちょっとよくわからないところがございます。

農地である耕作放棄地にパネルを設置することはなかなか難しゅうございます。これは農地の地目変更をしっかりとるか、そういった作業が伴ってくると思います。

それから、地産地消ということで言いますと、私もはその意義はわかっておりまして、地産地消というのは自家消費を中心として、自分のところのエネルギーを自分で使うということになります。

一方で、事業用というのは、これは中国電力その他のところに販売をいたしまして、結局全国どこでも使われていくということになりますので、その辺は峻別をしなければならない。加えて、農業者であるかどうかは別としまして、一定の事業用の発電をしている人を公平に扱うというのは税の基本原則であるということを変更して申し上げておきます。

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

3回目です。

6番（倉地 重夫君）

3項目めのお答えに対してなんですが、荒廃地、耕作放棄地という限定的な言い方をいたしましたけれども、今全国でやっぱり農地にソーラーパネルを全面に敷き詰めるでなしに間隔を置いて敷き詰めて、そのパネルの下を有効活用、いわゆる日照をある程度遮った状態での野菜づくり、こういったことも取り組まれている例があるんです。そういった発電そのものが事業で、売電を目的にしているんでなしに、そういった農業にそういった電力をかんがい用水とか、農業するのに電力を利用しているとか、そういうふうなことも同じ条件になるんでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

いずれにしても、私どもとしては事業用つまり、発電事業として設置されたパネルについて（聴取不能）してます。したがって、農業をやっている方が農業のために全部使って、公衆網、つまり配電網であるとか送電網に接続してないということになると事業用になりませんので、本件からは外れるということになるというふうに一般的には想定されます。

〔6番倉地重夫君「残余の質問は同僚議員にお任せします」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

続きまして、通告順番2番、議席番号12番山本重行議員の発言を許可します。

山本議員。

12番（山本 重行君）〔質問席〕

おはようございます。

今回の美作市事業用発電パネル税の制定についてです、まず。今回の条例というのは、国のほうの再生エネルギーの関係の特別措置法によって、一応それぞれの費用であったり、あるいは価格は決められて、そして一定の利潤を考えて、そうやって定めた再生エネルギーに関する法律、それにこの市税条例によって課税しようとするのは、国の法律の趣旨であったり目的であったりに反するのではないかと私は思いますけど、1点目どうでしょうか。

それから、特に既設のパネルについて、これを遡及適用というのは表現がどうかわかりませんが、設置したときになかったものを新たに法律を設けて、それに対して課税するというのは、これは非常に問題だと思えますけども、この点についてもどうでしょうか。

それから、先ほどあったかもしれませんが、固定資産については償却資産税というのがかかっているわけです。それについて地方税をまたかけるというのは二重課税でないかと思えますけども、以上3点をお伺いいたします。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

それではまず、条例後の発電に対して遡及適用の部分でございますが、第5条に事業用発電パネル税の賦課期日、これについては当該年度の初日の属する年の1月1日ということで規定をしております、また条例第6条の第1項では、事業用パネル税の課税標準は課税期日における事業者の発電用に供する太陽光発電施設のパネルの総面積に課税するというように決めております、既存であるとか新設であるとかということに対して課税するのではなく、当該年度の1月1日に存在するかないかということで、パネルの総面積に対して課税をしておりますので、税の不遡及の原則であるとかということには反するものではないという

ように考えております。

それから、固定資産税につきましては、償却資産ということで先ほども倉地議員に回答いたしました。償却資産については、償却の取得価格であったり、取得価格から減価償却をした価格、パネルの価格について課税するのが償却資産となっております。今回の分については、パネル自体の面積に対して課税をするということですので、課税標準自体が違うということで二重課税ではないというように解釈しております。

それから、3番目の国の制度についてということでございますが、国の法律によって、皆様方が多くの再生可能エネルギーについてパネルの設置をして太陽光発電、再生エネルギーに協力していただいていると思います。そうした中、今回もたびたび議会のほうでも取り上げられておりますが、開発による川で泥が流れるであるとか、環境がすごく悪くなるとかということがございますので、そういう目的に今回の法定外目的税を課税するようにしておりますので、国の制度には反しないということで解釈しております。

議長（岡本 泰介君）

山本議員。

12番（山本 重行君）

非常に問題が多いと思います、はっきり言って。部長が答弁されましたけども。そんな自信を持って答弁できるんですかね、第一。それは僕ははっきり言うておきますよ。これだけ大きなことを出されて、どうなんでしょうか。特に問題だと思いますのは、既設のパネルについて新たに法を設けて、それでその税を取るといようなことは、こういうことは私は国民の不利益を後から設けた条例で、非常にこれは問題だと思いますよ。答弁は先ほど言い切られましたから、そういうふうを考えておられるんかということで、それはこれ以上質問しませんけど、非常に問題だということは、この点は言うておきます。

それから、税自体は私は詳しくないんで、償却資産について二重課税じゃないかと思いますが、この点については言いません。

ただ、もう一点、法定外の普通税、神奈川県の方の臨時企業税の税条例で、その税条例、一定程度繰り越し行為ができる分を繰越控除を低くするとか、そういった形の税条例の分が、国の最高裁の中で負けてるわけです。この辺について、十分熟知された上での上程なんですか、どうなんですか。

2回目の質問をします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

もちろんその法定外目的税、あるいは法定外普通税について、かつての判例も含めて研究をした上で、総務省と相談をしながら、あるいは経産省と連絡をしながら、税の構想を固めてまいっております。

ただ、これはその、議員も御案内のとおりでありますけれども、国民には訴権、つまり訴訟を起こす権利が当然ありますので、その結果まで、司法の判断までここで先見的に申し上げることは差し控えてさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

山本議員。

12番（山本 重行君）

私は信義誠実の原則というそういった面からいっても、それから特に税の、後から条例を出して、それに課税するというのは非常に問題が多いということだけ申し上げて、私の質問を終わります。

〔市長萩原誠司君「補足で」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

補足答弁が市長からあります。

市長（萩原 誠司君）

さっき言い忘れたところがございますけれども、税制の歴史を見ますと、あるその行為、ある事業、ある例えば経済活動というものがあって、それがスタートした上で、しばらくしてから課税対象になるというのが一般であります。

例えば、ガソリン税という税がありますけども、かつてガソリン税というのはなくてガソリンの販売が行われていた、そこにさまざまな必要性、例えば道路の建設改良の必要性が生じたものであるからガソリンから取るんだということでガソリン税を取るといったことになります。

あるいは酒税でいいますと、これももともと酒税があったかどうかは別にしまして、酒は太古からあったわけでありまして。近年の例から申し上げますと、発泡酒というのがございまして、これについては最初よくわからなかったんですが、やっぱり課税対象とするべきだというようなことになって、新たに課税がある。逆に言いますと、事業は先行して課税が後に来るとするのは、これは新規税制の通常姿でありますので、これをもっておかしいということには、日本の制度あるいは国際的な税制度の新增設のときには問題にならないというふうに考えております。

議長（岡本 泰介君）

それでは続きまして、通告順番3番、議席番号15番岩江正行議員の発言を許可します。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

パネル税条例の制定についての質問をさせていただきますが、この税条例、その税金を取るわけじゃけども、先ほど来二重課税何ちゃらどうのこうの言うて皆さん質問されるけども、これはとりあえず市民に負担を強いるわけじゃから、ほんまにこれは事業計画を立てて皆しとるわけじゃ、今まで。支払い計画を立てて。もうお年寄りじゃ。国民年金をもらって、3万5,000円ぐらいで生活ができない、農業ができませんようになった、体が悪くなった。ほんなら今までしとった農機具を全部払ってしもって、それを元金にして、後は子どもらに保証人になってもろって借り入れして、こういうふうな形のもんがあんた方ようわかってこういうもんを出しよんじやろうかと思つて。市民生活を守っていかないけんあんた方が、こういうものが市民の生活を、これがもし大きな負担を強いるようなことになったら、これは行政としては大変な問題じゃ。これは、ここで賛成しよつたら議会の大きな責任になる。あんたらの思いつきの行政でやられたんじやたまつたもんじやない、こっちは。

それと、これは地球温暖化対策を国のほうが、化石燃料から自然エネルギーという形の中で進めてきよるわけじゃけども、国の経済政策に照らして、これは反しとるんか反してないんか、国の施策に対して。これはどっちみち総務省にも御相談かけにやいけんのでしょう。そういう中で、国の承認基準に伴った条例じやな。これに沿うとるんか沿うてないんか。国の関係法令の説明をひとつお願いしたいんじやけども。

今、市内だけでも177件というてあるんじやけども、この法令をきちっと説明してもらわなんたら、皆さんわからんなりにここで賛否問うわけにはいかんわけじゃ。そうでしょう。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

国との関係でいいますと、地方税法という法律がございまして、そこに本件法定外目的税が従うべき基準、つまり総務省においては同意をするんですけども、同意の基準が3項目ほど書いてございます。具体的なその条文についてはまた別途配付をさせていただくことになると思いますけども、簡単に言いますと、先ほど出ましたように、二重課税にならないことというのが第一項目めに入ってきます。どういうことかという、既存の国税または地方税と同一の課税標準ということにならないようにしなさいねと、こういうことです。

同一の課税標準というのは何かというと、例えば所得であって、所得からまた取るよとかいうと、これは法人税や個人所得税と同じ課税標準になっているのであるからおかしいんじゃないかと、こういうことになるわけでありまして、固定資産税の課税標準である償却資産の価額というものを課税標準にしますと、これは二重課税が発生するというのでペケになるんですが、そうは今考えていないということになります。

そのほか、国内における通商とか経済交流を著しく阻害することのないようにと、これはどういうことかといいますが、税率が高過ぎて、さっきおっしゃったように、例えば年間20万円ぐらいの売電収入があるところに10万円かけた。そしたら借金が払えませんか。それが500円ですとか300円であれば、それはその範囲内として問題なからうというふうなことになってくる。そういう規模のほうでいうと、年間1,000円いくことはほとんどありません。そういうことになっているようなことは、我々も経済産業省並びに総務省に今後、今までもそうですが、る説明を申し上げております。

そして、そのFIT法というか、再生可能エネルギーの促進という法律がありますけれども、その運用がかつてやってきたわけですが、最初は岩江さんもおっしゃるように、それはええことだと、再生可能エネルギーをやるのはとてもいいことだというふうになって、拍手喝采で出発して、最初の年は1キロワットアワー当たり42円とかという設定をある政権のもとでやったわけでございますけれども、今ではそれが高過ぎると。そして、そのもうかった金額のほとんどが地産地消の逆です。我々のところで言うと、美作市に落ちればそれは大賛成になるんだけど、ほとんどが東京、そして大阪、あるいはアメリカへ逃げてしまっているというような状況。

それから議会でもさまざまに議論がありました、類似の議会でもいいますと、濁水の問題でありますとか、反射光の問題であるとか、工事の問題であるとか、パトロールをしろというような話もあります。昨日も重平議員のほうから、ちゃんとおまえ見て回れよと、水質検査せよと。水質検査ってただではできませんから、これをやろうとすると、いろんな河川のいろんなポイントでやろうとすれば、年に1,000万円ぐらいすぐこれはかかってしまいます。そういったものを一体どうするんだということが、美作市議会からもずっと出てきていて、市民の負託にどう答えるんだというのが出てきて、それが我々としての背景になる。

一方で、同じことが全国的に言われているもんですから、太陽光パネル発電については去年の岡山県市長会でも出ました。いろいろなところから出た。したがって、岡山県も規制の方向で県条例の改正に入った。一方、国に対しては、こういった問題があるが一体どうするんだということで、ふたをあけてみましたら、中国地方市長会、それから岡山県市長会発でした。それから、東海市長会、これは静岡県から出ました。それから関東市長会、これは都市内や農地にこんなものがあって、風が吹いて大ごとになるんだと、何とかしてくれというようなことで規制の方向での議論が出て、世の中の風向きが、やあFIT法で、太陽光エネルギーをやってよかったな、よかったなという話から、いいところもあるけども住民負担がそれに伴って生じるところを一体どう解決するんだというふうに風向きがずっと、私どもだけでなく、全国的に変わってきたという中で立案ということになるわけです。

したがいまして、そういう風向きの中で経済産業省としては、今後再生可能エネルギーが日本全体としてじわっと普及するためには、地元の住民の方々、地元の市役所、村役場、町役場、あるいはその議会の方々の理解をより深く得るほうがむしろ得策であろうというのが、地域と敵対するような形を避けるべきだと。少なくとも地域が、これでもっと負担が生じたというところは問題だなという理解に今なるとということでありまして、そういう意味では、むしろ言い方が変ですけども、太陽光発電と地元の調和がそれであればなら経産省としてもええんじゃないかと。ただし、余りひどい金額を取ってもろうちゃ困るよというのが経済産業省の今の基本的立場であります。それはせんだっても経済産業省の資源エネルギー、再生エネルギー担当部長との話の中で確認をとってまいっております。

[15番岩江正行君「条例案の法令の説明をしてくれって言うた。これについては誰がするんか」と呼ぶ]

今したがな。

[15番岩江正行君「そがいなもの、文書で出んさい。そがいなものべらべらあんたの寝言を聞きよらへんのんじゃ」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

先ほど言いましたように後ほど文書をお出ししますと申し上げた。

[15番岩江正行君「後ほどじゃない、今議案質疑やから全般についてっていつて書いとんのじゃから、ここへ。後ほどの問題じゃないでしょうが、あんたは。何を言よんな。後ほどの話じゃないがな、これ」と呼ぶ]

議長の……。

議長（岡本 泰介君）

いや、あの……

[市長萩原誠司君「御指示があれば出しますよ、それは」と呼ぶ]

[15番岩江正行君「出んさい、ほな早う」と呼ぶ]

[市長萩原誠司君「議長の御指示があれば」と呼ぶ]

岩江議員、関係法令と言われたんじゃけど、たくさんわたつとると思うんで、具体的にはありますか、何かこれというようなもんがあれば。

[市長萩原誠司君（聴取不能）と呼ぶ]

いいんですか。

[市長萩原誠司君（聴取不能）と呼ぶ]

そうですか、それなら……

[15番岩江正行君「ちょっと」と呼ぶ]

ちょっと待ってください。それを出されるんだつたら出してもらったらいい。

[15番岩江正行君「出してもらわないけんがな、全部な。全部出して、市民に明らかにして。関係者に」と呼ぶ]

どのくらいの量ですが。

[市長萩原誠司君「いや、1枚の紙で全部入るから、関係条文は」と呼ぶ]

ああそうですか。

ほんなら休憩をとって出していただきましょう。

それでは、10分でいいですか。

〔市長萩原誠司君「わからんけど、10分ありゃできる」と呼ぶ〕

暫時休憩にします。

午前10時33分 休憩

午前10時47分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から関係法令の提出がございました。

それでは、岩江議員。

15番（岩江 正行君）

説明してもらわな。

議長（岡本 泰介君）

それでは、これを。

〔15番岩江正行君「景山部長」と呼ぶ〕

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

それでは、法定外目的税の新設、変更から総務大臣同意までの条文を説明させていただきます。

まず、法定外目的税を新設する場合でございます。これにつきましては、条例で定める特定の費用に充てるために法定目的税を課することができるということで、今回の条例を提出して、特定の費用に充てるための目的税として提出させていただいております。

それから、法令の732条でございますが、これは大臣が協議の申し出を受けた場合にはその財務大臣に通知しなければならないと。財務大臣については通知を受けた場合についてはその協議の申し出を受けた法定外公共物の新設に異議があるときは総務大臣にその旨を申し出ることができるという法令になっております。

732条の2では、総務大臣は731条の2の同意を得て、地方財政審議会の意見を聞かなければならないという形になっております。

それからその後、総務大臣の同意でございます733条、これについては先ほど市長が申しました3要件がございます。まず、協議の申し出を受けた場合につきましては、法定外目的税について次の要件を認める場合を除き、これに同意しなければならないということになっておりまして、まず1項目めは、国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること、それから2番目としまして、地方団体間におけるものの流通に重大な障害を与えること、3項目めとして、前2号に掲げるものを除く、国の経済施策に照らして適当でないことということになっております。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

今もろうたんじゃけども、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。これは大体あらかじめ得られとんですか。それで、それをずっと見よつたら、総務大臣の同意のところの下を見よつた

ら、住民の負担が著しく過重にならないことというて書いとる。

あんた方これは今言いよる、市長が初めに言いよったけど四十何ぼじゃ、36円じゃ、作東のやつから36円にしとったな、あとのやつは何ぼか知らんけども。

それから、今度今しよるやつは24円言いよったと思うたら、今度は今18円言いよった。18円が14円について言いよるわけじゃ。それから、18円ぐらいで最近駆け込みしだした人がたくさんおられるんよ、この177件の中で。

あんた方、これは試算しとんか。市民生活を守らないけん立場の中で、市民の大きな負担、今度は投資しとる。それが今よりも破綻するようなことにはならへんのか。

それで、これは国の経済施策に照らして適当でないことというような、国というのは地球温暖化施策、これは化石燃料からいわゆる自然エネルギーへというようなことを言われてきた。それで、大原のほうでもゴルフ場が倒産した。初めは、あっこは工事施工するときうまいこと持っていたんじゃ、あっこの業者が。苦情が一つも出てないんじゃ。荒れたところ、あっこは野獣の巣になつとったんじゃ。それをやってもろうたら、今度は鳥獣被害もなくなった。非常に喜んどったというようなことで、そういうような中で、国の施策に照らして、化石燃料から自然エネルギー、地球環境、オゾン層が破壊されよる。石炭たいて……。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員、税のことで。ちょっとずれよる。

15番（岩江 正行君）

税のことじゃがな。

ほじゃから過剰な負担が、これは試算しとんか言うんじゃ。税金取つても楽んか言いよんじゃ。破綻したらどこがするんなら言いよんの、これ。そのことを言いよんや。待ちんさい、あんた。手を挙げんでもええんじゃ。

それで、今言いよる国の承認基準に合うとんか、皆177件が。

〔「よくわからん」と呼ぶ者あり〕

わからんならわかるように言うてあげる。177件あるというんじゃから、対象のところが。これは国の総務大臣の許可を、あらかじめ総務大臣に協議して、その同意を得なければならないという。177件がこれに照らして、どがいなんならということ聞きよんじゃ。その説明じゃ。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

全般的に言いますと、国も事前協議をしておりますが、これがだめだという感じは今のところは持ってはおりません。もちろん我々としてもさまざまな試算も国との関係で協議をしております。

もう一件、ぜひ御理解いただきたいのは、条例案の第19条というのがありまして、これは特に小規模事業者の方々を念頭に置いて、国とも事前協議をした上で作成しているんですけども、今岩江議員がおっしゃったように、例えば18円とかということで銀行から借入れをしてやっておりましたというような方の中で、そんなことがあったら払えんがなと、舞がまわんがなというときには、減免措置をやっておきなさいということでもあります。もちろん減免措置については1号と2号があって、1号のほうは大規模事業者も想定しています。例えば大きな災害の中に巻き込まれて、パネルが流れてしまったとかということで、何もできまへんと言われたときには減免をしとる。それから、その他特別な事情がある者というのは、今申し上げたように、ちょっとこれについてはお支払いできない理由があるんだというときには、協議の上、その事情を

明らかにして減免をするという措置を講じることによって、万が一の場合にも備えるというような形をとらせていただいているということでもあります。

なお、もう一点だけ申し上げますと、詳しくはこれは物事が固まらないとできないんですが、我々の気持ちとしては、小規模な事業者の方々の事業の便益に資するような法定外目的税の収入の用途の構成が必要だろうというふうに思っていることをあえてつけ加えさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。3回目です。

15番（岩江 正行君）

これは仕事かかるときに、環境破壊の関係を言いよるけども、これの仕事かかるときに開発許可を出られとる、それを自然保護協定書、市長の名前で、した業者とも調印をしとる。その辺の仕事もきちっとできずに、作東のほうじゃいろいろ被害が出てきた。ほな皆わあわあいいだした。そがしたら今度は税金、あとこれは大変じゃきに税金を取っちゃろうかと。その税金でもって今度は被害が出たやつをせにやいけんと、処理せにやいけんと。そういうふうな初め自然保護協定書、県を交えて、県のほうにも自然保護協定書を出して、これこれです仕事を進めますというてやとるやつが、何遍ここで、議会で言うたやらわからんの、被害の問題についても、それらについちゃあ全然あんた方指導しとらん。指導しとらんで、今度は今ごろになってからこんな税金を取って、関係のない人までたくさん巻き込んで、今度は税金取りましょ、とんでもない話や。

これ以上説明せえいったってできんのじゃろう。やめますけども、総務省の関係の政策基準に照らして、総務省からバックせんようにだけしてもらわななら、こないなもの聞かれんぞと総務省から言われんようにだけしんさいよ。

終わります。

議長（岡本 泰介君）

続きまして、通告順番4番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可します。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

私が今回質問させていただいている分については、前の議員方がほとんど質問をされたんですけども、重複は余りしないように質問いたしますけれども、課税の根拠、第1条です。課税の根拠ということで、この目的税として、防災対策とか生活環境対策及び自然環境対策のためというふうに目的をされて、そこに財源を充てられるというふうにしたんですけど、きのうも太陽光の関係で、環境破壊というのは軽微なもんだというふうに説明されましたし、私はこの議場のほうへ入らせていただいてから約2年ほどずっと環境破壊があるよと言ったときに、ほとんどありませんよと、軽微なもんですよと。1つだけ一緒になったのは泥水対策ですよ。泥水は問題ですよというのは執行部と私の意見が同じだったと思う。

防災対策、自然環境対策、生活環境対策、このものに、今現在でいったら9,300万円でしたか9,600万円でしたか、その程度の9,000万円台のお金を賦課して入ったときに、抽象的でなしに具体的に何に使われるんですか。どういう工事をするとか、きのうサンショウウオのどうのこうのという話もありましたけど、どういふところに使われようとしてるんですか。まだ考えられている面もあるんでしょうけど、本当の具体的な話は何ですかというのをまず1点教えてください。

それから、2点目の部分については、法定外目的税についていろいろ読ませていただきました。その部分で言うと、今、市長のほうも言われたように総務大臣に事前協議をされて、それから市のほうが条例をつけた時点で本申請をして、審議会等を開いて、できるかできんかという話になってこようと思うんですけ

ど、まず許可を、仮定の話之余りするのはどうかと思うんですけど、仮定の話をしなきゃわからないんですけど、法定外目的税が認められたとしても責任は全て美作市にあるわけですよね、課税の責任という。といいますのが、先ほど岡野議員が言われましたけれども、神奈川県で法定外目的税をして裁判で負けて、その部分を全額返した。もちろんいただいたお金ですからその原資は残っているわけですけど、構わんのんですけど、還付加算金、私の調べた限りは14.6%です。これをつけて返した。9,000万円と少しの金額だったら、年間1,000万円の上の金額がいるわけですよ、還付加算金として。全額入ってくるか入ってこないかは別に。それをどうするの、もしあった場合、裁判で負けた場合どうするんですか。

私は、先ほど部長のほうが言われたんですけど、二重課税であるし、私は法定外の税については、これは非常に難しい問題があるし、最終的には裁判になるだろうというふうに想定している中での質問です。

2項目めについては、そういう部分があるから不安ですよと言うんですけど、意見がもう（聴取不能）法定外目的税に合うようにと、疑問があるというか、目的ですからそれはしつこく言う気はありません。

3番目に、これはもうほかの議員が質問されましたけど、遡及適用の話も先ほどないと言われてたんですけど、私も遡及適用の可能性があると。この遡及適用の部分については、税の遡及適用の禁止ということがあったり、この調べた中では福岡とか千葉、東京なんかで裁判がされたわけですよ。で、行政のほうに勝ったもんもあれば負けたもんもあるということで、これも裁判のリスクが非常にあります。

先ほど言いました法定外と遡及適用については、答えられても答えられなくても結構です。一応答えられましたんで。

3番目に、これが一番聞きたいところの一つでもあるんですけど、非常にリスクがある。で、一般の市民の方にも不平不満の声が私のほうの耳にも入ってきてます。ということは、異議の申し立てを多分されるだろうと。そのときに、それも一応調べたんですけど、行政不服申し立てをするんですかね、方法論として。それから次に、裁判という方向になるかと思うんですけど、どういう異議の申し立てでどういう経過になっていく可能性があるかと、可能性ですよ。という部分と、市のほうが負けた場合に、特に還付加算金等の部分について、これは誰が責任を持つんかという議論に発展する可能性があると思うんです。そのあたりのところを中心にお答えを願いたい。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

それでは、最初にこの法定外目的税の使用目的、具体的な部分ということでございますが、こちらで想定しておりますのは、吉野川や山家川の治水対策を考えております。特に井堰等の改修などを考えておりますし、それから内水面排水対策ということで、ポンプ場の維持管理であったり、排水事業を考えておりますし、それから消防関係の部分で、避難所であったり、消防施設の移転であったりということを考えております。

それから、獣害対策として防護柵の設置などです。

それから、放置パネル対策として、不法に放置されているパネルの撤去関係、それから環境測定ということで、きのうの一般質問についても水質検査等についてどうかということで御質問がありましたが、こういう環境測定についてもこの事業の中に入れていくということで、今想定しております。

それからもう一つは、不利益処分から不服審査、裁判のほうに行くということでございます。

実際にはこの不利益処分につきましては、行政庁が条例に基づいて特定の者を名宛て人として、直接これに義務を課して、そのまた権利を制限する処分のことをいうということで不利益処分と解しておりますが、

その中で今回の税については、税を課税した段階で、今までの通常の市民の方が市民税なんかを納められておりますが、そのときの不服審査と同じ手続になってくると思っております。これにつきましては、賦課決定や更正手続などを受けた後に、その内容に不服があるときには決定の内容を知った日から3カ月以内に地方税第19条でございますが、この規定によりまして不服審査請求を行うことができると規定をしております。審査請求の採決を受けた後、なお処分について不服があることにつきましては、その通知を受けた日から6カ月以内に裁判所に訴訟を起すことができるという形になっております。

事業用発電パネルにつきましてもその決定処分に不服があればこの法令に、地方税と同様に不服審査請求になっていくと思っております。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

課税の根拠のこの目的です。防災対策や生活環境対策や自然保護対策のために使うというふうに言われたんですけど、今ずっと井堰の改修等々話をされたんですけど、太陽パネルを貼った中で、環境測定は非常に関連性があるじゃろうと。それ以外については、私が今聞いた限りではそれほど関係ないんじゃないかなというふうな気がします。これは意見の相違であれば、もうしょうがない話なんですけど、私自身はそう思いますし、先ほど不服申し立ての話をしましたけど、これは九分九厘あるだろうと。最終的に裁判になるだろうというふうに思います、これも。知ってる人についても、裁判を起すよというふうに言われてますんで、そのときに先ほど言いましたように、必要以上のお金が出た場合に、リスクが発生して出た場合に、それは俗に言う還付加算金です。九千幾らのお金を集めて、裁判の結果が出るまで1年、2年かかる、何年かかるかわかりませんが、その出たときには、この提案をされた関係で、今の執行部の皆さんがその費用負担をされるんか、市税の市民全部にかけるんか、もしくは市長が全部持たれるんかというのが非常に気になるんですけど、先ほども市長が言われたんですけど、先のことはわからんでしょ、今答えることができませんということであれば、それはもう仕方がないだろうけど、そういうリスクをなぜ負わなきゃいけないのかなというのが非常に疑問でありますけれども、答えられるか答えられんかというたら無理でしょうから、私の思ったことを言ってやめます。

議長（岡本 泰介君）

続きまして、通告順番5番、議席番号5番中山忠明議員の発言を許可します。

5番（中山 忠明君）〔質問席〕

お待たせをいたしました。

議長の発言許可をいただきましたんで、議案質疑に移らせていただきます。

一番しんがりはなかなかしんどいもんがあります。というのは昔の話でございまして、今ほかの議員の方々が大事なことも言われましたし、また私も私なりにこのパネルの税金のことにつきまして、質問を考えてまいりましたが、まずこの分について、実は考えとったことが市長の話を聞いている間にだんだん変わってきたんです。それは当然のことだと思うんですけど。

ガソリン税も昔、田中角栄総理大臣が幹事長の時代、高速道路をつくるために税金をかけてきた、こういういきさつがあります。そのことによって日本は本当にすばらしい高速道路が調ってきました。それはそれとして、市長がそういうお話をされたんであえて言いますが、この税金を取ることによって美作市がすばらしい、またいろんなことで便利になってくればいいと思うんですけども、実際のところどのくらいのお金が入ってくると考えておられるのか。それと、いろんなお話が、総務省あたり、それから議員同士の中で、議

会の中でまだまだしっかり話をしていかなければならないと考えております。

ちょっと一般質問化するのを避けるように思っておるんですが、もともとゴールドマンサックス、これは外国の金融関係でございまして、メガソーラーと名がつくものには必ず外国の資本が入っております。177ですか、この美作市に対象となる物件があるというんですが、その外国資本が入っている、そして外国に持っていかれるというその構図を見た場合に、本当に177も外国資本が入っているんだろうかと。ほとんど入っておりませんわね。そういう中で、177を対象にした税を取るということをなぜ考えられたのかということがまず1点、質問をします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

納税予定額のほとんどが一番大きいやつ、2番目のやつということで9割ぐらい出てきます。そのファイナンスのほとんどが世界のビッグファイナンス企業になってます。

それだけから取りやええじゃないかという議論だと思うんですけども、それをやると税の公平性というんで通らなくなってくる。だから我々としては、お金は頂戴をそういうところからするんだけど、できたら市内の方々に細々とやっておられる方々には、税収の中から何らかの形でお返しをするということをやっけていかにやあいけんなど、こう思っているということでございます。

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

市長の言われることが少し理解しがたいんですが、もともと税金というのは持つて人から取るという部分も一番なんです、じゃあ通告順で言われた、3番目にされた議員が本当に将来を考えて畑、田んぼを潰して、わずかないろんなことを、お金を捻出して借ってきたりした中でつくったというものにまでかけていくんかという部分が、まだしっかりと議論しておりません。

こういうことは、余りぐずぐずいうのもよくないんで、まだまだ本市も越えていかなければならない大きな石をまた除いていく作業が残ってると思いますんで、この問題はまだまだ時間がかかると考えております。

景山部長、さっき河川の整備とか言われておられましたが、どの部分をするんですか。工事中にでも河川の整備云々の話が出ておったんですけども、ここに税金を取るようになってから、その河川の整備と言われてもちょっとぴんとこんのんですけど。ちょっとその説明をお願いしますわ。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

工事中よりは、今現在井堰等がございまして。これをまだ改修も何もできていない状態で、今後雨量が増えてきた状態で治水対策として、井堰の改修という形でしょうということがあったり、水位が上がることによって、今回の一般質問にもございましたが、ポンプでかい出して、そちらの被害を少なくするとかというようなことの部分で事業対応するというので、計画の今回の目的として上げさせていただいております。

〔5番中山忠明君「これは3回目なの」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

はい。いや答弁漏れがあったらそれは。

[5番中山忠明君「ちょっとあのね、部長。井堰ってどこの井堰のことを指し
とん。井堰ってぎょうさんあるで、井堰は」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

冒頭彼が言ったやつを復唱しますと、吉野川水系、山家川水系の井堰の改修及び管理に、ほっといてもお金は要るんですけども、のり（聴取不能）をすれば、この影響でもって住民の不安、心配が向上してるんで、できたらそのお金でもって、そういった管理費を軽減してさしあげるとか、あるいは井堰の工事費の市民負担分を何とかするとかということが求められるんじゃないかということ。

それから加えて、内水はちょっと本当は論理は若干違ってくるんですが、川の水位が上がることで内水が出る場所があります。林野にもございます。ああいったところの対策を、できたら我々としても潤沢なお金がある中で、毎年毎年出るわけですから、やれるとありがたいなど。

吉野川水系と言いましたからには、当然でありますけれども英田までそれが続いていくと、こう考えております。

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

3回目。

議長（岡本 泰介君）

はい。

5番（中山 忠明君）

2番目にそのパネル税を条例化する目的を説明してほしいということを言おうとしましたが、大体そういうことをこの場でまた言っても同じようなことなんで、大体が何に使うかはわかりましたが、意見を言わせてもらえれば、もっともっと先に、外国資本から来ております太陽光にだけの絞って、県も市もよく考えて進めていけばよかったんじゃないかなと、こう思っております。しっかり議論をして、いい方向に行けたらと思っております。

終わります。

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑が終わりました。

他に質疑を受けます。

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

この法定外目的税に大変かかわっているのが固定資産税ということでございますので、固定資産税には土地の課税、それから家屋の課税、そして償却の課税があると思っておりますが、部長にお伺いいたします。

第1種から第6種までであると思っております。構築物から工具まであって、これは2の機械及び装置です。その辺を皆さんにわかりやすく、みまちゃんの人が見てて、尾高何言ってんだじゃ困るので、答弁いただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

償却資産については、先ほど尾高議員が言われたとおりでございます。で……

[13番尾高誉久君「ちょう、見とる人が、言うたとおりにゃなく、1種は何で、2種は何で、3種は何で言うてくれないと困る。皆さんにもわかるように」と呼ぶ]

今回の償却資産の部分については、機械、器具、それから製造関係、それからエネルギー関係になりますと電気、ガス供給、そういう……

[13番尾高誉久君「違う、違う。わしが言おうか、俺が言おうか」と呼ぶ]

済いません。

[13番尾高誉久君「よろしい、2回目にしようか」と呼ぶ]

済いません。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

私が言いましょ。

償却資産は、まず第1種は構築物、2種は機械及び装置、3種は船、4種は航空機、5種は車両及び運搬、6が工具、器具及び備品です。その中の2種が機械及び装置です。

次に、2回目の質問です。

うちは過疎法の適用を受けてますね。過疎法の適用というのは、土地家屋償却において、一定の金額以上のものを、償却の額は私の記憶では2,500万円以上で、それでそれが機械及び装置の製造部門、先ほど言われとった分に該当する場合は3年間の免除がききます。それでこれは、このパネルは、製造という解釈をしとる全国の市町村、これは市町村税ですから、あるんですか、ないんですかということを知りたいです。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

全国の製造業ということでございますが、これは製造業ではございません。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

ということは、何を産み出しとるかということ、私は電力を生み出しとんじゃないかなと。新税です、今回のは。というのは、固定資産税で、仮に解釈が、それを電力の製造とみなすならば、固定資産税では課税免除ということが3年間できますが、交付税で国からの補填は1.4分の1.0はたしか補填されるはずで。そんなに美作は損しないと思いますが、このことを製造とみなさないということですが、そのような検討もされれば、確かにこちらでは優遇するけど、こちらじゃ厳しゅうやるんだ、すなわち3年間据え置きのような形ができるんじゃないかなという思いを持っての質問でございます。

わかりましたか、部長。わかったかわからないかだけ答弁してください。

[市民部長景山二男君「わかりました」と呼ぶ]

そういうことです。終わります。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員が終わりました。

次の方、お受けします。

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

この事業用の発電パネル税につきましては、3番議員の質問でもございましたけども、課税の根拠ということで、私もこの条例案を見させていただきまして、読んでみます。

根拠、第1条。市は安心・安全な環境保全を目的として、防災対策、生活環境対策及び自然環境対策のため、施策に要する費用に充てるために地方税法、何とかんとで事業用電気パネル税を課するということ。

これをそのまま読ませていただいて、これは解釈の世界ですけども、私はこの費用をもって、もし災害等の発生が、この発電用パネルの設置に伴う原因でなった場合、これは原因者が本来は渡す、私は復旧、復興するものを市のほうが復旧、復興する費用に充てるものというふうに私なりには解釈しておりましたけども、先ほどの3番議員の質問への答弁で、ああこういうことに使うための財源に充てるんだなということで、全くそこの設置することによって自然環境を破壊した、その復旧に充てる事業者にかわって行政がやるんだなということ間違っておるといふふうに解釈をいたしました。

そこで1点ですけども、こちらについてはあくまでも事業用発電パネル税を課するというのでございますから、事業用パネルを設置されとる方は、先ほど来の説明の中でも177カ所あるというふうに聞いております。この中でも10キロワット以上がこの事業用パネルに当たるといふことで、経産省のほうに設置届けをされとると思いますが、メガソーラー、50キロ以上がメガソーラーというんでしょうけど、そこらの分類はどういうふうに把握されてるのかなということ、まず1点お尋ねをいたします。

議長（岡本 泰介君）

市民部長。

市民部長（景山 二男君）

それでは、太陽光パネル177カ所の分類の部分でございますが、まず10キロから50キロワットにつきましては、低圧ということで分類がありまして、件数もおおむねの数字を言わせていただきます。

10キロから20キロについては13件、20から30については23件、30から40については25件、40から50については101件、50キロワット以下で合計しますと、162件でございます。

それから、50から1メガまでが11件、1メガから2メガまでが3件、計14件でございます。

それから、それ以上の部分については、今のところは1件でございますが、この後完成すればもう一件追加になるという形になってまいります。

議長（岡本 泰介君）

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

それぞれ低圧またはメガについての数字をいただきましたんですけども、私が疑問に思うところは低圧の分で、特に10から50が162件ということでありまして、この中には、こちらの課税根拠の中におります防災対策だとか、それから自然環境対策という観点から自前の農地が労働力不足で荒廃して、その保全をしなければならぬ、自前でできない場合はシルバー人材センターなんか頼んで農地の保全をされとる方、多くおられると思うんです。そういう方が、何とか近所に迷惑をかけたくないという思いを持って、この事業用の発電ということで整備された方も多くおられるんじゃないかと思うんです。その方についても、先ほどの市長の答弁では、公平性を欠くから10キロ以上の事業用パネルについても賦課をするんだということ

ございます。これは、自分なりに自助努力をされとる方、そういう事業者も結構おられると思うんです。そちらについていかがなもんかなど。やはりこういう自然環境を破壊するであろうというような方には絞るべきではないかなという気持ちがいたします。

そこにつきまして、なぜ市長は公平性という四文字熟語で、公平性、3文字ですか、で、片づけられておりますけれども、もう少しそこについて、なぜ対象者としなければならなかったのか、そして先ほど申しますように自助努力をされている方についてどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

3つぐらい申し上げますが、1つは先ほどの中山議員の質問のように、2者だけに限定すると、これは恐らく成り立ちません。完全狙い撃ち課税というのは違法性が高いというふうにそもそも言われるというのが日本のならわしというか、納税客体が1人の課税というのはまず絶対通らないし、典型的な不利益処分です。名前の決まった不利益処分になるというので、これは絶対に通らないと。その不利益処分でもって訴えられる可能性が、実は当初の限定を絞れば絞るほど高まっていくというのが税法の世界の通則になってまいります。これが1点目です。

2点目は、我々としては、特に小規模の方々の思いというのは私もよく知っておりますので、できたら収益というか、課税でやられた収益の還元でもって、その方々に何らかの利便を提供できるように工夫をしてみたいと。だから、実質的には余り課税の実態がないようにしてさしあげたいという気持ちがございます。

3番目でありましてけれども、ただしそのところで50キロなのか20キロなのか10キロなのかについては、若干の政策判断があります、これは。20キロにしたときに、それじゃあ10キロとした場合に比べて公平感とか、税の課税の公平性という問題がやや大きな問題になるかどうか、これは微妙な問題があって、そのところについては正直申し上げますと、とりあえず10で切っておりますけれども、決め方について若干の変更があってもまだ議論ができる可能性が残っているなどは思いますが、とりあえずこれで、我々としては切りよく、なぜかという、10が事業用かどうかの基準になってます。10より下は基本的には自家消費という、いわゆる地産地消をベースにしているものですから、そこで切っていくのが一番決めやすかったというテクニカルな問題。

もう一回整理しますと、余り限定すると税が成り立たなくなる、したがってある程度広い形に取らざるを得ない。

2番目は、我々としてはいずれにしても何らかの還元を、特に小規模の方には考えたり、あるいは先ほど19条で言いましたけど、減免措置について、苦しいんだというときには考えるということで対応することです。

3番目に、じゃあ10じゃなきゃいけないかという、10と20と50のところ立法論的、つまり条例作成論的に余地がないことはない。ただ今のところの出し方としては、事業用という区分がそこから始まるんで、そこで出させていただいているということでもあります。

議長（岡本 泰介君）

萬代議員。

11番（萬代 師一君）

今言う低圧の売電者については、将来的にでしようけども収益の還元を図るということでございますけれども、私はこういう条例を上げる場合は、取る場合は取る、だけど還元についてはこういうふうに考えと

る、そういうものをセットで出していただくことによって、市民の方の、特に今設置済みの162件の方の御理解というものが私は得られると思います。

いずれにいたしましても、この時期での条例制定はちょっと急過ぎるかなという思いがしております。

議長（岡本 泰介君）

続きまして、山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

新しい新税のことでいろいろ議論があるわけでありましてけれども、私はちょっと別の角度も含めてお尋ねしておきたいと思うんですけども、今、市内では太陽光発電、先ほどありました件数があるわけでありまして、これは野立ての発電設備が、例えば山の急斜面とか斜面に設置してあるところもある。あるいは耕作放棄地を改善して、そこに設置してある場合もある。

そういった場合、豪雨なんかで災害が起きる可能性も十分あるんです。現に昨年大雨によって設置してあるパネルの土地の側面が崩壊したというようなこともありまして、その場合は、例えばその事業者の方は御自分で復旧されたということなんです、市としてはそういう補助制度はありませんので。

今回、この新税を導入をもしされたとした場合、あるいは許可が出た場合、そういった事業者について、つまり自己責任で基本的にはやっってくださいよということになるのかどうか。つまり、先ほど説明がありました、この対象の税については吉野川水系とか山家川水系とか、そういったお話もございましたけれども、それはそれとして、予期せぬ災害というのが起きるわけでありまして、その予期せぬ災害にその事業者の方が遭われたと、そういった場合は、市としては課税をするわけですから、そこに対して何らかの救済措置を考えるのか考えないのか。これはこれからの多分運用についての議論になるかと思うんですけども、そういったことも当然考えていかなければならないというのが1点あると。

それから……。

議長（岡本 泰介君）

1項目という非常に厳しい制限があるので。

10番（山本 雅彦君）

わかりました。

ちょっと今頭の中にたくさん聞きたいことがありましたので、つい申し上げましたが、そのことについてそれでは改めて申し上げますが、どのように考えていかれるかをお尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

先ほど萬代議員にももう少しふわっとした形でお答えをいたしましたけれども、我々としては、今山本議員がおっしゃったようなこと、具体的なケースとして言うと、災害でもって壊れた、それを復旧しなきゃ、あるいは撤去しなきゃいけないというようなときの助成というのは、十分に環境保全という課税の目的に合致するものであるから、制度として組み込むことができるというふうを考えております。そのことにつきましては、我々の判断だけではなくて、総務省にも今後そういうことで使途は考えているんだというようなことは申し上げて、そこも含めて同意の前提としての議論が始まるんじゃないかというふうを考えているところであります。

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

5ページの19条のところですか。減免というところの1番、2番の考え方が今、市長がおっしゃったところも当たってくるのかと思いますので、著しく困難となったものとか、その他特別の事情がある者というものの、どういうことが値するのかということについて、説明をお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

ここの点については今後変わることがあるんですけども、今お示しできるものとしては、これは条例案よりもっともっと生煮えでありますので、たたき台にすぎないんですが、条例案の後に施行規則の案が添付してあると思います。

第5条あたりがそれに該当するわけでありますけれども、これはそのいろんな形で壊れちゃいましたというときの減免規定がございます。それからまた、第2項、これがもう少し実は細かく書く必要があるのかもしれないけれども、小規模な方にとって、金融上の理由でもって困ったとか、そのところをもう少し詳しく書きますが、今のところ幅広く受けられるように、特に市長が必要なものということで書いていると。つまり、上については全ての事業者が当てはまるんで厳格に書いているんですけど、下のところは、実は内々の気持ちとしては、市内の方々を救うために書いていて、そのところについては余り詳しく書き込んじゃうと難しい問題が生じるということで、今のところこういう書き方で対応しようということにしております。

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

詳しく書いていない状態でこの条例を進めていいのかどうかというところは大丈夫なんですか。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

これは、ここの部分についてはまだ総務省協議ができてません。それで、これは議会の御議論を聞きながら詳しく書いたほうがよければ、それなりに詳しく書くことはできると思っております。

私としては、今後の運用実態を見ながら、こんなに困ってんだから何とかしてよという実例を積み重ねながらそれに即して、そういう本当に困った方が拾えるようなものを少しずつつくっていくというふうなことになると思うんです。というのは、わからないんです、具体的な状況が。どんなことが起きるかわからないこともありますんで、なるほどそりゃあ確かにあんた大変でしたなというものがあれば、それを認め、それに即して規則も充実させていくというような方向性で考えたらどうかと私個人は思っていることを答弁いたします。

〔9番金谷のり子君「わかりました」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

よろしいか。

〔9番金谷のり子君「はい」と呼ぶ〕

ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それではないようですので、これで議案第50号の質疑を終了いたします。

少し早いですけど、ここでお昼休憩にしたいと思います。1時まで休憩します。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続き会議を開きます。

続きまして、議案第51号「美作市森林環境基金条例の制定について」の質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

では早速でございますが、美作市森林環境基金条例の制定について、2点質問させていただきます。

本条例は、美作市広葉樹の森基金条例の全部改正になるわけでございますが、その2点をお聞きします。

1つは、美作市広葉樹の森基金の平成30年度の基金残高及び寄附者数でございます。

それから、今回上程されている条例の中の経過措置のところになし規定がございます。この条例の施行の日の前日までに美作市広葉樹の森基金条例の規定により、積み立てられた財産は、この条例の規定により積み立てられたものとみなすと、こうあるんですが、このみなし規定は、これまでの寄附者の意向に沿うのかなのかどうかということ、この2点をまず最初にお聞きします。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、美作市広葉樹の森基金の平成30年度末の残高でございますが、108万1,943円でございます。

それから、寄附者数ということでございますが、御寄附いただいた方は、これは平成24年度までに寄附をいただいております。合計で91名の方から寄附をいただいております。

少し補足しますと、この広葉樹の森基金、スタートは平成22年度に美作市どんぐりの森基金ということで設置されておりますが、平成30年度までの積立総額は2,078万2,309円ございまして、そのうち御寄附いただいた額というのは、2,078万2,309円のうち71万8,700円ということでございます。

それから、経過措置の見直し規定についてでございますが、美作市広葉樹の森基金というのは、広葉樹の植栽や管理などに充てることを目的としておりました。このたびの美作市森林環境基金も森林整備及びその促進を目的としております。そして、広葉樹林の整備にも充てていくということにしておりますので、寄附者の意向に合致するものと考えております。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をさせていただきます。

まず、その寄附者数が91名の方ということなんですけど、細かいあれなんですけど、美作市内と市外と分ければ、恐らく市内の方ばかりではないと、むしろ市外のほうが多いんじゃないかと思いますが、その内訳を

教えていただきたいと思います。

それから、前の広葉樹の森の基金条例が今手元にあるんですが、その第4条の基金の処分の条項として4号あたりあるんですけど、これが今部長はみなし規定のもとで意向に沿うものだということがあるんですが、ここの条例のこの書き方、規定の仕方の中で、本当に合うのかなどうかなという感じがいたしますが、特にその3条の5項のところ、その他森林整備及びその他促進のために必要な事業ということで、この辺がどうもはっきりわからない部分があるんですけども、即席で構いませんので、こうだという御説明をいただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

先ほど寄附者について申し上げたところでございますが、市内と市外の数というのをちょっと手元に資料がございません。申しわけないんですけど、ただいま答弁することができません。またお知らせしたいと思います。

それから、このたびの森林環境基金といいますのは、大きくは森林環境譲与税、こちらが譲与されることによりまして、広く森林整備に使うということで基金の目的に書いておりますけど、広葉樹の森基金にありました目的というのもこの森林環境基金の目的の中に含まれている中で合致して、含まれているというふうに解釈できると考えております。

〔4番岡野鉄舟君「よろしいです」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑が終了しました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第51号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第52号「美作市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第52号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第53号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第53号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第54号「作東バレンタインホテルの設置及び管理運営に関する条例及び大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

す。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号3番岩崎清治議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

それでは、議案第54号について質問をいたします。

この部分については条例改正、長い文章が書いてありますけれども、現実的にはバレンタインホテルの内容の改正だけというふうになっておりますけれども、その中で特にお伺いをしたいのは、提案説明のときに値上げによって収入増を見込むというふうの説明をされました。たしか、この4月から新しい支配人が来られて、方向転換というか強化をされたというふう思うわけなんですけれども、ここに書いてあるように金土日の部分と、それから祝日に関する法律のその前日、祝日とその前日、それから12月の部分については、年末年始は今までも上がってたんで、ゴールデンウィークも上がってたんで、それから夏休み期間中というふうに書いてあるんですけども、金額的には3,240円以内、だから幾らでもいいんですけど。

特にお尋ねなのは、この値上げで幾らぐらいの金額、3,240円が上限ですから、幾らぐらいの金額にして、年間の収入増、ただし仮定として、例えば30年度の部分を基準にしないとわからないので、30年度の分を基準にして幾ら上げて、金額的に幾らになるんか、決められてないところがあれば仕方がないんですけど。

それからもう一つ、たしか、私の記憶がはっきりしないんですけども、安くてよい宿という言葉だったか、公の施設の運営する施設の、どういう表現だったかよくわからないんですけど、本等でランキングがあって、作東バレンタインホテルは上位に数年間ずっとあった時期があるわけです。ということは、値上げをするということは、それが落ちるわけです。落ちることを、宿泊数の減少なんですけど、これをどの程度見られてるのかなど。

特に客商売というのは、ついきのうも報告がありましたけれども、悪いことができております。これによって売り上げがどんと落ちます。回復するにはすごい日数がかかる。そのことについては議題に上げてないんですけど、値上げをすることによって減少をどの程度見込んでるんかというのを特に聞きたいなど。

通告しているように、値上げによる金額を何ぼ見込んでるんだというのもトータルをペンと計算してもらったらいいます。それから、逆に言ったら客数の減少、あくまでも想像で結構ですからね、それをどういふふうに見込まれているかをお尋ねをいたします。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

今回の作東バレンタインホテルの宿泊料金の改正でございますけど、繁忙期について加算料金の限度額を改めたいということで、期間と、それからその限度額の改正をしております。

料金改定によります影響額でございますが、平成30年度の宿泊利用者の実績に当てはめて試算をしております。ただ、3,240円といえますのは消費税が8%の場合で、10%ということになりますと3,300円ということになります、この8%の場合で試算をしておる数字を申し上げます。

まず、休前日、条例の規定では日曜日、祝祭日を含めて書いておりますが、運用としましては休前日での運用を想定しております。これが金額としては540円のアップと。通常より540円、休前日については増額していただくとして、143万円の増と見込んでおります。

それから、ゴールデンウィークでございますが、これまで1,080円料金を高くして提供してございました

が、さらに1,080円高くするというので、2,160円加算ができるような形にするということで、34万円の増を見込んでおります。

それから、済いません、先ほど休前日のところで、8月は先ほどの数字には含んでおりませんので、その認識をお願いいたします。

8月の平日につきまして、今は加算がございませんが、1,080円加算することで62万円の増になります。8月の平日が62万円。それから、8月の休前日につきましては、1,620円の増と考えておりまして、これも同じく62万円の増が見込まれております。それから、お盆期間につきましては、現在1,080円高い料金で提供しておりますが、さらに1,080円増額することで27万円の増が見込まれるということで、年末年始については現在も3,240円の増で運用しておるところでございまして、先ほど申しましたお盆までの数字の合計で328万円の増と試算をされております。

それから、宿泊客が減少するのではないかとということでございますが、確かにその利用料金のアップによって減のおそれがございます。先ほど申し上げた加算額のことにはこだわらず、ほかの宿泊施設の料金設定にも注意しながら、全体として利用客が減らない、宿泊収入が減らなくて宿泊収入が増えるような形で運用を注意していきたいというふうに考えております。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

これはやってみないとわからない部分が非常に多うございます、はっきり言いまして。

ただ、私なんかいろいろ関係でいろんなところに行く、昨日の晩も同級生の集まりをしようということで日程調整等の電話がかかってきたんですけれども、ここに書いてある金曜日、土曜日、日曜日というのは、日曜日の晩が一番安いですよね。土曜日の晩が一番高く、もう知っておられると思うんですけども、現実の運用については、条例は条例として十分注意していただきたいなということと、もう一つはこの数年、先ほど言いました同級生の集まりだけでも、毎年何年も続いてやってるんですけど、悪いイメージがあると二度とそこには行きません、当たり前のことですけど。そのときの影響というのは非常に大きいんです。だから、値段を決めるときには十分注意をしてやっていただかないと困るし、それからネット等で宿泊、パック等の利用料、多分皆さんここへおられる方も全然見たことのないという人はおられんと思うんですけど、その中でやはり同じ金額で勝負するわけですから、マイナス要素を出すと、影響が非常に続きます。はっきり言いまして、きのう報告のあったような案件につきましては、やはり半年ぐらい影響があるだろうと思いますので、料金の部分についても非常に影響があるんで、十分注意をお願いしたいといかないようがないんです。

何か答えがあれば。なければなくても結構です。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、条例の規定の休日、その日とか日曜日ということにつきましては、毎年カレンダーというか暦の曜日の配列が変わるもんですから、例えば火曜日が休日の場合に日曜日の料金を少し高く設定することができるような場合もあるんじゃないかということで、条例のほうでは含めるような形にしておりますけど、現実としてただいま御意見いただいたように、お客様に利用いただいて初めて収入が入ることですので、指定管理者のほうから協議をいただいて、料金を決めていくということになりますけど、十分注意して運用し

てまいりたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

〔3番岩崎清治君「終わります」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第54号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第55号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第2号）について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

それでは、順次質問させていただきます。

5点お聞きします。

まず、歳入でございます。森林環境譲与税でございます。

事項別明細の9ページですが、お聞きいただきたいと思います。

その節のところ、2,170万円ございますが、これについて積算根拠、当然国税に対して譲与税がある場合は県の配分、そして市町村ではどういった基準であるかというのがあるんですが、そのあたりのいわゆる積算内訳をお聞かせいただきたいと思います。

それから次は、2点目は、13ページの歳出でございますが、美作市森林経営管理委託料の390万2,000円でございますが、この内容は何でしょうかということでございます。

それから、1枚おはぐりをいただきまして、14ページのちょうど節の13の委託料、商工費の委託料のところでございますが、足湯の管理委託料でございます。委託の内容及び補正理由でございます。

若干、前置きを言わせていただきますと、ちょうど寒い時期に市民の方から私のところに何回か電話がございまして、足湯の温度が何とかならんかと、こういうようなことをお電話がございまして、商工観光課のほうにもお話をした経緯がございます。内容もさることなんですが、どうして今委託の補正をしなきゃいけないかなというのを疑問に思いますので、そのあたりをお聞かせいただきたい。

4つ目でございますが、同じ14ページの中で、公民館改築基本計画策定委託料98万円、そこに書いておりますのは、委託する計画等の内容でございますが、それと入札の方法。特に留意して説明していただきたいのは、総務部のほうで公共施設等総合管理計画をいまだできたということで御報告を、市民にも議会にも報告いただけていないんですが、この絡みがあると思うんですが、教育委員会サイドとして、公共施設等総合管理計画をベースにしてどのようなことを検討されているか、そのあたりもお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後の5番目の質問でございますが、15ページの基金費の25節の積立金ですが、1,515万円を積み立てるんですが、この根拠です。これは特に私が再質問する前にお答えいただけたらと思いますが、歳入の森林環境譲与税の2,170万円との関係をお答えいただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、議案第55号の①番、歳入でございます。款の2項4目1節1の森林環境譲与税2,170万円の積算内訳ということでございますが、令和元年度における全国ベース、都道府県及び市町村全体への譲与総額が200億円ということになっております。譲与基準によりますと、私有林人工林面積によるものがそのうち50%、100億円を人工林面積によって分けると。それから林業就業者数によるものが20%、40億円をこの林業就業者数によって分配する。それから、人口によるものが30%、60億円については人口によって配分すると。なお、その配分について市町村と都道府県の配分割合というのがございまして、市町村に対して80%、都道府県に対して20%、なおかつそれを分配するということになっております。

この基準により美作市への配分を計算しますと、私有林人工林面積によるものが1,700万円、それから林業就業者数によるものが370万円、人口によるものが100万円となりまして、合計で2,170万円計上いたしております。

続いて、②の歳出款6項2目2節13の美作市森林経営管理業務委託料390万2,000円の内容でございますが、この委託料は森林環境譲与税を財源としまして、市有林の人工林の調査と間伐を行おうとしておるものでございます。

委託内容は、意向調査、境界確認、境界測定、経営管理権集積計画というのを作成しますが、これらの調査業務を計画面積10ヘクタールで140万2,000円見込んでおります。

そして、保育間伐、切り捨て間伐が主になりますが、面積として10ヘクタール、250万円を計上しております。

この森林環境譲与税の一番の目的というのは、管理できていない人工林を間伐して、その水源涵養能力を高めたり、土砂崩れの防止能力を持たせていくということでございますので、まずその間伐業務に取り組むということで予算を計上しております。その施工の箇所につきましては、人工林率の多い東栗倉、大原、勝田管内から選定を考えておりますが、森林所有者のほうから市のほうに対しまして人工林の管理をお願いしたいと依頼があったものを優先して取り組みたいというふうに考えております。

それから、③の款7項1目6節13、足湯管理委託料85万円でございますが、委託の内容と補正理由ということですが、先に補正理由を申し上げます。

現在足湯の管理運営というのは、湯郷ふれあいの湯（足湯）運営委員会というのがございまして行っております。この委員会は、湯郷温泉観光協会、それから湯郷温泉旅館協同組合、湯郷自治会、株式会社湯郷驚温泉、この団体から選出された委員で構成をされております。そして、この足湯の管理運営経費は、これまで湯郷駐車場の指定管理者である湯郷駐車場運営委員会のほうの収益をこちらの運営委員会のほうへ融通することでこの収益を充てて、足湯の管理運営を行ってまいりました。

このたび、令和元年度から湯郷駐車場運営委員会の収支計画を見直して、その収益を市のほうに納めていただくことになりました。今回雑入に剰余金のほうを計上しておりますけど、剰余金のほうを市のほうへいただくことになりましたので、そのことに伴いまして足湯の管理運営経費を市が負担するというにいたしました。そして、今実質管理運営に携わっておられる湯郷温泉観光協会へ委託することで、地域内の合意調整ができたものでございます。現状の管理運営体制を変更することなく引き継ぐということにしております。

そして、委託料の内容でございますが、7月から来年3月までの9カ月分を計上しております。清掃等の管理費、それから繁忙期、お盆や年末年始でございますが、こちらの駐車場の整理費、そして観光協会の事務費、これらを含めまして85万円としております。

それから次に、⑤番の款13項1目27節25の美作市森林環境基金積立金1,515万円、こちらの積立額の根拠でございますが、美作市森林環境基金積立金は、今年度から譲与が始まります森林環境譲与税を当該年度において生じた剰余金を、譲与税の収入からこの年度において行った事業費を差し引いた剰余金を積み立て、翌年度以降においてその事業に充てていこうというものでございまして、補正予算の歳入に計上しております森林環境譲与税2,170万円から当初予算に嘱託職員賃金1名分、賃金等を計上しております。これが264万8,000円でございます。この264万8,000円と今回補正予算に計上している森林経営管理業務委託料390万2,000円、合計655万円を差し引きまして、差額の1,515万円を積立金として計上いたしております。

議長（岡本 泰介君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

私からは、14ページ、10の5の2の公民館費の委託料でございます。

公民館改築基本計画策定委託料の補正額98万円に対しまして、委託する計画等の内容、また入札の方法についてのお尋ねでございます。

これは昭和48年に建てられて老朽化しております作東公民館の改築に向けて、必要規模や諸施設等の設定と改築方針についての基本構想、また基本計画の策定を行うものでございます。

市では各部局を横断した整備検討委員会を発足しておりまして、水害等に対する河川の管理や避難計画、また有利な財源の活用等多角的な方面からの検討を今始めておるところでございます。

その中、次年度以降の具体的な設計施工に向けては、いま一度利用者のニーズ等、地域住民の要望等を取りまとめ、隣接する商工会等の取り扱いもございまして、災害対策、また立地条件及び敷地面積等の諸条件を調査検討し、さらには既存建物の解体や新築に要する費用の概算見積もり等、建築等の専門的知識の意見も踏まえた複数の計画策定が必要と考えて、今予算に計上をしておるところでございます。

また、委託業者の選定につきましては、指名委員会に委ねることとなりますけれども、指名競争入札になるものと思われまます。また、総合管理計画ということが岡野議員が言われましたけれども、教育委員会としては、この分につきましても公民館の整備の答申が出ております。それに向けて、その管理計画の中にもこの素案を入れさせていただいて、今総務と協議をしているところでございます。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をさせていただきます。

まず、森林環境譲与税の関係ですが、私はわからないからお聞きしたということじゃなくて、税率がこれは年1人1,000円ということで、市民の方々にもこの場を通じて知っていただくために聞いているんですが、ちょっと私が聞き間違いかもしれないんですが、市町村と県の配分は、市町村が10分の9で、県が10分の1ではありませんか。部長は今、市町村が10分の8で、県が10分の2と言われたと思うんですが、これは間違いと大変なことになるんで、それが1点目。

それから、足湯の管理でございますが、7月から来年の3月までで85万円ということなんです、今までは、これは逆算をすれば、4分の3で割ってみれば大体100万円ぐらいになるんですが、今までは100万円を駐車場管理委員会のほうから足湯の運営委員会のほうへ出されておったという理解でよろしいんでしょうか、というのが2つ目の質問でございます。

それから、教育委員会への質問なんです、やっぺらっしやるといって、これは全体の質問は今度

は9月議会で一般質問しようかなと思ってるんですが、事務的に聞きするのは、公民館数は、全体の施設は総務部で把握してるのは、建物が327だったと思うんですけど、公民館数というのは幾つあるんでしょうか、というのが2回目の質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

公民館数は、全体で18施設でございます。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、その譲与税の配分でございますが、こちらがちょっと手元の資料がばたばたしまして、課税が始まるのが令和6年度ということになっておりますけど、法律の本則では、議員御指摘のように配分割合が市町村90%、都道府県10%となっております。ただ、スタート時点においては都道府県に厚い形で市町村のほうに80%、都道府県が20%ということでスタートして、次第にこの譲与割合を見直すということになっております。

それから、足湯の管理費用、年間ということでございますが、今回需用費のほうに足湯の管理費用も9カ月分、八十数万円だと思いますが計上いたしております。それが9カ月分の直接の管理費用となってまいります。昨年までということでございますが、湯郷駐車場運営委員会のほうから観光協会、それから旅館組合、自治会等の部会も含めまして180万円が支出をされておりました。

〔4番岡野鉄舟君「よろしいです、もう」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

よろしいんですか。

〔4番岡野鉄舟君「終わります」と呼ぶ〕

それでは終わるというてください。

〔4番岡野鉄舟君「時には早いほうがいい」と呼ぶ〕

それでは続きまして、通告順番2番、議席番号6番倉地重夫議員の発言を許可します。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）〔質問席〕

私は2項目、歳出、ページ14とページ15の車両購入費、目8節18の560万1,000円と、それから同じく目3節18の640万円、それぞれどのような車両を何の目的で買うのか教えていただきたいです。

議長（岡本 泰介君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

それでは、2点でございます。

まずは14ページ、款10項5目8図書館費の車両購入費560万1,000円でございます。

これは、コミュニティ事業助成金を受けて、移動図書館の車両の購入費ということでございます。4WDの軽トラ車両を改造し、図書550冊を積載できる2人乗りの図書館車両を購入するものでございます。

続きまして、15ページの款10項6目3節18、ここの車両購入費640万円でございます。

この640万円につきましては、来年度4月より勝田給食センターを美作給食センターに統合することを計

画しております。それに向けて給食配送用コンテナを購入するものでございます。美作から勝田中学校、小学校、勝田東小に給食を運ぶコンテナを購入するものと、その車の購入費ということでございます。

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

1点、移動図書館の軽トラが560万円というような非常に高額のものでですけど、特殊な改造かなんかされてるといことなんでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

専門的などろしかこれをしているところがございませぬ。やはり後ろを改造するに当たってはそのくらいの費用はかかるということで、全国的に見てもそのくらいかかっております。

〔6番倉地重夫君「わかりました」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

続きまして、通告順番3番、議席番号12番山本重行議員の発言を許可します。

12番（山本 重行君）〔質問席〕

それでは、私の質問をさせていただきますが、14ページの款の10の5の2の13、公民館改築委託料の策定委託料でございます。

今回私のほうがこうして質問させてもらおうと思ったのは、先ほどもございました作東公民館についてのというふうなことでございます。

作東公民館につきましては、長年経過しているから改築してほしいというふうな要望も出ているということとは私も十分承知してます。ただしかし、当初から言われてきたのは、あそこに公民館を建てかえて、その中にもとから言えば、あそこに知的障がい者の学校をつくって、そして支所もおろして、そして公民館を建てると、そういったことを言ってこられたわけでございます。私は、公民館建てかえというのは当然必要なことですが、あそこの中に支所機能をおろすのは非常に問題があると、そういうふうに言ってきました。

そうした中で、この6月補正でなぜこういう形で調査委託料を出されるのか、それがわからないわけです。1点そういう形でずっと私たちは反対もしてきましたし、地域の方もいろいろと言われて、全体的な意見の合意というのはできてないと私は思っているわけでございます。ですから、この地域の意見の合意ができたからされたのか、あるいは私はある面から作東総合支所の機能移転も考えられているんだとそういうふうなことも聞いております。この4月に副市長も変わってきたわけですけども、これまでそういった形で予算上程されてこなかったわけでございますけども、その辺も変わっておりますし、また地域の意見がどうなっているのかということを確認しながら、この予算については質問させていただきたいと。まず、1回目の質問をさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

公民館の計画策定の委託料98万円でございますけれども、公民館の利用者や江見地域の活性化委員会から、公民館改築の切実な要望を今受けておるところでございます。

また、江見地域は、平成21年の災害で被災をしておるところでございます。大還井堰の改修による水害対策など、安全面からの対策も必要でございます。そうした状況を受けまして、市では先ほども申しましたけれども、各部署横断した整備検討委員会を発足しまして、水害等に対する河川管理や避難計画、また有利な財源の活用等、多角的な方面からの検討を始めているところでございます。

今回の基本計画策定には、いま一度利用者のニーズ、地域住民の要望等を取りまとめていきまして、検討委員会にて継続的な協議を行い、専門的な意見も取り入れて、改築に向けての基本構想を地域の皆様とすり合わせて、煮詰めていくことを狙いと今しておるところでございます。

作東支所の機能移転につきましては、検討課題の一つでもあるかもしれませんが、教育委員会としては、まずは社会教育施設としての公民館、そして防災拠点としての安全面を最優先課題として、この公民館の委託の協議を進めていきたいということでございます。

以上です。

議長（岡本 泰介君）

山本重行議員。

12番（山本 重行君）

今あそこの公民館は、江見公民館と言ってるかもしれませんが、当初からずっと作東の中央公民館という形で作東全体で利用してきました。

そうした中で、私は川北と万善との関係がございます。地域の自治振興協議会の中でそういう話がおってきたようにも思いません。そういった中でこうして計上される。私は予算計上そのものは、やっぱりやることに向けてだと思しますので、第一歩ですから、これについてやっぱり慎重に取り扱いはしないと、今後のこともございますのであえて質問しているわけですが、作東地域の意見の合意はできているんでしょうか。

そして、先ほど言いました総合支所の移転を考えてというふうなことを聞きましたからあえて質問しているんですよ。そういったことで、そういった場合の水害の責任について十分考えておられるのかどうか、再度質問します。

議長（岡本 泰介君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

私からは作東支所の移転ということはちょっと教育委員会からは言えないところでございますけれども、自治会等の意見ということで、今自治会のほうには支所長を通じて打診をさせていただいております。その中で協議をさせていただきたいというところでございます。

議長（岡本 泰介君）

山本重行議員。

12番（山本 重行君）

あえて質問はしませんけれども、私はこの席で何度も言いました。21災であそこはわかりました。そして、昨年の西日本災害の中でも真備支所は2階までわかりましたし、それから愛媛県の大洲支所についても災害に遭いましてわかりまして、そして行政の対応が非常におくれた。そして、市民に大変迷惑がかかった、こういった経過があるわけでございますから、あえてもう一度申し上げておきます。

終わります。

議長（岡本 泰介君）

続きまして、通告順番4番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可します。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

それでは、13ページの森林経営管理業務委託の部分なんですけれども、どういうところに、森林組合に委託するかどうか、これは間伐の経費だと言われたんですけど、どこに委託するんですか、入札ですか、どういう考えを持たれてますかという質問です。

それから、14ページの足湯の管理委託料なんですけれども、これはよくわからなかったんですけど、足湯そのものは合併後にできたんだろうと思うんですけど、はっきりわからないんですけど、できた時点の契約というか管理内容はどういうふうになってるのかというお尋ねと、それから直接的な関係がちょっとわからないんですけど、今までは駐車場、湯郷駐車場のお金でこの足湯の管理をされてたと。1つの母体の中でされてたんですけど、それが180万円だと言われたんですけど、ことしの3月末、専決で指定管理を湯郷地区の団体というか、されましたわね。その部分から考えると、指定管理料でお金をもらうとか出すとかということなしにされたわけですよ、たしか。ということは、湯郷の駐車場は、美作市が足湯管理委託料を出せばそのお金が残るわけですよ。だから、最初の契約と今回の委託と片方の、指定管理はものに出ないんで議長のほうから怒られるかもわからないんですけど、これは何か理屈が合いませんよ。そのことを含めて、質問内容はわかりますね。それを改めて説明をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、森林経営管理業務委託料、こちらにつきましては森林組合を初め、入札によって業者を選定して発注してまいりたいと思います。

それから、足湯についてでございますが、ちょっと今いつできたということはあるんですが、完成した時点で、現在管理をしております湯郷ふれあいの湯運営委員会というもの、こちらは観光協会、旅館協同組合、湯郷自治会、それから株式会社湯郷鷺温泉、こちらの代表の方が委員となって構成されておりますが、この運営委員会というのが組織されて、そちらのほうで足湯の管理運営を行っていくということになりました。実質的な事務とかは、観光協会のほうがされていたというふうに思います。

その後、令和元年度から湯郷駐車場の運営につきまして、湯郷駐車場運営委員会に引き続き指定管理者として運営はしていただきますが、収入とその管理に要した費用の差額、出た剰余金につきましては、市のほうへ納入していただくと。令和元年度からそういう方式に変更いたしました。したがって足湯の管理について、今まで駐車場運営委員会のほうから特段その規定がない中で経費が支出されていたと。それを改めて、市のほうが駐車場運営委員会の剰余金を、湯郷駐車場にかかわる収益を市のほうがいただくようになりますので、足湯の管理費用については市のほうから支出するというように改めたということでございます。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

大まかな話はわかったんですけど、今すぐ記憶が出てこないんですけども、湯郷駐車場の指定管理を専決されましたよね。指定管理料の項目のところそのことが書かれてますかというのが1つと、それから先ほど言いましたように、足湯ができた時点での地元との協議内容、例えば極端な話、市がつくった施設というのはいろいろあるわけです。大分前にもちょっと相談を受けたんですけど、農村公園というんかが市がつくって、農村公園つくって、管理できないから市のほうに何とかしてとかいう話もあったり、電気代だ

けでも払ってとかという話があるんじゃないけど、それは地元の要望だからしてくださいよという。それと足湯と、じゃあどこがどれだけ違うんかという話があるわけです。もともと地元のほうの要望があつて、市のほうもその条件の中でつくりましょうというてつくったわけです。そのときに管理運営についてはどうするんですかというちゃんとした契約書があるんかどうか別として、あるはずですよ。

それはなぜかという、駐車場の利潤があつて、この部分で一緒に事業としてされるんだというふうに思われたかもしれませんよ。もしそうであるならば、今部長の言われたことは、契約の変更がいけんという意味じゃないんですけど、そのあたり、全部筋道立てて説明してもらわないと、今回の予算については非常におかしいんじゃないですかというお話になると、もう一点は最初言ったように、今回の議論にはならないんですけど、指定管理の部分の専決された中身がおかしいんじゃないですかという2つの議論になるんです。

だから、今部長の言われた部分は、180万円は指定管理の部分で市のほうに毎年入れますよというたら、市のほうへこの契約になりますよといって専決のところにかかれてなかったらいけんわけです。残ったお金を出すというんだしたらそれが書いてなかったら、指定管理といたしたときになければおかしいと思います。

そのあたりを再度、一番最初の契約書とこういう部分でことしつくったという。何かシステムのをしないと、お金を値切るとかどうのこうのじゃなしに、話し合いはもともとどうしてあつてどうなのというのをぴちっとしないとおかしいだろうと思います。

ちょっと議長休憩をしていただけますか。

議長（岡本 泰介君）

答えれば答えてもらったらいいんだけど。

答えれますか。

〔経済部長遠藤宏一君「いや、あの」と呼ぶ〕

初期のことなんかは。

〔経済部長遠藤宏一君「あの、休憩お願いします」と呼ぶ〕

それでは、10分休憩します。

午後1時55分 休憩

午後2時09分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（萩原 誠司君）

本件につきましてはこういうことでございます。

まず、新しい指定管理の議決につきましては、当然地方自治法に基づき、必要事項、その相手方、管理の施設等を記載した議決を行っておりますが、その裏側で新しい協定書ができていて、そこで当該問題も含めて（招集不能）金が生じないように、地元。そして、妙なものが残らないように適正に処理してやったものであります。

〔3番岩崎清治君「それでは、ちょっと疑問のところもありますけど、委員会のほうで十分議論していただいたらと思います」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

通告者の質疑は終了しました。

他に質疑を受けます。

岩江議員、どうぞ。

15番（岩江 正行君）

山本重行議員が質問しましたけども、ページ14、款の10項の5目の2節の13、これの98万円のやつ。これは私は公民館の調査、基本計画委託料というて、これは議員提案で全員賛成でやっつた林野のやつかと思ひよったんじゃ。林野の公民館調査委託料と思つて聞きよつたら、えらい林野と違う、作東の江見のほうじゃというようなことを今聞いたんで、ちょっとびっくりしたんじゃけども、その江見のほうじゃということになったら、ちょっとものを言わしてもろうとかんといかんのじゃけども、大体あそこは水没地域なんじゃな、浸水地域。市民の安全に軸足を置くんか、それとも建築を優先するんかということと、それとあそこの支援学校の関係……。

議長（岡本 泰介君）

1項目だけになるんで。

15番（岩江 正行君）

そうじゃ、支援学校の関係。ここのところで今協議しよる中で、上のやつ、支所の話が出たりしよるけえ言いよんで。

公民館とそういうふうな形の中で、併設してするんかどんなんか知らんけども、やっぱりその市民の安全を考えるんだつたら、その辺のところを十分議論してから、この建築の関係のいわゆる調査委託料か、基本計画策定委託料か、これを機会に上程せなんだら、先先行くようなのはちょっといかがなものかと思うんじゃけど、これについてはどういうんかな。建築優先するのはおかしいことなんじゃないか。市民の安全を先に考えにやいけんのじゃないんか、やるんだつたら。

東北大震災でもあんだけ被害が起きた。どこに逃げるといふたら、高台に逃げなさいよといふよるときじゃから、何であえて水没するところにまたそこへ建てなきやいけんのか、それについての説明をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

この件につきましては、ほかの議員のところでもちょっと説明をさせていただいておりますけれども、市では各部局を横断した整備検討委員会をここで発足をさせていただいております。その中で、水害等に対する河川管理や避難計画、また有利な財源を活用しながら多角的な方面からの検討を今始めております。そうした中に、この次年度以降の具体的な設計施工に向けて、いま一度その利用者のニーズとかその地域住民、要するに江見地域の住民の要望等を取りまとめて、そういうことを、災害対策や立地条件や敷地面積等をここで調査検討していきたいということで、これからそういうところも市民と意見交換しながらやっていきたいなというところで御理解いただければと思っております。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

ほんなら、平成21年度の災害を検証しながら各課全部でまとめて相談したんじゃな、検証しながら。あつ

こへ流れた水をどういふ、それから今度はポンプで内水を排除されるんか。どういふ形の中で奥から山家川が流れたり、吉野川から流れた水をどういふ形の中で排除していくんか、そういうものをよう協議できとんじやな。それだけ聞くわ、一遍。

議長（岡本 泰介君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

その整備検討委員会で各課、要するに建設課とか都市住宅課とか、それから危機管理、要するに……

〔15番岩江正行君「人の責任にすんな」と呼ぶ〕

そこらを寄せて一緒に話をしているということで御理解いただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

していくんか、しとんか、今まで。したやつをここへ出しとんか。それをはっきりせんかいな。

議長（岡本 泰介君）

教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

先ほども申しましたけれども、今それを検討してると。その中で専門的な意見をいただきながらしていくということを今言わせていただきました。

議長（岡本 泰介君）

他に質疑を受けます。

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

14ページの9消防費、4災害対策費の需用費の10万8,000円です。

これは消耗費ということで災害備蓄品というような説明を受けたんですが、この内容。予算特別委員会でも私もちょっと意見を言わせていただいたものがこの備蓄品にプラスされたのかどうかというところもお願いします。

議長（岡本 泰介君）

危機管理監。

危機管理監（高山 宏明君）

金谷議員の質問にお答えします。

この10万8,000円といいますのは、福祉避難所に置くための段ボール製ベッド20基でございます。

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

わかりました。

液体ミルクかと思いました。

議長（岡本 泰介君）

よろしいか。

〔9番金谷のり子君「終わりです」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

他に質疑を受けますが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで議案第55号の質疑を終了いたします。

以上で全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております審査付託表をごらんください。

お諮りいたします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり、各委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

日程第2 議案第45号「美作市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

議長（岡本 泰介君）

日程第2、議案第45号について議題といたします。

議案第45号につきましては、平成31年第2回4月臨時会において上程し、文教厚生委員会に付託、継続審査となっております。

このたび文教厚生委員会において審査終了の旨報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、文教厚生委員会委員長から審査結果の報告を求めることといたします。

安藤委員長。

8番（安藤 功君）〔登壇〕

それでは、失礼をいたします。

ただいまより文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

継続審査となっております議案第45号「美作市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の審査について、去る5月9日及び5月31日の2日間にわたり文教厚生委員会を開催いたしましたので、御報告を申し上げます。

まず、5月9日午後2時から、美作市役所4階議員控室におきまして、委員全員、岡本議長出席のもと、執行部より萩原市長、荒木副市長、春名政策審議監のほか、担当部長以下関係職員が出席し、移転予定場所の作東長寿センター及び現行場所の作東総合支所の視察を行った後、審査を行いました。

主な内容として、委員から、平成30年度から社会福祉協議会に業務委託をされているとのことだが、現在職員は何名いるのかとの質問があり、執行部から、現在、社会福祉協議会の正職員2名、基本相談業務を行う者1名、通いの場対応職員2名の5名体制であるとの答弁がございました。

委員から、平成29年度に公募を行ったときに何社から応募があったのかとの質問があり、執行部より、2

法人から応募があり、プロポーザルを行い、審査を経て、社会福祉協議会に決定したとの答弁がありました。

委員から、平成30年度の委託料が1,982万円であったのに対し、今年度は2,000万円となっているが、増額した理由は何かとの質問があり、執行部より、毎年度社会福祉協議会より見積もりをとり、それに基づき契約をしている。増額の理由は、社会福祉協議会の正職員が1名から2名に増えたためであるとの答弁でございました。

委員から、施設を移転した場合に委託料が下がる可能性はあるかとの質問があり、執行部から、業務委託料の主なものが人件費のため、場所が変わっても職員が減らないので、委託料が安くなることはないとの答弁がありました。

委員から、今回は3年間の業務委託であり、令和2年度までの契約となっているとのことだが、それ以降の運営についてはどう考えているのかとの質問があり、執行部から、社会福祉協議会は、障がい者福祉に重点を置く方向性を打ち出している中で、なごみ業務については、利用者の精神の安定性がとても大切な分野である。体制が変わることを避けたほうがよいことから、評価、見直しは必要であるが、社会福祉協議会に継続的にお願いする方向で考えているとの答弁がございました。

委員から、現在の通りの場の登録人数を障がい別で教えてほしいとの質問があり、執行部から、登録人数の合計が53名、障がい別では精神障がい者が36名、知的障がい者が13名、身体障がい者が3名、高次機能障がい者が1名であるとの答弁がございました。

委員から、直営で行っていた平成29年度と社会福祉協議会に委託した平成30年度の通りの場の利用者はどうなっているのかとの質問があり、執行部から、平成30年度の利用者は延べ1,178名、平成29年度の利用者は延べ1,533名であり、減少している。その原因として、移行時に就労継続支援事業所等、他の福祉サービスが利用できる方はそちらに移行していただいたためと考えられるとの答弁がございました。

委員から、53名登録があつて、全く利用していない方が何名いるなど、統計的な数字を持ち、社会福祉協議会に預けっ放しでは困るので、行政がしっかりと分析をしていただきたいとの要望がありました。

委員から、今回社会福祉協議会から要望書が提出されているが、この要望書は現場で対応している職員の声と理解してよいかとの質問があり、執行部から現場の職員からの声を吸い上げたものが今回の要望書であるとの答弁がございました。

委員から、障がいのある方に対して作業療法士や理学療法士がかかわることにより、障がいのぐあいがよくなることがあるわけだが、今までの運営の中でかかわったことがあるのかとの質問があり、執行部から、これまで市が直営で行ったときからかかわったことはない。移転した場合、隣接する老人保健施設に作業療法士や理学療法士がおり、かかわれる可能性はあるとの答弁がございました。

続いて、質疑終了後、委員より、少し判断材料が少なく、継続審査とならないかとの意見があり、採決の結果、全員賛成により継続審査と決定いたしました。

次に、5月31日午後2時30分から、美作市役所4階議員控室におきまして、委員全員、岡本議長出席のもと、執行部より荒木副市長、春名政策審議監のほか、担当部長以下関係職員が出席し、障害者地域活動支援センターなごみ運営協議会委員及び利用者の家族の代表者とのなごみ移転に係る懇談会開催の後、審査を行いました。

審査の主な内容として、委員から、障害者地域活動支援センターなごみの役割としては、サロン活動と相談事業の2つの柱があると思う。きょうは相談事業については議論が全くなかったが、なごみに相談に来られている人の関係の部分も重視しておかなければならない。相談事業については、なごみの半分以上の割合

を占めるものであり、もう少し力を入れるべきではと考えるが、それについての考えを聞かせてほしいとの質疑があり、執行部から、なごみ運営事業の大きな柱の一つが一般相談事業である。運営業務を受託している社会福祉協議会も、相談支援業務の強化を図るため、勝央町の法人から相談支援専門員の派遣を受けて、相談業務のノウハウを受け継ぐ態勢をとっている。サロン活動だけではなく、一般相談支援業務の充実を図っていくことが重要と考えるとの答弁がございました。

委員から、移転した場合、事業に対応するため修繕が必要と思われるが、仮に場所を移転するとした場合、予算措置をどう考えているのか、また調理場の段差解消はどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、トイレのドアの修繕が必要と認識しており、既存の予算の範囲内で応急的な対応にはなるが、不便なく使用していただけるよう修繕を行う。ドアの交換や取り外しが可能なスロープの設置を考えており、本格的なものは9月補正で対応したいとの答弁がございました。

委員から、現在考えられている修繕の内容は、利用者の意見が反映された内容のものであるのかとの質疑があり、執行部より、利用者はまだ見学をしていないので意見は反映されていないが、議決されれば、利用者の意見も取り入れて対応していきたいとの答弁がありました。

委員より、前委員会で継続審査になり、執行部もなごみの運営管理について検討すると言われていたが、前回の委員会から今日までの間、どのような検討がされたのかとの質疑があり、執行部から、サロンの登録者の数と実際の利用者の数とに乖離があり、実態の把握ができていないのではとの意見をいただき、登録者と利用者の実態を調査した。調査の結果、登録者のうち11名の方が全くサロンも一般相談も利用がないことがわかった。これらの方々の現状の把握の必要性の確認と移転先の修繕箇所の検討を行ったとの答弁がありました。

委員から、今後は登録者数や相談件数など統計的な数字を持ち、委託事業ではあるが、行政がしっかりと分析をしていただきたいとの要望がありました。

委員から、今回の移転については、現在他で協議されている支援学校と関係はなく、きょうの懇談会での皆様からの思いに込めているということかとの質疑があり、執行部から、今回の移転については利用者並びにその家族、委託先の社会福祉協議会からの要望であり、支援学校の件とは全く関係ないとの答弁がありました。

続いて、質疑終了後、討論、採決に入り、本日の懇談会には、当事者や家族の方もおられ、全ての方が移転要望の理由を述べられ、十分納得ができたので、速やかに移転できるようにしたいとの賛成討論がありました。

他に討論はなく、採決の結果、議案第45号「美作市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、全員賛成により可決されました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について御報告を申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

文教厚生委員長からの審査結果の報告は、ただいまお聞きのとおりであります。

これより文教厚生委員長の審査結果の報告への質疑を行います。

委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、議案第45号「美作市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例について」討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

議案第45号「美作市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成です。よって、議案第45号は委員長の報告どおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

再開は25日午前10時からです。

午後2時31分 散会

令和元年6月25日

(第 7 号)

1. 議 事 日 程 (7日目)

(令和元年第3回美作市議会6月定例会)

令和元年6月25日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 議案第49号～議案第55号(委員長報告、質疑、討論、採決)

追加日程第1 看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査特別委員会設置の動議

日程第2 閉会中の継続審査の申し出の承認について

日程第3 選挙第7号 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

日程第4 議案第56号 美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

2. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	青 山 慶	2番	和 田 広 宣
3番	岩 崎 清 治	4番	岡 野 鉄 舟
5番	中 山 忠 明	6番	倉 地 重 夫
7番	重 平 直 樹	8番	安 藤 功
9番	金 谷 のり子	10番	山 本 雅 彦
11番	萬 代 師 一	12番	山 本 重 行
13番	尾 高 誉 久	14番	鈴 木 悦 子
15番	岩 江 正 行	16番	日 笠 一 成
17番	内 海 健 次	18番	岡 本 泰 介

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	荒 木 利 明
教 育 長	大 川 泰 栄	政 策 審 議 監	春 名 利 亮
総 務 部 長	岡 本 和 之	市 民 部 長	景 山 二 男
危 機 管 理 監	高 山 宏 明	経 済 部 長	遠 藤 宏 一
環 境 部 長	森 元 浩 之	建 設 部 長	春 名 隆 広
保 健 福 祉 部 長	江 見 勉	教 育 次 長	山 名 浩 二
消 防 長	皆 木 佳 久	会 計 管 理 者	山 本 和 毅
企 画 振 興 部 長 心 得	春 名 信 明	企 画 振 興 部 長 心 得	平 田 幸 春
作 東 総 合 支 所 長	横 林 義 和	大 原 総 合 支 所 長	野 村 慎 恵
英 田 総 合 支 所 長	赤 堀 卓 司	東 粟 倉 総 合 支 所 長	竹 田 茂 雄

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議 会 事 務 局 長	尾 崎 功 三
係 長	金 谷 裕 子
主 任	青 木 志 保

議長（岡本 泰介君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源をお切りください。いま一度確認をお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

7日に引き続き会議を開きます。

全員の出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

岩崎委員長。

3番（岩崎 清治君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

これより議会運営委員会委員長報告をいたします。

本日議員控室におきまして、議長、委員及び市長以下、関係職員出席のもと、本日の日程について議会運営委員会を開催いたしましたので、その御報告をいたします。

委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決の後、「閉会中の継続審査の申し出の承認について」、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙」、市長から送付された議案第56号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を日程第2、第3、第4として上程をいたします。

なお、岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙は、市議会議員の区分の広域連合議会議員3名の欠員による補欠選挙でございます。この選挙は単記無記名により行い、岡山県全ての市議会議員選挙の得票数により当選者を決定することになります。

以上、議会運営委員会委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、「閉会中の継続審査の申し出の承認について」、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙」、議案第56号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いません。

ここで議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」御報告いたします。

先般6日の本会議で配付いたしました特定納税義務者からの意見書が、質問書の回答を市から受領した上で改めて提出したいと内容を含む意見書であったため、改めて回答期限を設けておりました。しかし、その後、市からの回答期限再延長の通知が届いたため、再度回答期限を延ばしてほしいとの要望がございました。要望どおり、さらに回答期限を市から質問書の回答が到達した日の翌日から10営業日以内とすることといたしましたので、今会期内に改めての意見書をいただくことができない状況となったことを御報告いたします。

日程第1 議案第49号～議案第55号（委員長報告、質疑、討論、採決）

議長（岡本 泰介君）

初めに、日程第1、「議案第49号～議案第55号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

これらの議案等につきましては、6月7日に各委員会に付託しております。いずれも各委員会において審議終了の旨報告があり、審査結果報告書等はお手元に配付のとおりであります。

これより各委員長から審査の報告を求めることにいたします。

まず初めに、文教厚生委員長の報告を求めます。

安藤委員長。

8番（安藤 功君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

それでは、令和元年第3回6月美作市議会定例会文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

去る6月14日、午前10時から、美作市役所4階議員控室におきまして、文教厚生委員会を開催し、委員全員、岡本議長出席のもと、執行部より荒木副市長、大川教育長、春名政策審議監ほか、担当部長以下、関係職員が出席し、当委員会に付託されました議案について審査を行いました。

付託の議案は、議案第52号「美作市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第53号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第55号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第2号）」の3件で、審査に当たっては執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。

その審査の主な内容について御報告を申し上げます。

まず、議案第52号「美作市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」は、質疑はございませんでした。

次に、議案第53号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」では、委員より、説明資料にある第1段階の年間保険料2万7,675円が令和2年度に2万2,140円になるという条文はどこに書いてあるのかとの質疑があり、執行部より、今回は令和元年度分だけを改正している、予定どおり消費税率が上がれば令和2年度以降の改正を改めて行うこととなるので、今回の改正条文には書いていないとの答弁がございました。

次に、議案第55号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第2号）」保健福祉部所管分については、委員より、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金について、これは消費税が増税になることへの対策であるとの説明であったが、国の対策については100%の補助ではないと思うが、一般財源8万5,000円を充当している、どの部分が一般財源なのかとの質疑があり、執行部より、今回対象となる受給者への給付金63万円は全額国庫補助金となるが、事務費として計上している消耗品、通信運搬費、システム改修委託料の合計40万2,000円は、国の基準で上限が31万7,000円であり、差額の8万5,000円が一般財源になるとの答弁がありました。

委員より、自動車急発進防止装置整備事業の対象となる高齢者は70歳からかとの質疑があり、執行部より、65歳であるとの答弁がございました。

委員より、費用は、物自体と取り付け費合わせて15万円くらいで、100%補助なのかとの質疑があり、執行部より、実際に取りつけている様子を見ると費用は14万円くらいで、補助率は3分の2であるとの答弁がありました。

委員より、岡山県が補助制度を取り入れる動きはあるのかとの質疑があり、執行部より、県の担当者からたびたび問い合わせはあるものの、検討しているかどうかの動きはわからないとの答弁がございました。

次に、教育委員会所管分のうち、学校給食関係では、委員より、勝田給食センターの現状について、質疑があり、執行部より、勝田給食センターは勝田小学校内に設置されており、勝田小学校、勝田東小学校及び勝田中学校の給食を毎日約200食調理しているとの答弁がございました。

また、委員から、勝田給食センターを美作給食センターに統合した場合今回購入するコンテナ2台では3校分に足りないのではないか、予算要求以外にコンテナの予備があるのかとの質疑があり、執行部より、今回の補正予算ではコンテナを2台買う予定であるが、一昨年湯郷幼稚園の配送をやめたことによりコンテナ2台が残っているので、それを利用し、4台のコンテナにより3校に配送するとの答弁がございました。

他の委員より、勝田給食センターの統合時に調理員の処遇はどのようになっているのか、また勝田給食センターの備品については今後どのように使っていくのかとの質疑があり、執行部より、調理員の処遇については勝田給食センターからそのまま美作給食センターに移るということで話をしている、また勝田給食センターの備品については美作給食センターで使えるものは使っていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、備品については以前他の観光施設などでも処分方法の是非が問われたが、公売など予定があるのかとの質疑があり、執行部より、備品については古いものが多いので、使えるものがあれば処分方法など管財課と協議していきたいとの答弁がございました。

また、委員より、最近子ども食堂という活動が各地で取り組まれており、食器などが必要になっている、希望があれば食器の寄附なども検討してほしいとの意見がございました。

公民館関係では、委員から、公民館改築基本計画策定について一般競争入札で実施するのか、また既に構想ができていいのかとの質疑があり、執行部より、指名競争入札を予定している、また構想について、大まかな形としては既存の公民館を残して建築する方がいいのか、商工会がある場所に新たに建築する方がいいのかなどを考えている、最終的にはいずれかの場所に建てる方向で方針を出していきたいと考えているとの答弁がございました。

また、委員から、何を基本構想で策定したいのかがよくわからないとの質問があり、執行部より、教育委員会としては公民館を建てかえるということで進めている、その中で地域や利用者のニーズを精査し、構想を策定していきたいとの答弁がありました。

他の委員より、教育委員会としてはあくまでも公民館建設に伴う予算を計上されているとのことだが、この基本設計ができたときに文教厚生委員会にはどの段階で再度説明するのか、また懸念している他の附属施設については今回の基本設計とは区別してやるのか、その点を確認しておきたいとの質疑があり、執行部より、あくまでも作東公民館ということで実施する、今回議会の議決をいただき、ある程度案が固まれば、文教厚生委員会または議会に報告するとの答弁がありました。

他の委員より、現在公民館が18館あり、将来的には6館ぐらいになるとのことだが、そうなれば建てかえが必要となってくる場合もあると思われる、今の考えとして公民館を建てかえる際には今後においても基本計画を策定されるのかとの質疑があり、執行部より、教育委員会としてはそのような方向で進めていきたいとの答弁がございました。

続いて、全議案の質疑終了後、文教厚生委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第52号「美作市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第53号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」は、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

議案第55号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第2号）」の文教厚生委員会所管分については、委員

から、公民館改築基本計画策定委託料は公民館についての基本計画ということで賛成するとの賛成討論がありました。

他に討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

以上、本委員会における審査の過程及び結果について御報告をさせていただきました。

審査の過程におきましては、このほかにも意見が出されております。執行部におかれましては、委員からの意見や要望を真摯に受けとめていただくとともに、しっかりと検討、対応をいただき、事業執行に当たられますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

中山委員長。

5番（中山 忠明君）〔登壇〕

皆さん改めましておはようございます。

令和元年6月美作市議会定例会産業建設委員会の委員長報告をいたします。

去る6月17日、午前10時より、美作市役所4階議員控室におきまして、議長及び委員、執行部からは市長、副市長、政策審議監及び担当部長以下、関係職員が出席し、産業建設委員会に付託されました議案につきまして慎重に審査いたしました。

審査の過程において議論となった主な点について御報告申し上げます。

議案第51号「美作市森林環境基金条例の制定について」では、委員より、森林管理について国のほうで何か変わったのかとの質問があり、執行部より、森林経営管理法が平成31年4月1日から施行となっており、森林整備などの財源として森林環境譲与税が創設されたとの答弁がありました。

次に、議案第54号「作東バレンタインホテルの設置及び管理運営に関する条例及び大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」では、委員より、限度額になっているようだが、一律に加算額を決めるのか、また別の委員から、加算する期間などは桜の時期を考慮したのかとの質問があり、執行部より、加算額は限度額の範囲で市と協議して決定する、期間などは繁忙期を念頭に置いて設定したとの答弁がありました。

次に、議案第55号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第2号）」では、委員より、後継者不足なので、耕作放棄地が増えている、耕作放棄地を少なくする補助制度などについて行政懇談会で説明するべきである、また、林業振興策も含めて産業建設委員会に資料を出してほしいとの要望がありました。

委員より、この補正予算に計上された農業関係の補助事業は、国、県の財源によるものである、市の財源を加算する考えはないのかとの質問があり、執行部より、市の財源を使った農業振興策を検討していきたいとの答弁がありました。

委員より、昨年の7月豪雨による山林の崩落箇所を把握しているのか、川上地区や江ノ原地区などに崩落しているところがあるが、対応しているのかとの質問があり、執行部より、川上地区の崩落箇所についてはおかやまの森整備公社の管理であることから、立木などが流失しないように管理を依頼しているとの答弁がありました。

委員より、崩落した箇所を調べて、産業建設委員会に資料を提出してほしいとの要望がありました。

委員より、森林環境譲与税の充当先と説明のあった嘱託職員1名分の予算はどこに計上されているのかとの質問があり、執行部より、森林環境譲与税は一般財源である、嘱託職員の賃金と共済費は当初予算の林業振興費に計上しているとの答弁がありました。

委員より、木材の搬出などのため作業道が設けられているが、豪雨により崩落しているところがある、作業道を補修するのに補助金はあるのかとの質問があり、執行部より、作業道を補修する県補助金がある、市のかさ上げ補助はしていないとの答弁がありました。

委員より、作業道の補修などに森林環境譲与税を活用してほしい、また、林業に携わっている人の意見をよくきいてほしいとの要望がありました。

全議案の質疑終了後、産業建設委員会へ付託された議案について討論、採決に入り、議案第51号「美作市森林環境基金条例の制定について」、議案第54号「作東バレンタインホテルの設置及び管理に関する条例及び大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」は、討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

次に、議案第55号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第2号）」産業建設委員会所管分については、委員より、議論となった案件については委員からの意見や要望を十分考慮し、しっかりとした対応をお願いし、賛成するとの賛成討論がありました。

他に討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

以上、本委員会における審査の経過及び結果を御報告いたしました。執行部におかれましては、審査の過程で出された意見や要望を真摯に受けとめ、しっかりと検討をいただき、事業の立案や執行に当たられますようお願いをいたしまして、産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

次に、総務委員長の報告を求めます。

岡野委員長。

4番（岡野 鉄舟君）〔登壇〕

改めましておはようございます。

それでは、令和元年6月美作市議会定例会総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る6月18日火曜日、午前10時から、美作市役所4階議員控室において、総務委員全員出席、執行部より萩原市長、荒木副市長、春名政策審議監、各担当部課長以下、関係職員出席のもと、総務委員会を開催いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第49号「美作市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、議案第55号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第2号）」の総務委員会所管分の3議案でありました。

これらの審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となった点について順次御報告申し上げます。

まず、議案第49号「美作市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」では、委員から、資料の美作市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則にある他律的業務は美作市ではどのような業務かとの質問があり、執行部より、国の例によれば議会对応、法制執務、予算編成などが想定されている、全ての業務が他律的となつては意味がないので、詳細は今後検討していくとの回答があり、委員から、他律業務の範囲が広がって、なし崩しにならないようにしてほしいとの意見がありました。

続きまして、議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」では、委員より、法定外目的税の創設の際、税総額の10分の1以上の税額となる事業者に対し、議会から意見を求めることとなっている

が、事業者から市に対する質問が未回答であるため、議会への意見書が出せないとの事業者からの回答が出されている、これでは本議案の問題点の整理ができないことから、事業者と市で意見を整理した上で議会での議論を進めるべきであるとの意見があり、また、他の委員からは、事業者から出された質問の回答については現在総務省と協議中であり、まだ回答できていない、法定外目的税については重要な3点の事項があり、それをしっかりと考え、総務省と協議を行い、その後に議会として議論を進めた方がよい、きょうの時点では議論できる環境ができておらず、この場では継続審議とすべきであるとの意見があり、継続審査について採決を行ったところ、全員賛成により継続審査と決定いたしました。

続いて、議案第55号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第2号）」の企画振興部所管分では、委員から、企画費のコミュニティ助成事業補助金について、市民部にコミュニティ補助の制度があるが、重複してもよいのかとの質問があり、執行部より、市民部の制度は建物などの改修費等が対象となるが、企画情報課所管のコミュニティ助成事業はコミュニティ活動をするための備品が該当となるとの答弁がありました。

委員から、どのような形で申請をするのかとの質問があり、執行部より、今回の件については昨年の広報紙9月号に募集記事を掲載したところ、1件の申請があったものであるとの答弁がありました。

委員から、事業費総額、補助率はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、10万円未満が切り捨ての100%補助となっているので、120万円が補助金となるとの答弁がありました。

さらに、委員から、この事業は来年もあるのかとの質問があり、執行部より、来年度の事業についてはまだ一般財団法人自治総合センターから通知が来ていない、例年で言えば通知が来るので広報紙に掲載してお知らせをするが、この事業は地域のコミュニティ活動の充実強化を図ることを目的に申請をしていただくものであり、自治総合センターの審査により採択される流れであるため、必ずしも採択されるとは限らないとの答弁がありました。

続いて、全議案の質疑終了後、総務委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第49号「美作市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第55号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第2号）」総務委員会所管分については、討論はなく、全員賛成により可決されました。

以上、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたしましたが、執行部におかれましては、審査の過程において各委員から出された意見や要望等に留意され、今後の事務事業の執行に当たられますよう申し添え、総務委員会の委員長報告とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

各委員長からの審査の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより各委員長の審査報告への質疑を行います。

初めに、文教厚生委員長報告に対する質疑はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

1点だけお尋ねしますが、作東地区の公民館の改修基本設計委託料、これについては委員長の報告を聞きよったんやけども、あそこは平成21年にはもう水没されて甚大な被害が出とん。これらについて、安全・安心はもう市民の願ひですが、行政として一番に市民の安全を考えていかにゃいけん、それが全然その辺のこの御報告がないということが1つ。

それで、公共の施設というのは大体防災マップ見ても、災害のときには皆避難地になつとん。避難地にな

つとるところを水没するようなところに商工会どうのこうのという話がちょっとございましたが、ああいうなとこになぜ議論がなかったんか。市民の命、暮らし守らにやいけん美作市がやっぱりそういうようなことを議論せんというのはちょっといかがなもんかと思うんじゃないけど、この辺のところについての御答弁をお願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

安藤委員長。

8番（安藤 功君）

作東公民館の質問でございます。委員会のほうでもそういった点が議論になりました。今回のこの補正予算で計上されております基本計画に関しましても、そういった水害の面のことも当然考慮する方向の検討もしますし、それから地域住民の方々のニーズとか御意見、またそういったことも含めて本当に作東公民館をどういうふうな形で今後改築なり新築なりしていくのがいいのかということとを計画するための予算であるというような、かさ上げのことにしてもいろんな検討をこれからしていくというようなことで協議はいたしております。場所も決定しておるわけでもないですし、議決をいただきましたら、これからは、調査また研究するというような内容の議論がございました。

以上です。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

その割には今一般競争入札のほうが先、先へ走ったような説明されよったがな、一般競争入札か指名競争入札かというて、これは指名競争入札しますというような、そういうような話も出よんのに、肝心かなめの一番大事なところの辺の、私は一番大事じゃと思うとん、その辺のこの議論がきちっとされて、やっぱし委員長報告、もう皆テレビ見ようるわけですから、そんな報告を私は必要じゃないかと思つとるから、質問させてもろうとんじゃけども、市民の思いも大事じゃけども、やっぱし安全・安心は市民とじっくり膝を交えて考えることは私は大事じゃないかと思つとるんで、委員長の何か御答弁ございましたら、お願いしたいと思つとります。

議長（岡本 泰介君）

安藤委員長。

8番（安藤 功君）

岩江議員おっしゃるとおりだと私も思つとります。本当に市民の方々の安心・安全というのが第一でございますので、先ほど入札の方法についての御報告させていただきましたが、そういった質問がございましたので、委員長報告ということで報告はさせていただきましたが、本当に言われるとおり市民の方々の安心・安全、命が最重要課題であるということは私も認識しておりますし、文教厚生委員会メンバー、それから執行部のほうもよくわかっておられるというふうには判断しております。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

それと、今言ようる委員会つくつて、今審議中じゃけども、あそこの上のこの支援学校を上へして、庁舎を下へ持つて出る、おりのような話もあるんで、やっぱしその辺のところはしっかりと議論していくべきじゃないかと思つとりますんで、今後ともよろしくお願ひいたします。

議長（岡本 泰介君）

ほかにございませんか。

文教厚生委員長の報告に対しての質疑を行っております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、これで文教厚生委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようですので、これで産業建設委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

山本重行議員。

12番（山本 重行君）

美作市事業用発電パネル税の条例制定についてでございますけれども、継続審査というふうなことを言われてました。特定納税事業者からの回答が来てないからというふうなことだったと思いますけれども、議案として上程をされているわけでございます。そして、この間何日間も回答ができていない。それについての原因はどこにあるのか、あるいは問題はどこにあるのか、条例そのものが不備ではなかったのか、その辺についての議論というのはされなかったんでしょうか。

次に、市長がこの席で既設のパネル税についての課税について、発泡酒あるいはガソリン税とかもそういった形で後から課税となったというふうなことを言われたわけでございますけれども、既設パネルの課税についてはまさに後出しというふうなことでございます。発泡酒とか、それからガソリンとかの税につきましても、後から、どういたしますか、税金の分を価格に上乗せすることもできますし、採算が合わなければ製造をやめることもできます。これとは全く違うと思うんですけども、その辺についての議論はあったのでしょうか、なかったのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（岡本 泰介君）

総務委員長。

4番（岡野 鉄舟君）

質問は2つあったと思います。条例そのものについての審議をなされたのかと、それからもう一つは、2つ目は、既設のものについてのこの条例の是非についてということでございますが、先ほど私が委員長報告でさせていただきましたように条例についての説明は執行部のほうから資料等を踏まえて受けておりますが、その実質的な内容については審議をいたしておりません。同じように既設のものに対する条例のあり方についても審議をなされておられません。いずれにいたしましても、先ほど議長のほうが報告をされましたが、本件に関しましては、議会としては特定納税義務者からの意見と、それから市の質問に対する回答等を踏まえて、二元代表制の立場として審議するというのが適当であろうと思っております。最後の点は私の主観が大分入っておりますが、冒頭申し上げましたように、以上お尋ねの2点については審議をいたしておりません。

議長（岡本 泰介君）

山本重行議員。

12番（山本 重行君）

先ほどの答弁によりますと、特定納税義務者からの回答が来てないからということでございますけれども、少なくとも事業者というのはたくさんおられるわけです。その辺についてその人から回答が来なかったからというふうなことは非常におかしいと思いますし、上程をされてるわけですから、その辺についての審査というのは、この議場の中でもやったわけですから、もっとやっぱし審査をすべきではなかったかと私は思います。継続審査ありきでこられたんじゃないかというふうに思うわけでございますけれども、審査をされてないというふうなことでございますので、この点はこれ以上は言いませんけれども、もっとチェックをすべきだというふうなことを申し上げて、私の質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

私もこのパネル税についてちょっと何点かを質問させていただきます。

これ我々にこの前説明があったのは、162カ所、10キロ以上が対象になるんじゃないかと、こういうふうな説明があったんじゃない。これについての説明が全然ない。特定事業者の2業者ほどのとことの今のキャッチボールしたような形の中で、今言ようる継続審議じゃと。美作市の、これ今国会でも老後の年金問題が2,000万円云々というような形の中で非常に与・野党議論されて、多くの国民が関心持っておるようでございますが、これ3万5,000円ぐらいな年金じゃから老後も飯が食えないからということ、荒廃しとる空き地、それから家を壊した管理のできないところ、そういうところを今言ようる2割自分が自己資金あったら、あとは金融機関からお金を借ってもうやっとなんじゃけども、この前もされとる人に会いました。私らの二月に6万円ほどの年金もらいよんじゃけども、医者代に全部消えてしまうんじゃないかと、お金が。それでじゃね、少しでも安定された10年ほどの先がもう何ぼもないんじゃないかと、10年ほどが安定した生活がしたいということで、いろいろと子どもにも協力してもらったりして、こういうな太陽光をやっとなんじゃと、日本の憲法で25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を」保障するんじゃないかと言うと。萩原市長はここへ就任したときに法令を遵守一番にするじゃ、市政刷新するんじゃないかというて、こういうな形の中で言われたわけな。

〔「議長、えんかな」と呼ぶ者あり〕

ええがな、何言よんなら、黙っとれ。

〔「一般質問化しよんじゃねんか」と呼ぶ者あり〕

一般質問じゃなからうがな。

〔「議長がとめんのんじゃったらこのまま行くんか」と呼ぶ者あり〕

ぶつぶつぶつぶつ言うな、黙っとれ。

議長（岡本 泰介君）

ちょっと岩江議員、御注意申し上げます。

委員長報告に対する質疑ですから、それをわきまえてやってください。

15番（岩江 正行君）

そじゃから、議論をされとらんから言よんじゃねえか、わしは。そうでしょうがな。こういうな議論はなかったんですかというて言よんじゃ。それがどこが一般質問しとるん。言うてみんな、ここで。おかしいんじゃないんか、ほいで。こういうな後出しじゃんけん今も言われようりました、二重課税。とんでもない話じゃ、こんなもん。この人らの生活を破壊するようなことは議論したんかしてなかったんかということ

私は委員長に問いよんで、委員会で。そのことに対しての御答弁をお願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

総務委員長。

4 番（岡野 鉄舟君）

岩江議員の質問に答えさせていただきます。

執行部からは説明を受けることなく、その継続審議したのでありません。執行部からは丁寧に上程されている条例の条文ごとの説明と、それから執行部が考えている本税の存在理由あたりは説明ございました。ただ、私は先ほど報告申し上げましたのは、実は本件に関しましては国からの税務局長通知がございまして、総務省に協議する場合は理由書など、6つの書類を添付するようになっております。その一つに重要なものとして本議会が意見を聴取したものを添付しなければならないという大事な要素がございます。これは先ほど議長が報告されましたように意見聴取をする段階で特定納税義務者の方から意見が、回答が出てないと、こういったことがございます。先ほど山本議員が質問されましたが、確かにおっしゃられるように条例そのものの中には1条の目的とか、課税標準、それは回答がなくても審議できるものなんです、あえて申し上げるとすれば、その課税標準についても特定納税義務者の方はいろんな御意見がございます。したがって、それに対する執行部側の回答、考えも必要であろうと思います。それを踏まえて、さらに特定納税義務者からの回答がなされるわけでございます。それで、本会議で議長が報告された後、私ども担当常任委員会といたしましては、慎重に審議をすべきものと私自身思っております。本会、総務委員会におきましては、委員各位はこの辺も踏まえられた上で継続、そして御意見を言われなかった方もそのとおりだという判断があったものと考えております。話はもとに戻りますが、岩江議員の御質問された点については、以上、私の申し上げましたように審議はいたしておりません。できなかつたのではなくて、いたしておりません。

以上でございます。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15 番（岩江 正行君）

この特定事業者2社だけだったら、これだめなんじゃというような説明を受けとるわけじゃな、この執行部で。それについても全然議論されてないんかな。その辺のところが何で2社だけでされたんか、あとの関係について、これ関係ないんか。それにそのな議論大事なことせずに、2社だけでキャッチボールするような話を、報告があったんじゃけども、162を説明を聞いてるわけですから、我々は、そこについての関係についての議論というのは全然なされてなかったんですか、それをお尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

総務委員長。

4 番（岡野 鉄舟君）

本税について財務大臣の承認を、財務大臣はさらに総務大臣に答申をするわけなんです、その中で法定外目的税の総額の中の10分の1以上を納めなければならない法人、ないしは個人であっても、それを特定納税義務者と、それについては意見を聞かないということでございますので、今岩江議員がおっしゃられました、じゃあそれ以外の納税義務者の審議についてはどうするかということは、これはやはり山本議員の御質問とも関連がございますが、課税標準一般の中でこれから二重課税かどうか、そういったことが審議をしていかなければならないと考えております。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

私としたり、ない金を元手にしてこういうパネルをしとる業者もおられるわけですから、老後を考えて、その辺のこの議論が私は十分していただきかったなというふうに思うわけでございます。その辺のところで執行部のほうもよう調査してないんで、ほれでこれは説明ができないから継続審議するというんだつたら、これはわかりますけれども、2社だけの特定の事業者だけとキャッチボールするような形の中でのこれは継続というのはあり得ん。それから、今言う市民生活をやっぱし守るのが我々の仕事ですから、おかしいな、皆もそれぞれの考えがあるから継続にしたんじゃろうと思うんじゃけども、これは廃案にするべきじゃと私は思います。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。
ただいまより10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長報告に対する質疑を終了いたしましたので、続きまして、討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

まず初めに、議案第49号「美作市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号「美作市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成です。よって、議案第49号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、委員長から本案については、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査との申し出がありましたので、継続審査の申し出につ

いてお諮りいたします。もう一度申し上げます。継続審査の申し出についてお諮りいたします。

議案第50号「美作市事業用発電パネル税条例の制定について」、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、議案第50号は継続審査とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第51号「美作市森林環境基金条例の制定について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号「美作市森林環境基金条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成でございます。よって、議案第51号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第52号「美作市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号「美作市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第52号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第53号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第53号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第53号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第54号「作東バレンタインホテルの設置及び管理運営に関する条例及び大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号「作東バレンタインホテルの設置及び管理運営に関する条例及び大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、議案第54号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第55号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

反対の立場から討論させていただきます。

先ほど委員長に対する質疑をさせていただいたんですが、水没地域を避けるような説明がございませんでしたので、市民の安全・安心を考える立場から、今回のこの議案については反対させていただきます。

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

内海議員。

17番（内海 健次君）

3委員長の委員長報告を最大限尊重します。賛成いたします。

議長（岡本 泰介君）

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

災害の避難所にもなるということですので、災害には最大限の配慮をしながら建設計画を進めていただきたいということで、賛成とします。

議長（岡本 泰介君）

次に、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第55号「令和元年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、議案第55号は委員長の報告どおり可決されました。

〔4番岡野鉄舟君「議長、動議」と呼ぶ〕

動議ですか。

岡野議員、動議。

4番（岡野 鉄舟君）

動議の内容でございますが、「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査特別委員会の設置についての動議」を提出させていただきます。

議長（岡本 泰介君）

ただいま岡野議員から「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査特別委員会の設置についての動議」が出されました。

文書で提出したいとの旨の申し出がありましたので、これより文書を確認するため暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時22分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど岡野議員から提出された「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査特別委員会設置の

動議」をお手元に配付しております。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

この動議については、1名以上の賛成者の署名がございますので、会議規則第16条の規定により動議は成立いたしました。

次に、追加日程についてお諮りいたします。

「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査特別委員会設置の動議」を日程第2の前に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

ちょっと説明をもう一度申し上げます。

これは日程をどこに置くかという議題ですので、この本案に賛成とか反対とかということではございませんので、皆さん勘違いなさらないようお願いしたいと思います。

もう一度申し上げます。

動議は成立しておるということはもうおわかりいただけたと思いますが、追加日程についてお諮りいたします。

「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査特別委員会設置の動議」を日程第2の前に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成でございます。したがって、この動議は日程第2の前に追加し、追加日程第1として議題とすることに可決されました。

追加日程第1 「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査特別委員会設置の動議」

議長（岡本 泰介君）

それでは、追加日程第1、「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査特別委員会設置の動議」を議題といたします。

これより提出者の説明を求めます。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔登壇〕

それでは、「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査特別委員会設置の動議」につきまして、美作市会議規則第16条の規定により提出いたします。令和元年6月25日提出。美作市議会議長岡本泰介殿。提出者、美作市議会議員岡野鉄舟、賛成者、同、岩江正行、賛成者、同、山本重行、賛成者、同、岩崎清治、賛成者、同、倉地重夫、賛成者、同、萬代師一、賛成者、同、重平直樹でございます。

では、これから看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査特別委員会の設置についての内容を説明をさせていただきます。

次のとおり美作市議会に看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査特別委員会を設置するでございます。

まず最初に、名称でございますが、何度も申し上げますが、看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査特別委員会、2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第6条、3、目的、美作市が実施した看護師等養成学校誘致事業に関する補助金に関する事務経費の調査、4、委員の定数、18名、5、設置期間、美作市が実施した看護師等養成学校誘致事業に関する補助金に関する事務経費の調査が終了するまででございます。

では、これから提案理由の説明をさせていただきます。

まず、1番目でございますが、平成29年度決算認定において不認定となったことでございます。御承知のように多くの議員の方々の判断により不認定となったことは、当該補助金交付事務が適正に行われなかったことを意味しております。

2つ目でございますが、決算特別委員会の審査の過程で、滋慶学園の補助金事務にかかわった関係部長ほか、県の担当者を参考人として招致いたしました。それが実現できなかったことでございます。このことは何が事実かが客観的に判明できていないわけございまして、本議会のチェック機能が果たせていないことを意味しております。

3つ目でございますが、1億5,000万円の補助金に関するこれまでの関係各位がされてる一般質問に対する答弁の内容と、県の担当者への調査による回答との食い違いがあり、審議が明らかになっていないことでございます。

具体的に申し上げます。この補助金の問題については、今申し上げたように何回も一般質問がなされておりますが、執行部の答弁のスタンスは、工事の事前着工と補助金の申請の可否に言及することなく、施設整備の補助金を滋慶学園に交付したのはやむを得なかったというものでございます。しかしながら、私を含め同僚議員は、昨年の暮れと年明けに執行部から提出されました経緯の文書をもとに、市、滋慶学園、県とのやりとりの事実につきまして県の担当者及びその上司と話をし、その事実を確認しております。

私ごとではあります。この内容は去るこの6月議会の冒頭の私の一般質問で事実をお話ししたとおりでございます。私は議会という公の場で、そこで申し上げましたのは、森分元総合戦略監は平成28年の12月議会において、事前着工では補助金がもらえないということを知った上で翌年度の平成29年度に補助金申請をすると発言をされたわけでございます。つまり岡山県の説明によれば、市は議会に対して、つまり市民の方々に対して虚偽の説明をしたのですよと、私は一般質問で市長に対して発言をいたしました。これに対しまして、市長の私の3回目の質問に対する答弁は、要約をいたしますと、岡野さん、あなたの発言はどこまで真実か資料がないのでわからないと、森分総合戦略監は正しいと思って発言したはずだと、こういうふうにご答弁をされました。このままでは議会としての役目を果たせておりませんし、市側、滋慶学園も本意でしよう。また、市民の方々もいかげんにしろと、議会しっかりしろと言われることになりますし、岡山県もたまったものではないでしょう。るる申し上げたいわけでございますが、以上が私が動議の提案理由と説明をさせていただきました。慎重に御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

説明が終わりました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

次に、本件の委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成です。よって、追加日程第1、「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査特別委員会設置の動議」については委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対の方の討論はございませんか。

反対はございませんか。

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

反対の討論がほかにないのかもしれませんが、私は当時議長という立場でこの件を採決したわけでございますので、その意味においてこの件について私の考えを述べながら、反対討論とさせていただこうと思っております。

そもそもこの専門学校の誘致については、たしか平成27年の12月議会だったと思うんですけども、そのときに市長の行政報告の中で大阪滋慶学園がその学園の理事会で美作市への設置を正式に前向きに検討するということが了承されたというふうに報告がございました。このときに説明では、看護師等養成所施設整備事業交付金及び看護師等養成所初度設備事業交付金約1億5,000万円程度はしっかり国のほうに要望していくというような説明もあったように記憶しております。その流れの中で平成28年3月の議会だったと思いますが、その大阪滋慶学園に対する補助金、この補助金の1億円と市としての債務負担行為の9億円、合計10億円でございますけども、10億円以内とするということでその議決は議会がしたわけであります。そのときに私はその採決をしたということでございます。そして、少し飛ぶんですけども、平成29年の6月議会で大阪滋慶学園が補助金の申請を断念したという報告を受け、どうなっているんだろうかというような意見のある中で、その説明があつて、恐らくそのころだったと記憶するんですけども、県のほうから指令前着工では補助金は出ないですよというようなお話もあったやに聞いております、正式にその文書を見たわけじゃございませんのでわかりませんが。そして、その後の市長の答弁として実際に交付金、つまり国から交付を受けていないものを補助することはできないというふうに考えているというような答弁もあったわけであります。この間、もちろん県に調査に行かれた方もあるし、またついせんだつては昨年9月以降、決算特別委員会でこの件を継続にして、るるいろんな説明も聞き、また議論もしたわけでございますけども、その中で私は決算特別委員会ではその賛成の立場でおつたわけでありますけども、この一連の流れの中でこの経過をめぐって、たどってみると、私はこう思うんです。市としての議会に対して行ってきた説明は十分ではなかった。一部は虚偽というふうに思われても仕方のないような答弁もあったというふうに思います。したがって、懸念も残るわけでありますけれども、しかしながら美作市は当時従来の負の遺産に対しても毎年何千万円という補助金を繰り入れながら運営してきた、そういった施設もたくさんあるわけであります。そういった経過から考えてみて、当市がこの現代の少子・高齢化、そして人口減少に苦しむ中で何としても市に活気を取り戻したい、加えて市勢の発展を思うときに学校の誘致は、これは大きなチャンスなんだというふうに思われたんではないかというふうに思うわけであります。私自身もそう思ったわけであります。その意味においては現在あの専門学校の状況は決して計画どおりではない、しかしながら教職員の方々も一生懸命努

力をしていらっしゃるって、今年度では専門学校で67名という方が、普通科の通学生を除いては67名の方が今勉強されている。地元の方々から何人かお話を聞きました。いろんな御意見ありますけども、やはりあの大原高校がなくなってから全然若い人が通らない、今はこの家の前を通って学校へ行ってるんだと、あるいは駅からおりにきてこの学校に通ってるんだと、少しずつこの地域にもにぎわいが、活気が戻ってきているというふうに感じると、本当にうれしいことだというふうにおっしゃってる方もあります。私自身は今後この専門学校の発展に期待を寄せながら、また私自身も何らか協力することができれば、大いにそれは応援をしていきたいというふうに思うわけでありませぬ。

重ねて申し上げますが、このたびの件では執行部からの十分とはいえない説明でございましたが、先ほど申し上げたようにもともと10億円という範囲の中でのものは議決があったわけでございます。補助金ももらえなかったというそのことについては私は責任を感じてもらわなきゃいけない、それはどこかでまた取り返していただきたいと。市の実質的な負担は約4,700万円ぐらいだと思います、合併特例債ですから。それは今後取り返していただきたいというふうに思うわけでございます。加えて、萩原市長も議会の初日には御自分でも責任をお感じになったんだろうと思いますけども、報酬の削減のことも触れておられます。そういったことはこれから私もしっかり見させていただきたい。その上でこの件については、つまり先ほどありました調査特別委員会の設置については、私自身今申し上げた話、意見を持って反対としたいというふうに思います。美作市は前を向いて進んでいこうじゃありませんか。それがこれからの美作市を担う私たちの仕事ではないかというふうに思います。もう一度言います。しっかり反省をしていただきたい。その上で私たちも応援していきたい。また、市民の負託に応えるように頑張っていきたいと、このように思います。

議長（岡本 泰介君）

続いて、本件に賛成の方の討論はございませんか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

賛成者が名前をずっと連名されてるんで、多くの方おられると思ったんですけど、私は先ほど反対の意見を言われた方で市民の方いろいろ聞かれた、私は逆に決算の不認定、認定されなかった理由について何ですかというお話を尋ねられることが多ございます。それについての的確な答えというのはまだ持ち合わせてない。議会においても、決算の特別委員会並びに本議会においても賛成の方もあれば反対の方も、不認定の方もおられた、認定の方もあれば不認定の方もあったというふうに私は記憶している中で、その中で不認定になった理由というのが、先ほど反対の意見を言われた議会の答弁の中で虚偽の発言、説明らしきことがあったというふうな話も言われたわけなんですけれども、私は事実は何ならというのをまず知りたい。何が事実だったのか、結果的になぜお金がもらえなかったか。これは勘ぐり的なことになるんですけども、つまり1年早く開校したからじゃないかという話が多いわけですね。それが事実なんか、それが市の都合なのか、もしくは学校の都合なのか、どちらだったか、それによっては議会に説明がまるで違ってくるんじゃないかな、このあたりを含めて、私は決算の不認定については大きな理由が、議会の説明が十分でなかったということ、十分か隠してたかどうかというのを事実を知りたい。そして、先ほど言いましたお金に関しては市のほうが早く1年少なくてお金をもらわなかった、これは理解ある程度できるんですけど、そういう議事録というのは一切ありません。逆に学校のほうが補助金をもらわなくてもいいから早くつくりたいということであれば、市のほうとしては補助金を出す必要がないんじゃないかな、そのあたりを調査しない限りわからない。市民の方に説明ができないということは議員たる責任を放棄したということ、私は真実を知りたいということで、この調査特別委員会の設置については大いにやっていただきたい。なぜならば、決算特別委

員会のときも年度末まででもできないから継続という話まであったわけなんですけども、決算は決算として調べるべきことは調べようじゃないかなということをお自身が発言した記憶がありますので、どうしても特別委員会の設置はしていただいて、真実はこうなんだというのをまず示していただきたい、示したい。それによって先ほど出ましたけれども、市長の責任どうのこうのというのは、それは後の話だろうと思います。原因がわからないのに責任をとるとするのは非常におかしいというふうに私は思いますので、調査をしたいということで、百条という話もあったんですけども、百条というのは余りにもいけないので、特別委員会の設置ということで私は大賛成でございます。

議長（岡本 泰介君）

続いて、反対討論はございませんか。

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

反対の立場で討論をいたします。

私は萩原市長が就任されて、大原高校の利活用ということで一般質問をいたしました。その内容は看護師が不足しているということはその時点で明らかでありましたので、看護学校の誘致について、誘致をしてはどうかという質問をしました。市長はその後精力的に動かれ、滋慶学園との力強い折衝、また働きかけをしてくださいました。私たちが、私たちというのは議員の仲間です。11月ぐらいだったと思います、東京へ要望活動に行った帰りに、まだはっきり滋慶学園の誘致が決まっていなかったんですが、滋慶学園、新大阪のすぐそばにあるんですが、そこへ寄らせていただき、橋本常務理事とお会いし、いろいろとお話を聞かせていただきました。る話があったわけですが、橋本常務理事が言われたのは、もう本当に萩原市長の熱意に、そして森分戦略監、それから今事務局、けがをして休んでおりますが、坂元省吾課長、そういう方たちの本当に熱い熱い思いが伝わってきたと、だから本当にもう脱帽したというようなお話をされました。そのときにそれが28年です。余りすばらしい橋本常務のお話があったもんですから、ぜひこの美作市に来て講演をしてほしいと、そして専門学校とはこういうものだ、そして今こういうことが必要なんだというようないろいろな話を聞かせてほしいということで、28年1月15日に講演に来ていただきました。皆さん行かれた方もあると思います。そのときは本当に市民の方がたくさん大原の公民館に集まられて、お話を聞かせていただき、最後には質疑応答し、活発な質疑もあり、お答えも回答もありました。そういったことで私はもう本当によく来てくださったなという思いで今おります。

話はまた変わりますが、28年3月議会で滋慶学園に対する補助金として1億円が議決されております。債務負担行為で9億円、合わせて10億円以内で補助をすることが議会のほうで決定したわけであります。この10億円のうちで純然たる市の負担というのは2億9,900万円だというふうに私は記憶しております。あとの約7億円は国の補助金だったり、交付税であるというふうに聞いております。私がなぜこの金額まで申し上げるかと言いますと、皆さんいつも市民の皆さんがテレビの前で聞いておられると、私たちが言うのはいつも10億円を市から補助しているという10億円がひとり歩きして、内容はどうかということをお申し上げたかったんです。純然たる市の負担は2億9,990万円、あとの約7億円は国からの補助金と交付税であります。

そして、今問題になっている1億5,000万円につきましては、当初市の説明では施設整備補助金、それから設備整備補助金でもらえるものだということで、一貫してもらえるということで議会のほうへ説明がありました。しかし、指令前着工、それから補助金の交付要綱がなくなったとか、もろもろのいろいろな理由で補助金が結果的にもらえなかったということでございます。そのことで今議会で先ほど動議が今出されているわけでございます。

ここで、今調査特別委員会をして今さらという感じで私はおります。幾ら調査してみても、何が原因かと言われても、今までたびたびもう議会のほうも何回も何回も説明を受け、報告を受けましたけれども、何ら変わったことはございませんでした。そういったことより私は今大切なことは、私は今滋慶学園のすぐそばに家から七、八百メートルぐらいのところに住んでおりますけれども、生徒、学生、職員があの大原高校の跡に160名がおります、職員も合わせてですが。閉校前の大原高校の生徒の数と余り変わりません。そういうことで今近くに地域に住んでいる者にしては本当に若い方がそこに集まってきて、活性化、若い人の声が聞こえてきた、それからお店にも買い物に来てくれるというようなことで、地元の皆さんも本当に滋慶学園が開校したことを大きく大きく期待をし、これからも自分たちの孫が少しでも帰ってきてくれて行ってくれたらいいのというような声もよく聞きます。私は家の前を朝夕通学生が自転車で行ったり、それから歩いていたりしてもうよく声が聞こえるんですが、よく声を、朝はかけないんですけども、帰りに声をかけます。こんな田舎に来て、どうという言うたら、僕も真庭から来ましたと、すごい田舎だからもう全然そんなことは関係ありませんと、もう目的、目標を持って資格を取るために一生懸命頑張ろうと思ってきたんで、田舎だろうが都会だろうが関係ない、環境のいいところで勉強がしたいというようなことも言っておりました。地域の人にしましたら祭りとかイベントとか、そういうことで一生懸命交流をしながら滋慶の若い人たちと一緒に楽しんでいきたいといった状況で、すごく支援もしてくださっております。つい先日ですが、私たちは女性の会というのをつくっております。その女性の会が今360人ほど会員がいるんですけども、その会員の皆さんが、年代は私と同じぐらいの年代の方が多いんですが、夫婦でふたり暮らしという方が結構多いんです。その方たちがやはり私の年代になりますと、夫婦の会話もだんだん少なくなります。出ている娘、息子の子どもが帰ってきて、自分とこの家からこういう立派な学校に通ってくれたらいいのになというような思いがあるようで、いろんな話をしました。滋慶学園へ見学に行くことにしました。そんな中で私たちの周りの会員さんも一人でも多く学生を引っ張ってこう、帰ってきて、おばあちゃんとかから、おじいちゃんとかから通えるように……。

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員、ちょっと。

14番（鈴木 悦子君）

討論ですから時間の制限はないと思います。

議長（岡本 泰介君）

時間じゃなしに内容が大分……。

14番（鈴木 悦子君）

いやいや、そういうことで議会としても市民の皆さんも学生を一人でも二人でも引っ張ってくるぐらいの思いで滋慶学園を盛り上げていくべきだというふうに思っております。それが一番美作市にとっては得策ではないかというふうに思っておりますので、ぜひ皆さんもそういうふうな気持ちになっていただきたいなという思いで今のるるお話をいたしました。そういったことで私はこの調査特別委員会は反対いたします。

〔「議長、議事進行、ちゃんと議事進行やってちょうだいよ」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

言うたんですけど、聞かれなかったんで、済みません。

〔「ちゃんと補佐して」と呼ぶ者あり〕

わかりました。

議員の方に申し上げます。

この討論は出された案件に対しての討論でございまして、話が次々発展していった議案と違うことに討論が及んでると思います。そういったことがないようにお願いします。

[14番鈴木悦子君「議長、この出された議案について私は討論しました。その討論は私の思いを言っているわけでございます。思いを言って、賛成してる方が一人でも反対をしてくださるような思いで申し上げましたので、それは今言われたこととは違うと思います」と呼ぶ]

[「議長、休憩しましょう」と呼ぶ者あり]

それじゃ、休憩します。

整理しますから。討論について整理せんと。

11時56分になりましたので、それじゃここで1時間、1時まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を行います。

「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査特別委員会設置の動議」についての討論を引き続き行います。

御注意申し上げますが、この補助金の事務の調査特別ということでございますので、それに関しての賛成か反対かという討論をお願いしたいと思います。

それでは、続けます。

先ほどは賛成討論から始めます。

反対で終わりましたから、賛成の方の。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

私賛成の立場から討論させていただきます。

10番議員もこの滋慶学園では立会人になつるとということで非常に苦しいような、立会人になつたということで、もうほんまに苦しいような反対討論をされるように思つたわけですが、農協の理事もされとつた、農協の理事されとつたら、こういうことはもう全部農協だったら全部理事が責任持たなあかんのじゃ。そがんことはようわかっとなよ。それと、銀行だったら一円でも合わなんだら、昔は朝までも寝ずにでも合うまで調査しようつたというようなことも聞いております。それを今回は1億5,000万円、それから今言ようことしの1月の半ばか2月の初めぐらいまではまだ部長心得、見習いかしらんによどかされて、この18人の議員をよどかして、まだあるんじゃあるんじゃというて言うとして、ほん最近になってからくらくら、これはだめじゃと、これは今言よう前任者のような名前を出してというようなことも言っておりますけれども、市民の方にこういうふうな負担を強いるということは、虐げるということは、これは議会としてとんでもない話。私は今回は皆さんの市民の方の大半が、あ、なるほどなど言うような、これは調査をしなきゃならないと思います。その意味におきまして私は今回のこの案件については賛成をさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

続きまして、反対討論。

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

それじゃ、岩江議員同様市民の特に安全であり、心の安寧をもたらすために発言します。

反対討論でございますが、もう端的に言いまして、美作市が滋慶学園との約束事は10億円の補助は行いません、市民の皆様に対する、また議会に対する約束事は3億円以内でおさめますということで、このことはなされたと思っております。市は2億9,900万円ぐらい、その数字は具体的には、だろうと思います。

それともう一つ、鈴木議員言われましたが、竣工の際に浮舟理事長、それ以上に橋本常務理事が言われたのは、議員の皆さんの本当に滋慶学園の誘致に対する思いというものは感じたけれども、それ以上に感じたのは萩原市長の熱意なんだと。皆さん考えてみてください。旧町、6町の中で学園というものを誘致した市長はおりません。それどころじゃなくて近隣の津山市においては作陽音大がなくなる、この後には作陽の問題というものが本当に痛感するとか、もう谷口市長におかれては大変な重圧、さあこれからの津山市はどうなるだろうかと、近隣の美作市にあって私がこう思うわけです。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

わかっています。

もう少し端的に言いますと、今は地方創生の時代でございます。67名の生徒になられたということでございますので、どんどんこれが膨れ上がっていくためには議員のあり方として、来てくださってうれしいんだと、我々も議会活動を通じて何をなすべきかということを考える必要があります。そういう点でこれからの美作を考えることであって、過去には確かに丁寧にわかりやすい説明は執行部にこれからも強く求めていきますが、もう一度言いますと、結論は滋慶学園との約束は10億円でございます。市の持ち出しは3億円以内と、この大きな約束事は守っていると。ただし、これを十分に踏まえて美作市の市政の執行に当たっては本当に注意深く今後取り組んでいただきたいと願っておりますが、このことについては、大所高所から見たときに私はこの特別委員会をつくることには全く反対でございます。

議長（岡本 泰介君）

続きまして、賛成の方の挙手を求めます。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

私も市民の皆さんから今回の決算の不認定について、どうなっとならという質問をたくさん受けるわけです。結局今の段階では市がずっと繰り返し議会の中で言ってきたこと、そして県が言ってきたこと、食い違いが起きて、それがはっきりこうですよという結論が出てないという状況の中で、やっぱり市民の皆さんの問いに対して、具体ははっきりこういう結果で不認定になってるんだと、今後これに対してはどのような解決方法があるんだということの説明ができないんですね。執行部が出してくることに議員の皆さんがもう無条件にこれ賛成するのであれば、もう議員は高額な議員報酬をもらって18人もの議員必要ないわけですから、市民の立場から市の行政に対してしっかりメスを入れ、何が市民の利益になるのかという点検をするために我々議員は存在してると思うんですよ。それを何もかにもごっちゃまぜにして、滋慶学園が成功裏で大原に若い学生がたくさん集ってるから非常に成功なんだと、このことには目をつぶれと、そういうことにはならないと思います。この立場からこの動議に対して賛成の討論をさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

続きまして、反対の方の……

〔「議長、動議なの、動議に対して言うあれなの、動議なの」と呼ぶ者あり〕

動議じゃないです。議案になってますよ。

〔「議案でしょ。動議に対して、訂正したほうがいいんじゃないの。動議に対して反対の賛成のという」と呼ぶ者あり〕

それは倉地議員が間違われたと思うんで。

〔「間違った場合は訂正せんといけん」と呼ぶ者あり〕

倉地議員、そしたら訂正してください。

6番（倉地 重夫君）

私の勘違いで失礼しました。議案に対して賛成の立場から参加しました。

議長（岡本 泰介君）

わかりました。

それじゃ、反対の方ございませんか。

反対の討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成の方はいらっしゃいますか。

重平議員。

7番（重平 直樹君）

いろいろ賛成討論、反対討論聞きました。反対討論の中で今回の動議を出された内容というのが昨年度の決算のことです。余り内容がちよっとかけ離れていきよんで、また勘違いなされないようにと思ひまして、討論させていただきますが、私はこれは絶対必要な岡野鉄舟議員が出された動議だと思います。という事で賛成をいたします。

議長（岡本 泰介君）

続きまして、反対討論ございませんか。

反対の方いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それじゃ、ないようですので、ここで討論を終結したいと思います。

これより採決に入ります。

追加日程第1、「看護師等養成学校誘致事業に関する補助金事務の調査特別委員会設置の動議」について、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成少数。よって、この動議は否決されました。

日程第2 閉会中の継続審査の申し出の承認について

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第2、「閉会中の継続審査の申し出の承認について」に移ります。

議会改革特別委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査終了まで継続審査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。

議会改革特別委員会委員長からの閉会中の継続審査の申し出について、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査の申し出については、これを承認することに決定いたしました。

日程第3 選挙第7号「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙」

議長（岡本 泰介君）

日程第3、選挙第7号「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙」を行います。

この選挙は地方自治法第118条第1項の例により本市議会の会議規則に基づき行いますが、岡山県後期高齢者医療広域連合規約第8条第4項の規定によって岡山県内全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

お諮りします。

選挙結果の報告は会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告は会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

投票は、単記無記名で行います。

それでは、これより投票に入ります。

議場の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

議長（岡本 泰介君）

ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番青山慶議員、2番和田広宣議員を指名いたします。

これより候補者一覧を配付いたします。

〔候補者一覧配付〕

議長（岡本 泰介君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

念のためもう一度申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

お手元に配付いたしました候補者一覧をもとに投票用紙に候補者1名の氏名のみを記載の上、投票をお願いいたします。

なお、白票は無効といたします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長（岡本 泰介君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

議長（岡本 泰介君）

投票箱、異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票を願います。

これより点呼を命じます。

議会事務局長（尾崎 功三君）

失礼します。

それでは、議席番号順に点呼をいたしますので、投票をお願いいたします。

〔点呼・投票〕

議長（岡本 泰介君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

1番青山慶議員、2番和田広宣議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（岡本 泰介君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票中

山本育子君 9票

羽場頼三郎君 4票

浦上雅彦君 2票

美見己智子君 3票

以上のとおりです。

ただいまの選挙結果を岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第8条の規定によって岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の選挙長に報告いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

日程第4 議案第56号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

議長（岡本 泰介君）

日程第4、議案第56号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第56号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

国会議員選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により投票管理者、投票立会人等の報酬の基準額が変更されたことに伴い、同法に基づき算定した額を報酬の額として定めている本条例についても、これを変更するため改正を行おうとするものです。

なお、基本としましては、条例の別表に示された報酬の額を法律に規定された額と同額に改正しようとするのですが、美作市では当日投票所の閉鎖時間の繰り上げを行っている関係上、当日投票所の投票管理者及び投票立会人についてのみ、これまでと同様に時間単価で割り戻し、算定した額を報酬の額にすることとしております。

なお、改正法は令和元年ことし5月15日に公布施行されたものであり、事務手続上、当初の議案上程に間に合わせる事が難しかったことから、やむを得ず追加議案として上程させていただきました。

以上、議案につきまして御説明を申し上げます。

御審議のほどよろしくお願ひいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定しました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第56号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、萩原市長より御挨拶をお願いいたします。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お疲れさまでございます。令和元年6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

慣例に倣い、会期中の動きなどについて報告をいたします。

まず、新聞等でも報道されておりますように本市は東京2020オリンピックの聖火のリレーコースということで選定をされまして、同年2020年5月21日に我々の町美作を聖火が駆け抜けることとなっております。岡山県実行委員会においては7月1日からランナーの募集が開始され、本市からは2名の市民が聖火ランナーに選出される予定となっております。どうぞよろしく願いをいたします。

次に、6月11日から12日には全国市長会が開催をされまして、通常総会で5つの決議がされたわけですが、その会場等におきまして地方創生に深い関心を持つ多くの市長さん方と懇談をすることができました。その中でちょうど5年を迎えるわけでございますけれども、こぞって皆さんがおっしゃったのは、地方創生というのは地域にとっての生き残りだけでなく、日本国全体のためにどうしてもやらなきゃいけないことであるのではあるけれども、国の方針の中で一部揺らぎが見られることを危惧すると、殊に国の出先機関、その他の地方移転については、いわゆる竜頭蛇尾で終わっているのではないだろうかという指摘がありまして、改めて国の機関の地方移転について積極的に、かつ具体的に目標を示して、国において政策を進める必要があるという意見の一致を見、これにつきましては既に決議が終わっておりますので、今後の市長会などに上げていこうじゃないかということで、参加者の意見が一致をいたしたところでございます。

また、在京中に時間がちょっとあいたところでベトナム大使館を訪問をいたしまして、本市のベトナム交流の取り組みを、今までは大阪の総領事館でございましたが、大使ヴァー・ホン・ナム大使にも報告をいたしましたけれども、非常によく話を聞いておられて、美作市はベトナム本国でも地方都市の中では最も有名な町になっていると、地方都市というのは人口10万人以下ということですけども、ということでありまして、大使館としても美作市の取り組みに今後支援、協力を行っていききたいと、できれば一度美作市を訪問したいとのお話がありました。

行政報告でも申し上げましたが、本年度から新婚さんいらっしゃい給付金事業を実施しておりまして、申請件数も先週末の時点で5件で、じわじわと増えておりますが、6月21日の日に初めての支給となるお二組の夫婦の方々に直接給付金をお渡しをして、お祝いを申し上げるとともに、ぜひ広報宣伝に協力していただきたいという話をいたしましたところ、仲間の方々に、これから結婚する方々にぜひこのことはお知らせをしたいというお話を頂戴をして、うれしく思った次第でございます。

近々の行事について二、三、申し上げますが、あさって29日、今週の土曜日ですかね、海田地区で作州草刈りオリンピックを開催いたします。毎年すばらしい技術とチームワークによる競技が繰り広げられておりますけれども、ことしは第6回目ということでございまして、40組弱のエントリーが来ているというふうに考えております。どうぞ御関心を持っていただきますようお願いいたします。

また、8月11日は文部科学大臣賞争奪戦で第51回の宮本武蔵顕彰高等学校剣道大会、これが武道館で開催をされることになっておりまして、ぜひ全国の高校剣士の本当に高い技量、あるいは熱心な動き、ごらんになっていただければと思っております。

ことしは例年に比べて梅雨入りがおくれておりますが、こういうときも昨年7月の豪雨をしっかりと思い出しながら、大雨による災害のことについての準備をしなければならない、そういう決意で考えているところでございます。

そして、大雨ということに関係しますけれども、本議会に提案をいたしております太陽光パネル税条例案につきましては、こういう災害の危険性、これを低減するというを主たる目的としておりまして、早期の実現をしたいところではございますけれども、本日の会議冒頭で議長から御報告があったように特定納税義務者からの意見書が未到達となっており、継続審査ということを決意をいただいた次第であります。

その背景でございますけれども、特定納税者の方々からの質問が結構大量に来ておりまして、これらにつきましては総務省とも協議をしつつ、適切な対応をするため時間を要するという判断をしているという事情が背景にございます。総務省としても全国的に注目されている案件でもございます。後に問題が残らないように丁寧に具体的な対応が必要であるということではございますが、そういう対応をするためには何往復かのやりとりをする等々の必要がございまして、今鋭意職員挙げて取り組んでいる状況でございます。総務省からは当初美作市の職員、こういった作業になれてないんじゃないかという御指摘もあったんですけど、次第になれてきて、市の一番の資産である職員の皆さんの能力の向上にも寄与できればというふうに考えております。

なお、先週の木曜日でございますが、20日の日に自由民主党の再生可能エネルギー推進議員連盟が開催されたと連絡があったわけでございます。その場には議員に参加をされておられる衆参の国会議員十数名と太陽光発電協会という協会があるそうなんです、太陽光発電業者の集まりの理事の方、及びペーカー&マッケンジー法律事務所、この方々は外資系のファンドその他で投資をしておられる方々の弁護をいらっしゃる方々なんですけれども、その方々からの御意見の陳述があったそうであります。灰聞しますところでは、太陽光発電協会からは、全国の自治体に本税が波及することを懸念をしてるんだという点、それから二

重課税で今後の太陽光発電の邪魔になると、こういう論点、それからベーカー&マッケンジーさんのほうでは、アメリカの投資家の日本に対する信頼を裏切ることになるのではないかという論点、それから2番目に、財政難にあえぐ地方都市に相次いで本件が導入され、燎原の火のように全国に広がることは必至であり、このことを懸念するという論点、そして負担が著しく過重であるという論点などが提起されたと仄聞をしているところでございます。

我々としましては、こういった御指摘を踏まえつつも我々の地域、小なりといえども発電するだけの場で終わってはなりません。それが市民の幸せに、あるいは市民が受けとめなければならない負担に対して多少なりとも貢献できるものになければなりません。人口の大小ではなくて、心意気、真面目にこれを実現すべく今後取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員皆様方の御理解を、そして市民の方々の御理解も頂戴をしたいと申し上げておきたいと存じます。

先ほど申し上げましたようにこれから梅雨、その後は大変暑い時期が来ると想定されております。議員各位、並びに市民の皆さんにおかれては御自愛の上で夏を過ごして、健康に秋を迎えていただきたい、このようをお願いを申し上げて、今議会の閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

令和元年第3回6月美作市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶申し上げます。

皆様には5月28日開会以来、本日までの29日間にわたり御熱心に御審議を賜り、適切な御決定によりここに全議案を議了し、閉会する運びとなりました。

市長を初め、執行部各位におかれましては、今定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各委員長報告、今期中に発言されました各議員の意見を尊重していただき、市勢発展、向上のためにより一層の御尽力をいただきますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日もって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

以上をもちまして令和元年第3回6月美作市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時42分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和元年6月25日

美作市議会議長 岡本 泰介

会議録署名議員 山本 雅彦

會議錄署名議員 萬代師一

一般質問【令和元年第3回（6月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1	5番 中山忠明	1. スポーツライミング 2020年東京オリンピック正式種目	①公認競技場建設について 「ボルダリング」「リード」「スピード」 「スケートボード」	84
		2. 美作市内における人口増加をどう していくのか	①美作市内における人口増加をどうしていくのか	86
		3. 林野公民館建設はいつから着手す るのか	①林野公民館建設がどこまで進んでいるのか	87
		4. 民家の解体整備について	①危険家屋を解体するには、どの様な手続をしなければなら ないのか	88
		5. ポンプの訓練は	①ポンプの訓練はいつ、誰が、どこで行うのか	90
2	4番 岡野鉄舟	1. 大阪滋慶学園の看護学校建設に係 る施設整備補助金（1.5億円）及 び当学校の直近の状況について	①平成28年6月22日の岡山県との協議について (1)誰が協議したか（市、学園、県） (2)協議・回答内容 ②平成28年8月4日の岡山県との協議について (1)誰が協議したか（市、学園、県） (2)協議・回答内容 ③平成28年10月5日の岡山県へ補助金の再要望について (1)誰が、誰に要望したか (2)県の回答内容 ④施設整備補助金（1.5億円）を控除しなかった理由 ⑤補助金交付事務の裁量権の濫用又は逸脱があったのでは ないか ⑥日本語学科の開設状況如何 ⑦学科ごとの生徒数、次の状況を尋ねる (1)平成30年度入学の在籍者数 (2)平成31年度入学者数	94

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		2. クアガーデン武蔵の里跡地の新大原保育園（仮称）の建設と武蔵の里の振興について	①平成28年6月議会市長答弁について (1)移転候補地を大原小の隣接地と決めた理由 (2)交渉内容 (3)当該地を断念した理由 ②設計・監理委託契約のプロポーザルの結果はどうなっているか ③建設場所について、保護者会（保護者）にどのような「思い」があると思うか ④今後、武蔵の里の振興をどのように図っていくのか	101
		3. 随意契約について	①平成29年度及び平成30年度の締結状況 (1)件数 (2)見積を徴取した件数 ②平成30年度第2次定期監査指摘について (1)「締結理由に希薄なものが散見された。」とあるが、どんな事例か (2)指摘に対する措置内容はどうか	108
		4. 美作クリーンセンターに関する契約について	①建設時に提案された、20年間の維持管理費数値（第7号様式 表-1及び表-2）が情報公開されない理由 ②美作クリーンセンター長期包括運営業務委託契約について (1)プロポーザル方式（随意契約）ができると判断した根拠は何か (2)審査委員会に学識経験者を入れなかった理由は何か	111
		5. 人口動態とこれに関連するデータ、施策の見直しについて	①18年人口動態報告（総務省発表）について (1)美作市の日本人及び外国人の推移（16年～18年） (2)この推移をどのように分析しているか ②美作市人口ビジョン（平成27年8月作成）について (1)実績数値とのかい離をどう分析するか (2)昨年発表された社人研数値に合わせ、この人口ビジョンを見直しする必要があるのではないか (3)総合戦略の見直しの必要性があるのではないか	115

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
3	16番 日笠一成	1. 作東中央公民館の建て替え計画の 取り組み状況について	①予算計上状況と、検討・実施体制について	119
		2. 農林・水産業、観光業、旅行業等 の活性化対策について	①農林・水産業者、観光業者、旅行業者等とのマッチング による地域の活性化対策について	121
4	11番 萬代師一	1. 内水対策について	①排水用可搬式ポンプの運転操作等について ②本格的な内水対策の取り組みについて	122
		2. 市内416か所ある「ため池」の 管理について	①防災重点ため池の選定基準の見直しについて（改正点と 本市への影響は） ②防災重点ため池の改修等整備事業について （補助対象事業内容、補助率、受益者負担割合、整備計 画、総事業費の概算額） ③新たに成立した「ため池管理法」について （特定農業用ため池とは、防災重点ため池との相違点及び 本市への影響は）	128
		3. 美作市スポーツ医療看護等専門学 校について	①開校以来の各学科の学生数及び教職員等の体制について ②愛の村パーク及び学生マンションの学生利用可能な最大 人数と現在の利用人数 ③日本語学科の募集について ④今後の美作市の取り組みについて	133
5	13番 尾高誉久	1. 美作市公民館の設置、管理及び運 営のあり方及びその他の施設につ いて	①平成28年8月24日の定例教育委員会における協議によ り、市内18館ある公民館の今後の設置、管理及び運営等 のあり方について諮問を受け、社会教育委員会議で協議 し、「美作市公民館の設置、管理及び運営のあり方につ いて」の答申がなされました。この答申により、公民館 活動の推進体制が整備され、公民館が地域の拠点として 機能を十分に発揮し、生涯学習を推進するほか、公民館 と同様に生涯学習の場を提供している施設とも部署の垣	139

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
			根を越えて、横断的かつ有機的に連携・活用し、本市の生涯学習活動がさらに進むことを期待し質問致します	
		2. (仮称) 中国縦貫道美作駅について	①二次交通の結節点としての(仮称)中国縦貫道美作駅の現在と今後について	149
6	8番 安藤 功	1. 保育料無償化に伴う対策について	①改正子ども・子育て支援法が成立したが、それに対する美作市の備えについて	153
		2. 美作市の地方創生と少子化及び人口減少対策・空家対策について	①美作市の出生率の推移はどのようになっているか 移住定住者の推移はどうなっているか 空家率の推移はどのようになっているか それぞれについての今後の対策は	157
		3. 美作岡山道路について	①吉井IC～瀬戸ICが開通したが、残りの未工事部分については今後どうなるか ②北部延伸に関して、鳥取県、智頭町等との協議は今後進めていかれるのか	164
		4. 美作市スポーツ施設について	①スポーツ合宿の受け入れ体制について ②既存の施設で十分足りているか	167
7	10番 山本雅彦	1. 汚水処理施設について	①用途廃止後の公共施設の処理場について、市としての考え方及びその現状について ②民間の処理施設について用途廃止後は市として、どの様に考えているか	171
		2. ゴミステーション及びゴミ袋について	①ゴミステーションの修繕について ②ゴミ袋のサイズの変更について検討は出来ないか	175
		3. 市営バス・スクールバスの停留所について	①各地域における市営バスの運行・停留所について ②各地域におけるスクールバスの運行・停留所について	178

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		4. 高速夜行バスについて	①以前、美作ICと大原ICでの乗車を提案しているが、その進捗状況について	180
		5. 火葬場について	①現状と利用状況及び今後の計画について ②レインボーホールの利用について	182
		6. 市役所での、窓口対応について	①今後増加が予想される外国人への窓口対応について、翻訳機を導入してはどうか	185
8	12番 山本重行	1. 美作市立火葬場の状況と今後の取り組みについて	①市内の火葬場の状況はどのようになっているか ②火葬場の利用状況はどのようになっているか ③近年の火葬場の修繕費の状況について ④今後の市内の火葬場の方向性について	189
		2. 美作市の新庁舎について	①美作市の新庁舎についての取り組みの経過と状況について ②新庁舎に関するアンケートと議会議決と市長の姿勢について	192
		3. 美作市の学校誘致施策について	①美作市スポーツ医療専門学校の各科の今年度入学者と在籍者について ②高等学校美作キャンパスの学生の状況について ③愛の村の学生の宿泊者について ④学校誘致施策を再考すべきでは	196
9	6番 倉地重夫	1. 高齢者福祉に関する要望について在宅介護者に対する24時間の定期巡回・随時対応サービスに取り組まれない	①市の介護を必要とする（要介護3以上）認定者の数は、924人そのうち居宅系サービスの受給者数は、456人と約50%の人が施設入所できず在宅で介護を受けている状況である 被介護者等の対応について24時間の定期巡回・随時対応サービスが必要ではないか	202

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		2. 認知症の早期発見と予防のためのスクリーニング検査を受けるよう推奨することに、そのための助成制度の創設を図ること	①認知症の早期発見と予防のため、血液検査により早い段階での対応により、認知症の進行を遅らせることが出来るとされています	206
		3. 子育て支援の立場から給食費の無償化、高校卒業までの医療費の無償化に取り組んで欲しい	①この項目を取り上げるのは二回目であるが、近隣の市町村に先駆けて、美作市で先進的に取り組んで欲しい	208
		4. 市内、自治会にいろいろな役員、アダプト事業などを委託しているが、高齢化などにより地域に困難な状況が生まれてきつつあるがこれらの対応について	①10軒未満の集落等で役員の引き受け手を可能な人が限られており、一度受けると、毎回同じ人が受けなければならない状態が10年以上継続するなどの事態が起こっている	212
10	17番 内海健次	1. 幼児教育、保育の無償化法実施にむけて	新しい経済政策パッケージである子育て世帯の支援が狙いの幼児教育、保育の無償化法について ①美作市における対象者数 ・3～5歳 ・0～2歳 ②本件についての住民（保護者）説明は ③本件についてシステム改修等の問題はないか ④国と地方の財源について（現況で）	216
		2. 市内にドッグランを設置することを提言します	①ドッグランを市内に設置する必要性は、犬をめぐる事故やトラブルを防止することで、安全性、快適性を確保するとともに飼い主のマナーの向上を図ることで、人と犬とが共存し、にぎわいと楽しさのある地域を実現することにあると考えられます 特に住民間コミュニティが犬を通じて形成されるニーズを重んじ、また市内の観光客に対してもPRできると考えられます 早急な設置を提言します	219

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1 1	3番 岩崎清治	1. 財政運営と2019年度当初予算について	①財政の総点検と当初予算の差違は ②繰入金が増加しているが財源不足の理由は ③来年度以降の財政運営は	222
		2. 滋慶学園の補助金と現状について	①直接的な滋慶学園への補助金、開設準備等の関連費用総額は ②滋慶学園の生徒数、日本語学校の関連は ③国からの補助金が入らない理由と議会答弁	228
		3. 告知放送について	①放送の内容や回数ほどの様に定めているのか ②市民の意見の聴取は	236
1 2	15番 岩江正行	1. 美作市の農林業の未来と展望について	①荒廃した農地、山林の再生にむけての取組、事業計画について尋ねる (イ) 下町圃場整備の現況と取組について (ロ) 耕作放棄地の再生 事業計画を示せ (ハ) 若者が参入しやすい環境の農業・林業の後継者の育つ必要な条件整備 農業林業改革を求めている新しい考えはあるのか (ニ) 農業・林業の再生と効率化事業の取組について具体案を示せ (ホ) 地元木材、農産物の需要と供給、内需拡大所得の安定について尋ねる	237
		2. 愛の村パーク・武蔵の里、指定管理業務委託について	①武蔵の里・愛の村パーク指定管理業務委託の検証と将来に向けての展望について尋ねる (イ) 観光客利用の誘客集客の動向について (ロ) 武蔵の里・愛の村パーク運営改善計画を事業拡大の実現に活かされているのか (経営アドバイザー) 11,180千円 (ハ) 武蔵の里、日本庭園管理・愛の村パーク草刈業務、本館改修工事関連のマニフェスト、財産管理について尋ねる	244

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
			(二) 監査委員は業務管理委託契約、仕様書を現場監査で何を調査したのか 審査の内容について尋ねる	
		3. 自然災害に強い町づくりについて	①2003年12月10日政府の地震調査委員会は山崎断層帯で今後30年以内にマグニチュード7.3程度の地震が発生する確率を最大で0.8と発表 震災対策について尋ねる (イ) 倒壊の危険、老朽化の著しい古い家屋、適切な管理がおこなわれていない空家等が増え防災、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、住民の生命、身体、財産の保護、住環境整備について尋ねる (ロ) 部落差別解消法と実態調査 (ハ) ダム・ため池・河川堤防の老朽化、耐震調査、安全確保は万全か尋ねる (ニ) 土砂災害が起きる可能性の高い傾斜地、危険箇所の点検と対策について尋ねる (ホ) 洪水浸水区域箇所の整備と事業計画について尋ねる	249
		4. 公共交通市民サービスについて	①交通安全と高齢者の自動車運転免許証返納について ②子育て支援、通学バス、市民負担軽減と若者定住について ③腎臓疾患によって透析治療通院の交通費の軽減について	
1 3	7番 重平直樹	1. 公用車について	①管理はどのようにされているのか ②始業前のチェックはどの様にされているのか	259
		2. メガソーラーについて	①ソーラー発電事業における環境保全について	262
1 4	1番 青山 慶	1. 市直営施設の決済方法について	①市直営施設の決済方法について、現金以外の決済方法の導入は考えているか	266
		2. 美作岡山道路沿線の自治体による広域連携について	①美作岡山道路沿線の自治体による広域連携を考えているか	269

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
1 5	2番 和田広宣	1. 子育て世代の支援について	①不妊治療費・不育治療費の助成について	273
		2. 高齢者の見守りについて	①現行の緊急通報装置の設置状況と周知内容について ②LPWA（通信）の概要と進行状況・今後のIoT機器を利用した高齢者の見守りサービスの内容と展望	276
1 6	9番 金谷のり子	1. 風疹について	①風疹が「流行し拡大の恐れがある」との事、妊婦がかかると胎児の目や耳、心臓に障がい起きる「先天性風疹症候群（CRS）」の赤ちゃんが生まれる可能性があります 職場感染が多い中、市民の認識と対策について (1)厚生労働省、国立感染症研究所の風疹に対する動向 (2)発生状況、流行の特徴（感染原因・経路） (3)課題 (4)家庭での対策 (5)職場での対策 (6)美作市・岡山県・厚生労働省の制度	280
		2. 美作市地域福祉計画 第2期（2019年～2023年）について	①美作市地域福祉計画、第2期（2019年～2023年）が美作大学教授 小坂田 稔委員長のもと、公募2名の市民の方を含む21名の委員で、昨年7月から2019年3月28日最終として、策定されました (1)この計画の位置付け (2)計画の策定体制 (3)計画の内容で 第1期との違い (4)計画の推進に向けて 具体的な実施はどのようにするのか (5)計画の進行管理はどのようにするのか	284

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	頁
		3. 行政窓口の相談の連携について	①市民の相談が複合的な困りごとを抱えている場合に、自分の相談したい内容を整理して、適した窓口を訪ねることが困難な場合があります (1)関連部署の連携の方法はどのように行っていますか (2)つなぐシートは導入していますか	289
		4. 園児の散歩について	①いたましい滋賀県での園児をまきこんだ死亡事故があったばかりですが、公園で遊んでいる園児のところに車が突っ込み、保育士さんが大けがを負われました 何処にいても何が起きるのか予測できない現実があります しかし、園児の保育には散歩が必要であり、欠かせないことだと思います どこの園におかれましても、今まで以上に注意されて、散歩されていると思います (1)コースの見直しをされましたか (2)付き添いの先生の人員について	294